

平成27年11月30日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである (18名)

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井 実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである (なし)

3. 会議録署名議員

11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
-----	-------	-----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (33名)

市長	服部彰文	副市長	大木博雄
教育長	下里博昭	総務部長	伊藤好彦
民生部長兼福祉事務所長	伊藤久幸	開発部長	竹川彰
教育部長	八木春美	総務部次長兼財政課長	渡辺秀樹
総務部次長兼秘書企画課長	山口精宏	総務部次長兼危機管理課長	橋村正則
民生部次長兼十四山支所長	松川保博	民生部次長兼児童課長	村瀬美樹
会計管理者兼会計課長	山守修	監査委員長	平野宗治
総務課長	立松則明	庁舎建設室長	伊藤重行
税務課長	山下正巳	収納課長	鈴木浩二
市民課長兼鍋田支所長	横山和久	保険年金課長	佐藤栄一
環境課長	伊藤仁史	健康推進課長	花井明弘
福祉課長	宇佐美悟	介護高齢課長	半田安利

総合福祉センター 所長	村瀬修	農政課長	安井耕史
商工観光課長	羽飼和彦	土木課長	山田宏淑
都市計画課長	大野勝貴	下水道課長	小笠原己喜雄
学校教育課長	水谷みどり	生涯学習課長	安井文雄
図書館長	山田淳		

#### 5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三輪眞士	書記	浅野克教
書記	伊藤国幸		

#### 6. 議事日程

- |              |  |
|--------------|--|
| 日程第1         | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第2         | 会期の決定  |
| 日程第3         | 諸般の報告  |
| 日程第4 報告第1号   | 専決処分の報告について  |
| 日程第5 質問第1号   | 人権擁護委員候補者の推薦について   |
| 日程第6 質問第2号   | 人権擁護委員候補者の推薦について   |
| 日程第7 議案第44号  | 弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等<br>に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について |
| 日程第8 議案第45号  | 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条<br>例の一部改正について                     |
| 日程第9 議案第46号  | 弥富市税条例の一部改正について  |
| 日程第10 議案第47号 | 弥富市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正について                                     |
| 日程第11 議案第48号 | 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について  |
| 日程第12 議案第49号 | 弥富市障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について                                      |
| 日程第13 議案第50号 | 弥富市十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について                                   |
| 日程第14 議案第51号 | 弥富市高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について                                      |
| 日程第15 議案第52号 | 弥富市十四山高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について                                   |
| 日程第16 議案第53号 | 弥富市デイサービスセンターの指定管理者の指定について                                       |
| 日程第17 議案第54号 | 弥富市南デイサービスセンターの指定管理者の指定について                                      |
| 日程第18 議案第55号 | 弥富市介護保険条例の一部改正について   |
| 日程第19 議案第56号 | 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について  |
| 日程第20 議案第57号 | 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第4号）   |
| 日程第21 議案第58号 | 平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）                                       |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

○議長（佐藤高清君） ただいまより平成27年第4回弥富市議会定例会を開会します。

これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、炭窪ふく代議員と山口敏子議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長（佐藤高清君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

第4回弥富市議会定例会の会期を本日から12月21日までの22日間としたいと思いますが、  
御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月21日までの22日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤高清君） 日程第3、諸般の報告をします。

武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律第35条第6項の規定により、  
弥富市長から弥富市国民保護計画の変更が提出されました。

次に、地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果の報告が  
あり、それぞれその写しを各位のお手元に配付しておりますので、よろしくお願いします。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第4、報告第1号を議題とします。

地方自治法第180条第2項の規定により、長に委任した専決処分については、各位のお手  
元に配付しております文書をもって報告にかえさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第5 質問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第5、質問第1号を議題とします。

服部市長に、推薦理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

平成27年第4回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに提案し、御審議いただきます議案は諮問2件でございます。まず諮問第1号の概要につきまして御説明申し上げます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、大谷美成子氏が平成28年3月31日任期満了のため、その後任者として、弥富市四郎兵衛一丁目97番地、大谷美成子氏を引き続き任命したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤高清君） これより諮問第1号の質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております諮問第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りします。

諮問第1号は、市長の推薦のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は市長の推薦のとおり同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（佐藤高清君） 続きまして、日程第6、諮問第2号を議題とします。

服部市長に、推薦理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 続きまして、諮問第2号の概要につきまして御説明申し上げます。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、平野洋子氏が平成27年12月31日任期満了のため、その後任者として、弥富市中山町分水75番地1、平野洋子氏を引き続き任命したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤高清君） これより諮問第2号の質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております諮問第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りします。

諮問第2号は、市長の推薦のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は市長の推薦のとおり同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第44号 弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

日程第8 議案第45号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

- 日程第9 議案第46号 弥富市税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第47号 弥富市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第48号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第12 議案第49号 弥富市障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第50号 弥富市十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第51号 弥富市高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第52号 弥富市十四山高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第53号 弥富市デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第54号 弥富市南デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第55号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第19 議案第56号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第20 議案第57号 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第58号 平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐藤高清君） この際、日程第7、議案第44号から日程第21、議案第58号まで、以上15件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、条例関係議案7件、法定議決議案6件、予算関係議案2件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。議案第44号弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、個人番号の利用に関し必要な事項を定める条例を制定するものであります。

次に、議案第45号弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第46号弥富市税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部改正及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第47号弥富市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正につきましては、保管した放置自転車等を有効活用するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第48号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第49号弥富市障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について、議案第50号弥富市十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について、議案第51号弥富市高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について、議案第52号弥富市十四山高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について、及び議案第53号弥富市デイサービスセンターの指定管理者の指定について、議案第54号弥富市南デイサービスセンターの指定管理者の指定につきましては、弥富市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条の規定に基づき、指定管理者となる団体の選定を終えましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第55号弥富市介護保険条例の一部改正、議案第56号弥富市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第57号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第4号）につきましては、障害者自立支援事業等の扶助費、小中学校修繕等工事請負費の増額等を計上するものであります。

次に、議案第58号平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、5,282万7,000円の増額を計上するものであります。

以上が提案をする議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 議案は関係部長に説明を求めます。

なお、補正予算は総務部長に説明を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 議案第44号弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

2枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。これに基づきまして御説明申し上げます。

1. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当もしくは特別障害者手当または国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給要件に該当する者として認定されている者に対して障害の種類及び程度に応じて支給する手当（以下「特別障害者手当等」という）の支給に関する事務であって規則で定めるものにおいて個人

番号を独自利用するものでございます。

2. 特別障害者手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という）別表第2の第2欄に掲げる事務において同一機関内の複数の事務間で特定個人情報を利用（庁内連携）するものでございます。

3. 他の条例等の規定により書面の提出が義務づけられている場合において、庁内連携により当該書面と同一の内容の情報を照会できるときは、当該書面の提出があつたものとみなすものでございます。

4. この条例は、平成28年1月1日から施行するものでございます。ただし、第4条第2項ただし書き及び第3項ただし書きの規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行するものでございます。

次に、議案第45号弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

7枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。これに基づきまして御説明申し上げます。

1. 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「一元化法」という）の施行により、共済年金が厚生年金に統合されることに伴い、旧共済組合員期間を有する者が一元化法の施行日以後に新規裁定される場合は、原則として厚生年金が支給されることとなるため、地方公務員災害補償法施行令の一部改正が行われたことに準じ、次のとおり必要な改正を行うものでございます。

(1)一元化法附則第41条第1項及び第65条第1項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金（追加費用対象期間のある共済年金）については、厚生年金として調整の対象とするものでございます。

(2)その他必要な規定の整備を行うものでございます。

2. この条例は、公布の日から施行し、改正後の弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、平成27年10月1日から適用するものでございます。

次に、議案第46号弥富市税条例の一部改正について御説明申し上げます。

15枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。これに基づきまして御説明申し上げます。

1. 地方税法の一部改正により条例で定めこととされた徴収の猶予制度及び換価の猶予制度に係る事項について、次のとおり規定の整備を行うものでございます。

(1)猶予をする場合には、当該猶予をする金額を当該猶予をする期間内において、当該猶予を受ける者の財産の状況その他の事情から見て合理的かつ妥当なものに分割して納付し、

または納入させるものでございます。

(2) 猶予を受けようとする金額が100万円以下である場合、猶予を受けようとする期間が3ヶ月以内である場合または担保を徴することができない特別の事情がある場合については、担保の徴取を不要とするものでございます。

(3) 徴収の猶予及び申請による換価の猶予に係る申請書の記載事項及び添付書類並びにこれらの書類の補正期間、職権による換価の猶予に係る提出書類並びに申請による換価の猶予に係る申請期限について、定めるものでございます。

2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、納税義務者が提出する申請書等の記載事項に個人番号及び法人番号を追加するものでございます。

3. この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。ただし、一部については、公布の日または同年1月1日から施行するものでございます。

次に、議案第47号弥富市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、改正文、その後の新旧対照表をごらんください。

第13条第1項中「公示」を「告示」に改め、同条第2項中「公示の日から規則で定める期間」を「告示の日から起算して6月」に、「当該自転車等を」を「保管した自転車等を」に、「廃棄等」を「売却、廃棄等」に改めるものでございます。

今までの条例では、廃棄のみで売却ができなかつたため、売却できるよう改正するものでありますと、同時に、現行の条例には「公示」と「告示」が混在しているので、「告示」で統一するものでございます。

次に、議案第48号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について御説明申し上げます。

15枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。これに基づきまして御説明申し上げます。

こちらの議案第48号につきましては、先ほど御説明させていただきました議案第45号弥富市議会の議員のところの改正文とよく似ておりますが、一部違っておりますので、御説明をさせていただきます。

1. 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「一元化法」という）の施行により、共済年金が厚生年金に統合されることに伴い、旧共済組合員期間を有する者が一元化法の施行日以後に新規裁定される場合は、原則として厚生年金が支給されることとなるため、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正が行われたことに準じ、次のとおり必要な改正を行うものでございます。

(1)一元化法附則第41条第1項及び第65条第1項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金（追加費用対象期間のある共済年金）については、厚生年金として調整の対象とするものでございます。

(2)第18条の2に規定する公務上の災害に係る年金たる損害補償が支給される場合については、従来の調整率と異なる調整率を用いるものでございます。

(3)その他必要な規定の整備を行うものでございます。

2. この条例は、公布の日から施行し、改正後の弥富市消防団員等公務災害補償条例の規定は、平成27年10月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 次に、伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 続きまして、議案第49号弥富市障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

この指定を行うのは、地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を指定するものでございます。

なお、議案第50号から第54号までも同様でございます。

第49号について、施設の名称、弥富市障害者生きがいセンター。指定管理者となる団体、弥富市鯉浦町上本田95番地1、社会福祉法人弥富市社会福祉協議会。指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

この案を提出するのは、弥富市障害者生きがいセンターの指定管理者を指定するために必要であるからでございます。

1枚めくっていただきまして、議案第50号弥富市十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について。

施設の名称、弥富市十四山障害者生きがいセンター。指定管理者となる団体、弥富市鯉浦町上本田95番地1、社会福祉法人弥富市社会福祉協議会。指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

この案を提出るのは、弥富市十四山障害者生きがいセンターの指定管理者を指定するために必要であるからです。

1枚めくっていただきまして、議案第51号弥富市高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定についてでございます。

施設の名称は、弥富市高齢者生きがいセンター。指定管理者となる団体は、弥富市鯉浦町上本田95番地1、公益社団法人弥富市シルバー人材センター。指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日までです。

この案を提出るのは、弥富市高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定をするために

必要であるからです。

1枚めくっていただきまして、議案第52号弥富市十四山高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について。

施設の名称といたしまして、弥富市十四山高齢者生きがいセンター。指定管理者となる団体、弥富市鯉浦町上本田95番地1、公益社団法人弥富市シルバー人材センター。指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

この案を提出するのは、弥富市十四山高齢者生きがいセンターの指定管理者を指定するために必要であるからでございます。

1枚めくっていただきまして、議案第53号弥富市デイサービスセンターの指定管理者の指定についてでございます。

施設の名称、弥富市デイサービスセンター。指定管理者となる団体、弥富市大藤町5番地3、社会福祉法人弥富福祉会、これは輪中の郷でございます。指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

この案を提出するのは、弥富市デイサービスセンターの指定管理者を指定するために必要であるからでございます。

1枚めくっていただきまして、議案第54号弥富市南デイサービスセンターの指定管理者の指定について。

施設の名称は、弥富市南デイサービスセンター。指定管理者となる団体は、弥富市大藤町5番地3、社会福祉法人弥富福祉会。指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

この案を提出るのは、弥富市南デイサービスセンターの指定管理者を指定するために必要であるからです。

続きまして、議案第55号弥富市介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

この条例を一部改正するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定等に伴い必要があるからでございます。

2枚めくっていただきたいと思います。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。アンダーラインの部分をごらんください。

第9条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」に改める。

第10条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、次のページの同項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改めるものでございます。

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

続きまして、議案第56号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

この条例を一部改正するのは、行政手続における特定の個人の識別をするための番号の利用等に関する法律の制定等に伴い必要であるからでございます。

2枚めくっていただきたいと思います。

新旧対照表をごらんください。アンダーラインの部分をごらんください。

第23条の3第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）」に改めるものでございます。

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 次に、伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 議案第57号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ2億2,518万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を149億5,884万8,000円とするものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、国庫負担金の生活保護費負担金4,500万円、障害者自立支援給付費負担金3,935万円、財政調整基金繰入金8,342万6,000円を増額計上するものであります。

次に、歳出予算の主な内容といたしましては、民生費におきましては、障害者自立支援事業の介護給付費・訓練等給付費7,736万6,000円、保育所管理運営事業の臨時職員賃金、保育士でございますが、2,500万円、生活保護事業の医療扶助費6,000万円、教育費におきましては、小学校管理運営事業の小学校修繕等工事請負費1,080万円であります。

次に、議案第58号平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、保険事業勘定において、介護施設等整備事業費補助金等を計上し、歳入歳出予算の総額を27億9,490万7,000円とするものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤高清君） お諮りします。

本案15件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案15件は継続議会で審議することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会

とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時33分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 議員 炭 竈 ふく代

同 議員 山 口 敏 子



平成27年12月9日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである (17名)

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 伊藤勝巳  | 2番  | 川瀬知之 |
| 3番  | 鈴木みどり | 4番  | 那須英二 |
| 5番  | 三宮十五郎 | 6番  | 早川公二 |
| 7番  | 平野広行  | 8番  | 三浦義光 |
| 9番  | 横井昌明  | 10番 | 堀岡敏喜 |
| 11番 | 炭竈ふく代 | 12番 | 山口敏子 |
| 13番 | 小坂井 実 | 14番 | 佐藤高清 |
| 15番 | 佐藤 博  | 16番 | 武田正樹 |
| 17番 | 伊藤正信  |     |      |

2. 欠席議員は次のとおりである (1名)

|     |     |
|-----|-----|
| 18番 | 大原功 |
|-----|-----|

3. 会議録署名議員

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 13番 | 小坂井 実 | 15番 | 佐藤 博 |
|-----|-------|-----|------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (33名)

|              |      |              |      |
|--------------|------|--------------|------|
| 市長           | 服部彰文 | 副市長          | 大木博雄 |
| 教育長          | 下里博昭 | 総務部長         | 伊藤好彦 |
| 民生部長兼福祉事務所長  | 伊藤久幸 | 開発部長         | 竹川彰  |
| 教育部長         | 八木春美 | 総務部次長兼財政課長   | 渡辺秀樹 |
| 総務部次長兼秘書企画課長 | 山口精宏 | 総務部次長兼危機管理課長 | 橋村正則 |
| 民生部次長兼十四山支所長 | 松川保博 | 民生部次長兼児童課長   | 村瀬美樹 |
| 会計管理者兼会計課長   | 山守修  | 監査委員長        | 平野宗治 |
| 総務課長         | 立松則明 | 庁舎建設室長       | 伊藤重行 |
| 税務課長         | 山下正巳 | 収納課長         | 鈴木浩二 |
| 市民課長兼鍋田支所長   | 横山和久 | 保険年金課長       | 佐藤栄一 |
| 環境課長         | 伊藤仁史 | 健康推進課長       | 花井明弘 |

|            |        |        |         |
|------------|--------|--------|---------|
| 福祉課長       | 宇佐美 悟  | 介護高齢課長 | 半田 安利   |
| 総合福祉センター所長 | 村瀬 修   | 農政課長   | 安井 耕史   |
| 商工観光課長     | 羽飼 和彦  | 土木課長   | 山田 宏淑   |
| 都市計画課長     | 大野 勝貴  | 下水道課長  | 小笠原 己喜雄 |
| 学校教育課長     | 水谷 みどり | 生涯学習課長 | 安井 文雄   |
| 図書館長       | 山田 淳   |        |         |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |       |    |       |
|--------|-------|----|-------|
| 議会事務局長 | 三輪 真士 | 書記 | 浅野 克教 |
| 書記     | 伊藤 国幸 |    |       |

6. 議事日程

|      |            |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問       |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

会議に先立ちまして、報告いたします。

西尾張CATVより、本日及び明日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。

よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

なお、大原功議員から本日の会議の欠席届が出ておりますので、報告いたします。

質問、答弁される皆さんには、努めて簡潔・明瞭にされるようお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、小坂井実議員と佐藤博議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず平野広行議員、お願いします。

○7番（平野広行君） おはようございます。

7番 平野広行。

通告に従って質問します。

早いもので、きょうが1期目最後の一般質問となりました。この4年間で3回もトップでの質問ができるに大変感謝し、また運の強さを感じております。

今まで行ってきた一般質問の中で提案しました施策が、採用されたものもあれば、採用されなかったもの、いろいろありますが、1期目最後の議会に臨み、いま一度原点に戻り、地域の課題について質問したいと思います。

平成21年3月に、弥富市の今後10年間のまちづくりの指針として第1次弥富市総合計画が策定され、それに基づき本市の将来像や土地利用を明らかにすることを目的に、都市計画マスタープランが機会の議決を経て定められました。計画の期間としては、平成21年度からのおおむね10年間を計画期間としておりますが、土地利用や都市計画にかかわるさまざまな情勢の変化、市民のまちづくりに関する意向の変化等を考慮しながら、見直しを行うこととなっております。

弥富市都市計画マスタープランは、都市全体の将来像や土地利用及び都市施設のあり方を示す全体構想編と、地域ごとの将来像やまちづくりの考え方、取り組みの方策等を示す地域別構想編で構成されますが、きょうは弥富市を北部、中部、南部の3つの地域に区分した地域別構想に沿って質問いたします。

マスタープランの策定に際し、市民ワークショップ会議が開催され、それぞれの地域のまちづくりの課題と解決策を検討し、整理しました。まず北部地域ですが、北部地域は、鉄道や幹線道路、主要な公共施設が集中し、住居系の市街地を形成し、本市の約75%の人口を占める地域であります。市民ワークショップ会議における課題としては、まず第1に駅前整備が上げられており、JR、名鉄、近鉄弥富駅の統合一本化、弥富駅周辺の整備、周辺生活道路の整備等が上げられています。しかしながら、駅前整備については、以前市が行った試算では三十数億円という予算が必要であり、中期財政計画のもと、一度は凍結するとの方針が示されました。ところが、ことしの9月議会において、住民の皆さんの利便性を考慮したJR・名鉄弥富駅の自由通路及び橋上駅舎化の整備を平成32年度末完成に向けて取り組むとの方針が示されました。非常に喜ばしいことですが、ぜひ実行していただきたい事業でありますが、先回、財政上の問題から凍結した経緯からして財政上問題点はないのか、順次質問いたします。

まず最初に、予算が三十数億円から20億円前半の金額になったと聞いておりますが、これは事業内容がどのように変更されたことによるものなのか、まず伺います。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） おはようございます。

平野議員の御質問に答弁申し上げます。

弥富駅周辺整備計画につきましては、平成22、23年度に、JR・名鉄弥富駅北口広場から中央駅前広場、そして近鉄弥富駅南口広場を自由通路で結ぶ弥富駅周辺整備基本構想（案）を策定いたしました。平成24年度には、この基本構想のうち、事業効果を早期発現するため、JR・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化整備を先行する形での基本計画を概算事業費三十数億円で進めておりました。本年9月議会でお示しした整備方針では、20億円前半の事業費として説明させていただいております。

見直した内容としましては、自由通路及び階段部の幅員を狭小化、駅舎部面積及び通路部の狭小化、エレベーターを自由通路と駅舎で共用することによる減数、仮跨線橋及び仮ホームを必要としない計画、通信施設等の影響を極力抑えた施設配置等により、全体的にコンパクト化したことにより事業費が変更となったものでございます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今、部長から説明がありましたように、ざっと大まかに言えば、コン

パクト化したと、それに基づく事業費の減少ということによろしいですね。

次に、財政上の問題について順次質問します。

まず起債についてですが、この事業は合併推進債を利用することはできるのかできないのか、まずこの点について伺います。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

合併推進債の利用についてでございますが、本事業につきましては、合併推進債の利用はすることができません。駅の自由通路につきましては道路に該当いたしますが、道路に関しましては、その要件が合併の対象市町村相互間の道路・橋梁等の整備事業となっており、弥富市内にあるJR・名鉄弥富駅の自由通路に関しましては対象とならないためございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今、課長から答弁がありましたが、この事業は合併推進債を利用することができない、そういう事業であるということですね。

そうしますと、財源はどのようになるのか、その内訳を伺います。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

財源の内訳につきましてでございますが、自由通路に関しましては、国の交付金であります社会資本整備総合交付金の活用を予定しております。また、その交付金対象経費で交付金以外の市負担の部分につきましては、充当率90%の公共事業等債という起債の充当を予定しております。そのほか交付金の対象とならない駅舎部分等につきましては、JRの負担金を除き、充当率75%の一般単独事業債という起債で充当し、起債で充当できない部分につきましては、基金を活用していくと考えております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 起債で充当できない分については、財政調整基金を活用していくということですが、金額的にどれぐらいの金額を予定されているのか、伺います。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） 総額が20億円前半ということでございますので、起債の充当率から計算いたしますと、4億円以上は取り崩しが必要になると想定しております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 本市の場合、財政調整基金は約20億円で、ここ数年推移しております。この先、財政調整基金の積み立てということは難しいと思います。今後の新庁舎建築も視野に入れて、なるべく基金を取り崩さないような財政計画を要望し、次の質問に移ります。

次に中期財政計画ですが、この自由通路整備事業が行われることによって、平成26年に作成された中期財政計画、これは平成27年から31年にかけての5年間のものですが、これとはかなり違ったものになってくると思います。26年の中期財政計画では、市債の借り入れ最高額が29年度におきまして27億8,890万円、公債費の支出は31年度におきましては12億7,770万円とありますが、27年に作成される中期財政計画では、これらはどのように変わってくるのか、お伺いします。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

今後の予想でございますが、借り入れにつきましては、平成30年度に約32億円の借り入れがあるのが最大となり、公債費につきましては、平成29年度に約12億円となるのが最大となる見込みでございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） そうしますと、新庁舎の建築の時期との関係もありますが、現状では平成30年度で5億円ほどアップするわけですが、自治体の財政の健全化を示す指標の一つであります実質公債費比率ですが、ことしの9月議会で課長から説明されたときは、平成26年度は7.0%でした。これが28年度以降、最大でどれぐらいになると予想されているのか、伺います。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

単年度の数値でいきますと、平成29年度に最大で7.3%になる見込みでございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 7.3%と課長は今お答えになりましたが、私はもう少し高い値になると思っておりましたので、ちょっと安心をいたしました。

近隣市町村の実質公債費比率がホームページ上で公表されておりますが、平成25年度において愛西市が5.4%、あま市が6.4%、津島市が10.8%、稻沢市が8.0%、蟹江町が6.4%、飛島村が1.8%、そして本市とよく似た規模の岩倉市が8%、高浜市が6%となっております。本市の場合、平成21年度が6.9%で、26年度が7.0%ということで、ずっと横ばいの状態で順調に来ております。今後、新庁舎の建築もありますが、最大でも7.3%ということで、近隣市町村と比較しても問題はないと思われます。したがって、JR・名鉄弥富駅の自由通路整備事業は、財政上問題ないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 財政計画につきまして中期計画を策定しておるわけでございますが、この平成27年という中で見通したときの修正版を今議会の中で、全員協議会等でまたお示し

させていただきたいと思っておるところでございます。

財政の健全化というのは、大きく指標といたしましては2つの指標があるわけでございます。1つは公債費、いわゆる借金、元本をどうきちっと返していくかということに対する公債費の比率が1つでございます。そして、社会保障と言われる医療、介護、福祉、そういったような扶助費、義務的な経費に対する経常収支、こういったものに対しての数字をしっかりと押さえていくということが大変大事だらうと思っております。公債費の比率が15%以上になったら黄色、赤信号であろうと思っておりますし、それから経常収支が100%を超えるというようなことがあってはならないという中で、しっかりと財政計画を見詰めながら、さまざまな事業を推進していくということが正しいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 市長から答弁をいただきまして、財政上問題ない、そういったふうに理解しておきます。

計画に異を唱えるつもりは全くありません。あとは限られた財源の中で、利便性のある自由通路整備事業に向けてしっかりと取り組んでいただくことを期待し、次の質問に参ります。

次は中部地域についてであります。

中部地域は、全域が市街化調整区域であり、人口は約17%を占め、圃場整備により整備された農用地を初め、本市の地場産業である金魚の養殖地と緑豊かな土地利用が広がっております。全域が市街化調整区域であるとともに、農業振興地域に指定されております。また、三ツ又池公園、海南こどもの国等、市民の憩いの場となる広域的な公園が整備されており、ワークショップ会議では、無秩序な開発の抑制、計画にない開発の規制、これ以上の道路整備の抑制、金魚養殖池の維持等が上げられております。住宅地としての静けさ、雰囲気、自然、緑の豊かさ、美しさが満足度の上位を占め、開発抑制の考え方が多数を占めている地域であります。

私は、この地域の発展には、この地域に農業の6次産業化の拠点を設けてはどうかと思います。そこで、まず6次産業というものはどんなものかといつて少し説明させていただきます。

1次産業である農産物の生産だけでなく、それを加工し、販売する2次産業、そして販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービス等の3次産業に踏み込むこと、当初はこの1次、2次、3次を足して6、あるいはまた掛けて6になるということから6次産業と名づけられました。

2010年に6次産業化法が成立し、6次産業化が1次産業の振興や地域活性化を図る方策として進められており、また6次産業化はTPPに屈しない日本の強い農業をつくるためにも必須だと言われております。農家レストラン、農産物直売所、体験農園等、6次産業化が大

きな流れになっております。目的は、農家の経営を多角化し、収益率を高めることにあります。6次産業化を進めるに当たっては、メリット・デメリット両面があるわけですが、その点についてどのように捉えてみえるのか、まずお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） お答えします。

最初に6次産業化のメリットでございますけれども、まず収入が安定するということが考えられると思います。まず、1次産業であります農業の収入は、農作物を市場に卸すことで得られますが、天候不順により不作になったり、豊作過ぎて生産調整を行わなければならなくなったりというように、自然と市場原理に収入のほうが左右されるということだと思います。

しかしながら6次産業の場合は、農作物をそのままではなく、調理、加工、パッケージングして販売することができるので、市場への卸価格に左右されることなく安定した収入が得られると思われます。また、コストを削減できることが考えられます。原料の生産・加工・流通までが一本化されるため、流通コストが削減でき、価格が抑えられ、消費者にとってもメリットになります。

次にデメリットでございますけれども、多額の資金が必要になるということが考えられます。工場や店舗を用意し、従業員を雇用するための経営資金、設備投資費用、また宣伝するための費用など、多額の資金が必要となります。それと、また運営していくためには法人化の検討も必要になってまいります。自分の家族、親族だけで運営するのではなく、農作物と商品の品質管理や、工場での製造員や直営店での販売員など、そういった勤めてくれる人の人材雇用ということが必要になってくると考えております。

以上が、メリット・デメリットだと考えております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 私もいろいろ調べました。メリットとしては、収入の安定が第1ですね。それから、作物のブランド化ができるわけですね。そうしますと、高価格での販売ができる。こういったメリットがあります。

デメリットとしては、今おっしゃったように、1人ではできません、個人ではね。どうしても法人化が必要になります。法人化が必要になれば、工場等いろんな設備投資をしなければなりません。多額の資金が必要と。こういったところがデメリットでないかなあと私も思っております。

このような6次産業化企業の設立に向けて、じゃあ市としてはどのような支援を考えてみえるのか、伺います。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 現在、6次産業化に向けました取り組みに対する支援としましては、国・県・市それぞれ行っている状況でございます。

国は、新商品の開発、製造、販路開拓、ワークショップの開催等の取り組みや、必要となる加工や販売施設等の整備に対しまして、6次産業化ネットワーク活動交付金という金銭的支援を行っております。

県におきましては、愛知県6次産業化サポートセンターが、6次産業化に取り組もうとする農業者へ6次産業化プランナーを派遣しまして、事業計画の策定支援、新商品開発の助言、経営アドバイス、6次産業化に関する情報提供を行っております。

それで市としましては、国や県のサポートの紹介や橋渡しを行いまして、また市を中心となつて地域の農業者、商工業者、JA等が参加する6次産業化推進協議会を設置し、6次産業化に取り組まれた方が6次産業化を推進するために地域ぐるみで取り組める方策を検討できるような場を設けております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） ありがとうございました。

私もこの支援について、ちょっと視察といいますか、先日、鍋田地区の農地防災対策事業協議会と鍋田土地改良区で、米子市にありますポンプメーカーの鶴見製作所の米子工場、ここではちょうど末広第2排水機場のポンプのオーバーホールが行われているところでして、研修に同行したわけですが、そのとき、近くの境港市、ここは先日亡くなられた「ゲゲゲの鬼太郎」で有名な水木しげるさんのふるさとですが、そこにある岡野農場という大根の栽培農場を見学しました。干拓地ですが、大根を90ヘクタール栽培し、加工してローソンにおでん用として販売しているとのことでした。年商6億円ということで、まさに6次産業そのものであります。後日、境港市の担当の方と一度お話をさせていただきましたが、今言われたように、国・県の補助制度をいろいろ紹介して、その活用方法について全面的にサポートをしていると言ってみました。

本市としても、6次産業を目指す企業に対して全面的なバックアップをし、全国から注目を浴びるような農業法人を育てていくことを期待しておりますが、この点につきまして市長の考えを伺います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員に御答弁申し上げます。

農業を取り巻く環境というのは、いつも言っておるわけですけれども大変厳しい。そして、TPPへの大筋合意という形の中においては、諸外国とのこれから競争に対して大変な厳しさというものがより一層加わってくると思っております。これらにどう立ち向かうかということについては、守りの農業から攻めの農業という形の中での一層の知恵と技術革新とい

うことが叫ばれるわけでございます。

今回、ＴＰＰの大筋合意ということに対して、どのように日本の農業に対して、その政策を打っていくかということに対して、国のはうが政策大綱を示しております。一つは、より競争力の向上を図っていく。一つは輸出の振興を図っていく。品質のいいおいしい日本の食料品というものを諸外国に売っていく。あるいは、先ほどから話がございます6次産業化へということに対する農業所得の安定化対策をしていく。もう一つは、食の安全ということに対して、より一層厳しく取り組んでいく。そういったことが、国の今回のＴＰＰにおける私は政策大綱ではないかなあと思っております。そういった形の中で、6次産業化へのアプローチということについても、先ほども言っておりますように、農業所得の安定化対策ということについては、非常に重要な施策であろうと思っております。

今、私どもは、まち・ひと・しごと地方創生総合戦略というものを、その素案を立てておるわけでございますが、この素案につきましては、現実的な形としては、地方創生の一つの総合戦略としては、来年の2月の下旬に皆様方にもお示しをさせていただきたいわけでございますが、その中で農水産業への振興という状況で、この6次産業化ということについても触れておるわけでございます。現在、弥富市といたしましては、平成26年、ある意味ではその件数は非常に少ないわけでございます。具体的な数字を言いますと、1件ないし2件ということになるわけです。バラを使った素材でドレッシングをつくり、あるいはジャムをつくりつみえる、こういった形で6次産業化に努力していただいている農家の方もあります。あるいは十四山地区におきましては、自分たちで契約栽培をされたキャベツ等を加工して製品化していくというようなことがあるわけでございますが、この地方創生の総合戦略の中で、平成31年には、こういったような6次産業化に対して4件か5件ほど、そういったようなものができるかという形の中で、これから努力してまいりたい、あるいは農家の方としっかりと話し合いをしていきたいと思っておるわけでございますが、いずれにしても6次産業化ということについては、そんな簡単なものではない、容易なものではないということを強く思っておるわけでございます。

要するに、私どもの弥富市で生産される野菜、あるいはフルーツ、そういったようなものに対して、その農産物を生かしていただく協力会社という形の中で物をつくっていく、いわば仕様書発注というような形の中で製品化していくことが一番望ましいだろうと思っております。ある種のOEM手法ということがあるわけでございますけれども、こういった形で弥富の農産物の素材を使っていただくことによって、加工し、生産をしていただく会社に対して契約していく。こういうような形のものが望ましいのではないかと思っております。

いずれにいたしましても、6次産業化を進めることによって、農業の可能性を広げたり、あるいは先ほどから言っております農業所得の安定化対策ということについては大変重要だ

ろうと思っております。行政といたしましても、それぞれの皆様方に対して、より一層この辺のところについてもお話を聞かせていただき、そしてまた我々としては補助等の検討もしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 市長、今おっしゃいましたが、これからやはり守りじゃなくて攻めの農業をやっていかなければなりません。そして、収益の安定、こういったためには、どうしても今までどおりじゃダメですので、6次産業化を進めていかなければならない。そのためには、いろいろ支援ですね、市の支援をしっかりととしていただいて、そういう設立を目指す方をフォローしていただきたい。こういうことを強く要望して、次の質問に入ります。

次に、南部地域について質問いたします。

南部地域は、名古屋港の一翼を担う鍋田埠頭を抱えた臨海工業地帯と農地が広がる田園地帯から成り、市に占める面積は42%ありますが、人口は約7%しかありません。マスタープランの中では、農業の維持や自然環境の保全と新たな物流・製造業の集積を共存したまちづくりが必要であると述べられております。

物流・製造業の集積を目指し、末広地区66ヘクタール、八穂地区35ヘクタールが、ものづくり産業地として位置づけられましたが、まず最初に、この地域をものづくり産業地として位置づけた理由から伺います。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 南部地域は人口も少なく、豊かな自然や優良な農地が広がる田園地域と、重要港湾であります名古屋港臨海部の工業系市街地で形成されております。また、伊勢湾岸道路を初めとする道路ネットワークを生かした物流・製造業の集積が進んでいることから、さらなる産業立地の拡大などが望まれておりました。

そこで、既存の産業集積の機能拡張・拡充を踏まえ、ものづくりの拠点として、工業系市街地に隣接する地区、臨海部の背後地に位置する地区、先ほど議員言われました八穂地区、末広地区を位置づけております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 鍋田埠頭を中心に、流通産業の集積地として開発が現在も進んでおります。そして、また一方では、川崎重工を中心とした航空宇宙産業の進展とともに、企業の集積地としての開発も進んでおりますが、計画から5年が経過した現在、これら今言いました末広・八穂地区の開発行為はいまだに行われておりません。この件については、地域住民の方と考えの相違があるように思われますので、今後の見通しについて、具体的な進行手順について順次質問いたします。

まず、末広地区、八穂地区、どちらも農業振興地域内にある優良農地であります。開発行

為を行うに当たっては、県企業庁が示す開発要件をクリアしなければならないと理解しておりますが、それでは県企業庁の開発要件とは何か伺います。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 現在、企業庁より示されております開発要件は6項目ございます。まず1つ目としまして、地区計画が定められていること、または定められる見込みがあること。2つ目としまして、用地取得の見込みがあること。3つ目としまして、廃棄物の埋設及び土壤汚染がないことの確認がされていること。4つ目としまして、資金計画上支障がなく、かつ採算が確保できること。5つ目としまして、企業立地の確実な見通しがあること。6つ目としまして、市の積極的な協力が得られること。以上、6項目でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今、答弁がありました6項目の中で、まず1番目出てくるのが、地区計画が定められていること、または定められる見込みがあることとありますが、じゃあこの地区計画とは一体どのようなものなのか、伺います。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） まちづくりは、都市計画法による区域区分や用途地域、建築基準法等により規制され、まちが形成されています。地区計画は、一定の地区を対象に、さらにその地区的実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度となっております。具体的には、道路・公園といった施設の配置及び規模に関する事項や建築物の形態・用途・敷地等に関する事項を総合的な計画として定め、開発行為や建築行為をこれに基づいて規制・誘導することにより、地区の特性を生かした良好なまちの整備を図ろうとするものでございます。

ものづくり産業地として位置づけた八穂・末広地区は、議員も言われましたように市街化調整区域であります。平成18年の都市計画法の改正によりまして、開発許可制度が見直しされ、市街化調整区域における開発許可等は、地区計画——これは市の決定となりますけれども——に定められた内容に適合する場合に許可できる基準によることとなりました。本地区で企業庁が開発をする場合においても、市街化調整区域内地区計画を定める必要があり、工業系の地区計画を立てることになります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 基本的には、この地域計画というのは市が定めるものであって、決定権者は市であるということでよろしいでしょうか。よろしいですね。

先ほどの答弁がありましたように、住民の合意に基づいて、それぞれの地区的特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画であると定められているわけですが、この住民の合意とは、その地権者全ての合意がなければ、たとえ一人でも反対があればだめということでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 市街化調整区域内の地区計画を定めるに当たりまして、愛知県との協議の段階で、法定ではありませんが、全ての土地の所有者等の同意が必要となります。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） これは、2番目に言わされた用地の取得見込みがあるということに該当するというわけですね。

○議長（佐藤高清君） 開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 企業庁の開発要件の用地取得の見込みにつながると考えております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） じゃあ、次に3番目の廃棄物の埋設及び土壤汚染がないことの確認がされていることとありますが、仮に廃棄物があった場合、それは地権者の責任において除去すれば、開発要件を満たすということでよろしいですね。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 土地の所有者等の費用、責任において、それを除去、撤去されるということであれば、要件は満たされると考えております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 次に、例えば末広・八穂地区以外で、地権者が合意して土地の確保ができた場合、その地域において地区計画は立てられるのか、伺います。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 末広・八穂地区以外でということでよろしいですね。

○7番（平野広行君） そうです。

○開発部長（竹川 彰君） 市街化調整区域に工業系の地区計画を定めるに当たりましては、基本的事項としまして、弥富市都市計画マスタープランに土地利用が明示されているということが第1に必要となります。

また、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域でありますので、地区計画を定める周辺において、いたずらに開発を促進することがないよう適切に規制・誘導しなければならないとなっております。

対象地区の要件としましては、高速道路のインターチェンジや幹線道路等の既存ストックの活用ができることや、地区面積が原則5ヘクタール以上のおおむね整形な区域で、道路、水路、緑地等、公共施設整備が確実な区域であること、防災上、これは湛水、津波、高潮等ですけれども、危険な区域や農業振興上開発が望ましくないと見込まれる農用地を含まないというような条件がございます。したがいまして、地権者の合意のほか、これらの要件を満

たす場合に地区計画が可能となると考えております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 地区計画というものは、ほかの地域においても、今、工業系ですが、工業系だけでなく、住居系でも建てられるということですが、現状としてはなかなか厳しいということで、現状では計画どおり、末広・八穂地区での開発を優先して順次進めていくということでよろしいですね。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 市としましては、現都市計画マスタープランに沿って優先的に進めしていくという考え方でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） それでは、これらの地域において現在どのような状況なのか、進捗状況について伺います。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 市では、ものづくり産業地のうち、八穂地区の一部を優先的に企業庁による土地造成事業を要望しておるところでございます。現在、企業庁の開発要件のうち3番目に当たります廃棄物の埋設の有無について、11月末より土地所有者及び農作業のオペレーターの協力のもと、耕作の合間に試掘し、順次確認作業を行っているところございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 八穂地区においては、八穂クリーンセンターの建設に際し、地域の方々とさまざまなことを協議され、地域の方に大変協力していただきまして建設をされた経緯があります。また、その協議を通じて、先ほど言わされましたものづくり産業地としてマスタープランに計画された地域であります。今後の開発の進め方について、今おっしゃられましたが、もう一度開発の進め方について伺います。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 本年2月の意向調査では、まだ全員の方から同意が得られておりませんけれども、現在行っています廃棄物の埋設状況確認後の土地所有者の意向を踏まえ、全員同意を得たいと考えております。

また、企業庁には、事業の採算性チェックや企業立地情報をいただき、ぜひとも事業実施の判断がいただけるよう、開発要件を一つ一つクリアしていきたいと考えております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 順次進めていただくということで、お願ひいたします。

最後に、この末広地区、そして八穂地区のものづくり産業地としての今後の取り組みにつ

いて、総括して最後に市長の答弁を求めます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員にお答えを申し上げます。

都市計画マスタープランという形の中で、それぞれ弥富市を大きく3つの地区に分割し、それぞれの特色を生かしながらまちづくりを進めていきたいという形の中で、先ほども平野議員からお話をいただいたところでございます。北部地区、そして中部地区、そして南部地区、それぞれの特色を生かしたまちづくりでございます。

南部地区におきましては、先ほど来、私どもの開発部長が答弁しておりますけれども、八穂地区と末広地区にものづくり産業地として指定した理由というのは、大きく2つあるわけでございます。1つは、重要港湾である名古屋港臨海部の工業系の市街地で形成されている、その背後地にあるということでございます。もう一つは、伊勢湾岸道路を初めとする道路ネットワークということに対した、いわゆる利便性の高い産業立地を生かしていかなければならぬということでございます。

そして、開発の方向性といたしましては、県企業庁との連携により一体的に開発することが望ましいという形の中で、企業庁と御相談を申し上げているところでございます。そして、企業庁の開発要件に見合い、なおかつ工業系の地区計画を定めて開発を進めていくということになるわけでございます。

そういう形の中で、今、9.5ヘクタール、地権者の御協力をいただきながらボーリング調査をさせていただいております。この八穂地区の、仮に都市計画マスタープランに定めた場所が愛知県企業庁の要件に見合わない、または地権者の責任において要件の合わないことを除去していただけないというようなことについて、仮にこれから発生するというようなことが出てきた場合においては、これは企業庁、あるいは地権者、そして我々行政としっかりと都市計画マスタープランということについて協議をしていかなければならぬと思っております。そういうことのないように、今はこのボーリング調査の成り行きをしっかりと注視していく。そして、その結果について具体的になった場合については県との協議をしていきたい。

また、地区計画においては、最初は弥富市が音の問題は解決していくけれども、いずれにしても県との協議がないと地区計画、例えば道路であるとか、あるいは農振の除去であるとか、そういったことにはなりませんので、この地区計画こそが県との協議になっていくうと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） ぜひともこの地区計画を立てて、前向きに進んでいただきたいと要望しておきます。

弥富市の基幹税、固定資産税ですが約48億円、そのうち3分の1強が、この栄南学区から出ております。南部地区の発展なくして弥富の発展なしと私は常に思っております。ですから、この地域の皆さんとよく話し合いをしていただいて、開発をぜひ進めていっていただきたい、こういうふうに思っております。

今回、私は、弥富市議会議員1期目の総括として、市内全域の課題、今後の取り組みについて質問させていただきました。弥富市は大きく分けて、北部、中部、南部と3つの地域に区分され、それぞれの地域の特徴があります。したがって、それぞれの地域に合った施策を進めていくことが大事であります。

弥富市の税収も、微増ではありますが、今のところ順調に増加しております。しかしながら、医療、介護、福祉等社会保障費の増加により、厳しい財政運営が行われております。また一方では、公共施設の老朽化が進み、これらの対策も行わなければなりません。今後は新公会計制度を取り入れ、しっかりととした計画に基づき対策をとらなくてはなりません。そのためには、財政課だけではなく全庁的に問題点を共有し、全職員一丸となって弥富市財政の健全化に向けてしっかりと取り組んで、みんなでつくるきらめく弥富を目指していくかなければならないことを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は11時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に三宮十五郎議員、お願いします。

なお、質問に対する参考資料を皆さんのお手元に回覧しましたので、よろしくお願いします。

三宮十五郎議員。

○5番（三宮十五郎君） 皆さん、こんにちは。

私は、今期最後的一般質問を、通告に基づいて3点にわたって市長中心にお尋ねいたします。

まず最初に、憲法と国民主権、平和主義と民主的な議会制度を回復するということについて。また、今の国の状態が、地方自治が必要な役割を果たす上でも大きな障がいとなっておりますので、それを取り除く上でも積極的な役割を果たしていただきたいということについて、市長にお尋ねいたします。

市長はこの間、憲法9条があったからこそ今日の日本がある。安倍総理が国民や国会に説

明することもなく、アメリカに行って一方的に安保法の、私たちは戦争法と言っておりますが、成立を約束してきたことが問題。内閣の解釈の変更でできることではないと。安倍総理は、国民合意のための説明責任を果たすべきだという趣旨の発言を一貫して行われてまいりました。その立場は、中日新聞などで公表されている時々の世論調査を初め、マスコミ各社の多くの調査、憲法学者や弁護士などの専門家や市民、国民の大多数の民意と一致したものでもあり、市民を励ますものでもございました。

残念なことに、政府と国会は内閣や公務員に課せられております憲法を守る責務を放棄して多数決で強行してしまいましたが、国権の最高機関としての国会が、政府と一体となってこの暴挙にくみし、憲法の定めによる国会の野党各党の召集要求を認めず、国政の重要な課題を国会と国民への説明も行わないままに、また国民的合意をつくる必要な努力も行わない状態のもとで、内閣と与党の意向だけで次々と実行に移すなどは、さきに麻生副総理が行いました「ナチスに学べ」の発言を地で行くものであり、憲法の一部停止ともいう異常事態がつくり出されております。

この間、この暴挙に反対し続けてまいりました野党各党と諸団体が10月16日に意見交換を行い、引き続いて協力して暴挙の廃止のために、また憲法に基づいた民主政治が行われることを求めて運動していくことを確認いたしました。

一方で、ママの会だとかS E A L D sなどの無党派の皆さんや憲法を守れと活動を続けております各種団体、学者や法律家、原発学者の諸団体、多くの宗教者や全国の労働組合連合会など29団体が共同で、戦争法の廃止を求める2,000万署名を呼びかける「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」を発足させました。憲法を守る平和主義と民主的な議会制度を回復し、国と地方の統治制度の正常化を図るという立場からの発信を引き続いて行っていただくことができるかどうか、まずお伺いいたします。

あわせて、ちょっとこの問題だけ質問させていただきます。

30日の中日新聞の報道では、フランスのテロのような事態が日本でも起こるというふうに心配されている人たちが79%にも及んでいることが明らかにされました。アメリカによるイラク戦争がなかったら、I Sのような残酷なテロ組織は生まれなかつたというのが中東問題の研究者の大多数の見解でございます。民族や宗教問題も絡んで憎しみの連鎖がさらに広がり、テロの心配が国民の間に広がっております。武力でテロをなくすことは、もはやできない。世界中に進出している邦人を守り、無差別テロをなくすためにも、国際的な協力が必要だということは、多くの皆さんが口にしていることでございますが、今最も日本にとって必要なことは、国際紛争、民族や宗教的な対立の解決のために、戦争や暴力に頼らないという国連憲章や日本国憲法、戦後70年間一貫して武力紛争にかかわらなかつたという平和憲法を持つ国としての日本の役割を生かした平和外交であり、発展途上国への援助に軍事費を盛り

込むとか武器を売り込むということではなく、貧困の防止や、異なる文化や宗教を尊重する地道な努力を尽くしていくことが日本に求められている、または我が国が実際にできる最も効果的な国際貢献であり、同時に我が国を守る最良の道であると思いますが、このことについても市長の御見解をお伺いいたします。

さらに、旧弥富町時代に、国の内外で原水爆禁止、平和な世界をという大きなうねりをつくり出しました広島と長崎からのアピール署名の呼びかけは、当時、町の教育委員長や消防団長を含む多くの公職者の皆さんに署名され、後の平和都市宣言に引き継がれました。その後、さらに弥富市として平和首長会議にも参加をされ、地道な努力が行われておりますが、日本が海外で武力行使をする国になれば、既に行われているように国民主権や民主主義が損なわれるだけでなく、戦争費用の調達によって経済も市民の暮らしも大きく損なわれることが心配されます。少子・高齢化が続き、世界でもトップクラスの借金を抱えている国が戦争への道に踏み出せば、国民の暮らしも、それを支える地方自治も一層大きな困難を伴うことになることは明らかでございます。憲法を守り、平和な日本を。国による異常な大企業、大資産家減税を改め、市民の暮らし、命を守る土台から支える地方自治のために積極的な役割を果たしていただくことが、今、全国の自治体と首長に求められていると思いますが、そのためにも積極的な役割を果たしていただくことを強く求めますが、あわせて市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員に御答弁申し上げます。

安全保障関連法案に反対の声をということでございますが、その前段として、私ども弥富市は平成11年、平和都市宣言をして、恒久的な平和を願う自治体として宣言させていただきました。また、平成23年6月には、広島・長崎の市長を中心とする平和首長会議に私も加盟させていただき、核兵器の廃絶を願っている一人でもございます。

ところで、私は当初から、この安保法制の柱となる集団的自衛権行使容認、いわば武力をもって戦うことができるとする法案に対しては、憲法13条で保障されておる生命・自由・幸福を追求する権利を尊重するということに対して解釈の改憲であり、あるいは拡大解釈であろうという形で一貫して申し上げてまいりました。

この安全保障関連法案は、60%の国民が反対をされ、なおかつ80%が、この法案に対する説明が十分ではないと言われていたにもかかわらず、あの前の国会の強行的な採決は、決して国民の理解を得るということではないと考えておるところでございます。

戦後70年、戦争放棄を誓い、恒久的な平和を守る憲法9条の存在は非常に重いものがあり、また大きな価値のものであろうと思っております。世界唯一の被爆国である日本であります。二度と戦争は起こしてはならないし、同盟国等に対しても、この憲法9条は守られるべきで

あるということを、この立場を貫いていきたいと思っておるところでございます。

日本の役割という形の中で、先ほど三宮議員は、いわゆる各国との平和外交に徹するべきだということでございます。昨今の世界各地を見ておりますと、テロに対する国民の心配は日ごとに高まっているわけでございます。戦争には一定のルールがあると思われますが、テロには全くない。無差別で突発的である。現在の世界各地のテロは、いわば新しい戦争の形態であると言っても過言ではないと思っております。このような状況の中で、日本は同盟国等に対してくみすることではなく、あくまでも日本の役割として各国との平和外交に徹していただきたいということを、この場をかりまして強く求めるものであります。

3点目は、地方自治と民主主義を守るために、行政の長として積極的な役割を果たせということでございます。

地方自治と民主主義を守るという観点でございますけれども、今、この基本的な考え方が表面化しているのは沖縄の基地問題であろうと思っております。法廷闘争にまで至っているわけでございますけれども、その争点は、名護市辺野古の埋め立ての承認取り消しの是非だけではなく、日本に地方自治や民主主義はあるのか、沖縄にのみ負担を強いる安保体制は正常か、このことを国民に強く問い合わせたいと言われたのが翁長沖縄県知事でございます。この裁判は、まさに注視すべき裁判になっていくであろうと思っております。

私どもは、地方自治を考えるとき、国と地方の中で地方自治を考えると、その実態は、国が圧倒的な権限と財源を有し、その中には地方自治の精神は実際には具現化されていない場合もあるかもしれません。しかしながら、日本国憲法の精神は、地域の住民により地域のことが決められるという原則を尊重しているはずであります。そういうようなことの中において、中央集権的至上主義であってはならないと思っております。よって、私たちの地方自治、あるいは皆様方の地方の議会という形の中における裁量であるとか地方議会の権限は、非常に重いものがあるということを私は常々お話しさせていただいております。

また、民主主義は多数決主義が原則であろうと思いますけれども、その中には少数の意見にも耳を傾けて議論することが正しいと理解しているところでございます。今後もしっかりと私自身にそのことを問い合わせながら、役割を果たしていきたいと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） ただいま、これまでの立場を貫いたきっぱりとした市長の見解を聞きまして、市民の皆様にもこのことを伝え、私たちもふさわしい役割を果たしていくために頑張っていきたいと思います。

次の質問に入ります。

今、皆さんのお手元に、A4、3枚で、頭に浄化剤の散布の鰐浦でやっている一例という

ことで、これは弥生小学校の南側の専念寺さんのところを中心にいたしました約250メートル。緑で塗ってあるところの向かって右手が上手ですが、それ以前はふたをしてあります開渠になっておりませんので、開渠になっておるところ、そしてまた上之割地域の汚水がかなり集中的に流れ込んでくるところですが、一番最初の説明、今の地図の下にある写真は、そのためにはほとんど年中草も生えることもできないほど汚水の影響を受けております。ただ、もともとこの作業、鰐浦の区長さんたちを中心に始められたのは、排水路の防臭対策ですね。夏場になると本当にトイレの中におるようなにおいがすると、何とかしてくれということで始めたものであります。

次の2枚目の写真を見ていただくと、今の地域の5カ所を撮った写真であります、2枚目のところに行きますと、やっと水草が生え始めたりして、水の色も随分変わり始めておりますが、3枚目が、大体これが真ん中ぐらいのところの写真ですが、水草はもっと生えておるし、真ん中のほうに点々とあるのが、これはタップミノが泳いでいる状態で、上の写真に比べても水がきれいになっておりますね。

4枚目は専念寺さんのあたりですが、ちょっと茶色のところと白っぽいところがありますが、この白っぽいほうは、油が流れた後で、薄い膜が張っていて色が変わっております。

その次のところは、文字どおり、本当に谷川の水と言ってもいいぐらいの透明度も高いものになっておりますが、これは、いつもこういう状態になるんじゃなくて、大体秋口ですね。秋口になると、毎年こういう状態になっております。ここで下に見えている粒々の多くはタニシです。それから、左側にちょっと大きく3つほど見られるのは、ジャンボタニシのまだそんなに大きくなつてないものですね。ちょっときらきら光っておるもの、水の関係で光つておるわけですが、これはタニシですね、みんな。だから、そういう状態になる。当初予想しておったよりも、ちょっとびっくりするぐらい大きな効果があるものであります。

私がこの質問をきょう取り上げたのは、これはもともと下之割の、市長と、ちょっと字は違いますが、同じお名前になります服部章文区長さんたちが、弥富市の職員にもぜひ見てほしいということで、桜小学校と市役所の間の排水路で最初に実験を始めた、あるいは弥富市の中に水槽を持ち込んで実験していただいたということが出発になって。私もびっくりしたんですが、以前の状態も見ておりましたからあれですが、周辺の浄化槽の不十分な状態で、いろんなものが流れ込んで、結構汚い水路になっていましたよね。田んぼに水を入れるときはいいんですが、そうでないときはやはり汚いなという感じだったんですが。この浄化剤を入れるようになって、ヘドロが底までなくなつて、土や砂がもろに出てくるとか、水草が生えるとかという状態、今見ていただいたような状態に近いようなものになっております。

だから、当初考えていたより、予想を超える効果があつたり悪臭防止やヘドロの堆積防止。費用にいたしましても、当初、鰐浦区の皆さんのがやっていたのは、大きい袋ですね、肥料が

入っているような袋で買って小分けしておったんですが、昔は農家の人たち、くみ取りでいろいろなことをやっていましたので、少々のにおいは気にされんのですが、最近は農家の人でも、においについては個人差がありますので、幾らか小分けするのに、においがありますし、私も、家内が当時、自治会長をやっておったときもありまして、結局、私が全部小分けをして、うちの町内に配ったんですが。そういうことを通じまして、お勝手口やトイレから流して、途中の排水路も、そんなに悪臭がしないようになっていくとか。

私、あわせて、自分のうちは、生活排水は合併浄化槽でありませんから、そのまま川へ流すことになりますので、少しでもごみを取りたいと思いまして、これぐらいの結構深いますを2つつけて、そこに油だとか、それから固形物がたまるようにしてあるんですが、これを使い出す前は、大体3カ月に1回ぐらいは取らないと、油がゼリー状に固まりついたり、それから下にだんだん固形物がたまつたりして水があふれ出すような状態で、ずっとそれを何年か繰り返してきたんですが、これを使うようになってから、そういうゼリー状に固形することもなくなったり、悪臭もしなくなったりというかな、そういう状態まで自分のところでも実際に変化を見ております。

そして、費用的にいいましても、大体、肥料のような袋で買ったもので、鰐浦がやっている今の状態で、1戸当たり200円ぐらいの年間の費用ですね。今、小分けしたものも、分けるのが大変だということで、小分けしたものを買って大体300円ぐらいで。そういうことを続けてくれば、大体年に1回流すと、こういうふうになります。

このやり方としましては、今の5万円の補助事業制度を使ってやっているんですが、ずっと5人以上の団体をつくって届け出をし、事業効果を写真もつけて毎年報告するということでありましたが、どこかで行き違いがあったのか、そういう報告が十分市にされてなかつたり、あるいは特に熱心に服部区長の後を続けられた大河内さんが途中で亡くなられたこともあって、このときも報告が多分中断したんじゃないかと思うんですが、そういうこともあって、市の補助金が出たり出んかったりというようなことも続いているんですが。

やっぱり今、区長さんたちは大変忙しいもので、それとある程度こういうものをきちんと報告しようとすると、微生物なんかのことにある程度理解がないと。年中いつもこんなきれいな状態じゃないんですね。秋口のちょうど、水をたくさん流しているときは流れていきますから気になりませんが、そうでないときに生活排水がどうなっているかということはっきりさせることが大事なのと、もう一つは、今、写真で見たような状態にならないと効果がないということではもともとないわけね。悪臭がしないようにしていくと。

特に、大河内さんのお隣の中六の排水路だったりというところは、かなり住宅地の汚水がずっと集まってくるところですから、本当に大変なにおいがしていたり。私自身がこの実験をするときに見せていただいたのは、下之割の東気開の桃太郎さんの北側にある道路沿いの

排水路、ここはもともとは農業用の排水路だったのが、全部家が建っちゃって汚水しか流れないところに。すさまじい悪臭がしていたんですが、やっぱりこれを使うようになって、少なくともそういう悪臭というのはなくなったりしておりますので、ぜひ、こういう事業であることを考えますと、これは弥富市がやっております蚊なんかの防虫、消毒だとか、それからいろんな公園なんかの除草剤だとか、散布ですか、そういうような形で、特に下水道がおくれた地域、今はかなり下水道も進んできましたんで、そしてそういう皆さんが悪臭に悩んでいる地域については、悪臭の防止ということでいうとかなり効果がありますので、ある程度きちんと調査をして一般事業として、そういう必要なものを区長や区長補助員から要請があれば出していただくような一般事業に、なるべく早い時期に移していただく必要があるんじゃないかなと思います。

ノーベル賞をこの間受賞されることが決まりました80歳の北里大学の先生なんかは、微生物は無限の資源だといって講演をされておりますが、かつて弥富でも、人間の汚す割合と自然の割合がつり合っておったときは、鯉浦のあたりの川というのは、皆さん、年輩の人たち、私たちよりももうちょっと後の人もそうだと思うんですが、子供のころは川で泳いでおったわけですから、そこがだんだん高度成長で人口が増加して、結局、自然の浄化能力より汚す割合が大きくなつた。このことの中で今のような状態になってきたわけでありますから。

要するに、かつて市町村がいろいろかかわってきた浄化剤の一つにEMという制度があつて、これは、実際にはかなりの費用や手間をかけて培養したやつを流すということですから、費用も手間もかかる、とても費用対効果でできないということで、やめたところが多いわけですが、これは本当に散布する、今言ったようにお勝手やトイレから流してやるだけで、その途中の管路もそうですし、私のところの町内なんかの場合は、基本的に側溝を通じて生活排水は今の図面の一番左手の塗つてある、こここのところへ一番たくさん集まつてくる仕組みになっておるんですが、そこでもこういうことができるということですので、一度きちんと評価をいただいて、そういう下水道整備のおくれたところへの悪臭対策ということで、要するにさつき言った防虫対策の消毒だとか、そういうような一般事業になるべく早い時期に移していただくことができないだろうかということをお尋ねいたしますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君）　伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君）　お答えさせていただきます。

議員が言われましたように、鯉浦区から出ております報告書を精査いたしますと、ある一定の効果があるといったことは推測されております。ヘドロの堆積量が減少したり、においがしなくなったりといったようなことがあり、また水路の底が確認できたとの報告もございました。

ただし、観測した時期などによる変化、季節ですね、秋口であるとか夏であるとかといったことの変化も考えられるかと思っております。効果につきましては、水路等の散布というものよりも、各家庭で使用されることのほうがより効果的なものではないかと推測しておりますけれども、引き続きどの程度の効果があるのかといったことは検証していく必要があるのかなと思っております。

また、一般事業にということでございますけれども、現在、市といたしましては、各施設に対する改修とかヘドロのしゅんせつ等を行っております。まず、そういったことから始めさせていただきまして、この物の効果というものがはっきりした段階で、一般事業については考えていきたいなと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 皆さん、ここの市役所と桜小学校の間の水路というのは、職員の方、よく見られておると思うんですが、本当に使う前と後ははっきり変わっていますよね。しかも、そんなにショッちゅうまくんじゃなくて、多分、翌年、まかんくても結構いいような状態が続いていたんですが、今度、下水道になって、多分そんな必要は僕はなくなると思うんですが。

下水道事業につきましても、今、区域に入ったところでも10年間だし、そうでないところもかなり出ますので、そうしますと、そういうところの対策としてもそうでありますし、弥富市としても、直接、最初に服部章文区長さんたちが持ち込まれたときにやった資料やそういうものも、弥富市が持っているかどうかは知りませんが、章文さんたちは持っていますので、そういうものを見ていただいて、しっかり検証していただいて、要するに夏場になってトイレのようなにおいがしなくなったというのは、しかもそんなにお金をかけずにそういうことができておるというのはすごいことですし、もう一つは、そういう微生物の力で、以前、こういうものを使う前は、どんどんヘドロが下へ堆積していく仕組みになっていて、かなりたまるのが当たり前というふうになっておって、今は、結局これを使っておるところは、くっつくんじゃなくて、要するに微生物の働きで浮き上がってくる。そこはまた微生物のコロニーですね。それが下流にも流れしていくということで。今、鯉浦川だと思うんですが、JRから近鉄のほうに向けて工事をやっていますよね。あそこを、今、さらえて埋めて、その水を東気開のほうの、さっき私が申し上げた桃太郎さんの裏側にある水路を通して流しておるんですが、そこを見ると小さい貝がいっぱいあって、そこから多くみ上げてきた土砂の中に一緒に入ってきたと思うんですが、かなりいろんな意味で効果が出ておりますので、そういうことも含めて、広く一遍御検討いただいて進めていただきたいということをもう一度指摘しまして、次の質問に移らせていただきます。

次は、都市計画税についてでございますが、弥富市は昭和59年度に当時の町長が、都市整

備のために政治生命をかけて導入するということで、ただしこのときも、今の多分、津島市や名古屋市がやっている割合よりは、半分か、もうちょっと多いぐらいの割合で導入するということだったんですが。当時、そのときは、弥富の当時の町議会の中では、町長の言うことに反旗を翻すなんていう人は本当に限られた人たちで、大多数の人たちが、大体、町長の言うことについては賛成するという立場だったんですが。当時、バブルに向けた時期で、毎年、土地の税金が10%ずつ上がっていた時期でありますし、市街化区域の田んぼに対しても、いよいよ課税が始まった時期、宅地並み課税が始まった時期でもあったことと、もう一つ、皆さんのが反対された大きい理由の一つは、結局国が、地方の税収が少ないと交付金をたくさん出さなきゃいけないということですから、どんどん土地の税金を実際の評価額の割合に高めていくということを一方でやって上げていくやり方ですね。だから、毎年弥富の場合だと1割ぐらい上がった。もう一方で、建物の税金というのが、また取得価格に対する割合がどんどん上がって、これは今も続いているよね。

そういうこともあって、そんなことをされると、だんだん金魚も下火になり始めた時期でもあったこともあって、農業もうまくいかないということで、とてもやっていけないということで、農家の人たちを中心に物すごい拒否反応があって、私のところにも、共産党は何で反対するんですかといって新聞社の人が取材に来て、都市計画税なんてみんな取っているのに、まちづくりのために使えばいいんじゃないですかといって取材に来られた中日新聞の、当時、弥富に記者が常駐しておったときでしたので。皆さんの営業や暮らしそのものが、そういうことをすると成り立たなくなるということで反対しているということを説明したら、そんなことがあるんですかといって帰っていかれたんですが。結局、その当時の町議会では、数名の人が賛成しただけで、圧倒的多数が反対。できたら、当時の町議会としては採決せずに、町長さんも当時非常に権威のある人でしたから、衝突せずに終わらせたいということで、そういうふうにきちんとやろうと思うと、当時は社会党の鈴木プロパンさんが総務委員長をやっておったんですが、みんなで話をして、総務委員長は三宮に交代せよといって私が総務委員長をやらせてもらって、そういう段取りをつけたんですが。どうしても採決してもらいたいということが最後までありますて、採決したら、4人ぐらいたしか賛成しただけで否決して。

結局、それがない町だということで、ずっと弥富は、その後の世もだんだんひどくなってくることもある、あるいは市街化農地の税金もどんどん高くなっていくこともありますて、結局、その対策として賃貸住宅だとか、それからそういうものを、農業の収入が減った分、それから税金対策として借金をして賃貸住宅を建てるというようなことがずっと広がってきたんですね。

そのことから、前にもお話ししたことがあります、少し経過的に見ていただくと、例え

ば固定資産税に限っていいますと、尾張18市のうち都市計画税を取っていないのは、弥富と、あまと、愛西市だけですね。ほかのところはみんな取っています。町時代から取っています。そこの固定資産税に比べて、この間、決算が全国的に発表されました。25年度の決算と比べると、弥富市は全体で17年度に比べて1人当たり8万2,000円が10万4,000円になっている。もう一つ、確かに西部臨海工業地帯の影響は大きいわけで、127%に割合でいうと伸びているんですが、それを除いた地域の税金、平成18年度に1人当たり6万6,000円だったのが7万3,000円で111%になったんですね。もちろん、背後地の運送屋さんだとかいろいろありますが、同時に、私は平島を始めとする農地の高い税金、相続税をあわせた対策としてやられたことが非常に大きいと思いますが。

じゃあ、その時期に尾張18市の市町の固定資産税はどうなっておるかといいますと、幾らかでも17年に比べて1人当たりで伸びたのは、岩倉市の105%、春日井市の103%でありまして、ほかはみんな減っていますよね。弥富と同じぐらいの人口の高浜市でいいますと、平成17年は1人当たり11万4,000円だった固定資産税が、25年度は10万2,000円で89%に後退している。結局、土地の税金は基本的に上がらない仕組みになっていますから、新しい雑種地だとか工業用地ができるとかでなければふえない。それから、もう一つは建物がふえなければ、建物はどんどん時間がたつに従って税金が減っていきますから、減るのがこの尾張地方では当たり前という状態なんですね。

この中で、そういう工場地帯を除いて111%も平成17年に比べて伸びておるというのは、ないということを前提にして、しかも今生きていく道は、これだけの税金を払うのは、この道しかないということを選択された農家の皆さんと、それから平島の区画整理が終わって、一番土地の評価の高いときにやりましたから、処分についてはかなり心配もされたんですが、それが子どもの医療費が中学校まで無料という時期と重なったこともあります、3年ぐらい子どもの医療費が無料という、不動産屋、物件を扱う人たちの広告が、海部だけじゃなくて名古屋の西部や三重県の愛知県寄りのところにもずっとチラシが入れられたことの影響ですね。ここで、ほかの津島市や愛西市に比べると、子供さんの減少の割合というのは、平成23年ごろまでは大幅に津島市も愛西市も落ち込んでおったんですが、弥富市は子供が減らずに済みましたからね、その時期は。今はちょっと減っていますよね、人口減少の時期になって。

それと、工場が出てくるというと、一つは開発した臨海工業地帯がメインになりますが、ここでも土地に対して名古屋や津島並みに取りますと43%、建物については22%の税金がないというのは、すごいメリットですよね。それからもう一つは、例の東洋経済新報が出している資料で見ますと、ずっと弥富市は住宅地価が、あるときは瀬戸市がびりで、弥富がどべ2と、平均地価ですね。今は、愛西市さんがどべで弥富がどべ2という状態で。土地の価

格が安い、税金の負担が少ない、弥富については、そこに便利で子育ての条件が整備されておるということなんかが、津島市や愛西市に比べると人口の減少も少ない。ちょっと今、減り始めましたね。少ないというのと、子供の減少幅はかなり大幅に、平島の区画整理なんかの問題もありましてありますから。ここは今後の企業誘致にとってもそうですし、それから新住民ね。

今、東部丘陵地帯というんですか、長久手だとか、日進だとか、あっちのほうは相当の勢いで人口がふえていますよね。やっぱりそれは地震やなんかの心配もないということなんですが。ただ、弥富はそれでも、この尾張地方でゼロメートル災害の心配というと一番高いところにもかかわらず、なおかつ周辺の市町に比べて人口の減少が少ない。それから、子供の減少が少ない。大きい理由は、こういうまちだったら、私たちもここでうちを買って子供を育てることができるということで選択して来た人たちというのは結構大きいわけでありますので、こういう状態ですっと来た。しかも、今でも人口がふえるよりも賃貸住宅がふえる割合が多いわけですから、空き家がたくさんできることも、すごいこうやって頑張ってきた人に対してはプレッシャーになっておりますので。さきに市長は、市長自身のお考えとしては、市長はどんどん整備をして、みんなに来てもらうまちにするという。私は、少子化やいろんな経済的な行き詰まりがある時期の中で、さらに先日の新聞でも、愛知県自身の人口統計でも絶対に減っていくと。ただ、全体は5%ですが、それは東部丘陵や、あっちのほうへ引っ張られていきますので、当然こっちはまだもっと少なくなっていきますね。この中で持ちこたえるということになりますと、今まで続けてきた道をしっかり見据えながら進めていくという方向を選択することが、弥富の将来にとっても、当面するいろんな問題にとっても、一番私は考えなきやいかん選択肢の一つじゃないかと。

市長は前回も、今のような状態では無理だけれども、将来的には検討したいということで、9月のときにも中期計画の中で考えていきたいと言われましたが、ぎりぎりでやっておる人たちにしてみると、そういう心配をしながらしていくのか、今やれる方向で目いっぱい頑張っていくかというのはすごく大事な問題でございますので、一度その辺については、全体の周辺の市町と弥富の違いもよく御検討いただきながら、今後の課題としてお考えいただけたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員に、都市計画税についてのお尋ねでございますが、御答弁申し上げます。

まず、確認をさせていただきたいわけでございますが、御承知のように都市計画税というのは各種税の中で唯一、自治体の判断、提案をさせていただきまして、そして議会の議決をいただいて定めることができるという形になっております。そして、また税率の最大は、固

定資産税評価額の100分の0.3を上限とするということになります。仮に弥富市、こういった形の中で都市計画税を導入させていただいた場合においては、4億6,000万円ほどの都市計画税として歳入があるわけでございます。目的税という形でございますので、その使用につきましては、公共下水道事業であるとか、あるいは駅前整備事業であるとか、街路整備事業という形の中での都市基盤整備事業という形に充てていくことになります。また、お願いするところにつきましては、市街化地域の中の住民の皆様にお願いをしていくというものでございます。

三宮議員もお話がございましたように、昭和59年から60年のときに検討されて、当時の議事録を私も見させていただきましたけれども、議会の反対という形の中でかなうことができませんでした。その後、継続審議という言葉が出ておりますけれども、継続審議がされてないということもあるわけでございます。私も3年ほど前には、一度検討すべきであるという形で申し上げましたけれども、棚上げ状態であるという状況でございます。

現在の私ども弥富市を考えていく場合においては、基盤整備事業としての先ほどの公共下水道事業、駅前整備、あるいは街路整備についてはまだまだおくれておるところでございます。スピードを持ってやっていかなきやならないと思うわけでございます。昭和59年、60年代と大いに違っているのは、少子・高齢化時代ということでございます。その当時は、例えば高齢化率も、2桁でいっては低いほうであろうと思っておりますが、今、私ども弥富市は高齢化率が23%を超える、あと二、三年をすれば25%に近づくという中で、この義務的な経費、医療、介護、福祉、子育て支援という状況の中において、右肩上がりで義務的な経費が発生をしてくるという状況が、その当時と大いに変わってきてることであろうと思っております。そうした形の中で予算配分においては、いわゆる民生費というところに多く予算配分をせざるを得ないというような状況でございます。

しかしながら、先ほども言いましたように、都市基盤整備もスピードを持ってやっていかなきやならないということがあるわけでございますが、困難なのは市街化の面積が全体の20%という形の中で、御負担をいただく上においてはまだまだ全体の面積が少ないということでもあろうと思っております。もう一つは、市街化区域の中で生活してみえる方々が高齢化社会になってきているということと同時に、いわゆる子育て支援という状況の中で、さまざまな形で御負担のところも大きいと思っております。そしてまた、日本の経済が上向きということになっておりますけれども、まだまだ地方にまでその影響というのは、末端まで行き届いていないというような状況があるわけでございます。

現在のところ私自身は、都市計画税を早急に、いつからお願いするということは基本的には考えておりません。こうした形の中において、一方では全体の税収という形に対して、市民税であるとか固定資産税と言われる基幹税がどのような方向で進んでいくかということに

ついて、しっかりと見定めていかなきやならない。現在、平成27年度におきましては、市民の皆様の大変な御努力、あるいは固定資産税という形の中では西部臨海工業地帯からお願ひをすることにおいて、前年比102、103%の推移という形の中で堅調な税収ということがございますので、こういったことについて、しっかりと考慮していかなきやならないと思っております。

2つ目は、都市計画税を導入しないという形で断定をするものもでもございません。先ほども言いましたように、さまざまな形で都市基盤整備をやっていかなきやならない。あるいは、弥富市も合併をいたしまして特別交付税というのが、平成28年度、来年度からいよいよ減額になってくる。そして、向こう5年の間に、その減額が終わり、平成32年ではゼロになっていくというようなことについては、この特別交付税というのが6億からあるわけでございますけれども、これの考え方もしていかなきやいかん。これをどういう形で補填をしていくんだということの中でやっていかなきやならないわけでございます。

結論的に申し上げます。現在の都市計画税については、早急にお願いをするということは考えておりませんけれども、さまざまな状況、少子・高齢化社会という形の中で、常に検討を加えていかなきやならないということを申し上げまして、私の意見とさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 今、市長がおっしゃられたように、都市整備ということで、下水道だと、先ほども平野議員がおっしゃられたように駅前の整備だと、いろいろあるわけですが、ところが結局、弥富の場合、下水道が終わったら、調整区域のほうが早く終わっちゃって、しかもこの調整区域でやった集落排水が、結局、計画段階では実際の使用水量、つまり料金は今の2倍ほどになるという想定でやったんですが、使用水量も少ない、実際にほとんど90何%接続しても半分ほどしか得られないと。結局、支払い利息も含めて、全部市が負担をする。それから将来の、いよいよ電気・機械設備がだめになった、こういうような状態が目前に来ておるわけですが、これはそのときは公共下水道につなぐということで、大体、県や市の間での話が一旦そういう方向で動きかけたんですが、結局、農水省のほうの意向もあって、補助金を出して市町村にまた持つてもらうということですが、どういう方法にしたって、全額補助金が来るわけじゃないし、負担が大変ですよね。

それと、中心市街地の整備、駅前なんかの再開発でビルがするとか、そういうことをすれば、場合によってはそこの人たちのためということもあるんですが、今のような整備だと、結局それは市全体の便利に、駅を利用する、道路整備にしてもそうですね。そういうことから考えると、市街化区域の皆さんのが負担をするという都市計画税という意味からいうと、実際にはメリットは全市民が負う、だけど負担は市街化区域の人たちが負担をするということになると、今、市長もおっしゃられたように、高齢化が進んでおるとか、子育て世帯が弥

富を選んで来てくれておるとかということで、本当にすごく負担感。

だから、以前の農家の人たちが、自分たちの土地の税金が高いからということで、昭和50年ぐらい末期から60年の3月ぐらいにかけては、ほとんど矢面に立ったのは農家の人たちなんですね。だけど今は、私たちが尋ねてみると、そういう団地に住んでいる市街化区域の皆さん、今の年金暮らしで、そんなに古いうちですから税金がふえるわけじゃないんですね。だけど、それは本当に困るという声が多くて。それともう一つは、新たに分譲住宅を買ったりした人たちですね。税金の割合が取得額に比べてどんどん高くなっているんですね。

だから、子育て世代の人たちが、子ども手当をもらっておるからということで扶養控除が認められんとか、あるいはせっかく買ったそういう分譲住宅が、結構税金が高いとかということというのは、今、市長がおっしゃられたように、よく見てくださっておると思うんですが。都市計画税を導入していく上で、よそがやっておるからできそうな気もするんですが、母体の弥富の一番底で大きく弥富市に貢献してくれた賃貸なんかを持っている人たちなんかが、今は空き家問題なんかで本当に深刻な状態にあることと、それからそういう住民の人たちがそういう状況にあること。実際に下水道なんかの整備の費用からいったって、市街化区域の人よりも調整区域の人たちが使う、実際に早くから使っておるし、今後も使う費用が高いとか、そういうことを考えるとなかなか難しい問題だということもお考えいただきたいということが一つ。

もう一つは、何だかんだいっても、実際に今度、消費税の導入をして社会保障費用なんて言っていますけれども、事実上、消費税の導入した額とほぼ同じぐらい法人税が、とりわけ利益を上げ続けておる大法人が減税になって、今日の状態がつくられて、そして内部留保がびっくりするほどふえ続けておるというような状態。そこへ働く人たちが、きちんと正社員として社会保険料を払うことができないような状態が、一層しづ寄せが市町村に来てますよね。ここを変えていくことをしっかりと目指していただきたいということですね。だから、例えば仮にフランスなりヨーロッパの国に日本のトヨタなり大手の企業が行ったって、そこで負担するのは、当然定められた税金のほかに、例えば健康保険の掛金にしても、年金の掛金にしても、労働者の2倍企業が負担するわけね。フランスなんかは、景気が悪くて中小企業が大変なときには、そこは国が中小企業用に補填するとかというね。

やっぱり国の土台をつくるというところで、国がきちんとそういう役割を果たして、日本ではそこが欠けておりますので、ここは今後、本当に国民的な議論もしていく。さっき市長は、この戦争法の問題について、そういう立場をとられたんですが、税金の取り方、使い方についても、土台のところでしっかりと議論をしていただいて、知事会なんかは、だから国保に対して1兆円負担してくれといって要求していますよね。こういう知事会、市長会、市町村会、力を合わせて、必要な社会保障の財源を確保することとあわせて、一番の土台は働く

人たちが安心して結婚して子供を育てることができる、自分の老後にも備えることができるという状態をどうつくるかということを本当に正面に据えてお考えいただきたいということを要望して、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩をします。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に那須英二議員、お願いします。

○4番（那須英二君） 4番 那須英二。

通告に基づいて質問させていただきます。

今回は、私は教育施設にかかる点で3件、総合社会教育センターの音響施設、学校のトイレ、十四山の図書コーナーに関して質問させていただきます。

まず1点目、社教センターの音響設備でございますけれども、最近行われた保存会の発表会にて、音響のトラブルによって一時中断してしまったことがあったということで伺いました。これについて、平成27年度中、じゃあどれくらいの件数が、そういう音響トラブルがあったのかということで、まず伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長（安井文雄君） お答えします。

平成27年度におきましては、11月1日に行われました文化芸能大会におきまして、音響操作ミスにより中断したことが1回ありました。関係された皆様に御迷惑をおかけしたことを探りおわびします。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） そうしますと、27年度で1件ということでよかったです。私のほうが聞いておる部分ではもう少しあったんですが、多分そういう、個人と言ったら変ですけれども、市が関連してない行事に対しては1回ということがありました。

また、そういうトラブルがあることによってステージがとまってしまえば、せっかく盛り上がってきたものに対して水を差してしまうことにもなってきます。こうしたトラブルはできる限りなくしていくべきやいけないということは、多分共通認識であろうかと思っております。

まず、このトラブルの原因は何であったのか、わかっている範囲でお答えください。

○議長（佐藤高清君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長（安井文雄君）　原因は基本的な操作ミスによるものであります、例えばカセットのリバーシブルのプレーを逆回しにしてしまったとか、そういうことです。

○議長（佐藤高清君）　那須議員。

○4番（那須英二君）　実は私も、この質問の調査に当たって、先日、音響のほうを見せていただきました。それで使い方も教えていただいたんですが、確かに見て、これはすごい難しいなとか、難解というほどではありませんでしたが、なれてなければ、そうしたカセットの逆回しであったり、そういう操作ミスも起こってしまうケースがあるということで、しかもミスをしてしまえばちょっと慌ててしまうので、すぐに再開できなくなってしまうということがあつて、今回のようなケースがあり得るのかなあと感じました。

私がいろんな民主団体から聞く話によると、ほかの市町村でも、こうしたホールを借りるときに、専任の人がついてくれることもあるということで伺っております。以前にも私どもの三宮議員からも質問がこういうことであった際に、このようなことがないように対応していきますということで以前答弁されていたように、私、記憶しておりますけれども、これに対して今後トラブルがないように、今後どのように対応していくのか、またいつごろまでにそれを行うのか、具体的にお答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君）　安井生涯学習課長。

○生涯学習課長（安井文雄君）　現在は専任の人材は確保しておりませんが、平成24年度に公民館ホールの音響設備を一新し、より使いやすいものとなっております。しかしながら、いまだに議員御指摘のとおり、操作ミスが発生していることを踏まえまして、通常の催し物に関する場合は、職員の配置や、誰にでもわかりやすいマニュアル等を作成することで対応していきたいと考えております。

また、市の行事や大規模な催し物等で、音響や照明など複雑な操作が必要なときには、専門のオペレーターを委託する予算措置をしまして、行事が円滑に進行し、市民にとって快適に利用していただけるような公民館ホールとしてまいります。

○議長（佐藤高清君）　那須議員。

○4番（那須英二君）　今、通常時は職員の配置やマニュアルをつくると、大がかりな行事になれば専門のオペレーターを置くということでいただきました。これは、来年度からすぐ予算措置という対応でよかったです。

○議長（佐藤高清君）　安井生涯学習課長。

○生涯学習課長（安井文雄君）　今、予算編成の最中でして、生涯学習課として予算を計上させていただいて認めていただけるように努力しております。

○議長（佐藤高清君）　那須議員。

○4番（那須英二君）　そういうことでございますので、ぜひ市長のほうも御理解いただいて、

承認して、私ども議会のほうでも、私としては一刻も早く、そういういたトラブルがないように改善できればいいと思いますので、頑張っていただきたいと思っています。

続きまして、学校のトイレの洋式化について質問させていただきます。

これにつきましては、過去たくさんの方からも質問があつて、今では少しづつそれが進んできたのかなあと。そういうことで進めている方針もありまして、平成30年度までに、要するにここ3年間で、全小・中学校の学校のトイレに50%以上の洋式化をしていくという方針を伺っておるんですけども、これは現在、国の補助制度などをを利用して進めているんでしょうか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） トイレの洋式化については、おっしゃるように30年度までに50%以上の目標で改修していくという計画であります。これにつきまして国の補助金でございますが、学校施設環境改善交付金というもののメニューの一つとして、大規模改造で教育内容・方法の多様化等に適合させるための内部改造工事のうち、トイレ環境を改善するための工事が対象となっております。

トイレ改修につきましては、学校単位ごとに実工事費が400万円を上回っていれば補助対象となるわけであります。ただし、前年度に国の調査に対する学校施設整備計画に計上している事業に限られております。これについては採択が確約されるとは限りません。補助率については3分の1であります。

学校のトイレにつきましては、生活様式の変化に伴い、改修が必要であることは十分に認識しており、弥富市総合計画において平成30年度までに50%を目標に洋式化を進めているところであります。しかし、平成27年度改修工事費は1校当たり約280万円の予算であったため、補助対象外であり、補助金の交付は受けておりません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、400万円以上のものになると国の補助が受けられるけれども、現行は280万円ほどだったので、この補助対象にはならなかつたということで伺いました。

私もほかの自治体の私ども日本共産党の議員の人たちからも、そういう補助制度があるよということで伺って、調べると、先ほど言わわれたように、400万円以上にならないと、その補助対象にならないということありますので、このペースでやっていると、その補助の対象にはならんのかなあと思いました。

また、現在通っている子供たちの保護者の方々から、なるべく早目に洋式トイレをふやしてほしいということで、たくさんの強い要望が私のほうに届きます。御存じとは思うんですけども、今の子供たちは、自分の家ではなかなか和式トイレというものはなくて、ほとんどが洋式のトイレになっておりまして、和式トイレの使い方がまだわからない人たちもいる

と思います。そういう中で、洋式トイレでしか用が足せないもんですから、その洋式トイレがあいてないときは我慢しているということで伺っているんですね。我慢してしまえば、これが慢性化してしまえば便秘の原因になったりですとか、または胃腸のほうが悪くなったりして、そういう弊害も出てきますので、やはり早急に改善していく必要性があるんじやないかなあと思っております。

先ほど申し上げたとおり、1件400万円以上になれば国の対象事業になることも考えれば、市にとっても負担軽減のメリットがあるんじゃないかなと思っております。よって、この際、30年度までに50%とかではなくて、一気にトイレの洋式化をペースアップしてできないかなと思うんですね。そうすることによって、子供たちや保護者の要望に応えて、市にとっても負担を軽減、抑えられるということになりますので、いっそそういった方向で考えてみてはいかがかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 補助対象として一気に行ってはどうかという御質問でございますが、これまで学校施設整備については、平成26年、27年度は屋内運動場の天井撤去を中心に取り組んでまいりました。平成28年度におきましては、弥富北中学校のランチルームの天井撤去、そして平成28年度以降、校舎の長寿命化対策工事としまして計画的に小・中学校の屋上防水改修工事、外壁塗装工事に取り組み改修していくとともに、防火シャッターの取りかえ工事や設備修繕等に取り組んでいきたいと考えております。

トイレ改修につきましては、各校平均して学校間で格差が生じないよう改修していく方針としておりましたので、補助対象となる事業費、400万円以上でございますが、それに満たないため、前年度に国へ提出する学校施設環境改善交付金の対象事業として学校施設整備計画に計上しておらず、平成28年度は国の補助対象にはなりません。

また、平成27年度は、国の補助事業について、耐震化事業、防災機能強化事業が予算配分の優先順位となり、大規模改造事業等の教育環境の改善に係る事業は採択されない状況がありました。

このように、大規模改造事業等の教育環境の改善に係る事業、これはトイレ改修も含まれるわけですが、これが確実に採択されない状況でもありますので、トイレ洋式化については今後も計画どおり実施していく、継続して改修していきたいと考えております。したがいまして、トイレの洋式化のみ一気に行うということは考えておりませんので、御理解願います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 26年度、27年度で天井撤去と耐震性ということで、安心・安全の部分、要するに生命とかそういう部分にかかわる点において優先順位が高いというのは私として

も理解するところでございますし、もちろんそれをないがしろにしてはいかんと思うんですけれども、28年度以降は長寿命化ということもありまして、防火シャッターもやっていくということでありましたけれども、そういう優先順位のもとで、なかなかトイレの改修が補助対象にのるかどうかがわからないという中で、一氣には進められんよというお話でございましたけれども。ただ、もちろんそういうことはやってもらえばいいんですけども、例えば400万円以上になる方向で考えていくと、じゃあ市の予算としてどれだけ必要になるかというふうに計算していけば、例えば日の出小や弥中などは基本的には洋式化となっているもんですから、残ったところは何校あるのかと、それでいかほどの予算が必要になるのかということを考えていけば、そんなに多額なお金をかけなくてもいけるんじゃないかなと思っております。

そこで、さらになかなか採択されんじやないかということでおっしゃっておりましたけれども、逆に採択されれば3分の1の費用が浮くわけですから、それは市民にとっても、別の形で還元できるわけでありますので、ぜひそういうことを検討して進めていきんだろうかと思うんですよね。

例えば、この400万円以上のベースにのせるということで、日の出、弥中などを除いて残ったのが9校としますよね。9校で400万円としても3,600万円ということですよね。きっちりに400万円にはならんと思うんですが、多く見積もっても5,000万以内の範囲でできるわけでございますので、しかもどの道やっていく事業でありますので、将来的にはかかる。ただ、もしかしたらそれで国の補助事業の対象になって軽減が受けられるということも考えて、さらには保護者の方々から早急にやってほしいという要望にも応えられることを考えれば、その予算というのは出てくるべきものだと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） どういった内容を優先するかという問題だとは思いますが、おっしゃる予算、400万円で残り9校で3,600万、かかっても5,000万だろうということあります。しかしながら、50%を達成したら、それで終わりということではありませんので、その後も継続してまいりますので、現在の優先順位において、こういう判断をしておるということを御理解願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） もちろん、優先順位は生命にかかわるもののが最優先だと私も思いますし、それはそれでやっていただきたいんですが、そこにプラスして年間例えば5,000万円の費用で、そこに3分の1の補助がつけば、市にとっても通わせている保護者にとってもいいんではないかということなんですね。だから、その部分は市の努力によって頑張っていただきたいなと思っているんです。だから、ここで部長とやり合っておってもあれなもんです

から、ここは市長にぜひ考え方をお聞きして、市長にぜひ予算をしてほしいなあと思っております。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員に御答弁申し上げます。

学校の環境整備というのは、那須議員御承知のように、耐震化の問題であるとか、天井落下云々というような問題であるとか、あるいは個々の小・中学校においては老朽化対策ということを、その都度対応していくべきやならないということがございます。こうした形の中で、昨年、ことしというような状況の中では、天井落下ということに対して国の方々が強制的にやるんだという形の中で、こちらのほうに全力的に補助事業という形の中でやっているわけでございます。我々がそういった形の中で学校環境の整備をしようと思っても、なかなかその環境整備に対して補助金がおりてこないというのが現状でございます。こうした形の中で、その中で優先順位を決めてやっていかないといけません。

こうした形の中で、トイレの問題につきましては3年以内に50%という形に対して、子供たちの今の現在の生活環境という形の中でトイレのあり方があるわけでございますので、これはやっていきたいと思っております。これでやめるわけではございませんので、こういった形の中で、それぞれの環境整備がしっかりと優先順位を持ってやっていければ、またトイレのほうにもスピード感を持ってやっていけると思っておりますので、御理解をいただきながら御協力もいただきたいということでございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 優先順位は私も理解しているし、それで予算もかかってくることだろうと思っているんです。ただ、じゃあ仮にこの400万円のベースにのせようと思っても、かかる5,000万円の費用でできると。そこで3分の1の補助がついたら、これは市としても負担の軽減につながるもんですからいいことだと私は思うんですが、その辺を踏まえた上で今後検討してほしいということなんです。

28年度にやっていくものとしては、長寿命化、防火シャッターと、あとランチルームの改修があるもんですから、そこで必要になってくるだろうということですが、それ以降の計画というのはどうなっているんですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） さまざまな学校との懇談会をさせていただいて、それぞれのPTAさん、そして校長を踏まえて、また保護者も踏まえて、それぞれの学校の事情に応じて、私どもとしては来年度予算に対してそれぞれの学校の要望というのを聞かせていただいております。もちろん、こういった形の中でトイレの要望もあるわけでございますけれども、本当に事細かな学校の事業としての要望がございます。こうした形の中で私どもとしては予算化

をしていくと、トイレだけではとても5,000万もそちらのほうにつぎ込んでいくということについては、そちらのほうのPTAだとか、あるいは学校当局の要望に応えられないということになりますので、その辺のバランスはしっかりととっていかなきゃいけないと思っております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） トイレだけで5,000万つぎ込むわけにはいかんということでありましたけれども、どの道今後やっていくものでありますので、そこからもしかしたら補助の対象にのってくるということを考えたら、これはまた市にとってもメリットがある話だということで何度も言っているんですけども、そういうことで検討していただいて、ぜひ国のほうにも出していただいて、その金額をね、対象になるのかどうか確認して、対象になれば実行に踏み込めるということでいいんじゃないですか。それはどうですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 何度も御説明させていただいておるつもりでございますけれども、学校環境の整備ということは、先ほども言いましたように、学校当局、あるいはPTAの要望、そして保護者の皆さんのが要望、種々まちまちでございます。それが学校別にまた違うわけでございますね。そうした形の中で我々は一つ一つ精査をして、その要望に対して応えていくというのは、当初予算の中でやらざるを得ないと思っておりますので、そういったことも十分御理解をいただきながら、トイレの問題については忘れてはいるわけでも何でもございません。継続してやっていく。そして、そういった形の中で、それぞれの学校の要望がクリアできた暁には、スピード感を持ってトイレの改修にもいけるだろうと思っておりますので、そういう基本的な考え方のもとに御理解もいただきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） さまざまな要望の中で、費用がかかるのは私もわかりますけど、もしかしたら補助の対象になるということを踏まえながらやってほしいということで、要望しておきます。

では、続きまして3点目、十四山支所の図書コーナーについて伺います。

まず簡単に、現在、この図書コーナーはどのような状態になっておりましょうか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 山田図書館長。

○図書館長（山田 淳君） お答えいたします。

初めに、御承知のように新庁舎建設事業に伴う庁舎機能の移転計画により、本年度9月から十四山支所図書コーナーを閉館しております。平成21年4月に開設し、6年5ヶ月の間、図書館事業を行ってまいりました。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） そうなんですよね。今、回答にあったとおり、実は十四山の図書コーナーは、今、閉館している状態になっております。新庁舎の仮移転のために使えなくなっているということでございますが、現在、その図書コーナーにあった図書はどのようになっていますか。

○議長（佐藤高清君） 山田図書館長。

○図書館長（山田 淳君） お答えします。

もともと十四山図書コーナーには、平成26年度末においては全資料約1万4,700点の資料がございました。8月に閉館し、9月からは随時、十四山支所図書コーナーから本館へ一般書や児童書、よく読まれる本等を、本館の蔵書の充実を図るため、それらを中心に十四山の図書コーナーから本館へ所蔵がえということを行ってまいりました。その結果、本館に所蔵がえした点数としまして約3,700点余り、パーセントとしますと25%、4分の1でございますけれども、この部分を図書コーナーから本館へ所蔵がえをしております。残りの所蔵に関しては、随時、本館の体制が整い次第、所蔵がえをしてまいりたいなと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、新庁舎の仮移転のために、スペースがないもんですから、その図書を随時本館のほうに移して、3,700点ほど移したということで、残りの1万1,000ほどが、そのときの調査によると、1万1,000ですね、十四山東部小のほうに置かれているということで、要するに今の状態ですと、住民の方、市民の方が、その本は読めない状況になっています。

これはぜひとも、今、十四山の人たちからすると、今すぐにでも再開してほしいという声は上っておりますし、この図書の再開のめどはいつごろになるか伺ってほしいということだったので、ぜひお答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 山田図書館長。

○図書館長（山田 淳君） お答えします。

今回の再開という部分の予定でございますけれども、それらは未定でございます。ただ、新庁舎完成までの間に、その利用計画、スペースの利用計画等の検討がされていくのではないかとは思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 現在未定ということで、要するに新庁舎が、今いつ建つかわからない状態の中で、再開がいつになるかわからないということでございます。

そうしますと、何年かわからないのをいつまでも待てないということで、市民の皆さんは

そういうふうに思われておるわけでございます。市長自身は施政方針の中で、人が輝き文化が薫るまちづくりをしていくと言っておりまして、図書コーナーを今のように使えなくなってしまえば、人は輝かず文化も薫らないというふうになっちゃいますので、一刻も早く再開すべきだと思うわけでございます。ぜひそういうことで、今の状況、新庁舎が建たない中で仮移転の状況で使えないということであれば、ほかのスペースを確保して、すぐにでも再開していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 十四山支所の図書コーナーが閉館をしているということで、市民の皆様には大変御迷惑をかけておるわけでございます。今、所管の課長が答弁したように、隨時こちらのほうの図書コーナーに本を並べているというような状況でございますけれども、いま一つは十四山支所の中に、そういった図書の要望コーナーみたいなものをつくって御意見を伺ったらどうかなあと思っております。支所のカウンターの中で、十四山支所にあった図書に関して御要望ということについてカウンターを設置して御要望を承って、市民の皆様の要望に応えていければと思っておりますので、いましばらく検討させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、本館のほうに多少移動しているのと、今、市長が言われたように要望コーナーを置いて貸し借りできるような状況をつくりたいということでありましたが、まず本館のほうにいたしましては、十四山のほうから、この市役所に来るのも、車が使えればしゅっと来られるんですけども、なかなか車に乗れないお年寄りの方であったり、自転車に乗れないような方であると、市のバスで來ることになるんですけども、市のバスはいかんせん使い勝手が悪いものですから、なかなかこっちまで出てくるのが大変だということになるんですね。だから、そうすると図書館のほうにも足を運べなくなってしまうというのが今の現状なんです。

だから、要望といたしましては、一刻も早く再開してほしいと。今、要望コーナーを置いてカウンター設置で対応できないかということでありましたけれども、その場所で読みたいというのがもともとの住民の希望でありますし、もともとそういった図書コーナーがあつて、そこで読んでいた方々にとっては、十四山と、こっちの弥富町時代からなかなかうまくいってないところもあるんですが、要するに新庁舎に至っても、できれば彼らのほうですと、こっちよりに十四山のほうに近づけて持ってきてほしいという話もしていた中で、新庁舎の仮移転のために図書館コーナーがなくなったということを言われるわけでございますので、不満としてはかなりたまっているものになっておりますので、ぜひそういった彼らのニーズに応えるためにも、一刻も早く再開するということでお願いしたいと。

確認なんですが、仮に新庁舎ができ上がって、今の仮移転の場所があいたとしたら、そこに復活されるということでおろしいんですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 基本的にはそのような考え方で継続をしていきたいと思っております。しかし、またそういった形の中で、今度の十四山支所の中におきましては改築工事等がございます。こうした形の中で、どのような方法をとれば一番最善であるかということについては、検討を加えていきたいと思っております。

先ほど、十四山支所の中においてカウンターで御要望をお聞きして、我々としてはその方の時間的な問題等も踏まえて考えていかなきやならないわけでございますけれども、できればこちらのほうにある冊子についてはお願いをしていきたいと思っております。いずれにいたしましても、まずは要望コーナーを設置して、どのような動向になってくるかということを見きわめていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 市長は、できればこっちに移動したものについては、ここで読んでほしいということでございますけれども、かなり現在の市の交通網を見ましても、自分で自家用車がある人は来られますけど、バスはかなり使いにくいものであることを認識した上で考えていただきたいと思っているわけでございます。

そして、要望コーナーといったとしても、僕自身が実は1点、これは別件で、もちろん現在の場所に早急に図書コーナーを再開させるのが大前提であります。それとは別に、弥富市自体が南北に広くて、そういった市のコミュニティバスも使い勝手が余りよくないもんですから、十四山に限らず、例えば栄南の方だったり、そういった方は、図書コーナーを使うのもなかなか難しい状況にあるんですね。だから、今、要望コーナーと言っておりましたけど、私としては公共施設等に図書の検索機を置いて、それによって貸し出しができるような状況をつくり出してはどうかと。要するに、ちょっと違いますけれども、ネットで借りてポストで返却というような、今、民間のところもありますけれども、それに近いような形で、公共の施設で、例えば福祉センターや栄南のコミュニティセンターみたいなところで、そういった検索機を置いて、そこで借りて返却ができるようなシステムをつくっていけば、遠の方でも、バスに乗れない方でも、そこで図書が借りられて読めるんじやないかと思っております。そして、気軽に本に接していただくことによって、人が輝く文化の薫り高いまちづくりを推進していただきたいと思っておりますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今、那須議員がおっしゃったことに対しても、私どもとしては考察を

していかないかなとは思っております。それがどういうような形で、他の自治体等において実際にやってみえるようなところがあれば参考にもしていきたいと思いますし、しっかりと考察をしていきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） しっかりと調査・検討していただき、そういうシステムをつくれればいいかなと思いますし、また、再三申し上げてありますように、一刻も早い十四山の図書コーナーに対しての再開をお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 次に炭窪ふく代議員、お願いします。

○11番（炭窪ふく代君） 11番 炭窪ふく代でございます。

通告に従いまして、1点目に認知症対策について質問をいたします。

昨今は、高齢者のみの世帯や高齢者単身世帯がふえ続けている中で、医療・介護の問題のみならず、認知症高齢者への対応の必要性が強く指摘をされています。認知症対策は、国も大きな課題と位置づけており、本年1月27日には認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランが策定、公表されたところです。そこでは、平成24年には462万人、つまり65歳以上の7人に1人が認知症であり、さらに団塊の世代が75歳を迎える平成37年度には700万ひと、高齢者の5人に1人は認知症になるという推計がされています。

認知症の問題は、これまで何度か質問がなされております。昨年の9月議会では、認知症対策について同僚の堀岡議員の一般質問の中で、弥富市の認知症高齢者の実態について、要介護認定を受けてみえる方の1,604人を対象に訪問調査された集計では、自立の方515人を除き認知症であると思われる方は1,089人であることがわかりました。

そこでお伺いをいたします。前回の集計からおよそ1年がたちましたが、現在の認知症高齢者の実態と今後の推移についてお聞かせいただけますでしょうか、お願いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 半田介護高齢課長。

○介護高齢課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

弥富市における認知症高齢者の実態についてでございますが、先回同様、要介護認定を受けてみえる方1,658人の訪問調査票をもとに集計いたしました。

現状でございますが、自立の方が477人、ランク1の方が332人、ランク2Aの方が169人、ランク2Bの方が313人、ランク3のAの方が218人、ランク3Bの方が41人、ランク4の方が85人、ランクMの方が23人となっております。このうち、自立の方の477人を除いた1,181人が何らかの認知症と考えられ、昨年9月議会で報告させていただいた人数より92人増加しております。

次に、将来推計でございますけれども、第6期介護保険事業計画で見込まれております要介護認定者が15%ほどの伸び率となっておりますので、平成29年度の認知症高齢者の数は

1,358人と推計されます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 新オレンジプランは、住みなれた地域のよい環境の中で自分らしく暮らし続けるために、必要としていることに的確に答えていくことを目指しております。認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進を初め7つの柱に沿って必要な施策を総合的に推進していくこととされており、「認知症高齢者等に優しい地域づくりに向けて」という副題がつけられております。

具体的な施策といたしまして、認知症サポーターの養成活動の支援や学校教育などで認知症理解に向けた取り組みなど良質な介護人材の確保、また行政や精神科医療機関との連携、家族への支援など、実に幅広いメニューが示されており、認知症高齢者を取り巻く課題解決に向けた国の強い意志が読み取れる内容となっています。

また、認知症高齢者への対応の必要性は、実は高齢介護だけではありません。新オレンジプランにおいても、認知症の疑いがある方の交通事故の問題、詐欺などの消費者被害の防止、相続のトラブル、さらにはコミュニティ形式など幅広い施策に関するものであり、その対応に向けては、行政はもちろんのこと、民間や地域住民など、さまざまな主体がそれぞれの役割を果たしていくことが求められているとされています。

先日も市民の方々と懇談する機会がございました。皆さん、近い将来、御自身や家族に介護が必要になったらと御心配をされていました。中には、認知症のお父さんを在宅介護している娘さんは、高齢の母親の体力も心配だと、わずかの対話でございましたが、認知症を抱えている御家族の大変な様子が伝わってまいりました。本市においても、認知症対策にしっかりと取り組む必要があると考えます。

そこで、国の策定した新オレンジプランの内容を踏まえ、本市といたしまして認知症対策にどのように取り組んでいかれるのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 半田介護高齢課長。

○介護高齢課長（半田安利君） 認知症対策の取り組みについてでございますけれども、先ほど議員が言われましたように、認知症高齢者が2025年には65歳以上の高齢者の5人に1人に達することが見込まれております。今や認知症は誰もがかかる可能性のある身近な病気であり、認知症施策は市としても重要な課題と認識しております。

認知症予防の取り組みとしては、地域包括支援センターを中心に認知症介護者家族交流会の開催、ささえあいセンターでの協力会員に対する講座などがあります。また、市では今年度から、認知症予防教室としてタブレットを使った脳トレ教室やふれあいサロン運営事業を開始しました。従来から行っております高齢者への配食サービス、緊急通報システムも支援の一環であると考えております。

他の取り組みといたしましては、地域や職域団体等を対象に、認知症の正しい知識や理解を身につけるための講座として認知症サポーター養成講座を開催しております。この養成講座を受講した人が認知症サポーターとなり、認知症の理解を深め、認知症の方も生活しやすい地域づくりを目指すものでございます。

また、弥富市では、ことしの2月に認知症ケアパスを作成しました。ホームページにアップさせていただいておりますが、これを今後さらに充実させていきたいと考えております。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） この新オレンジプランには、平成30年までに全市町に認知症初期集中支援チームを設置し、活動を行うこととされております。

そこで、この認知症初期集中支援チームとはどういうもので、どういった支援を行うのか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 半田介護高齢課長。

○介護高齢課長（半田安利君） 認知症初期集中支援チームとは、またどのような支援を行うのかという御質問でございますけれども、医療・介護の専門職が家族の相談により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問いたしまして、アセスメントや家族支援など初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームのこととございます。

支援チームの役割といたしましては、認知症かどうかの評価、適切な医療機関の受診を促し継続的な医療支援につなげること、適切な介護サービスの案内、生活環境の改善やケアについてのアドバイス、また介護者の負担軽減や健康保持についてのサポートなどでございます。また、定期的に自宅を訪問して状態を見守りますので、誰も気づかないうちに認知症が進行してしまったというような状態を避けることができます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） それでは、我が市においては、この認知症初期集中支援チームをいつまでに設置されますか。また、市内にどれくらいのチームが必要とお考えなのか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 半田介護高齢課長。

○介護高齢課長（半田安利君） 支援チームの設置時期でございますけれども、厚生労働省が作成しました新オレンジプランでは、平成30年度から全ての市町村で実施する目標を掲げております。

そこで、弥富市といたしましては、この支援チームを地域包括支援センターに委託したいと思っておりますが、医師や専門職の配置等の問題もありますので、今後、協議を重ね、できる限り早い時期に設置したいと考えております。

チーム数につきましては1チームと考えておりますが、その後の相談件数等の業務量によ

り対応したいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 課長に御答弁いただきました。

これは、平成26年度において千種区の例でございますが、この支援チームのモデル事業を実施していますが、支援した17名の高齢者のうち65%に当たる11名の方は介護保険が未申請であったとのことです。介護保険制度の利用があれば、ケアマネジャーやヘルパーの方が一定の状況を把握できますが、そうでない高齢者、特に単身高齢者で認知症の方の把握・支援は、何度も訪問をし、信頼関係をつくることからの地道な活動が必要となります。高齢化の進展や、また認知症高齢者の著しい増加が予想される状況にあっては、認知症初期集中支援チームの取り組みを推進することは必然であり、早急な体制整備を強くお願ひいたします。

また現在、国家レベルで認知症を治す薬や治療法の研究開発が行われておりますが、現実にはまだ時間がかかるようです。認知症の特効薬がない以上、私は認知症対策の中で今後特に力を注ぐべき取り組みとして2つあると思います。1つは、お元気なうちから認知症にならない予防をすること、そしてもう一つは、認知症を早期発見し、症状を安定させる治療やケアの早期対応を行うことだと思います。認知症予防は、市民の方々に関心を持っていただき、継続しやすく親しみやすいものであることが重要だと考えます。

先日、テレビで、認知症予防として「デュアルタスク」という運動について報道がなされました。例えば、早歩きをしながら100から7を引き続けるとか、足踏みをしながら1人じゃんけんをするというように、2つのことを同時にすることで脳を活性化する予防法です。

また、大阪府にある独立行政法人国立長寿医療研究センターでは、「コグニサイズ」という認知症予防の脳活性化運動が実施をされているそうです。高齢者のためのエクササイズで、こちらも簡単な計算や、しりとりなどの課題を運動と一緒にを行うことで、認知症の予防と健康促進を目指し、運動そのものが認知機能を向上させると言われています。

本市におきましても、脳トレや、ふれあいサロンといった予防対策を行っているところでございますが、誰にでも簡単に、すぐその場でできて、楽しんで認知症予防ができるコグニサイズといったようなプログラムを市民に向け展開していく必要があると考えますが、この点についてはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 半田介護高齢課長。

○介護高齢課長（半田安利君） 認知症予防にはいろんな方法がありますし、いろんなものを取り入れていく必要があると思っておりますので、議員御提案のコグニサイズですとかデュアルタスクについても、どこかで取り入れることができないか検討させていただきます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 今、課長が言われますように、いろいろな形、いろいろな方法があるかと思います。そして、今後もいろいろと工夫された認知予防に関するものが公表されるであろうと思います。どうか皆さんに楽しんでいただけるプログラムとして、どんどん導入をして実施していただくようお願いいたします。

次に、早期発見・早期対応についてのお尋ねをいたします。

認知症は、判断力の低下、記憶障がい、問題解決能力の障がいなど、脳の老化により発症すれば誰にでもあらわれる中核症状と、周囲とのかかわりの中で起こる幻覚、妄想、暴力、徘徊などの行動・心理症状があります。行動・心理症状は、環境や人間関係、その人の経験や性格により、あらわれ方は異なります。家族にとってつらく、大きな負担になるのは、この行動・心理症状であります。早い段階で中核症状の兆候に気づき、治療と周囲の理解ある対応により、行動・心理症状を減らすことができます。私は、早期発見がしやすくなるように、市で簡単に認知症のチェックができるサイトの作成や市民への啓発などを進めていただきたいと考えます。

市のホームページや携帯やスマホで気軽にできる認知症簡易チェックシステムですが、既に蒲郡市や海津市、日野市、近くは蟹江町でも行っています。このように、ホームページの中に、こうしたチェックシステムを導入する市町がふえてきています。市のホームページからサイトに入ると、「これって認知症？」という家族・介護者向けのものと、「私も認知症？」という本人向けのものがあり、チェックが終わりレベルが出た後に認知症予防の10カ条が画面に出たり、相談先の地域包括支援センターにリンクされたり、治療のできる医療機関一覧表が出てくる市もあります。簡単でちょっとやってみようという気になります。

この問題につきましても、さきの堀岡議員の質問に対し市側より、市のホームページのリニューアルにあわせてアップをしていきたいと前向きな御答弁をいただいております。その後の進捗状況といいますか、この認知症簡易チェックシステムはぜひとも導入すべきだと思いますがいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 半田介護高齢課長。

○介護高齢課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

認知症簡易チェックシステムの導入につきましては、昨年9月議会で、市のホームページのリニューアルにあわせてアップすると答弁させていただきました。少しおくれましたが、何とか年明け早々にはアップさせていただきたいと思っておりましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 本市もよくわかる認知症ケアパスを本年2月に作成されましたので、市民が活用できるよう、今、課長のほうより、明年早々にチェックシステムを市のホー

ムページに載せていただくという御答弁がございました。その際に、興味を持ってサイトに入っていきやすいように、工夫をお願いしておきます。

次に、計画期間におけるサービス内容の中にもございますが、ボランティア等による見守り体制としての見守りネットワークづくりについてお尋ねをいたします。

見守りには多くの目が必要で、見守りネットワークの協力者を広げる必要があると思います。多くの市では、認知症サポーターが地域の見守りネットワークの協力者になっていただいている。我が市は、認知症サポーターは、養成講座を受けた後、特に協力を求めていないようですが、これは改善すべきではないでしょうか。

認知症サポーターは、認知症本人や家族を誰よりも応援するという位置づけでございます。受講後は、みんな見守りネットワークに登録をしていただき、徘徊で行方不明になった場合、家族が希望すれば認知症サポーターにも検索メール配信で呼びかけ、協力していただくよう力をかりるべきだと考えますが、この点につきまして市のお考えをお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 半田介護高齢課長。

○介護高齢課長（半田安利君） 徘徊対策における見守りネットワークについてでございますが、まず徘徊の発生についての現状を申し上げますと、把握した事例につきましては、平成25年度が3件、26年度が5件、今年度は現在まで2件でございます。通報者につきましては、御家族やケアマネジャー、または介護サービス事業所でございますけれども、いずれも早いうちに発見され、大事には至っておりません。

市では、こういった事例が発生した場合、警察からの要請で、同報無線を利用した臨時放送や市の安全・防災メール、介護保険サービス事業所への一斉メールで対応させていただいております。弥富市としては、まだ見守りネットワークとして確立されておりませんが、今後、一人でも多くの方に見守りの意識を高めていただけるよう、サポーター養成講座受講者には市の安全・防災メールの登録をお願いしていきたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） よろしくお願ひをいたします。

また、徘徊高齢者家族の支援サービスとして、G P Sの助成を行っている自治体もあるようでございます。我が市は安心安全カードの活用がされておりますが、さらに私はG P Sつき見守りキーホルダーがベルトやバックなどにつけることができて活用しやすいのではないかと思います。こうしたサービスも導入してはどうかと考えますけれども、この点についてお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 半田介護高齢課長。

○介護高齢課長（半田安利君） 議員御提案のG P Sつきキーホルダーにつきましては、利用されている市町村もございますし、メリットもあろうかと思いますが、そのキーホルダーを

外出時につけてもらえるのか、またG P Sつきだとわかれれば気分を害される方もお見えになり、課題も多いと聞いております。

弥富市としては、現状の方法をとりながら今後の課題とさせていただきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 見守り体制の方法の一つとして、また研究をしていただき、御検討をいただきたいことをお願い申し上げておきます。

また、認知症への理解の促進という点で、認知症サポーター養成講座のやり方ですが、我が市はある程度の希望人数になれば随時養成講座を行うとしています。高齢化の進展に伴い、認知症の人が住みなれた地域で安心して暮らせる環境づくりが急がれている中、先日、新聞報道に、政府が国家戦略として取り組む中、認知症について正しく理解をし、認知症の人と家族を支援する認知症サポーターが事業開始10年で660万人を突破したとありました。認知症に関する正しい知識と理解を身につけるための養成講座には、本市もより多くの参加を呼びかける必要があるのではないか。例えば高齢者が利用することの多い銀行、そして郵便局、またJ A、スーパー、ドラッグストア、病院の窓口など、各事業所にも養成講座を受けていただくよう依頼するなど見守りにつなげようと思うと、必然的により多くのサポーターが必要となります。夜の講座も要請があれば行うべきですし、認知症サポーター養成講座のやり方も工夫と改善が必要かと思いますが、本市のお考えをお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 半田介護高齢課長。

○介護高齢課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

まず、近年のサポーター養成講座の開催実績でございますけれども、平成24年度が2回、25年度が1回、26年度が13回、27年度がこれまでに8回開催しており、弥富市内のサポーター数は1,899名となりました。

これまでの受講者としては、自治会、福寿会、女性の会、防災会等が主でございまして、銀行、郵便局、スーパーなどの各企業、事業所については、それぞれの御事情もあり、現状多くありません。

昨年、愛知県より、小中学生及び高校生を対象とした認知症サポーター養成講座の実施についての依頼がありましたので、これを踏まえ、今後、各事業所に対しても引き続き働きかけたいと思いますが、まずは市内中学生を対象に開催できないか、教育委員会と調整したいと考えております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） ただいま御答弁をいただきました。

小学校の高学年や中学生、そして高校生を対象とする養成講座は大変重要であると思いま

す。今、御答弁がございましたように、まず中学生を対象に開催をお考えであるということでございます。ぜひ実現をしていただきたいと思いますし、また先ほど来より申し上げた各事業所に対しての養成講座の依頼も強くお願いをいたします。

埼玉県の熊谷市で行われたサポーター養成講座の資料の中に、認知症の人への接し方として、困った人ではなく困っている人として対応することが大切であるとありました。本市におかれましても、高齢者、そして支える家族の皆様が安心して暮らせるまちと言えるように、しっかりと取り組んでいただきますことを要望いたしまして、次の質問に移ります。

2点目でございます。

2点目に、本市における子育て応援アプリの推進についてお伺いをいたします。

我が国では、急速な少子化の進行と子ども・子育て支援が質・量ともに不足している現状であり、子育て家庭における孤立感と負担感の増加とともに、都市部を中心とする保育等の待機児童などが深刻な問題となっています。そのような中、平成24年8月には子ども・子育て関連3法が成立をいたしました。そして、平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートしたことに伴い、保育を始めとするさまざまな子育て支援に関する情報提供や相談、助言等を行う利用者支援事業の実施が自治体に求められたことがきっかけとなり、各自治体が独自の支援事業を検討、展開するようになりました。

昨今、子育て家庭の家族形態や、また就労形態が多様化する中で、保育だけではなく、さまざまな形の子育て支援が求められており、自治体における支援事業も利用者ニーズに幅広く対応する必要性が増してきています。

そのような中、東京都世田谷区では、子育て世代に広く普及しているスマートフォンを活用した支援事業を行っており、注目を集めています。多様化する子育て家庭のニーズに沿った情報を提供するためのツールの一つとして、区では平成26年10月から、せたがや子育て応援アプリを公開しています。核家族や、ひとり親世帯の増加や、地域のつながりの希薄化などにより保護者が孤立しがちであることから、出産や子育てに対する不安や負担は決して軽くはございません。そこで、子育て世代の多くが利用しているスマートフォンで、時間や場所にとらわれずに気軽に子育て支援にかかる情報を取得できるようにすることで、子育て世代の不安感や負担の軽減などを図ることができます。こうしたアプリが有効であると考えられ、導入をされたと聞いております。

アプリを通じて提供されるサービスには、おむつがえ、授乳スペース、公園などの施設を検索できる施設マップや、子育て支援情報や申請・手続などの情報を閲覧できる子育て支援ナビや、また幼稚園・保育施設を条件に合わせて検索できる保育施設検索ナビ、また登録した子供の生年月日や住所などに合わせた健診や予防接種のお知らせを通知するお知らせ配信機能などがあり、妊娠期から小学校就学前の子育て家庭を対象に支援情報を提供しております

す。利用者からは好評を得ており、アプリの公開から約1年が経過した平成27年9月末時点でのダウンロード数は、およそ9,000件となっています。

また、京都府でも、きょうと子育て応援パスポートアプリ「まもっふ」を公開しています。主な機能として、子育て家庭、妊産婦の方がさまざまな特典を受けられる子育て応援パスポートの協賛店舗や施設の紹介、また子育て家庭にお勧めの公園や広場、児童館などの案内、そして夜間であったり診療時間外の子供のいざというときに役立つ情報であったり、また各地域の救急医療機関情報などをお知らせしております。

このように、子育て家庭が外出先でも必要な情報や便利な情報が入手できますし、同様にアプリを開発する自治体がふえると、近隣の自治体と連携したサービスの提供を検討することも可能となり、より多くの子育て世帯のニーズにきめ細かく応えることも期待できるのではないかでしょうか。

そこで、2015年弥富市子ども・子育て支援事業計画の中にも、子ども・子育て支援新制度の3つの目標の一つに地域の子ども・子育て支援の充実とありますように、子育て世代のニーズに幅広く対応するため多くの人が利用するスマートフォンへ、地域の特徴に合わせて柔軟に情報提供ができるよう、弥富市独自のアプリを開発し、子育て支援事業に生かしていくいただきたいと思いますが、この点について市のお考えをお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君）　村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君）　本市の子育てに関する情報発信につきましては、主にホームページ及び広報により住民の皆様に情報提供を行っておりますが、妊娠・出産・子育てに関する各種行政サービスに関する課は多岐にわたり、内容も複雑でございます。これらの内容をわかりやすく探しやすいウェブサイトを構築し、スマートフォンの普及率の高い子育て世代に向けたより利便性を高めた情報を幅広く提供することが課題となっております。

現在、各種子育てに必要な情報発信を行い、子育て支援策を利用していなかった方にも利用を促すことができるよう、弥富市子育てポータルサイトの構築に取り組んでおります。このポータルサイトは、スマートフォンでの閲覧時に自動的に画面構成が最適化される仕組みになっておりまして、本市の子育ての情報を取得できる身近な窓口として皆様に御利用いただけるものと考えております。

○議長（佐藤高清君）　炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君）　御答弁いただきました。スマートフォンでの閲覧が可能なサイトを立ち上げていただけるということで、本当に多くの皆さんに喜んでいただけるものと思います。

ただいまは弥富市の子育てポータルサイトによる情報提供をされるということでござりますけれども、これはいつからスタートされるのか、またその内容についてもお聞かせいただ

けますでしょうか。

○議長（佐藤高清君）　村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君）　弥富市子育てポータルサイトの内容につきましては、妊娠期から就学前の子育て家庭を対象に、弥富市の子育て支援情報や、乳幼児の健康診断、予防接種のお知らせ等の提供や、平成27年4月から実施されました子ども・子育て支援新制度の取り組み事業について情報を一元化し、集約したちょっと便利なサイトでございます。

なお、弥富市子育てポータルサイトは、平成28年4月1日の公開に向けて現在取り組んでおります。

○議長（佐藤高清君）　炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君）　ありがとうございます。弥富市として、ちょっと便利なすばらしいサイトを構築していただけるということでございます。

広く皆さんに知っていただき、実活用していただくための今後周知についてはどのようにお考えになっていますか、お聞かせください。

○議長（佐藤高清君）　村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君）　周知の方法につきましては、広報・ホームページで市民の皆様にお知らせをしてまいります。

○議長（佐藤高清君）　炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君）　広報・ホームページでの周知ということでございます。それも方法の一つだとは思いますけれども、実際皆さんの目に届くのかが心配でもございます。より多くの方に知っていただくために、私が考えるのは、例えば子育て世代の方々が集う子育て支援センターなどで、ホームページからの具体的なアクセスの仕方を実際にスマートフォンで実践するなど、子育て世代のネットワークを生かすことで、より広く弥富市の子育てポータルサイトを知っていただき利用していただけるものと考えますが、こうした考えについてはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君）　村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君）　周知の方法につきまして御提案をいただきました。

現在、広報紙・ホームページによるお知らせには、スマートフォンのICタグ・バーコードリーダーを使いまして読み取れるように準備を進めております。また、全ての子育て支援センターにおいて利用者向けのパソコンを設置しまして、ポータルサイトのPRと市の子育てサービスの情報提供を行ってまいります。

議員の御提案の件につきましては、子育て支援センターなどの集いのときに、アクセスの仕方や活用する方法の実践を行い、周知に努めてまいります。

○議長（佐藤高清君）　炭竈議員。

○11番（炭窪ふく代君） よろしくお願ひをいたします。また、今後の活用に生かすために、アンケートなどをとっていかれるのも一つの方法だと思いますが、最後にこの点についてもお伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） 議員御提案のアンケートにつきましては、ポータルサイトの情報内容改善の参考とするために御意見をいただけよう、そのような機能をつけるよう取り組んでまいります。

○議長（佐藤高清君） 炭窪議員。

○11番（炭窪ふく代君） よろしくお願ひいたします。

子育て世代の多くの方が日常的に利用しているスマートフォンで、好きなときに好きな場所で気軽にということで、子育て支援情報を取得できることで、不安感の軽減や、また孤立感の予防にもつながると思います。今後も見やすく、そして役立つ子育て支援の情報を御提供いただきますことをお願い申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は2時25分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時14分 休憩

午後2時25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に三浦義光議員、お願いします。

○8番（三浦義光君） 8番 三浦義光でございます。

通告に従いまして、今回、3項目の質問をいたします。

まずは、交通安全対策、高齢者の対応について質問をいたします。

愛知県では、本年7回目の交通死亡事故多発警報が11月17日から11月30日までの14日間発令をされておりました。県内では依然として交通死亡事故が多発しており、12月7日現在の交通死亡事故者数は197人、前年同時期比プラス18人で、全国ワースト1位と憂慮すべき事態となっております。年齢別死者数を見てみましても、65歳以上の高齢者の数が110人で半数以上を占めています。

折しも現在、12月1日から10日まで、年末の交通安全県民運動が実施されております。今回の運動目的は、飲酒運転の根絶、子供と高齢者を交通事故から守ろう、夕暮れ時と夜間の歩行中、自転車の乗用中の交通事故をなくそう、後部座席を含めた全ての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しようということが打ち出されています。

ここで、運転免許保有者に占める高齢者の割合が高まっている観点から質問をさせていた

だきます。

中日新聞11月1日のサンデー版のドライバーの高齢化によりますと、運転免許保有者に占める高齢者の割合が高まっており、2014年データによりますと、全国平均では52.6%、県別で愛知県は13位で56.6%と、65歳以上の半数以上が免許を保有しているということでございます。その一方、高齢者の自動車運転による死亡事故の割合が年々ふえ、ほかの車や人を巻き込む事例も多発しています。高齢者の中には認知症や、その疑いがある人が含まれ、高速道路逆走などの重大な事故を引き起こしております。75歳以上の高齢者の免許更新では、認知機能、記憶力や判断力などの頭の動きの検査が加わり、今後はさらに厳しくなりそうです。それとともに、警察や都道府県では、高齢者に運転免許の自主返納を呼びかけております。

しかしながら、公共交通機関が限られている地域では、運転を継続せざるを得ない高齢者が多いという実情もあり、超高齢社会を迎えた日本では、高齢者の積極的な社会参加を支援することも不可欠でございます。元気な方には運転を続けていただきたいと思っております。自動車メーカーでは、運転を支援する安全装置を備えて事故を未然に防ぐシステムを開発されております。また、運転しやすく事故を起こしづらい超小型車の開発も検討されております。

また、行政は、高齢者が安全・安心に運転を継続するため、道路の整備や構造を見直し、運転しやすい環境を整えることが急がれております。道路整備に関しての市の見解をお聞きいたします。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 高齢者が安全・安心に運転を継続するための道路整備に関しての市の見解はという御質問でございますけれども、今後、これまで以上に多くの高齢者の運転というのが多くなるんじやないかと考えております。先ほど議員が言われましたように、愛知県警が発表しています交通事故日報（暫定数）の12月8日現在の愛知県の交通事故死者数は197名、7日と8日は同じ数字ということでございます。全国ワーストワン、これも変わりないということでございます。そのうち、110名の方が65歳以上ということでなっております。そのうち、高齢者が加害者、第1の当事者となって関係する死亡事故率は約35%となっておりまして、増加傾向で深刻な課題となっております。

高齢運転者の知識や技能を向上させるには一定の限度があり、それを取り巻く道路交通環境を、できる限り高齢者が安全に安心して運転できるものに改良していく必要があると考えます。そのため、特に交通の安全を確保する必要がある道路においては、地域の協力を得ながら、高齢者や障がい者等、いわゆる交通弱者の安全を確保するため、歩道分離型の歩道整備を優先的に整備していきたいと考えています。

また、生活道路において、県公安委員会と連携しまして、歩道整備、車両速度の抑制、通

過交通の抑制、視認性の向上を図るため、道路標識や道路標示等、見やすくわかりやすい道路整備を、面的かつ総合的な交通事故対策について、地域の実情を踏まえて適切な安全確保を図りたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 自動車が自動停止装置、将来的には自動運転装置など、ますます運転がしやすい状態にはなっていきますが、道路がそれに追いついていかなくなってきたことが心配ではございます。高齢者の方々が運転しやすい環境整備を同時並行に行っていかなくてはならないと思っております。

運転免許証更新時に、70歳以上のドライバーは高齢者講習が義務づけられ、75歳以上は講習予備検査を受けなければなりません。この検査で認知症の疑いがあると判断されたドライバーは、直近の1年間に信号無視や一時停止など特定の交通違反がある場合、医師の診断が義務づけられ、認知症と診断が下されると免許が取り消されます。2015年6月の改正道交法では、検査がより強化されております。認知症と診断された高齢者に対して、警察との連携した動きはございますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） 御質問にお答えをさせていただきます。

高齢の運転者による交通事故が相次いでおり、10月31日には知立市で、76歳の男性が運転するワゴン車が和菓子店に突っ込み12人が重軽傷を負った事故や、九州においては、認知症の治療を受けていた73歳の男性が運転する軽乗用車が暴走し、7人が死傷する事故が発生しました。

認知症になると記憶力や判断力などの機能低下が著しくなり、高速道路の逆走や信号無視による事故が心配され、交通事故の被害者になるだけでなく人身事故の加害者になる可能性が高く、家族にとっても心配は尽きません。

改正道路法におきましては、70歳以上の人には運転免許更新の際に高齢者講習の受講が義務づけられており、75歳以上の運転者は認知機能検査が強化されておるのが現状でございます。

高齢者の交通安全対策につきましては、警察による交通安全講話や秋に行われます海部南部高齢者交通安全総決起大会などにより交通安全意識の高揚を図るとともに、認知症に対する運転免許の相談窓口が警察署にございますので、悲惨な交通事故をなくすためにも、警察と連携をとって対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 認知症、または認知症と疑われる高齢者の自動車運転に関して、一番心配されている方は、その御家族の方々だと思います。市役所に御家族が相談に来られた場合、蟹江警察署にも運転免許の相談窓口があるということを伝えていただいているというこ

とでございますけれども、しかしながら警察署というのは敷居が高いといいますか行きづらい面もございますので、なお一層の連携をお願いいたします。

次の質問へ移ります。

自転車が関与する事故の場合に、自転車の責任として重過失致死傷罪が適用されることが多く、その法定刑は5年以下の懲役または禁錮か100万円以下の罰金であります。そのほかに、道路交通法や過失傷害罪が適用されることがあります。

事例としては、自転車で横断中の歩行者と衝突、歩行者の女性が死亡した事故では、重過失致死罪で書類送検、自転車と歩行者の衝突、その後逃走したひき逃げ事故では、重過失傷害罪、道路交通法違反、ひき逃げの疑いで書類送検、自転車が酒酔い運転で歩行者をはねて現行犯逮捕された事故では、重過失傷害と道交法違反、酒酔いの疑いで現行犯逮捕されて送検などなど、また民事上の責任として、加害者である運転者は自転車事故を起こすと、民法第709条の不法行為責任を負うことになります。ただし、加害者である運転者以外の者は、民法第715条の使用者責任または第714条の監督責任の適用がある場合を除き、たとえ加害自転車の保有者であっても責任を負うことはないということでございます。

近年、収入のない中・高生が加害者になることが多いですが、損害賠償金の支払いが大きな問題になっております。中・高生が自転車事故の加害者になった場合、損害賠償責任について判例で中学生にも責任能力を認めていることから、当然、高校生にも責任能力はあるとされております。したがって、損害賠償金は就職して給料がもらえるようになってから支払うことになります。

また、民法第714条では、責任弁識能力のない者の責任は、監督義務者がその責任を負うとしているので、被害者は加害者の親などに対して損害賠償請求をすることができます。親が子供に対して、交通事故防止、自転車の安全利用について必要な監督指導を行っていないと認められる場合には、親に賠償責任が発生することになります。

交通事故といえば自動車事故ばかりイメージしておりますが、自転車も軽車両に該当し、自動車との事故は車両相互の事故として、また歩行者としての事故は人対車両事故として扱われ、自転車事故の当事者になったときは警察への届け出をきちんとしなければなりません。

そんな折、11月2日の日本経済新聞に、自転車保険の加入を義務づける条例を検討している自治体が広がっているとの記事がございました。2014年に起きた自転車事故は全国で約10万9,000件。減少傾向でございますが、交通事故の約2割を占めております。6月には、危険な違反を繰り返す人に講習を義務づける改正道路交通法が施行されております。そして、2015年度の主要4社の自転車保険の新規契約は、前年度の約2.4倍の47万件程度ふえる見通しでございます。

そんな背景のもと、兵庫県がことし10月に全国で初めて自転車保険の加入を義務づける条

例を施行いたしました。また、保険加入を努力義務としているのが、東京都、埼玉県、京都府、愛媛県、そして条例を準備中なのが、滋賀県、大阪市、名古屋市、横浜市、千葉市となっております。まだまだ都道府県であったり大都市ではありますが、弥富市といたしても、ぜひとも条例化について検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

自転車は、生活の移動手段として通勤・通学、または買い物などで手軽に幅広く御利用されております。一方で、自転車が関与する交通事故の増加や自転車利用者の運転マナーの悪さが指摘されるなど、自転車の安全な利用対策が喫緊の課題ともなっております。

議員御指摘のように、自転車の安全な利用に関する意識を向上させ、自転車を安全かつ快適に利用でき、自転車が関与する事故を防止し、また自転車の安全な利用を促進するために、自転車の安全な利用に関する条例を制定している自治体がございます。

当市におきましては、交通安全教室や防災の出前講座の際に、事故防止に関する注意喚起やヘルメットの着用の推進、自転車保険への加入の推進を行っております。また、中学校においては、入学時に自転車保険の案内をさせていただき、自転車保険の加入を推進させていただいておるところでございます。

まずは事故防止に関する注意喚起、ヘルメット着用の推進、自転車保険の加入の推進を継続して行い、自転車の安全な利用に関する条例につきましては、引き続き調査・研究をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 義務とは、人がそれぞれの立場に応じて当然しなくてはならない務めと、言葉を検索すれば、このような説明をしてくれますが、既に、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第12条に基づき、利用者に対して行うことが義務づけられている制度、防犯登録が、1994年以前は任意であったものでございますが、これが義務化をされております。将来的には自転車利用者が加害者となり得る事故の発生状況を見ながら、保険の義務化を検討していただきたいと思っております。

現在、自転車販売店では、公益財団法人日本交通管理技術協会の推奨のT Sマーク附帯保険の加入を進めておるところでございますが、掛金に関しては販売店によって異なるということでございます。私がお聞きをいたしましたお店では、新車購入時に防犯登録とあわせて1,000円で加入でき、これは1年契約ですので、その後は点検とあわせて1,500円で更新できるということでございました。この金額で賠償責任補償が限度額5,000万までついているのは、決して高い保険ではないと思います。しかしながら、加入者は購入時には1割にも満たないということで、1年後の更新に訪れる方は皆無ということでございます。前回の9月議

会においての堀岡議員の質問に通じる話になってはしまいましたが、自転車利用者にも保険の重要性を認識していただくことを周知させていってもらいたいと思っております。

それでは、次の質問項目、市役所窓口サービスについてに移ります。

近年、日本の少子・高齢化などを背景に、新たな産業創出と生産労働人口を補うために、日本政府は、平成26年1月に安倍首相を議長にした産業競争力会議において、新たな成長戦略の基本方針となる成長戦略進化のための今後の検討方針について、外国人受け入れ環境の整備・技能実習制度の見直しなどを発表いたしました。また、政府は、東京オリンピック・パラリンピックの開催を好機として、2020年に向けて訪日外国人旅行者数2,000万人を目標に観光政策を強化することとしております。さらに、2012年7月に外国人登録法が廃止され、これに伴い住民基本台帳の適用による基礎的行政サービスが外国人住民に対して提供されることとなりました。このような背景から、地方自治体の外国人住民向け窓口業務の負荷が高まっております。

京都市は、外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業を実施しております。この事業は、日本語による意思疎通を図ることが困難な外国籍市民などが、市役所、区役所及び区役所支所並びに本市事業所などの行政窓口を利用する場合や行政手続などに関する情報を必要とする場合に、本市の行政に関する知識を有する者が電話を通じて通訳等の対応を行うことなどにより、行政窓口での的確な意思疎通や正確な行政情報の提供を図り、外国籍市民などがより安心・安全に生活できるようにすることを目的としております。

また、神奈川県綾瀬市では、ポルトガル語、ベトナム語、スペイン語の行政通訳員を配置して、窓口での手続や相談などに対応しております。

そしてもう一事例、東京都渋谷区では通訳ボランティア登録制度を活用し、行政サービスの充実を図っております。

平成26年度主要施策成果報告書の外国人国籍別登録人員状況によりますと、1,239名が年度末現在で弥富市内において生活をされております。一番多く暮らされている国籍の方はブラジル、2番目には中国、3番目はフィリピンと続いておりますが、この外国籍の方々への市役所窓口行政サービス、特に1階の市民課を含めた民生部門について、通訳はどのように対応されておりますか。

○議長（佐藤高清君）　伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君）　まず、現況について御説明させていただきたいと思います。

先ほど申し上げられたように、人口、それから外国人の数につきましては、議員御指摘のとおりでございます。

市民課の窓口を例といたしますと、転入・転出、婚姻届等の届け出のとき、ほとんどの方

が会社に勤めていらっしゃる方が多いので、その会社の担当者、または通訳の友人等とともに来庁する方が多くございます。単独で来庁された方も、片言の英語で処理できている状況でございます。

また、英語圏の方につきましては、市民課の職員で対応し切れない場合もございます。そういう場合は、英語ができる職員に協力を依頼して対応しております。

また、このような措置につきましては、民生部の窓口共通のものでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） ポルトガル語、中国語などに対応できなくとも、英語を介せば、窓口業務、時間がかかるかとは思いますけれども、対応は可能なのかなあというような感じで思っております。

次に、また現在、地方自治体、医療機関、交通機関、大規模小売店などにおいて、テレビ会議サービスを基盤に通訳クラウドサービスがございます。このサービスは、テレビ電話による多言語の通訳サービスを提供するもので、例えば市内在住外国人が地方自治体の担当窓口にて各種手続を行うときなどに、アイフォン、iPadやアンドロイドといった携帯端末内のテレビ電話の専用アプリを介して、中国語、英語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語の日本語通訳を24時間365日リアルタイムに利用できるそうです。

通訳クラウドサービスと通訳者を利用する場合と比較をいたしますと、窓口業務に通訳者を雇用することが困難な背景の一つには、通訳業務を年間を通して必要としないため、費用対効果や窓口に来る外国人の数の予想を立てにくいなどを理由に、専任の通訳者を長期雇用する体制がとれることもあります。一方、通訳クラウドサービスは、24時間365日稼働しているコールセンター内の多言語通訳オペレーターをほかの利用者と共有できます。そのため、必要なときに利用者のタブレット端末のテレビ電話サービスを使って通訳者と介せるため、通訳者、通訳者手配コストの削減や外国人対応に必要な通訳者の体制変更について柔軟に対応ができます。

弥富市といたしまして、この市内在住外国人、または訪日外国人旅行者の方々に、このようなサービス導入検討はされておるんでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 議員の提案でございますけど、非常に便利なシステムかとは思っております。しかし、先ほど申し上げましたように、現在の窓口対応は、十分とは言えないかもわかりませんけれども、対応をしている状況でございます。クラウド化につきましては、今後、議員も言われましたように、旅行者など短期的に滞在する外国の方がふえた場合には必要なものになるとは考えておりますが、当分は現在の対応でまいりたい

と思っておりりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 弥富市は観光都市というわけではございませんし、現状の外国籍の住民の方々の数であれば、クラウドサービスを即導入ということは、まだまだ私も必要ではないのかなというような感じではありますけれども、先ほど部長が申されたとおり、将来的には、このようなサービスがあるということは把握して、隨時調査をしていっていただきたいと思っております。

次に、視覚障がい並びに聴覚障がい者の方々へのサービスについてでございます。

目の不自由な方の歩行のサポートをする盲導犬、身体の不自由な方の生活のサポートをする介助犬、耳の不自由な方に音を知らせる聴導犬、この3種類の犬たちを補助犬といいます。平成14年から身体障害者補助犬法が施行されているのは御存じだと思いますが、この法律の3つの柱のうちの一つに、公共施設、交通機関、スーパー、飲食店、ホテル、病院や職場などで補助犬同伴の受け入れを義務づけるとなっております。弥富市では、このような補助犬の受け入れ状況はどのようにになっておりますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 宇佐美福祉課長。

○福祉課長（宇佐美 悟君） 良質な身体障がい者補助犬の育成及びこれを使用する身体障がい者の施設等の利用の円滑化を図り、身体障がい者の自立及び社会参加の促進を目的として、平成14年5月に身体障害者補助犬法が成立いたしました。この法律の第7条で、国、地方公共団体、また不特定多数の者が利用する施設の管理者は、その管理をする施設を身体障がい者が利用する場合において、身体障がい者補助犬の同伴を拒んではならないとなっております。当市が管理する施設におきましては、補助犬を同伴される方が見えましたら適切に対応させていただきます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） なかなか実際に市役所で補助犬に遭遇するということはございませんが、ほかに市役所に訪れる健常者の方々への十分な理解ということで、市もその辺の周知をしていっていただきたいなと思っております。

次に、お店や病院、行政機関の窓口などでやりとりを手話でやりたい場合、手話通訳者を同行するのが一般的でしたが、全国的な手話講座の開催などもあって、最近は手話ができる店員、職員を雇用、あるいは養成して手話対応ができるところもふえてきてございます。ユニバーサルデザインの大切さが理解され、いろいろな人がいつでもどこでも普通に生活できる社会につながりつつあることはうれしい限りでございます。

神奈川県寒川町の事例といたしまして、平成20年4月から、コミュニケーション支援事業の実施に関し、必要な事項を定め、手話通訳者の設置、手話通訳を行う者または要約筆記を

行う者の派遣、その他聴覚障がい者などが意思疎通を図るために必要な支援を行うことにより、聴覚障がい者などの社会参加を促進することを目的として、寒川町コミュニケーション支援事業実施要綱が定められております。

弥富市では、毎週水曜日午前9時から12時まで市役所に手話通訳者の方を設置されているということが広報などに記されておりますが、実施要綱の概略などを教えていただけませんでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 宇佐美福祉課長。

○福祉課長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

弥富市手話通訳者設置事業実施要綱についてでございますが、この事業は平成26年度からスタートしました事業でございます。手話通訳をコミュニケーションの手段とする聴覚障がい者または音声言語機能障がい者が手話通訳を通じて意思疎通を円滑に行えることを目的としております。現在、聴覚障がい者の方の窓口での手続や各種の相談支援といたしまして、毎週水曜日の午前9時から午後0時までの3時間ですが、福祉課内に県認定の手話通訳者1名を配置しております。毎月、「広報やとみ」の最終ページのカレンダーのところに、この設置について掲載しておりますが、事業を始めて2年目でございますが、まだ御利用のほうは余り多くございませんで、平成26年度は延べ22件の御利用がございました。

それと、同じこちらの意思疎通支援事業としまして、あと2つほど弥富市が行っている事業がございます。1つ目は、手話通訳者派遣事業。こちらは、手話通訳をコミュニケーションの手段とする聴覚障がい者または音声言語機能障がい者のために、手話通訳者を公共機関や病院へ派遣する事業でございます。もう一つは、要約筆記者派遣事業でございます。こちらは、要約筆記をコミュニケーションの手段とする聴覚障がい者または音声言語機能障がい者のために、要約筆記者を公共機関や病院へ派遣する事業でございます。

御利用につきましては、利用日の7日前までに申請をしていただき、派遣時間は1回につき最高8時間以内となっております。また、利用料につきましては無料でございます。どちらも利用の窓口は福祉課でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 私も、これは後づけというか、この質問を準備させていただいてある段階で広報のほうを読ませていただいて、毎週水曜日にあるということで、そういったことを考えますと、まだまだ周知はされてないのかなあということで、個別通知をしていただいたほうがいいのかなというような感じではございます。

そして、先ほどの外国語通訳同様に、テレビ電話において必要なときに手話通訳を呼び出して対応する遠隔手話通訳サービスも導入されているところがございます。しかしながら、コミュニケーションのサポートだけでは翻訳技術の提供以外の支援が欠落し、行政サービス

を受けるに当たっての自己選択と決定のために必要な情報保障を受けることができず、その方の利益を侵害する可能性もございます。聴覚障がい福祉の専門職員を設置せずに先行して遠隔手話通訳サービスを導入しても言語権の保障にはつながらず、行政による手話通訳派遣制度、設置通訳制度の肩がわりになるものではございません。駅や民間のお店の受付などの遠隔手話通訳については、利便性の向上、豊かな生活につながるかとは思いますが、より広く普及していただきたいのですが、医者との会話や銀行の融資などの契約行為など、重要な内容、人権にかかわる内容については、遠隔手話通訳サービスは手話通訳制度にかわる仕組みにはなり得ず、行政の場合においても同様な気がいたします。

これを踏まえて、費用対効果、リアルタイムでの手話通訳サービスの提供などの利点はありますが、広く理解していただき、アクセシビリティ・フォーラムなどの機会を通して、よりよいＩＣＴ活用のあり方を周知すれば、遠隔手話通訳サービスの導入の検討に値するものだと思われます。弥富市としては、このサービスについてどう考えておられますか。

○議長（佐藤高清君） 宇佐美福祉課長。

○福祉課長（宇佐美 悟君） 遠隔手話通訳サービスについてお答えいたします。

遠隔手話通訳サービスは、聴覚障がい者、いわゆる聾者と聞こえる人との間で手話によるコミュニケーションを行うときに、タブレット型端末のテレビ電話機能を使って手話通訳者と画面越しに手話通訳を行うものでございます。現在、先進地としましては、鳥取県が県主体で平成25年12月から事業を行ってみえますが、愛知県ではまだ実施しておりません。短時間の用事や急に手話通訳が必要になったときなど、手話通訳者の派遣を頼みにくいときなどには大変便利であると思いますが、議員おっしゃるとおり、今の利用状況からしますと、費用対効果の面から考えますと、市単独で実施することは現時点では考えてございません。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 遠隔手話通訳サービス、取り扱いさえ気をつければよいサービスだとは思います。導入しなければならない時期が将来来るかもしれません。こちらも、通訳クラウドサービス同様、定期的に調査・検討をしておいていただきたいと思います。

そして、視覚障がいの方々へのサービスがどうも後回しになってしましましたが、弥富市ホームページの中で障がいのある方と接するときということで掲載されておりますが、声をかけるとき、席を離れるとき、別れるとき、道順などを尋ねられたときなどなど、それぞれ職員の応対なんですが、こちらに関しては全部署の職員に対してのものなんでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 宇佐美福祉課長。

○福祉課長（宇佐美 悟君） 「障がいのある方と接するとき」というマニュアルを作成しました。こちらは平成26年4月に、内閣府障害者施策推進本部作成の「公共サービス窓口における配慮マニュアル」に基づいて、対応の基本や障がいの種類別の特性及び対応などを場面

ごとに定めたものでございます。市役所全職員の指針となってございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 人に優しいまちづくり、そして人に優しい行政窓口の対応を引き続きお願ひいたしまして、この項目の質問を終わらせていただきます。

それでは最後の質問、少子化対策に婚活を推奨していくという項目に移ります。

安倍首相が10月の第3次改造内閣発足時に打ち出した最重要施策、一億総活躍社会の実現に向け、有識者らが具体策を話し合う国民会議が動き出しました。少子化や高齢者、介護、雇用対策など、幅広い課題について意見や提案が出ていますが、実現には少子・高齢化が急速に進む地方への対応こそ緊急の課題だとされております。

政府によりますと、目標とするのは、少子・高齢化に歯どめをかけ、50年後も人口1億人を維持し、一人一人の日本人誰もが、家庭で、職場で、地域で、生きがいを持って充実した生活を送ることができる社会だと言っております。

これとあわせ、安倍政権は新3本の矢を掲げていて、その中の第2の矢として、夢を紡ぐ子育て支援で、結婚や出産などの希望が満たされ、希望出生率1.8がかなう社会を実現するとなっております。国民会議は、今月末に第一弾の対策をまとめ、希望出生率1.8などの達成に向けた「ニッポン一億活躍プラン」は、来年春ごろに策定される方針を確認しております。

一方、予算の無駄をチェックする秋の行政事業レビュー2日目に少子化対策が取り上げられておりました。国が支援している自治体による少子化対策の中での婚活パーティーや独身の男女を引き合わせる世話役の婚活サポートがあり、支援のあり方が議論になっておりました。この議論では、税金が使われている結婚支援の取り組みが具体的にどこまで効果を上げているのかを厳しく追及する声がございました。内閣府担当者は、地域の実情に照らし、検証の結果から見つかった課題に対して効果があると考えられる事業について申請してくださいということにしておりましたと説明しております。育児支援に取り組む参考人は、街コンをやろうということでイベントをどんどんやるが、果たして本当にそれが効果が出ているのか。市役所が街コンとか婚活をやる必要があるのですかという質問がなされておりました。議論の結果、少子化対策事業については本当に効果があったのか検証が求められるとして、現在のあり方の見直しを求める評価が取りまとめられたということでございます。

この取り組みは、廃止・存続の判定までやった事業とは異なり、単に無駄をチェックするというもの、しかも結果に強制力はありません。なので、言いつ放しで、予算削減にはそれほどつながらない可能性はあります。昨年の6月議会でも平野議員から同様な質問がなされておりましたが、ここに来て政府の見解。次の質問にもつながりますが、弥富市社会福祉協議会が初めての婚活パーティーを開催されたわけでございます。改めて市長に、少子化に対

する支援、婚活並びに結婚相談事業についてお尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三浦議員にお答え申し上げます。

政府の行政事業レビューという形に対して、本当に効果があったかどうかということに対するは、しっかりと検証していかなきやならないということはごもっともでございまして、この点に対して、現在の婚活サポートというような状況におきましては、私どもとしては社会福祉協議会のほうにお願いをしておるわけでございますが、男女の引き合わせをするというような状況までやっておりまして、いわゆる成婚までお世話をするものではないというわけでございます。そういった形の中では、今の婚活サポートと以前の結婚のお世話をされる方ということについては相当な違いがあるという形でございます。以前、私たちが知っている結婚をお世話される方は、本人はもちろんのこと、そして御家族のこともしっかりとお調べになり、そしてお世話をする以上は結婚までを責任を持って結ばれるというような形であったわけでございますけれども、そんなような形が比較すると違うということでございます。

こういった形の中において、これからは、つい先月の11月22日ですけれども、行政といたしまして初めての婚活パーティーをさせていただきました。男女が20名ずつ、弥富市のところで一堂に会しまして、そこを貸し切りまして、いろいろとパーティーを組んだわけでございますけれども、おかげさまで大変人気がよくて、男女20名とも御参加いただけたというような状況でございます。そして、5組の方がおつき合いを始められたということを聞いております。これが成婚、結婚に至るまで我々としては見定めていかなきやならないだらうとは思っておりますけれども、初めての企画といたしましては比較的うまくいったと。社会福祉協議会に対して改めてお礼を言うわけでございます。

また、JAさんがこの12月12日、今週でございますけれども、JAさん独自で今までやっていただいているとありますけれども、婚活パーティーを開催すると。JAさんにつきましては、今まで実績があるということでございます。そして、先回の婚活パーティーでは、見事ゴールインされたという1組がお見えになるというふうにも聞いております。そして、JAさんの季刊誌であるところに掲載してありましたけれども、非常に大型のテレビジョンをプレゼントされたというようなことまで書いてありましたけれども、そういうような形の中で、我々行政とか、あるいは公の機関の婚活パーティーというのが盛んでございます。そういう形の中で、レビューまではなかなか検証できないわけでございますけれども、我々としては、この1回目の婚活パーティーを、いろいろと反省点もございますので、しっかりと精査をしながら、来年度以降についても継続することが望ましいだらうと思っておりますので、今後も議会議員の皆様方の御協力もお願いをしていきたいと思っております。以上でござい

ます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 2問目、3問目に質問させていただくことまで、市長全てお答えになつちやつたもんですから、なかなかこの後どうやっていこうかなと思いながら。

行政事業レビューにおいて婚活サポーターについては、その後もこれに関する書き込みというのはかなり厳しいものがあったということでございますが、予算計上にする問題は別といたしまして、行政が少子化・晩婚化対策に乗り出すことは重要なことであると思います。晩婚化の背景には、若者の低所得事情、趣味の多様性、独身でも無理なく生活できてしまう社会性など、行政が考えていただかなくてはならない事柄が数多くあるように思われます。

これは次の質問でもございますが、先ほど市長が言っておられた11月22日に初めて社会福祉協議会主催で婚活パーティーが行われたわけでございますけれども、もちろんアンケート等々、参加者にとっていたいたんだと思いますけれども、もちろん1回で終わるわけではなくて、2回目、3回目も予定しておりますけれども、これ自体につながる改善点等ございましたらお教えください。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○総務部次長兼秘書企画課長（山口精宏君） 社会福祉協議会が開催いたしました婚活パーティーについてお答え申し上げます。

先ほど市長のほうが答弁した人数でございますけれども、当日、よく言うドタキャンというのがございまして、実質は男性19名、女性17名ございました。年齢層につきましては、男の方が、20代の方が1名、30代の方が15名、40代が3名、女性は、20代が9名、30代が8名ございました。パーティー後のカップル成立数は、市長おっしゃったとおり5組と伺っております。

あと、議員おっしゃったように、終了後にアンケートをいただいておる統計を見せていただきましたところを見ますと、おおむねよいという結果をいただいております。参考といいますか反省になる意見として、それぞれお話ししていただく時間配分を多くとってほしいという意見が男性・女性とも多くございましたので、そのあたり、次回開催するに向けては、そういうあたりを考慮しながらやっていきたいということを社会福祉協議会担当者は申し上げておりました。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 別に水を差すつもりはございませんけれども、実際に参加された方の感想をお聞きしたわけでございますが、お1人の方、主観的な感想ではございますので、お隣にいた同性の方も同様な意見を言っていたというようなことでございましたので、ここで紹介をいたしますと、まず会場が広過ぎて担当者の説明がよく聞き取りづらかったというよ

うなことでございました。また、一回も話をしていない人が多数いたというようなこともございました。もっといろんな方と話がしたかった、自由に相手を選んで話ができる時間が欲しかったなどなど、改善点が多くあると思われましたが、その方に、もし2回目の婚活パーティーが開催された場合どうしますというような最後に質問をしたんですけども、またぜひ参加したいというようなことでございましたんで、安堵はしておるところではございます。まだまだ第1回の開催でございます。さらに参加者に満足していただく企画を考えていってもらいたいと思います。

それでは、弥富市ホームページ上で、結婚相談の案内として社会福祉協議会と共同事業にて、結婚を考えている満20歳以上の独身男女を対象に相談を行っていると記されております。具体的な相談方法、ここまで相談件数などをお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○総務部次長兼秘書企画課長（山口精宏君） 結婚相談についてでございますが、毎月第2水曜午後1時から午後4時まで、相談員により弥富市総合福祉センターで行っています。相談は無料でございますけれども、事前予約が必要となっております。

相談対象者は、先ほどおっしゃったように、満20歳以上の独身者の方でございます。その中でも、弥富市内に住所を有する方、弥富市内の事業所などに勤務する方、あと結婚後弥富市内に定住する意思のある方としております。相談日ではない日とか時間帯でも、問い合わせにつきましては社会福祉協議会職員が対応できるようにしております。

あと、相談件数につきましてでございますけれども、11月27日現在でございますが、まず登録者数が男性6名で女性2名ですけれども、この間打ち合わせしたときに、今回、先ほどの5組のカップルとなったうちの女性が1人ここに見えたそうでございまして、実質1名といいますか、まだわからんですけれども。

相談件数につきましては、4月から始めたわけなんでございますけれども、4月が5件、5月が3件、6月が3件、8月が1件、9月が4件、10月が2件、11月がございませんが、合計として18件でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） この相談数というのは、弥富市にこのような箇所があるということを知らない方が多いのではないでしょうか。もっともっとPRしていく必要があると思います。また、知っていても行きづらい要素が含まれるかもしれません。来ていただきやすいような環境づくりという面でも考えていかなくてはならないのかなとは思っております。

次のこの項目最後の質問でございます。こちらも先ほど市長のほうから少しお話もあったところでございますけれども、その前に、四、五年前でございましょうか、介護職関係者を中心に婚活パーティーが2回ほど開催されておったということを記憶しております。参加メ

ンバーは、介護職員、市職員、学校の先生などで、その折、弥富市からもお手伝いをしていただいたと当時の主催者側の知人から聞いております。私自身も記憶が曖昧で、余り記憶がないのですが、市側で当時の婚活パーティーの詳細がわかる方がお見えになりますか。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○総務部次長兼秘書企画課長（山口精宏君） 今、議員のおっしゃった件でございますけれども、ちょっと調査させていただきましたけれども、海部南部広域事務組合におきまして、これは蟹江町、飛島村、弥富市が一部事務組合として介護の認定をしているところでございますけれども、その中の職員さんに立ち上がっていただきまして、各市町村の、そこにお勤めの職員も含めまして、職員の出会いの場をつくっていただき、いわゆる婚活ということを過去3回ほど行われたと聞いております。現在は、その活動の中心となっておられました方が職を少し離れられ、その後は開催されていませんということでございます。あと、またこの出会いの場からカップル、結婚に至った方がおられるかということも不明でございます。

以上が私たちの情報でございます。よろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） そのとき、私の近所がパーティー会場ということで、参加者の駐車場の確保などをお手伝いさせていただいたという記憶があったものですからお聞きしたわけでございますけれども、たしか物すごい盛況なものであったような気がいたします。現在、開催されていないというのは非常に残念でございますが、また何かの機会がありましたら、そういうものを催していただきたいとは思っております。

また、先ほど市長のお話ですけれども、JAあいち海部主催で3年目、初めの年は2回行われたため4回目となる農婚が12月に開催されます。もちろん、農業に関する婚活ですので、優良農家へパーティー前に参加者で見学をしに行ったり、会食の食材に関しても地元産を用いたりしておるということで、ここに共催として、弥富市、愛西市も名を連ねているということでございます。具体的な支援がどのようなものであるかということと、また回数的に先行的にやられておるわけでございます。社会福祉協議会主催の婚活、学ぶべきものがあるのではないかでしょうか。

また、これは農協にちょっとお聞きしたんですけども、この農婚、愛西市長は出席のこと、服部市長はどうになされますか、その辺もお聞きしたいと思います。

また、他に民間が主催している婚活事業への支援はこれからも行っていかれるんでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今週の土曜日に開催されますJAさんの主催の婚活パーティーには、私も出席をさせていただきます。そして、愛西市さんともども応援させていただくことがあります

れば、積極的に応援をさせていただきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○総務部次長兼秘書企画課長（山口精宏君） 民間他団体、社会福祉協議会もそうなんですが、JAもそうなんでございますけれども、支援につきましては、今後も、営利目的などではなく、若い人の出会いの場としての婚活事業に対しましては、積極的に協力していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 市長のお考えもお聞きできましたし、今後も、後方支援というような形になってしまふかも知れませんが、協力をお願ひいたしまして、今回の全ての私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 会議を続けます。

次に横井昌明議員、お願いします。

○9番（横井昌明君） 私は、通告に従って一般質問を行います。

今年度、2015年も東洋経済者から全国の住みやすさランキングが発表されました。住みやすさランキングとは、公的資料をもとに、それぞれの市が持つ都市力、安心度、利便性、快適度、富裕度、住居水準充実度の5つの観点に分類し、総合評価としてランキングしたものであります。それは全国の都市791——これは東京都の区部も含みます——を評価したもので、弥富市は全国で35位でありました。全国での都市評価としては非常に高い評価であります。

さて、私は住みやすさランキングとは別に、今まで行ってきましたまちづくりの4年間の総括質問を行いたいと思います。質問・要望を聞いてからどのように対処されたのか、またいつ実施予定なのか、その内容が行政上難しかったのか、お尋ねしたいと思います。

まず、1番目として、まちづくり対策であります。

まちの発展は道路の充実にあります。最初に道路整備についてお尋ねしたいと思います。

道路は、快適な日常生活や活力ある産業活動を支える重要な基盤であります。弥富市の道路網は、2本の高速道路、3本の国道、18本の県道、1,880本の市道があります。弥富市は全国的に見ても大変利便性がある地域であります。私は過去に弥富市都市計画に示されております都市計画街路について質問をいたしました。質問から数年たちましたが、どのように今まで進捗されたのか、お尋ねしたいと思います。

この都市計画図では、いろいろな都市計画街路が表示しております。その中の県道弥富名古屋線、日光大橋西線、街路弥生通線、街路向陽通線、街路穂波通線は、現在どこまで施行されたでしょうか。また、いつ完了予定なのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

そのほかに全然着手されてない街路、中央通線、白鳥線、錦通線等は今後どうなされるの

か。また、着手する予定がないのであれば、弥富市都市計画図から街路を抹消すべきであると思いますがどうでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） それでは、お答えします。

都市計画道路の進捗状況についてでございますけれども、まず弥富名古屋線につきましては、計画延長3,180メートルのうち、東気開、鎌倉地内の約1,250メートルが改良・概成済みで、現在、愛知県により又八工区約500メートルに着手いただいております。これまでに市江川橋梁下部工が完了しております、今年度は上部工の製作中で、又八工区の完了目標は平成33年春ごろと聞いております。残る近鉄弥富駅から東気開間及び楽平工区は、それ以降の着手となるという見込みでございます。

続きまして、日光大橋西線は計画延長1,600メートルのうち、これまでに愛知県及び平島中土地区画整理事業により、名古屋第3環状線交差点から穂波通線までの1,130メートルが完了しております。現在は、平和通線市役所前から名古屋第3環状線交差点までの間の着手に向け、愛知県とともに地元調整中でございます。

続きまして、弥生通線は計画延長2,840メートルですが、街路事業としては着手しておりません。しかし、国道155号線西中地交差点から北へ370メートル区間を交通安全事業として片側歩道設置計画で本年度より測量設計に着手し、平成31年度末を完了目標としております。

続きまして、向陽通線は計画延長1,010メートルで、これまでに市及び平島中土地区画整理事業により760メートルが完了しております。しかし、国道1号取りつけ部及び県道新政成弥富線交差点付近の整備ができておりません。今後は、本路線東側を南北に走る穂波通線を集中的に整備する方針としております。

続きまして、穂波通線は計画延長1,320メートルで、これまでに市及び平島中土地区画整理事業により740メートルが完了しております。本年度から28年度にかけ、平島五反割地内で新たに360メートルが完了見込みとなっております。引き続き国道1号取りつけ部の整備に着手してまいります。

続きまして、着手予定がない路線、先ほど議員が言われました中央通線、白鳥線、錦通線等でございますけれども、抹消すべきとの御意見ですけれども、都市計画道路につきましては、計画区域となった土地には建築制限がかかっているということから、見直しにおいては、土地所有者を初め地域住民に及ぼす影響は大きいものとなっております。したがいまして、都市計画道路の廃止を含む見直しは、愛知県の都市計画道路見直し指針を参考としまして、事業の実施見込みや周辺道路の整備状況、さらには将来交通量の解析や都市計画マスタープランとの整合を図りつつ路線の検証をする必要がありますので、早急な対応ができないとい

うことを御理解願いたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、開発部長からお話がございましたけれども、都市計画道路については弥富市の道路行政の根幹でありますので、道路整備は弥富市の発展に欠かせないものと思います。今後も計画的に進めていただきたいと要望いたします。

続きまして、まちづくり対策の2. 土地利用についてお尋ねします。

弥富市の土地区分は、市街化区域と市街化調整区域に分類されます。平成21年3月に策定されました、きょう平野議員からも出ました都市計画マスタープランですね。この都市計画マスタープランとは、弥富市における都市計画に関する基本的な指針で、平成21年から10カ年計画であります。これでは、秩序ある土地利用を行うために、新たな人口が市街化区域に集約するように規制や誘導を行い、無秩序な市街地の拡大を抑制する必要がありますと、このように表記されております。

このように都市計画マスタープランでは、市街化区域抑制が掲げられていますが、今後、弥富市では市街化区域の拡大を考えているのかお尋ねします。また、拡大を考えているようであれば、どのような理由で、どのような地域を考えているか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 弥富市都市計画マスタープランでは、都市規模に見合った現在の市街地の形成をしておりますが、人口減少・少子高齢化の進行を初めとします社会・経済情勢の変化に伴いまして、駅、役所、幹線道路等の既存ストックが活用でき、また病院、福祉、商業施設も利用できる歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりが求められていますので、通常では市街化区域の拡大は難しいと考えております。

しかし、市といたしましては、弥富駅から近く、国道1号より南の現在の市街化区域に隣接します車新田地区は、これら既存ストックが最大限利用できる地区であるため、まちづくり検討地区といたしております。昨年11月には地域の皆様に土地利用転換に関する意向調査を実施させていただき、本年7月には意向調査報告会、11月には関係者の皆様とともに第1回まちづくり勉強会を開催しております。次回、来年2月には第2回勉強会を予定しており、地域の皆様方とともにまちづくりの方向性を見出していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 次に移ります。

まちづくり対策の3. 弥富市の土地利用の市街化区域についてお尋ねします。

私は過去に、弥富市都市計画総括図で示されている市街化区域内の用途区分——用途区分というのは、商業区域とか、住居区域とか、工業区域という用途区分でございます——

を現状に合わせた区域で変更すべきであると提案しました。弥富市都市計画マスタープランでは、土地・建物の利用指標に、ゆとりと特徴ある住環境の形成を図るとあります。また、良好な住環境を保全し、商業の活性化を図ることから、現状の土地利用を踏まえ、適切な土地利用の規制や誘導を図る必要があるとあります。私は、弥富市都市計画図の土地の用途区分と都市計画マスタープランの土地利用計画図とは相当に乖離されていると思います。ですから、都市計画マスタープランでは、平成21年から31年までの計画でありますので、多少の差があっても仕方がないと思いますが、弥富市都市計画総括図の用途区分の変更は都市計画マスタープランに合わせるべきであると思うがどうでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 現在の都市計画総括図は、区域区分や用途地域を初めとする都市計画上の制限や都市計画街路を初めとする都市施設の位置を示したものでございます。

一方、弥富市都市計画マスタープランは、おおむね20年後の都市の姿を展望した上で基本的な方向を定めており、市街化の規模や都市施設の整備目標はおおむね10年後を目標として、平成21年3月に策定しております。その中で、土地利用計画図は、都市全体の将来のまちの姿を見据えた土地利用方針を計画図にしたものであります。

したがいまして、土地利用計画図に沿ったまちづくりを進めていく上で、現行の区域区分や用途地域がふさわしくない場合は用途地域等を見直し、都市計画総括図の修正を行っていきたいと考えております。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 私は、例えはここでいいます都市計画図ですね、これは市街化の住居区域やいろいろ書いてございますけれども、日本毛織、これ工業区域になっておるんですね、まだ。今、イオンタウンが建つておるところですので、当然現状に合わせて変えるべきだと私は思うんですけども、一応そういう変えるべきであると要望させていただきます。

次に、まちづくり対策の4番について質問します。

弥富市都市計画総括図には、弥富駅北口駅前広場が掲げてあります。JAの海部農協と交渉し、弥富駅北口広場を考えるべきだと思います。また、JR関西線と名鉄の上を橋上市道にすれば大変便利であり、これにつきましては弥富市北部地域と弥富市の中地域が一体になりますと提案させていただきました。その後、この計画を実施するとの回答でしたが、いつどのように具体的な計画をされるのか示してほしいと思います。

ただ、きょう平野議員から質問で、橋上市道につきましては平成32年の完成という回答でありましたけれども、駅前広場についてはどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） JR・名鉄弥富駅自由通路整備につきましては、弥富市総合計画及び弥富市都市計画マスターplanで整備目標を掲げております。本年9月議会においては、JR・名鉄弥富駅整備計画につきまして、鉄道で分断されました南北の地区について、北側の暫定広場と駅南側の広場を自由通路で結び、連絡を確保し、駅舎につきましては近鉄弥富駅のように橋上化し、バリアフリー化する整備方針をお示させていただいたところでございます。その内容につきましては、概略設計及び調査費の補正予算と債務負担行為を、この9月議会でお認めいただいたところでございます。

現在、鉄道事業者と協議を進めておりまして、ほどなくJR東海と業務委託契約を締結しまして、平成28年度末までの期間で自由通路等の概略設計を作成していきたいと考えております。そういったことによりまして、本事業の計画内容及び工事着手につきましては、概略設計が上がってきたところでなるかなと思っておりまして、そのときには皆様にまた改めて説明のほうをさせていただきたいと思いまして、駅前広場につきましては、先ほども申し上げましたように、暫定広場という形で進めさせていただきたいという考え方を持っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、開発部長が言われましたが、暫定広場というのがちょっとよくわからないんですけども、広場ということですね。ちょっとお答え願いたい。

○議長（佐藤高清君） 開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 都市計画決定上は弥富駅の北側、JRの北側に広場ということで都市計画決定されておりますけれども、広場につきまして利用するということが一番よろしいんですけども、まだそれまでに至らないというところで、それにかわる広場ということで、名鉄の用地、土地を購入し、その駅前広場ということで、狭い面積ですけれども対応していきたいと考えております。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、開発部長のお答えで、名鉄駅の用地ですね、あのほかにJA海部農協の用地も一緒に入れていただくようにという要望をさせていただきたいと思います。ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、2番の排水対策についてお伺いします。

河川管理については、河川法で一級河川・二級河川は国・県の管理であります。それ以外の河川、準用河川、その他の河川は弥富市の管理であります。これらの河川は排水対策の重要ななかなめであります。市が河川管理している準用河川の鯰浦川改修は、どのような計画で、いつまでに実施されるのか。それにあわせて近鉄弥富駅の北側の区画整理も行うべきであると思いますがどうでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 山田土木課長。

○土木課長（山田宏淑君） 準用河川の鰐浦川の改修計画はどのようにという御質問でございますが、市が管理する準用河川は、地域市民の生活河川としまして、治水対策、都市環境及び生活環境の保全上重要な役割を果たし、その地域的な性格から市町村長が指定し、管理しているものであります。

現在、二級河川日光川水系鰐浦川1号、延長1.2キロメートル、鰐浦川2号、延長0.7キロメートル、鰐浦川3号、延長0.5キロメートルの3河川、総延長2.4キロメートルとなっています。このうち鰐浦川1号の0.27キロメートル、270メーターでございますが、鰐浦川3号で0.11キロメートル、110メーターでございます。合わせて約0.38キロメートル、380メーターが未整備となっております。この未整備区間につきまして、今年度より県費補助事業の採択を受け、矢板護岸により河川改修を行っております。事業計画としましては、平成29年度を事業完了予定としております。

次に、河川整備とあわせて区画整理も行うべきであると思うがどうかとの御質問でございますが、良好な市街地の形成を図るため、既成市街地において低未利用地の有効活用として、弥富駅周辺の立地ポテンシャルを生かした活力あるまちづくりを、民間事業者を活用した取り組みにより進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、排水対策の2番、市街化区域の排水路は弥富市の管理であります。弥富地域の市街化区域の排水路に、市から占有を受け設置された弥富土地改良区の15の樋門があります。最近各地で頻繁に発生しているゲリラ豪雨が発生した場合、排水路の樋門が開いていないと大変なことになります。過去にも地域の道路が冠水した事例もあります。しかしながら、農家側にも田んぼや畑に過去から取水していた水利権があります。事前の台風や集中豪雨のような天気予報でわかるような範囲であれば、開門の予防措置がとれるのであります。最近各地で頻繁に発生しているゲリラ豪雨は、天気予報でも事前にはわかりません。昼夜関係なく発生するゲリラ豪雨の場合でも地域の担当者が樋門の開閉を行っております。余りにも激しい豪雨の場合、樋門に近づくことさえも危険を伴います。天気予報でも、河川・水路に近づかないようにと注意がなされております。樋門の自動化という計画がありますが、それでも河川に近づくことは難しく、樋門の絶対数を減らしたほうが洪水防止になると思思います。市街化区域の田畠も減ってきており、水路管理者の市と土地改良区で、一基でも減らせるように水門の見直し協議を行ったらどうでしょうか、質問させていただきます。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

樋門につきましては、議員のおっしゃられるとおり、減らすか常時開放の状態にしておけば洪水防止になります。この樋門につきましては、パイプラインの整備がされておりません市街化区域内の農地に、耕作で水が必要な時期に水を引き込むために使用されているものでございます。それぞれの樋門には弥富土地改良区の役員の方々が樋門管理者として割り当てられており、責任を持って開閉操作をされてみえますが、緊急時における対応につきまして市と土地改良区で協議を行いまして、管理や操作方法等の情報の共有化を図っております。緊急時におきましては、役員の方や土地改良区職員もしくは市の職員が駆けつけて開門操作をすることとなっております。

また、主要幹線水路に設置しております大型樋門につきましては、早急な操作及び操作時の負担軽減を目的に、弥富土地改良区におきまして順次電動化を予定しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） ゲリラ豪雨が発生して、これは予期せんことですね。はつきり言ってわからないですね、いつ出るか。そのときに果たして間に合うのか。どうしても閉めておれば、あけてもらわなかんわね。当然そうですけれども、その辺の協議はしっかりされておるんでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） その点につきまして、ことしの夏もゲリラ豪雨によりまして一部冠水という被害につきましては、その辺につきまして弥富土地改良区と市の方で対応について、先ほどお答えさせていただきましたとおり協議をさせていただきました。その中で、いち早く駆けつけた土地改良区の役員、職員、また市の職員の方方が開門の操作をするというようなことで協議のほうを進めさせていただいております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） それだけしっかりとやっていただけるということなら安心しておりますけれども、実際は僕は難しいと思うんですね。

次に移ります。

排水対策の3番目、弥富市北部地域の土地改良経費は、海部土地改良区、また弥富土地改良区、孫宝土地改良区の3つがあります。海部土地改良区、弥富土地改良区は、水をいただく用水経費でございます。孫宝土地改良区は、水を出す排水経費でございます。排水経費は、市の一部の負担金補助もあります。しかしながら、孫宝排水経費は、農家の田んぼと畑の面積で排水維持経費の負担費用が賦課されております。現在、稲作農家は経営的にも大変苦しい現状であります。排水経費の負担基礎となる孫宝地区の田んぼ・畑と農地以外、農地以外というのは道路とか、住宅地とか、それから学校等、これらの比率は4対6の比率であります

す。また、田んぼ・畑の排水が必要な期間は4月から10月の期間であります。この地域の防災の基本は、いかに水害を防ぐかの排水対策であると言っても過言ではありません。弥富市全体の排水でありますので、前回質問以降、負担金が上乗せされましたが、最低でも面積比率の6割以上の排水維持費を市が負担すべきであると思いますがどうでしょうか、再度お尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 土地改良における経常賦課金の問題は、横井議員が御指摘のとおり、用水であるとか、排水であるとか、あるいはさまざまな排水機の調整機能というようなこともあるわけでございますけれども、農家の負担金は非常に大きいだろうと思っております。

私はもっと根本的なところの問題について、土地改良区と県、あるいは国と協議をしていかなきやならないだろうと思っております。例えば今回、平成28年度の土地改良の国の予算が3,500億から1,000億上積みをするという形で、全土連の会長は豪語をしていただいております。大変結構なことだろうと思っております。しかしながら、土地改良区の事業費がふえるということは、県の単県事業等においても、それぞれの事業が数多く実施されるというようなことになってくるわけでございますけれども、例えば県の単県事業という形の中では市町村負担が40%あるんです。これは、事業費はふえたら、全ての事業に対してそれぞれの市町村は手を挙げることができない。

こういうような状況の中において、例えば増額になる国の予算、あるいは県も来年度は平成27年と比して増額をしていきたいということを言っていただいているわけでございますけれども、こういった形の経常賦課金ということに対して、その予算を利用していくだとか、あるいは例えば単県事業等における市町村負担の軽減を図っていただくとか、そういう根本的な話をさせていただきたいというふうに、私は先日、海部土地改良区の臨時総代会の席で御発言をさせていただきました。県の単県事業に対する市町村負担が大きいわけでございますので、その上に排水に対する経常賦課金を市が補助金として持っていくことになりますと、これは事業もやらなきやいかん、あるいは排水に対する賦課金も負担をしていかなきやならんということはとてもできない。だから、根本的に経常賦課金の負担の大きい農家に対して、この増額された予算をどう配分していくか、あるいは単県の事業に対する市町村負担をどう軽減していくかということに対して、根本的な協議をしていただきたいと思っております。

我々としても、今まで排水賦課金については努力をしてまいりましたけれども、さまざまな事業という形の中で、社会保障・税一体改革ということも含めて、社会保障に対する扶助費が増額になっておるわけでございますので、ぜひそういった形の中での土地改良全体の予算配分を検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君）　横井議員。

○9番（横井昌明君）　市長が言われることもよくわかりまけれども、我々農家側としても、ぜひとも排水ということでございます。これは田んぼだけの排水じゃございません。市全域の排水です。そのうちの4割が農地で6割が農地以外ということでございますので、最低でも6割以上持っていただきたいと願っております。

以上のこととは、弥富市のまちづくりの基本であると思います。弥富市の将来に向けて、まちづくりのために、計画的に行政を進めていただきたいと思います。

では、次に行きます。

3番の行政対策についてでございます。

私は平成24年的一般質問で、国土地理院から出ている市町村別の面積で、弥富市は境界未定で参考値としまして48.92平方キロとなっております。国土地理院の注意書きで、弥富市と木曽岬町は境界の一部が面積未定のため、面積を示したとあります。境界が画定していないのは、弥富市の境港から北に向かって樋門にかけての数百メートルでございます。問題の地域は旧鍋田川の河川の中にございます。また、このことは、市町村境界と県境が絡んでまいります。あの質問から3年経過しているが、弥富市と木曽岬町の話し合いがどうなされたのか、今後どのような計画で推進されるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君）　伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君）　境界問題について、木曽岬町との話し合いはされたのか、また今後どのように計画推進される予定なのかという御質問でございますが、現在、木曽岬町との話し合いは行われてはおりません。平成25年11月12日と12月2日に市長が木曽岬町長とお会いをいたしまして、改めて境界の考え方をお尋ねしましたが、中水門以北、上流部の境界ポイントは、両県・両市町が納得をして決めておりますが、木曽岬干拓の境界ポイントは、決定の時期が中水門とは異なることや経過がよくわからないため、県に尋ねられるとのことでございました。それから、次の協議の場を木曽岬町で設定しますとのお話でございましたので、現在、木曽岬町さんからの御連絡を待っているところでございますが、時間もかなり経過しておりますので、一度こちらからお尋ねをさせていただきたいと考えております。

県境問題は、両県・両市町の懸案事項でありますので、県を交えて解決に向けて協議をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君）　横井議員。

○9番（横井昌明君）　境界問題は、もちろん県も絡んできますけれども、市町村の境界が県境となるということでございますので、その辺を認識して取りかかっていただきたいと思います。

では、次に移ります。

次に、財政対策についてでございます。

市の財産は、行政財産と普通財産があります。平成26年度決算を見ると、行政財産が88万3,775平米、普通財産が6万1,874平米であります。行政財産は市民のために使われておりますが、普通財産は代替地等の財産であります。また、まだ普通財産が26年度決算書で約6.1ヘクタール残っております。私が質問した二、三年前から比べますと、3ヘクタールぐらい減少しております。多分、売却されたのであると思います。普通財産は代替地等でありますので、行政財産に移行するか売却すべきであると思います。何も使用しなく、維持管理費ですね、これは草が生えますので除草等を行うだけの予算執行をしている普通財産は、限りなく減らすべきであると思いますがどうでしょうか。普通財産で保持しているものについては、用途を明確にすべきだと思いますがどうでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君）　伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君）　維持管理だけ行っている普通財産は限りなく減らすべきではないか、また普通財産で保持しているものについては用途を明確にすべきではないかとの御質問でございますが、議員御指摘のとおり、維持管理だけ行っている普通財産は限りなく減らすべきと考えております。平成26年度は1,429.49平米を売却いたしまして、5,472平米を貸し付けいたしたところでございます。また、平成27年度は、鯰浦町下六85番6の土地231.15平米でございますが、これを12月15日に一般競争入札で売却する予定でございます。普通財産6万1,874平米のうち約5万3,000平米につきましては、公民館、グラウンド、水産試験場、太陽光発電事業貸付事業等で貸し付けを行っております。残りの土地につきましては、可能なものから売却や貸し付けを行うよう努めてまいりますが、中には寄附を受けた土地、不整形で使いにくい土地、地中埋設物等の障がい物が不明な土地等がありますので、実際に活用できる土地から順次行ってまいります。また、用途が決まったものにつきましては行政財産に変更してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君）　横井議員。

○9番（横井昌明君）　続きまして、財政対策の2．弥富市の借入金、これを市債といいます。その総額は175億1,532万円です。これは26年度決算であります。その内訳が、普通債は公共施設や学校等で約48億円、公共下水道等の特別会計債が約62億円、その他の臨時財政対策債が約64億円ございます。また、今後、弥富市の庁舎建設に合併推進債の借り入れが予定されております。その起債額も現在から推定しますと約40億前後であると思います。また、先ほども話がありましたJRの弥富駅・名鉄の橋上市道の計画につきましても、たくさんの借り入れがなされます。合計しますと、起債額は優に200億を超えます。この中の借入金で地方交付税の対象となるのは、臨時財政対策債、下水道事業債、また新庁舎の合併推進債等の起債であります。地方交付税の算定方法は、基準財政需要額から基準財政収入額、その差であ

ります。弥富市が対象となる借入金は、毎年の償還金が基準財政需要額の1項目に入れられ、地方交付税が計算されますが、現状では地方交付税の交付はほとんど見込めません。今後、毎年公債費がふえていく中で、中期財政計画に上げてあるような行政改革、中期財政計画に掲げてある施策で歳入施策と歳出施策をもっとすぐにでも実施すべきであると思うが、どうでしょうか。前回で、口座の振り替え、コンビニ納付、LED導入、またバナー広告等を今まで行っているという回答がありましたが、もっと根本的に中期財政計画に上がっているような基本的な改革をするべきであると思いますがどうでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

本市におきましては、今後、議員御指摘の新庁舎建設などによる投資的経費の増加、また合併算定がえの特例期間の終了といったさまざまな要因を踏まえながら、計画的かつ健全な財政運営を維持していかなければならないところでございます。

現在、歳入に関しましては、施設の使用料の適正化ということで、施設利用のコストを調査し、その結果に基づき、今後、使用料の見直しを図っていく計画でございます。

また、歳出に関しましては、現在策定中の公共施設等総合管理計画をもとに中・長期的な視点に立って、施設の効率的な維持管理、更新と投資の適正化・平準化を図るアセットマネジメントの導入を計画しております。

いずれにしましても、今後はさらにスピード感を持って行財政改革に取り組んでいかなければならぬと考えております。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 施設等の運営につきましても、これはちょっと予定から外れるんですけど、合併当時から余り見直しがされてないような気がするんですわ。例えば、この小さなまちに、お風呂は3つあるんですね。1、2、3と。また、福祉協議会ですか、あれが2つあるとか、いろいろあるもんで、その辺を再度考えるべきだと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） ただいま施設の利用に関するコスト計算ということでお話しさせていただきましたので、施設の運営にはいろんな光熱費等もかかるわけでございますし、フロアの面積等もいろいろございます。そういうことを踏まえて計画を持って、今、進めておるところでございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） この案件については待ったなしで訪れます。しっかりやっていただこうお願いしたいと思います。

では、5番目の防災についてでございます。

1番、災害が発生した場合、行政が行動できる範囲は限られています。弥富市の各地域で活躍を期待されているのが自主防災組織と消防団であります。消防団につきましては、団員確保が非常に難しい現状であると思いますが、再度、地域編成とか、女性団員確保とか、消防団員の確保が必要であると思うがどうでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君）　伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君）　消防組織についての御質問でございますが、消防団は地域の実情に精通した地域住民で構成されております。地域密着性、要員動員力や即時対応力などすぐれておりまして、地域の安心・安全を確保するために欠かせない組織でございます。このように、消防団に対しての地域住民の期待が高まる状況にあるにもかかわらず、少子・高齢化社会の到来や産業・就業構造の変化等に伴い、弥富市においても消防団員の確保は大変難しいところでございます。その対策といたしまして、消防団員が地域のために活動している、役に立っているという充実感が消防団の魅力だと思えるように、消防団のPRを積極的に行っていかなければならぬと考えております。

現在の市の取り組みの一つといたしまして、訓練等の活動写真をホームページや広報紙に掲載し、消防団の活躍を積極的に報告していくことや、各地域での防災訓練に参加して訓練指導などを通してPRしていくことを行なっております。

女性消防団員は、他の市町村を見ますと、警防活動や予防活動に携わっていただいているとして、時代に即した新しい消防団として女性の能力を発揮していただくことが大変重要になってきております。

今後も、消防団員の確保や女性消防団員の消防団活動への参加を推進するために、各種行事や駅前での団員募集活動の実施、消防団の活動内容を理解していただくための課題を整理いたしまして、地域防災体制を充実されるよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君）　横井議員。

○9番（横井昌明君）　総務部長が今、言われましたけれども、言葉でなく、本当にそのように確保をお願いしたいと思っております。

では、次に移ります。

防災対策の2番、仮に災害発生した場合、高齢者、障がい者、乳児その他特に配慮を要する者（避難行動要支援者）の方々は、自主避難することは大変難しいと思われます。ここでは、災害が発生した場合、地域の自主防災組織の方々に避難誘導をお願いするしかないと思われます。そのためにも、どこに避難行動要支援者がお見えになるのかわかるようにする必要があります。災害が発生した場合、この名簿を地域の自主防災組織の方々が持つて活動す

る必要があります。いつ発生するかわからない災害でありますので、現在はその名簿について、自主防災組織、民生委員さん等が活用できる体制になっているのか、またどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君）　伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君）　避難行動要支援者名簿についての御質問でございますが、避難行動要支援者名簿の作成、活用につきましては、高齢者、障がい者や乳児など、配慮を要する災害時要援護の方を災害から保護するために、地域の支援者との間で情報を共有して素早い支援ができるようになります。名簿の整備につきましては、今年度、障害者手帳をお持ちの方全てに災害時要援護者登録制度の御案内をさせていただき、多くの方の申請をいただいておるところでございます。

このように、現在作成しております要支援者名簿を、区長、自主防災会、民生委員などの御協力を得て、さらなる名簿の整備を実施してまいりたいと考えております。

また、名簿の活用につきましては、個人情報保護に十分配慮して、地域の自主防災会の皆様方と連携を取りながら、避難行動要支援者対策を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君）　横井議員。

○9番（横井昌明君）　今、総務部長が回答されましたことについては、前回も同じようなことだったです。はっきり言って。ですので、名簿が使える状態に早くするべきだと僕は思うんです。これは、いつ災害が発生するかわかりませんので、その辺はしっかりとやっていただきたいと思います。再度、総務部長に。

○議長（佐藤高清君）　伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君）　名簿のほうでございますが、現在、登録をしていただいているみえる方は、ひとり老人でございますが163名ございます。また、ひとり暮らし世帯につきましては1,458世帯ということで、議員がおっしゃられるように早急なことでございますので、大至急名簿のほうの整備を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君）　横井議員。

○9番（横井昌明君）　ぜひとも早急に実施をお願いしたいと思います。

この12月議会で、一つの区切りが終わろうとしています。総括をして、各分野に今まで行ってきた質問の一部を紹介させていただきました。また、今までの質問の進捗状況はどうになっているかを確認させていただきました。今後もぜひとも行政に対し、しっかりと推進していただきたいと思います。これで私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君）　暫時休憩とします。再開は4時25分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時16分 休憩

午後4時25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、本日の会議時間は、一般質問を続けるため時間を延長します。

次に伊藤正信議員、お願いします。

○17番（伊藤正信君） 17番 伊藤でございます。

通告を3点ほどさせていただいております。通告に従いまして質問を申し上げたいと思います。

大変時間も迫ってきていますが、議長さんの先ほどの通告もありましたように。しかし、私も簡潔に質問をいたしますので、市側も簡潔に御答弁をさせていただき、私の質問に対してお答えをいただきたいと思っていますことをまず冒頭、お願いを申し上げておきたいと思います。

今、弥富市は、それぞれいろんな施策の実行もあって、一つは交通渋滞ということについて、喜ばしいこともあるとは思っています。しかしながら、その反面、交通渋滞が市民の生活環境を脅かしていることがあるのではないかと。その視点に立って、私の質問は、まず第1点目には市内の交通対策はどのようにになっているのか。

また、JRと名鉄線の踏切の拡大も、これは長年の懸案事項でございました。住宅が移動していただいた。その後の推移が一つはお伺いしたい。

3点目には、あの名鉄線の銀座通から日本毛織までの間の安全対策と同時に、道路整備についてどのように調査していただいているのか。

また、今、弥富市においては、下水道が完備されつつあります。そうしますと、過去から水路利用だとか、そのような状況の中で、まちの中の避難通路などを含みながら、その対策と同時に方向性を示し、設備を行っていくことが望ましいのではないかという質問を前にもしたことがございますが、今日的な市側の考え方。

最後ですが、まず155号線が非常に交通渋滞になっています。それで、その状況の中で、この155号線に対する位置づけ。特に旧155号の尾張大橋のたもとでは、左右の信号機の前に右左折の時間差の通行の解除だとかいうことがされています。しかし、あの路肩においては、まだまだもう少し延長することによって、路肩の整備をすることによって、私は交通渋滞が解消できるのではないかと。

それから、大きな課題として、弥富市内の通行規制、通学などを含んで、標識の中に朝の7時から9時まで規制がされている。そういう形の中で、今、特に北部方面からの通行実態が悪い。このことのお答えをいただいた後に、改めてもう少し質問をさせていただきますの

で、この点について、一括で結構ですからお答えください。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） 伊藤議員にお答えをさせていただきます。

午前7時から午前9時までの通行規制の関係でございますが、まず通学路における歩行者の安全確保や住宅街の狭い道路の通り抜けに利用しないなどの危険を防止するために、時間規制車両通行禁止の通行規制がなされている道路がございます。議員おっしゃられますように、その反面、朝の通勤時間帯などでは通行車両が集中して渋滞が起こっている箇所もございます。

この7時から9時までの規制につきましては、通学時間帯以外の時間も規制しているというようなこともありますので、公安委員会のほうへ確認をさせていただきました。そうしたところ、地域の同意や理由を示せば、その時間の変更または時間規制の取り消しなどは可能だというような回答をいただいておるところでございます。このようなことから、規制の変更が必要な箇所等につきましては、関係区長さんと御相談をさせていただき、対応のほうを考えていきたいと考えております。以上でございます。

J R、名鉄線の踏切の関係で御質問いただいております。こちらのほう、お答えをさせていただきます。

このJ R、名鉄線の踏切につきましては、朝の時間帯は特に交通量が多く、両側から踏切に侵入すると、踏切内でのすれ違いが困難なため、大変危険な状況になってございます。通行の安全対策といたしまして、J R踏切と名鉄線踏切の間の民有地の買収と家屋の取り壊しを行いまして、歩行者の安全確保を行ってまいりました。

また、踏切の拡幅につきましては、J R、名鉄それぞれ協議を行っておりますが、なかなか進展が図られない状況でございます。

このため、まずは踏切内での安全対策といたしまして、朝・夕の時間帯において交通整理員の配置を来年度できるように検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山田土木課長。

○土木課長（山田宏淑君） 名鉄尾西線、弥富1号踏切でございますが、それから日毛踏切間の線路側の道路整備についての御質問でございます。

この道路につきましては、地元自治会からの要望もありまして、ことしの7月に名鉄西部土木管理区で事前打ち合わせを行い、市の整備計画について説明し、内諾を得ております。

整備計画の内容につきましては、名鉄沿線沿い路肩部の舗装端から名鉄敷地内の側溝までの間に張りコンクリートで処理し、名鉄との用地界に防護柵を設置するもので、現道幅員より少しでも広く使用できるようにと考えております。

工事延長は約340メーターと距離が長いため、事業期間を2年から3年とし、来年度から

工事に着手したいと考えております。以上でございます。

次に、旧155号線の道路2車線拡幅についての御質問でございます。

海部建設事務所に確認しましたところ、旧155である一般県道一宮弥富線につきましては、国道1号と交差する尾張大橋東交差点付近で渋滞が発生しております。国道1号の渋滞や西行きの交差点間隔が短いことにより、県道からの右折車両が滞留するためであります。しかしながら、県道交差点部に右折帯が十分にないことも一因であるため、現在、交通量調査を行いながら対策の検討を行っているとのことでございました。

今後、当路線の渋滞対策につきましては、関係機関とも調整しながら、国道1号の拡幅の早期着手についてもあわせて要望していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 次に竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 続きまして、排水路の道路の交通規制の緩和に対して御質問いただいているので、その答弁をさせていただきます。

弥富市の公共下水道整備につきましては、汚水と雨水を別々に流す分流方式で計画し、現在は污水管渠を道路内等に埋設整備しております。一方、雨水排水計画は現状の開水路（オープン水路）を基本としております。したがいまして、下水道整備により開水路が不要となる路線は極めて限定されることと考えられています。しかし、公共下水道の整備が進めば、排水路に家庭雑排水等の流入がなくなり、排水路しゅんせつの頻度が低下することが予想されるなど、維持管理面でも有利になることから、歩行者通行量が多い路線などでは、開水路にふたをして歩道に利用したり、交通対策上、真意に必要な場合は函渠化し、道路拡幅等の整備もしやすくなると考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 私の質問に対して御答弁をいただきました。

住宅内とか標識の規制の問題ですね。公安委員会から、地元と相談をしてと。この問題は私は3年も前から言っているんです、中身は。率直な話が。先ほどの横井さんじやないけれども。やはり、市民の安心・安全で交流ができる形をどうしていくかということ。御存じのように、今の中六、銀座、海南病院へ行く筋は、みんな捕まるんですよ、朝。捕まるという言葉がいけません。だけど、私、お巡りさんと話したことがある。蟹江警察で。生活実態に合う交通の状況の中で、あの銀座の人たちも、規制をやめてくれという話があったんですよ、前に。規制をやめてくれという話じゃなくて、緩和してくれと。だから、必要な時間帯は見直していくべきだと率直な話があったんです。だから、お巡りさんにちょっと聞くと、なぜあなた方は、このことを私どもがお話ししてもらったときに蟹江警察はやらないんですかと。蟹江警察で取り締まり警察官が言った言葉。はっきり言われたんで言います。私たちもノルマがあるので、気の毒ですがいただきますという話なんですよね。子供さんが通行しな

いんだもん。通学しないんだもん。だけど、確かに公安委員会の指定はそのとおりなんですね。だから、その規制に従うべき法治国家の人間だということも私は忘れておりません。一番肝心なことは、捕まるのも悪いが、現実に対応を見直してくださらない関係する行政とは言わんが、いろんな形で道路行政に対して対応をしていただくことが、今、最大に求められているんじゃないですか。

きょうは横井さんもおっしゃらなかつたけれども、弥富北中の西側ね。あそこも学校は8時までなんですよね。8時半まで規制になっているんですよ。市長さんはバイパスを通つてみえるでわからんかもしけんが。そうすることによって、あの関西線の上をオーバーブリッジをつけた。その規制に対して車の流れが、8時であつたら、海南病院だとか駅利用も違つてくるんです。

もう一つ、私はここで提案をしておきたいということは、地域活性化バスも時間制限の除外のバス通行という許可を与えながら北回りのバスが運行されれば、通学・通勤、病院通いの利用者はふえるんですよ。現実に。車が渋滞をしているなら、その方法論も一件あるんじゃないかなということを私は思っています。ですから、地域活性化バスに対しては、規制の中でも、その規制が緩和される中で通行のできるバス。それはなぜかといいますと、保育園のバスは走つて歩いておるんですわ、西弥生でも。あのバスをお巡りさん、捕まえたらどうだと言つたら、あれは許可を持っていますと。それは、保育園か幼稚園の私学のバスの。だとすると、弥富市民の北の人口の中で、通行許可という可をどれだけの形で、それを与えていくことも一つでしょう。しかし、規制を実態に合つて見直しいただくこと。南のほうに行きますと、中学校は8時ごろで終わつておるんじゃないかな。だから、武田さんなんかは田んぼの中を走つてもいかんと思うんだわ、8時までは。これは規制があるもん。こういうことが、生活と法を守る市民としてのモラル、こういうところはきちんと調査をされて、子供さんの安全・安心に通えるものを早急に御検討願いたいというふうに、私は質問したからつて、すぐ物事ができると思っていませんが、早期にそのことをやっていただきたい。そのことがあります。

それから、新しい155号のところね。あそこでおりていったときに、左右に割かし渋滞が。だから、逆にもう一つあることは、先ほど言いました北中学校の横から車新田のほうへ抜けるような、要するに浜乙女のほうへ抜けるような、あれをきちんと整備してあげれば、乗用車はそこを、裏道かもしませんが通つて、名古屋とか南の通勤者は行くわけですわ。そのことに対して、道路側面の側溝の整備、路肩の整備、こういうところも総合的に、お忙しいですが、竹川部長、調査を命じて、それぞれの状況の中で早期に道路拡幅とか整備をしていただくことが、今、当面の課題としては私は強く申し上げておきたい。

特に北の皆さん方が交通渋滞の中で、お巡りさんと裏返しの行動になつています。名鉄は

もう二、三年かかると山田さんがおっしゃいました。あのところを自転車と歩行者が現実に歩いたら、山田さんどうなるか、一遍歩いてみてください。でこぼこのところと直していただきておるところがあるんですよ。だけど、車は道路幅が狭いから、車が寄れば足は捻挫しますよ。車もひっくり返りますよ。だとするなら、基本的な整備は整備として、当面の対策は対策としてやっていただく。自転車だとか歩行者が歩く程度の簡易な舗装なら、そんなに予算はかからないと私は思います。そういうことを現実に合った、現実の方向で工事予定などをやっていただくことをまず1点目のことについては要望し、市長さん何か御回答いただけますか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほども通行規制と市民生活といった関係の御意見をいただいております。大変貴重な御意見だなあと思っております。3年前にもお話をいただいたということでございますけれども、つい先日、伊藤議員から全員協議会で、この辺のところについてお話を少し承ったもんですから、私、危機管理課に指示をいたしまして、現在、通行区分という形の中で時間規制をしているところは市内に何カ所あるんだという形の中で調べたところ、8カ所から10カ所ぐらいあるんですね。その辺のところが、7時から9時だとか8時半だとかというような状況があるわけでございますので、当初はその必要性に応じてあったというふうには判断するわけでございますけれども、今の交通体系であるとか、さまざまな状況も変化しておりますので、一応、区長さんであるとか学校当局等ともよく協議をしながら、ぜひ改善をしていきたいと思っております。

また、大型車両の通行禁止ということについても、これはさらにお願いをしていくというようなことも、蟹江警察のほうを含めて、今、平島区内でトレーラー等の車両が通行しているわけでございますけれども、こういったことに対しても、より一層の規制を逆にしていくということも重要ではないかなあと思っております。

いずれにいたしましても、早急に時間規制の問題につきましては対処していきたいということを答弁させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 大変いいお話をいただきました。蟹江警察公安委員会も、2月ごろから一時標識が折れたままで、市役所が3回も4回も言っていただいたけど設置がされてない。それから、横断歩道についても、地元から話があってもやってない。公安委員会というのは何のためにあるか。警察より国民を守るためが公安委員会で、警察は監督・指示をするだけのところ。だけど、一番肝心なことは、公安委員会の人たちが真剣に受けとめておるかどうか。愛知がいわゆる全国で一番の有名な県だそうです。そうです、現実。だけど、そのことをどう解決していくか。我々、市民も国民も一緒になって、そういうものの整備と一緒に

に守っていく。その精神を、今、私の後ろのほうから、そういうところがあるなあと。こんな話ではだめなんですね。稻元でも過去、四、五年前に人が亡くなっていますね。標識が不十分のところで。現実にあるんですから、市長、時としてそういう対策のときに強くお願ひをするということで、この項を私は終わっていきますが。

次に、駅前整備のまちづくりについてですが、何も私は書くことはなかったんですが、駅前というのは顔ですよね。そのまちの顔。弥富市としても、いろいろ財政の変化、中央からの防災だとか、学校へ対策だということの中で、非常に難しい財政運用があると思います。しかし、まちづくりには市長、思い切った、100億でも200億でも金をかけて、極端な言い方ですが、昔は市のまちづくりに50億、60億の補助金があったんです、国から。まちづくりをするときに。だから、そのために、まちづくりをすることによって、まちは生きるわけですよね。それで私は何でそんなことを申し上げるかというと、市街化区域、23年になりました、弥富市ね。27年から市街化の中での税が、農地はもう市街化区域並みですね。ここ1週間ぐらい前に、もう伊藤さん、どうでもいいですわと。何ですかと言ったら、弥富のまちは1反売れば1億円あったんですよ。そのときその方は、相続税を相続すると1億何千万払ってみえる。それが今、田んぼの買い手がないと言う。市街化区域の中で。それで税金だけ納めろと言うんだ。こんなことで私は、もう将来希望がないで、ちょっとはかなんできましょうかと言われてみえた。しかし、こんないい寝殿づくりのいい家をお建てになって、そういうときもあったと。

しかし、今、私たちの生活環境というのは、行政というのは、市民の生活のレベルの維持管理も一つの行政の議論の中じゃないんですか。だとするなら、そういうために、私は先ほど自分のお金じゃないで、100億、200億と申し上げましたけれども、思い切って市長、そのことの中で市民の負託に応えていける、その地域が財政面として維持管理ができるいく、そういうようなまちづくり。そのことには、先ほど横井さんがおっしゃってみました、弥富市が住みよいまちで35番目。だけれども、人口の増加率は7番目ですよね、愛知県で。弥富は。私、分析を、地方創生の推進の資料の中に載っていますよ。だから、一面そういう意味で若い人たちが弥富の地に住んでくれて、また人口増加も7番目だと。これは、私は市民として誇りがあると思います。しかし、そういう形の中で、ただ若いときは弥富において、あとはぼいと逃げていくというのは困るんで、魅力のあるまちづくりと同時に、今ある現存する皆さん方が安心をして生活していくというようなためには、多くは申し上げませんけれども、弥富の駅付近の整備を20億と同時に、さらに一層深めていただきたいと思いますが、このことについてどのような考え方かお答えを願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） J R・名鉄弥富駅周辺の基盤整備事業につきましては、伊藤議員も過

去のいきさつにつきましては御承知のとおりだと思っております。私も平成23年度から24年度に対して、この計画を皆様方に御提案申し上げ、基本構想をしたわけでございますが、そのときには庁舎の建設を含めて、いろいろと大型プロジェクト事業があったというようなことの中で、一旦は凍結をさせていただき、そしてまた今回におきましては、この9月議会に、将来人口、あるいは財政等を十分考えながら、JR・名鉄弥富駅の橋上駅舎化と自由通路について整備をしていくこと、概略設計及び調査費を議会のほうで認めていただいたところでございます。これは今まで御質問の方もございましたので、平成32年を目途としてしっかりとやっていきたいと思っております。北口、あるいは南口の駅広というような状況の中においては、まずは自由通路、橋上駅舎化を完成させて、それから第2段階の整備についてやっていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、非常に大きな事業費でございます。これは、ほとんどの事業費が我々は起債という形の中で、私たち弥富市が財政負担をしていかなきやならないというところに、この事業の難しさがあるわけでございます。それが例えばJRさん、あるいは名鉄さんの鉄道業者が幾らかでも御負担をいただければ、これはまた考え方は別であろうと思えますけれども、ほとんど100%近くが市の財政の中でやっていかなきやならないということに対して、御協力をしていただくということについては大変感謝をするわけでございますけれども、そんなことであるわけでございます。

いずれにいたしましても、まずは、先ほどから言っておりますように、南北の自由通路と橋上駅舎化を完成させて、それから駅広というような形の中で、第2段階の整備計画を考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君）　伊藤議員。

○17番（伊藤正信君）　市長、趣旨はわかります。そして、その方向性もわかります。できることなら、弥富市の顔づくりの都市計画をマスタープランと一緒に同時に並行して審議を開始していただくならば、市民の皆さん方もそれぞれの希望や夢が持てるんじゃないかなと思います。そういう意味での決意をひとつよろしくお願ひしておきたいと思います。

3点目になりますが、今後の農業の方向を明確にされたいということで、弥富市の農業がいかにあるべきかということですが、けさほどから市長のほうからも法人企業としての二、三の企業が生まれたり、今後も法人化だというお話を聞いています。そのような状況の中で、市としてはその方向だけなのかどうか、この見解というか考え方、御説明があったらしていただきたい。

○議長（佐藤高清君）　安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君）　議員の質問にお答えさせていただきます。

農業経営でございますが、今現在でございますと、米価が安くなったり半面、また資材等が

高くなっているなど、経営面では大変厳しい状況となっております。また、昨今ですとＴＰＰのほうが締結されまして、またこれが合意されると、農業にとってさらに厳しい状況になると考えております。

また、国が先月25日に決定をいたしましたが、総合的なＴＰＰ関連政策大綱というものを決定されましたが、その中には本市のほうで主要につくっております農産物でございます米や麦につきましては、重要5品目という捉え方で対策のほうが明記してございます。米につきましては、毎年の政府備蓄米の運営を見直し、原則5年の保管期間を3年程度に短縮し、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れるというようなことがうたってございます。麦につきましては、国産麦の安定供給を図るということで、経営所得安定対策を確実に実施するということが明記してございます。

市のほうの対策でございますが、こういったところ辺を注視しまして、現在でございますが、米に対する直接的な支援というのはございませんけれども、今後、生産調整推進対策事業に関連します補助金のほうを引き続き来年度も継続してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君）　伊藤議員。

○17番（伊藤正信君）　今の施策は、そういう状況ですよね。市がそこの判断でとまっているなら、とまっているんだと思います。

今、農業委員会が変わってくるわけですね、一つは。制度が。市長の任命行為になる。そうすると、農業委員の選考の問題などにおいても、どういう人を選考していくのかと。これは議会の議決権も要ります。しかし、もう一つは、農業の法人化の中に、中間管理機構はどんな位置づけで、今、全国にありますか。お答えできますか。中間管理機構はどんな位置づけか。例えば法人化なのか法人化でないのか、例えば株式会社に移りつつあるのかないのか、その辺を聞かせてください。

○議長（佐藤高清君）　服部市長。

○市長（服部彰文君）　農地の集約化ということに対して、中間管理機構がそれぞれの事業を展開していくということでございますけれども、昨年度は極めて集約化のスピードが遅かつたというような状況で集約化がされておりません。しかしながら、ことしに入りまして、それぞれの農家、あるいはそれぞれの地域において、ＪＡであるとか、あるいは農政局という形の中での説明会が催されて、そういった形の中で地域全体として、その中間管理機構に乗つかっていこうかとか、あるいは個人の農業者が、そういった形の中で乗つかっていこうという形の中で、相当集約化が進んできているという状況でございます。

今、弥富市も1,600ヘクタールの農地があるわけでございますが、ことし、平成27年度におきましては220ヘクタールの中間管理機構への移行がございました。そして、今までの利

用権設定というような状況におきましては600ヘクタールございますので、約800ヘクタール以上のところが集約化されたということで、全面積の50%を超えるような状況になってまいりました。

私は、この移行というのは、あと5年間で80%まで、農地の中間管理機構を利用したりして利用権設定という形で担い手農業が担当していただけるというような方向に行くだろうと思っております。急速なスピードでもって、今、集約化がされているということを御理解もいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君）　伊藤議員。

○17番（伊藤正信君）　私は、中間管理機構がいかんとは言ってないんですよね。中間管理機構は、今、外資系の資本が入って、九州では中間管理機構を通した農業が生まれているんですよ。そうすると、弥富市の農家は、そういう部分の中に何が外資系が入ってきたり、いわゆる株式会社になっていくのか。これは農協の全中もそうですけれども、そういう問題が、今、4年の間に、閣議決定で5月にその方向性を示しているんです。示している、閣議決定で。だとするならば、弥富市のオペレーターさんたちが、弥富の農家と農業のあり方を、また農業委員の選出のあり方と、農業委員会の位置づけと、そういう部分がどういう役割を果たしていただけるのか。果たしていくのかと。こういうところをしっかりと見ていかないと私はいけないんじゃないかなと。そのことを言っておる、竹中平蔵さんじゃないけれども、経済、元の、そう言っておるんですね。これは閣議決定ですよ。

だから、私はそのことをどうこうじゃないんですよ。私たち農業の弥富市が、先ほど平野君からも南部は42%だとか、いろんなことを言って、70%の農業を持った弥富が、まずみずからのオペレーターと一緒に弥富市の中で農家と意思の疎通のできる委託をできていって、そしてその農家がどう生きていけるかということを組み立てた議論をしていかないと私はいけないんじゃないかなあと思っています。そういうことを一度、私はこの農業問題について考えていただきたかったので申し上げます。

もう一つだけ、簡単に。

前からずっと農業をオペレーターの方が、拠出も出してないけれども、オペレーターにそのことを付託するって、いいですか、農政課。そのオペレーターがあるの。農協を通して。これはまた開発部長にちょっと申し上げておきましたが。

○議長（佐藤高清君）　竹川開発部長。

○開発部長（竹川　彰君）　今の米の流通の関係で、オペレーターの方が農協を通さずにお米を販売とかされておるという状況ですね。

それにつきましては、米の流通制度につきましては、平成16年4月に主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律、食糧法が改正されまして、これにおきましては、米の流通が原則

自由化され、多様なルートを通じて農家やJAがどこでも自由に米が売れるようになったということがございます。ですので、米の生産者がJAを通さずに販売先を見つけて米を販売することは可能になったということで、米のブランド化及び、そういうた生産されたものを自由に販売されるということは違法ではない、そのままされておるのは違法じゃないと考えておりますので、その方に農家が委託されるということは、特に問題はないと考えております。

○議長（佐藤高清君）　伊藤議員。

○17番（伊藤正信君）　自主流通米の扱い方は、法律的に認められることは知っていますよ。ただ、減反は、その人たちが受けた田んぼが減反がどれだけあるのか。私どもですると、例えば40%減反をやらなかつたら奨励金をもらえないですか。奨励金が。もらえないという言い方はないが、補償はない。だから、1万7,500円ほど出ておるものか、どうなつておるのかと。私は余りそこの中身を言うと、自分の立場、今、監査ですから。本当にそのことを通して、農協を通して受けている企業なの。会社なの。法人ではあるけれども、いわゆる株式会社でない。そのことがわかつた。こんなことが今の農業のあり方の中でいいですかと。そういう弥富市も補助金を出しておるわけですね。ここは後でお答えいただければいいが、開発部長にはそのことを申し上げておきました。より一層その点について具体的に調べていただいて、後で結構ですからお答えいただければありがたいと。

それと同時に、これは地方創生特区の関係で、弥富市も23年にも特別区になっていますね。あわせて、過日の地方創生の関係で国際的にものづくりにもなつておるんですね。ですから、そういう弥富市として、今、農業とまちとのバランスのある方向性を早く示していただいて、農家、そして弥富市民が安心して、その方向性に向けるということをお願い申し上げておきたい。市長とちょっときょうも、その部分で言つたら、来年の2月には出すように努力をしておるんですという話でしたけど、必ずやそのことは、私も前回にも申し上げました。総務省の指示の関係において、農業委員会もどんな議論をしておるのか。そして、議長は農業委員だね。そんなことも申し上げて、私たちは弥富市民として、その方向性が具体的に、安心して住めるまちづくりを御指導していただくことをお願いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君）　服部市長。

○市長（服部彰文君）　TPPの大筋合意という形の中で、これから具体的にいろんな種目について契約がされてくるわけでございます。まさに日本の農業の真価が問われるというふうに思うわけでございます。そういう形の中で非常に過渡的な時期になってくるわけでございますけれども、国もこの12月の補正予算という形の中で約3兆3,000億円、そのうちの3,000億は農業行政に対して使っていくという形でございます。また、来年度の当初予算の中にも、このTPPに対する国の役割という形の中で、さまざまな政策大綱が生まれておるわけでご

ざいますけれども、その一つ一つに私は国の予算がついてくると思っております。

先ほど農政課長が答弁いたしましたけれども、我々も生産調整に関する、今までの市の単独の補助事業につきまして、例えば減反であるとか、減反したところに対する転作の奨励金という形のものについては、来年度は過渡的な状況の中で、これを維持していこうと思っております。そうした形の中で、強い農業をぜひ実現していただきたいと思っております。強い農業をきちっと日本の中で示すためには、自給率を上げていかないとだめだと思っています。日本の農産物のよさというものを、もっと日本の国民の方が利用していただいて自給率を高めることが、農業そのものを私は強くしていくことだろうと思っております。ヨーロッパの農業行政もそうです。フランスにおいて、オーストリアにおいて、自給率が100%を超えるような状況の強さがある。それがフランスの農業行政を支えていると。40%そこそこの自給率で、本当に強い農業と私は言えないと思っておるところでございます。それともう一つは、先ほども言いましたように過渡的な状況ですので、いま一度、政府の国家としての農業行政をどう確立しくんだという形に対する補助事業は必要だろうと思っているところでございます。

市としても、農業振興地域でございます。もう一度、しっかりと農業を支えながら、そういった形の中で全体のコストを削減していく中間管理機構に期待していきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 市長に御答弁いただくと、全く、本当にそのとおりだと思っておりますけれども、今、農家との対話の中でいきますと、最後になりますが、私に寄せられた意見は、伊藤さん、2町ぐらいあるけれども、安心して相続できないと。重荷になっておると。こう言われる北の地区もあります。現実なんです。ですから、そういうことを含みながら、農業制度が変わっていく。弥富市としても農家がそれぞれ制度はあれども、農業の弥富として生きていける、弥富として誇れるまちづくりの御検討をお願いすることを最後に申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 会議を続けます。

次に武田正樹議員、お願いします。

○16番（武田正樹君） 16番 武田正樹です。

通告に従いまして、大きく2点について質問したいと思います。

時間も5時過ぎていますので、なるべく簡潔に質問したいと思っております。答弁のほうも、先ほどと同じく簡潔によろしくお願ひしたいと思います。

まず最初に、私、インフルエンザについての全体の予防接種について、現状と課題について質問したいと思います。

まず最初に、ことし、インフルエンザの季節がもう既にやってまいりました。既にインフルエンザの予防接種を受けた方もあるだろうと思いますし、ない方もあると思います。インフルエンザを含めた予防接種について細かく質問したいと思っております。

まず最初に、予防接種というものは、病気に対する免疫をつけるために、抗原物質（ワクチン）を投与することとあります。予防接種法によると、疾病に対して免疫の効果を得させるために、疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンを人体に注射し、または接種することと定義されています。ワクチンによって病原体の感染の影響を防いだり和らげたりすることができて、予防接種は伝染病の抑止に最も効果的で、コストパフォーマンスの高い方法だと考えられています。

このように、病気に対して有効な手段である予防接種について伺いたいと思います。

現在、市が推進してみえる定期・任意予防接種スケジュールとはどのようなものになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 花井健康推進課長。

○健康推進課長（花井明弘君） それでは、お答えさせていただきます。

市が推進してみえる定期・任意予防接種のスケジュールはという御質問でございますが、予防接種法は、伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延を予防するために、公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることを目的としております。第2条で、A類疾病としてジフテリア、百日せき、日本脳炎など12の疾病、B類疾病として高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌の2つの疾病を定めております。A類疾病の予防接種対象者は、接種を受ける努力義務がありますが、B類疾病はそれがありません。

子供の予防接種は、毎年度初めに「弥富市母子保健事業・予防接種事業のご案内」、こういったリーフレットでございますが、こういったリーフレットを全戸配布いたしまして周知しております。個別については、こんにちは赤ちゃん訪問連絡票の提出時に、予診票つきの予防接種の手引き、こういったものでございますが、こういったものをお渡ししております。

また、高齢者の肺炎球菌予防接種は、該当者に直接案内を送ります。こういったリーフレット、これを直接個人の対象者の方に送らせていただいております。また、高齢者のインフルエンザの予防接種についても、こういったようなリーフレットを9月終わりから10月初めに全戸配布して接種を呼びかけております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 予防接種スケジュールということで、ざっと説明していただいたと思っていますけれども、そのスケジュールの中で予防接種、多分、それぞれ小さなお子さんから赤ちゃんのときから打たれるものもありますし、そしてある程度高齢者、先ほどの話ですと65歳以上の方のインフルエンザについてもあると思ったと思つたけれども、その辺の

公費助成についてはどうなっているかについて、弥富市としてどうなっているのかお聞かせください。中に市町によっては公費助成がされていない市町があると伺ったこともあります。どうかその辺について、弥富市の場合はどうなっているのかをお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 花井健康推進課長。

○健康推進課長（花井明弘君） 定期接種、臨時接種、任意接種、こういったものの公費助成についての御質問かと思いますが、子供の定期の予防接種、先ほど申しましたA類の予防接種になるかと思いますが、この子供の予防接種については全額公費負担でございます。それから、B類の高齢者のインフルエンザは自己負担が1,000円、高齢者肺炎球菌については自己負担が2,000円となり、残りを公費負担しております。臨時接種は、原則、定期接種と同様の扱いとなりまして、任意接種は一部の妊娠予定者の風疹の予防接種以外のものについては、全額自己負担となっております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 全体的に弥富市の場合も、他の市町と同じく、ほとんどが公費助成によってやっていただけていると思っています。

細かいことで申しわけありませんけれども、先ほど定期接種のほかに臨時接種というのがあると伺ったんですけども、この臨時接種の中に、いろんなタイプの病気があるんですけども、例えば新型インフルエンザ、最近ちょっと話題になってきたと思っていますけれども、こういうものについての接種についてはどのような回答をお持ちなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 花井健康推進課長。

○健康推進課長（花井明弘君） 新型インフルエンザにつきましては、新型インフルエンザ等の法律がございます。新型インフルエンザについては、過去、人間が免疫を持ってない、抗体を持ってない、こういったものが流行といいますか蔓延した場合に対応するというような形の法律になっております。通常のインフルエンザとか予防接種とは、また対応が異なってくるものと考えております。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） これから新しく出てきた場合について、その都度対処されると思っていますけれども、例えばこれから先も新型インフルエンザ、いろんな形で中国や東南アジアのほうから出ています。そういうときに対処されたときに、くれぐれも注意して公費助成ができる形というのをお願いしたいなあと思っています。

このインフルエンザの予防接種以外に、例えば予防接種全体で、私も今回、初めてこういう形の予防接種について調べさせてもらった中で、昔から予防接種というのは、ある程度国々によって強制的にされている地域が多いと伺っています。例えばイギリスのウェー

ルズ地方では、1853年には法律で、全国で天然痘の予防接種を義務化して、もしそれに従わなかった場合には罰金を取るというような地域も出ているぐらいです。そしてアメリカでも、州の共通の予防接種法では就学前に公的予防接種を義務づけています。ほかにも、ほとんどの国で同様の強制的な予防接種が行われてきました。

ただ、この予防接種は、日本でも予防接種法が決められてから、強制的というわけではないと思いますけれども、その予防接種化というだか、それによってアレルギー体質の人や、いろんな体質の人が出てきたために、予防接種についてちょっと危険性が伴っているんではないかという話を伺いました。こういうことについて、この予防接種をもし受けた後に、健康被害が出た場合、こういうときに救済制度があると伺っておるんですけども、この救済制度について少し御説明願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 花井健康推進課長。

○健康推進課長（花井明弘君） 予防接種による健康被害が発生した場合の救済制度というこの質問かと思いますが、予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合は、定期接種、臨時接種の場合でございますが、この健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、自己負担分の医療費が支給される制度になっております。任意接種については、予防接種法による救済措置がありません。ただ、他の救済措置を受ければ救済を受ける制度もありますので、そういうことでよろしくお願ひします。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） この救済制度というのは、予防接種を安心して受けるための制度だと思います。この予防接種でひょっとしたらアレルギーが出たり、いろんな形で副作用が出る方が中には見えるかもしれません。特に最初の予防接種法ができた当時には、私もこれは事実かはっきりしたことはわかりませんけれども、予防接種の注射針をかえずに、次から次へと接種して、それでA型肝炎、B型肝炎になった患者の方が見えるという話も伺ったことがあります。どうかくれぐれもこういう救済制度があるということを、これからも予防接種を勧められるときに、ある程度こういうことは皆さんに知っていただくことが重要ではないかなあと思っていますので、そういうことを皆さんに周知されることもよろしくお願ひしたいなあと思います。

次に、インフルエンザについてお伺いしたいと思います。

厚生労働省から毎週金曜日にインフルエンザ情報が発表されていると伺いました。それによりますと、いろんな定点報告情報とか、学校休校情報、それから入院患者情報が発表されているみたいですが、例えば弥富市の場合、今回、この秋から冬にかけてどのような状態にインフルエンザの情報がなっているのか、もし把握してみえれば、それをお聞かせ願いたいと思います。

そしてもう1点、インフルエンザの先ほどの予防接種についてですが、もし市がインフルエンザの予防接種をどの程度市民の方が受けてみえるかということを把握してみえれば、それもお答え願えないでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤高清君） 花井健康推進課長。

○健康推進課長（花井明弘君） お答えさせていただきますが、この冬にかけて、市内のインフルエンザの流行状況ということで回答させていただきますが、弥生小学校でインフルエンザの発熱による欠席の児童が複数確認されたため、11月6日から9日の期間、学級閉鎖がございました。その後、一部の保育所で欠席児童がありましたが、蔓延化、流行には至っておりません。

それから、市内のインフルエンザの予防接種の接種状況ということで回答させていただきますが、任意の予防接種は把握できません。しかし、平成26年度、昨年度の接種状況ですが、高齢者インフルエンザの対象者は1万400人で、接種者は5,162人でした。接種率は約49.6%になりました。ワクチンについては、10月末に一部不足状態がありましたが、解消され、接種できる状態となっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 先ほど伺って、例えば公費である程度使って接種されている方49.6%、かなりな方が健康に十分注意されているなあと思って伺ったんですけれども、インフルエンザの公費の助成のない方たち、例えば子供さんも多分そうだと思いますし、65歳未満の方というのは自費で全て接種されていると思いますが、このインフルエンザの予防接種の値段についてですけれども、よく伺うのは、病院によって値段が違うということを伺います。病院によって値段が違う。もし市が大体どの程度、これの値段の幅で把握してみえるのか。できたら安いほうがあるがたいなあと。私もインフルエンザの予防接種について、ある親の方から聞かされたんですけども、うちは夫婦2人、そして子供が3人います。この5人分の予防接種費用は結構な金額になると言われたんです。そして、子供たちが2回接種する必要があるということで、結局、8人分の接種費用がかかるということで、こういうことについて少し公費助成はないものでしょうかという話を伺ったんですけども、この点について値段と同時に伺いしたいなあと思います。

○議長（佐藤高清君） 花井健康推進課長。

○健康推進課長（花井明弘君） 市内の医療機関に、全てではありませんがお聞きしたところ、3,000円から4,000円の範囲内で接種できるということでお聞きしております。原則自己負担ということで任意接種になっておりますので、今のところは、その制度でやっていくのかなと思っておりますが、一部、あま市では、そういう助成制度をやられておられる市町村もございます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 3,000円から4,000円、1,000円の幅があるということです。できたら3,000円でそろえていただけだと、受ける方も受けやすいんじゃないかなあと思いますし、今、公費助成があま市ではあるという話を伺いました。こういうことについても、例えば医療費の抑制効果。確かに弥富市の場合、子供たちが中学校を卒業するまでは医療費は無料になっています。これは非常にありがたいことだと思っています。それを考えても、こういう形で自己負担が家計を圧迫しているという話も伺っています。どうかその辺で、これから先、もし検討される機会がありましたら、公費助成についても、これから検討していただきたいなあと思っております。

それでは、次にインフルエンザのワクチンの予防接種、そしてこういう形の接種が、いろんな重症化を予防する効果があって、特に高齢者や基礎疾患のある方などに関すると、特にインフルエンザというのは重症化する可能性が高いと言われています。予防接種を受けるということは、ある程度重症化するのを防ぐ効果が高いと思われております。そして、このインフルエンザというのは、特に最近、かかってみえる方、今年度については少ないですけれども、昨年度でも結構かかってみえる方が多くて、その中でインフルエンザの発症例というだか、こういう形の症状になっているという形のことが結構あると思ったんですけれども、特に高齢者の方で風邪にかかりやすい人とか、それから子供たち、そういう人というのは、多分、2回接種するのをお医者さんも勧めてみえるみたいなんですけれども、こういう形の例えば2回接種することを勧めたり、それからいろんな形でインフルエンザの予防接種を勧めるという形、これは一種の病気の予防につながると思いますし、先ほど質問した予防接種全体についてもそうです。これから医療費がますます膨らんでいく中で、ある程度こういうのも抑制する効果、そして皆さんのが健康で元気であるということの中として、これからこういう形の啓発活動というのは大変重要なことになってくると思いますけれども、こういう啓発活動について市としては予防接種を含めて、そしてインフルエンザのことも含めてどういうふうに進めてみえるのか、お考えをお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 花井健康推進課長。

○健康推進課長（花井明弘君） インフルエンザを含めた予防接種の啓発について、市は今後どのように取り組むのかということの御質問かと思います。

接種の対象者、またはその保護者に対して、あらかじめ予防接種の種類、受ける期日、または機関及び場所、注意事項、受けることが適当でない者、接種に協力する医師、その他必要な事項を今後も引き続き十分周知していくとともに、予防接種の有効性、安全性及び副反応、その他接種に関する注意事項等についても十分説明をしていかなければならないと考えております。

○議長（佐藤高清君）　武田議員。

○16番（武田正樹君）　ある程度病気を予防するということは、医療費の抑制につながりまして、先ほどあった確かに自己負担というのは出てくると思いますけれども、こういう啓発活動というのは非常に大事だと思います。特に病院に行ったりしたりするときに、よくインフルエンザのパンフレットみたいなものが壁に張ってあつたりするんですけども、こういうときに、なるべくそういう形のものを早目に受けてくださいというような啓発活動は、市としても進んでやっていただきたいなあと思います。くれぐれもそういうことについて要望しておきます。

次に、1点だけちょっと別のことで、先日、新聞紙上から見たんですけども、新型インフルエンザについてなんですかね、11月下旬に新型インフルエンザの発生に備えた訓練が全国的に行われたという記事が載っていたんですが、例えば弥富市もその訓練に参加したのか、また訓練がどのような内容だったのか、お聞かせください。

○議長（佐藤高清君）　花井健康推進課長。

○健康推進課長（花井明弘君）　お答えさせていただきます。

11月27日に情報伝達訓練という形で実施されました。これは、新型インフルエンザA（H7N9型）が国内で発生し、政府の緊急事態宣言を受けて、内閣官房新型インフルエンザ等対策室から都道府県、都道府県から市町村に必要な情報を送付し連絡体制の確認を行うとともに、関係機関の役割についての認識を深めることを目的に実施されました。

当市においても愛知県の健康対策課から電子メールで情報を受け、市役所内の各部局、学校、保育所、医療機関等へ情報を送る連絡手段の確認、それから県対策本部の決定事項をもとに、初動対応など具体的な行動を想定、確認しようとする訓練でございました。以上です。

○議長（佐藤高清君）　武田議員。

○16番（武田正樹君）　多分、発生したことの、先ほどの説明ですと、情報連絡の訓練だという話ですかね、例えばこれ、職員の方全員にある程度通知はされるわけですか。その辺、そういうことでよろしいですか。

○議長（佐藤高清君）　花井健康推進課長。

○健康推進課長（花井明弘君）　今回の訓練は、机上訓練という形で実施しておりますので、市役所内の職員に周知徹底はされておりません。

○議長（佐藤高清君）　武田議員。

○16番（武田正樹君）　この新型インフルエンザの発生に備えた訓練というのは、もし起きた場合ですよね、発生した場合に、どのような形で連絡が来るのか、私ら一般市民としてはまず心配になるところなんですかね、市民に対する連絡についての情報のやり方というのは決まっているんでしょうか、市としては。

○議長（佐藤高清君） 花井健康推進課長。

○健康推進課長（花井明弘君） 市の行動については、インフルエンザ等対策の行動計画、こういうものが作成してございますので、この行動計画に基づきまして対応するという形になると思います。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） わかりました。今後とも、もし発生した場合について、速やかに市民の方に連絡できるような体制を整えていただきたいなと思います。できるだけ新型インフルエンザの発生がないことを祈っておりますし、ましてインフルエンザを含んだ予防接種というのは伝染病の予防に対して最も効果的で、先ほど話をしたようにコストパフォーマンスの高い方法だと考えられております。病気の予防にも効果的であるということを考えれば、これからも啓発活動に進んで取り組んでいただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、これについては終わりまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、農業の活性化に向けた課題と取り組みについて質問したいと思います。

最近、ＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ協定）の大筋合意を受けまして、農林水産省は米や果物など農産物への影響をまとめています。多くの品目で影響は限定的だとしながらも、一部は長期的には価格が下落する可能性もあるとしています。弥富市に関連するものとして、米については高い関税や国が義務的に輸入するミニマム・アクセスという制度など、輸入の枠組みはこれまでと変わらず、ただＴＰＰによってアメリカやオーストラリアから合わせて年間7万8,400トンの輸入枠が新たに設けられます。輸入がふえると、その分、国産の米の価格が下落する可能性があるため、国は備蓄用として毎年買い入れている米の量をふやすことで影響は抑えられると検討しているみたいです。小麦と大麦については、国が一元的に輸入する制度を維持するものの、事実上の関税であるマークアップを9年目までに45%削減するため、輸入品の価格下落が国産の販売価格に影響を及ぼす可能性を指摘しています。

例えば、弥富にそのほかで野菜とか果物として栽培されているイチゴについてですが、現在6%の関税を協定の発効後すぐに撤廃するため、長期的には国内生産の価格が下落する可能性もあるとしています。弥富でも栽培されているいろんな野菜、レタス、カリフラワー、いろいろあると思うが、野菜についても3%の関税が協定発効後すぐに撤廃されると言われています。影響はいずれも限定的だと見込まれていると思いますが、ただ関税が撤廃されることで、長期的には国産の価格下落の可能性があると指摘されています。特に弥富の特産品であるトマト、そしてレタス、ブロッコリー、カリフラワー、こういう形の関税の撤廃は協定発効後すぐに行われるみたいです。すぐに価格の下落につながるとは思いませんが、今後とも長期的には価格の下落の可能性があるということです。

このため農林水産省では、品種改良や農業施設の整備など安定供給のための対策のほか、輸入品に対する競争力の強化などが必要としています。そこで市としての考え方を、このTPPを含めた対策を今後とも考えてみえるのかどうか、それについて考え方をお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） きょうは各議員の御質問の中に、TPP問題の大筋合意ということがいろんな分野で出てくるわけでございますけれども、TPPの合意によって、今、70万トンのWTOという形の中の輸入枠があるわけでございますけれども、さらに7万トンをアメリカから、そして1万トンをオーストラリアから持ってくるというような形に対して78万トン。日本に米が余っているのに78万トンの米を持ってきたらどうなるかということは必然的ですよ。これをしっかりと御協議いただきたいというのがまず第1じゃないでしょうか。要するに、そういった米余りの日本に対して、さらにアメリカから7万トン、オーストラリアから1万トンなんていうのは、やはり誰も理解できないと思うわけでございます。しかし、いろんなつき合いの中でやむを得ずというようなところがあるんでしょうねけれども。そういうことに対して大変厳しくなるということは想像しているもんですから、この12月の補正予算で3,000億の農業政策に対して予算を組む、あるいは平成28年度に対して、当初予算に対して、農業施策に対して対策を打っていくという形のものがあると思います。

いずれにいたしましても、その辺のところをしっかりと注視していかなければいけないとは思っておりますけれども、現状としては、先ほども話をしていますように、我々としては弥富市の単独の補助金を含めて現行を維持していきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 市長の答弁にありましたように、3,000億円の予算をこれから組んでいただく。これが末端まで話が伝わるまでに時間が少々かかり過ぎている。先行しているのは、TPPでこれだけの大量の米を輸入したり、それから関税が撤廃されるという話ばかりが先に進んでいますので、くれぐれもこういう形の話が、例えば3,000億円の話とか、そういう形で助成金がある程度出てくるという話をもっと進めていただきたいなと思います。私も農業をやってますし、特に野菜、そして米以外で、先ほど話が上がりましたオペレーターの方もそうです。小麦についてもそうですし、小麦、大麦についてもそうです。価格下落は目に見えています。それをこれから先も維持してもらうためにも、ある程度国が助成金制度をしっかりとした形で早目に表明していただきたいなあと思っています。そして、それに沿って市としても早目にそういう対策を打っていただきたいなあと思いますので、それはくれぐれもよろしくお願ひしたいと思います。

次に、先ほども話が上がりました農地中間管理機構について、少しお話を伺いたいなと思います。

今、農地中間管理機構によって担い手への農地の集積が進められています。実際、農業についてTPP大筋合意の影響を考えれば、これから先、担い手の農業の競争力の必要になってくると思います。意欲ある生産者が安定した再生産に取り組める、若い担い手が夢を持てるものにしていく必要があると思います。

それで、今後、農地の受け手である担い手に対するこれから市の方針、どういう形に担い手に対して市は指導をしていかれるのか、そういうところを御説明願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほどから、この農業問題に対して、農地中間管理事業という形の中で農地の集約化がされておるわけでございます。弥富市もいろんなところで、東海農政局を含めて説明をいただきまして、今、ことしの27年としては220ヘクタール、新たに農地の集約化ができ、担い手のほうへという形でございます。今まででは600ヘクタールぐらいありますから、そういう数字を加算していただくということだと思います。

また、JAのほうで委託をされているのが300ヘクタールぐらいありますので、そういうことの合算をしていきますと、本当に1,600ヘクタールの半分以上が移行しているというような状況です。そして、この農地については、あと5年ぐらいでは、実質的には7年、8年ということを言っていますけど、私はスピードが加速してくるだろうと思っております。そういう状況の中で、80%ぐらいが農地の集約がされて、担い手のほうへお願ひをせざるを得ないという形でございます。

そうした形の中において、今、自民党の農政部長を担当されました小泉さんが、この辺のところに対して、こういう管理機構が集約した担い手が経営の安定だとか、あるいは日本の農業をしっかりと守ってくれるんだということに対する施策を平成28年度の予算で必ず打たれると思います。必ず打たれる。そういう状況の中において我々は注視していかなければならぬわけでございますけれども、こうした場合、国の補助金の層と、市町村の私たちの層という形で、2階建て、3階建てになつたら、それはどうなるんだと。これはしっかりと考えなきやいけないときも出てくると思います。

農業ばかりに税を使うということが、ある意味ではそういう批判も出てくるということも考えていいかなきやならない。これだけ社会保障どうのこうのという形の中での話が、この高齢化社会の中であるわけでございますので、その辺のところをしっかりと見きわめながら、市としての単独補助事業については考えていきたい。現状としては、先ほどもお話をさせていただきましたように、国の施策が出てないもんですから、継続をしていくということを申し上げておるところです。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 市長のおっしゃることはわかるところなんですが、実際、担い手が、

先ほど市長から話があったように、ある程度農地が集積されて受け手となっています。そして、この担い手が全てこれから先、農業のある程度の形を多分進めていくことになると思いますが、この担い手を指導する立場にあるのも市だと思うんです。その辺で、ある程度市としても担い手に対してこれから先、JAを含めてですが、こういう形で担い手に対して農地をどう維持していくのか、そしてどういう形で農業を進めていくかという方針も、これから示していただきたいなと思います。どうかその辺で、これから先、全ての担い手の方、それぞれこれから法人化を組まれるということは、あるかないかはちょっとその辺が微妙ですけれども、ある程度は法人化は組まれて大規模化されると思います。その中で、この法人化されて大規模化された農家の方が、これから先も農業を維持していける。先ほど市長からお話がありましたように、とにかくこの日本で自給率を上げるということ、これは農業の一番肝心なことだと私も思っています。どうかこれから先も、この担い手がある程度やっていける、100%とは言いませんが、やっていただかなくてはならないと思っていますので、今後ともこの担い手に対する指導について、JAと一緒にあって指導方針をある程度市も示していただきたいなと思います。これは要望です。

そして次に、もう一つ農業を取り巻く環境の中で、弥富市の場合は、全体がほとんどが海拔がマイナスの地域です。そして、農地も全てマイナスの地域になっているんです。そして、例えば今、先ほど話がありましたように、集中豪雨、ゲリラ豪雨と言われるものが、結構最近、この地域でも発生しています。そういうことを考えると、例えばこういう自然災害に対する備えというのは、この地域では必要不可欠なものになっています。そのためにも、この自然災害に対する備えとして、例えば農地、それから農業用水、排水路、排水機場、地域のどちらかというと地域資産になっていると思います。この地域資産の維持管理がこれからも大事だと思います。特に先ほどの担い手がこれから安心して農業を続けていただけるためにも、どうかこの地域資産の維持について、市としてどういう方針でこれからも取り組まれるかについてお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） いろいろと課題が出てくると思います。担い手が全体の面積の構成比の80%近くを、約30名ぐらいの担い手が弥富市に見えるわけですけれども、そういう方たちが担っていくと。一つの大きな問題は、経常賦課金と言われる金額がございますよね、土地改良事業費と言われるところ。これをどっちが負担していくんだということが一つの議論になってくるだろうと思っております。これはしっかりと協議をしていただいて、大変厳しい農家でございますので、そういったことに対してどこが負担をするかということを明確にしていかなければいけないと思います。

もう一つは、それぞれの鍋田地区、十四山地区、弥富地区という形の中で、反当たりに対

する戻し金がそれぞれ違うんですね。鍋田のほうは非常に効率的に農作業ができるもんですから、反当たり 1 万円を超えるような形で地主にお返しになる。しかし、十四山、あるいは弥富という形については、相当の低い金額でしかない。この辺をどう弥富市として一本化していくかということも課題だと思います。これは担い手がそれぞれのウエートを高くすればするほど、これはそれぞれの平等化、公正化ということも必要だろうと思っております。

そういうことをしっかりと、課題として上がってきたことを一つ一つ整理していかなきやならない時代が来るだろうと思っています。そして、そうしたことにおいて、担い手を中心とした農地の保全ということに対して、市としてもしっかりと考え、担い手に対してどう補助をしていくかということが大きな課題だろうと思っております。

○議長（佐藤高清君）　武田議員。

○16番（武田正樹君）　先ほど市長からの答弁もありますように、担い手に対するある程度これから助成金というのは大変重要なものになってくると思いますし、担い手が安心して農業を営める形、農地の維持とか、それからいろんな面で、地域資産と言われている農業排水路とか、そういうものについて、これから先も市として十分に維持していただける形もお願いしたいなあと思います。

それでは次に、また質問に移りたいと思います。

弥富市における農業に従事する農業従事者のうち、最近、私も話を伺ったんですけども、女性の占める割合というのは農業従事者の間でどの程度見えるのか、お聞かせください。

○議長（佐藤高清君）　安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君）　お答えさせていただきます。

2010年、ちょっと古いんですが、5年前の農林業センサスという調査が行われております。本市での農業に従事されてみえます方は2,680人、そのうち女性につきましては875人という統計の結果が出ております。割合につきましては、約32%という数値となっております。

ことし、2015年に5年ごとの世界農林業センサスというものが行われております。まだ細かい数字については出ておりませんが、先月27日に概数値のほうが発表されました。これはまだ全国的な数値でございますが、農業従事者が前回調査、5年前に行われました調査に比べますと約14%全国的に減少したという結果が出ております。そのため、本市の農業従事者の数も、そのような形で減少しているものと思われます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君）　武田議員。

○16番（武田正樹君）　2010年ですので5年前、それから確かに全国的には14%の農業従事者が減っているということ。確かに先ほどから話が上がった担い手への農地集約が始まっているということも考えれば、減っていくというのは当然かもしれません。ただ、例えば弥富でもそうなんですけれども、2,680人のうちの875人が女性が占めているということ。あ

る程度農業従事者の中に女性の占める割合、立場上の割合というだか、それぞれ各家についてそれぞれ立場が違うと思いますけれども、占める割合は32%もあるということです。この女性の占める割合は、例えば、最近農家のうちを通ったりすると、ほとんどの方がそうなんですけれども、畑をやってみえるのは女性の方が多いんですよね。それで女性の方が野菜をつくったり畑を守りして花をつくったりいろいろしてみえるんですね。農地の維持に本当に協力してもらっていると私は思っているんです。こういう形で農地の維持に協力したり、多分、隣同士でいろんな野菜をつくったりして分けたり、そしていろんなつながりというだか、そういう形のことにも地域として役立ってみえていると思うんです。

こういう形で、例えば女性農業者、これから先も大変重要な立場にあるんじゃないかなと思っているんですけども、以前にも少し、ある議員の方が話をされた中に、農業女子プロジェクトというのを国も進めているという話を伺ったんですけども、この中で農業女子プロジェクトというものについて少しお話を伺いたいなあと思うんですが。

例えばこれ、私も少し調べさせていただいて、農業女子プロジェクトは、全体として若い女性が多いということ、そしてまだ比較的新しいプロジェクトのために、この地域でも余りまだ参加してみえる方が少ないという話を伺っています。この農業女子プロジェクトについて、前回でどなたか、たしか三浦議員だったと思うんですけども、質問されたときにも、市としてこれから先どう取り組んでいかれるのかという話を聞かれたと思うんですよね。私もこれから先、例えば30何%の女性の方がある程度農業従事者として携わってみえるということを考えれば、このプロジェクトは一つの形なんですが、この一つの形として、新しくさらにいろいろ農業女子プロジェクトとよく似た形のものを、これから先、市としても取り組んでもらえることはできないかなあと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） まず、農業女子プロジェクトというものについて御説明をさせていただきたいと思います。

農業女子プロジェクトでございますが、これは国のほうが進めておりますプロジェクトでございまして、女性農業者の方が日々の生活や仕事、自然とのかかわりの中で培った知恵をさまざまな企業の技術、ノウハウ、アイデアなどと結びつけ、新たな商品やサービス、情報を創造し、社会に広く発信していくためのプロジェクトでございます。

そして、このプロジェクトを通して、農業内外の多様な企業・団体と連携し、農業で活躍する女性の姿をさまざまな切り口から情報発信することにより、社会全体での女性農業者の存在感を高め、あわせて職業としての農業を選択する若手女性の増加を図つておるものでございます。窓口のほうは、国の農林水産省の経営局就農・女性課が事務局となっております。

このプロジェクトとは違いますが、本市のほうでは現在、女性農業者の方、12名でございますけれども、農業経営や地域の担い手としての重要な役割を果たしていただく農村生活アドバイザーという称号を受けていただきまして、日々活躍をしていただいております。このアドバイザーの方々の活動は、自分たちの持っている能力や役割を発揮して農業経営や農村生活の向上を図っていただき、地域農業の発展と活性化に寄与していただくことを目的として活動のほうをしていただいております。

先ほどの議員のお話にありましたが、農業女子プロジェクトにかかわられたというお話は、私どもも今まで聞いたことがございません。仮に農業で活躍される若手女性農業者が、このプロジェクトにかかわられまして本市の農業を含めた情報を発信していただければ、本市の農業の活性化にとってとてもよい影響を及ぼしていただけるものと考えております。ぜひ、弥富市におきましても、多くの若手女性の方に農業に取り組んでいただければと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） この農業女子プロジェクトということは、ただ単に農業に携わる女性が、その中で改善をしていくわけではなくて、例えば農業には今機械化という形の中で、草刈り機、耕運機、さまざまな機械があるわけでございますけれども、それは全て今までのメーカーは男性仕様なんですね。それを女性仕様に変えることによって、いわゆる軽減化する、軽減化というか軽重化というか、軽くしたり、あるいは扱いやすいように小さくしたりして、農業が女性としてやりやすいようなところをメーカーと、それぞれのＪＡさんだとか実際に農業をする女性が、いろんな改善案を出して一つのプロジェクトの中で効率的なものをつくり出していく。だから、そういうことをすれば、もっと農業に女性が従事できる仕組みをつくっていこうというようなことだと思っております。わかりやすく、いろいろと今、農政課長が説明しましたけれども、そういった形の中で、農業に若い人たちが従事していただければ、また農業も変わってくるということだと思います。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 先ほど課長と、それから市長のほうからも説明いただきました。例えば若手の女性が、その地域にそういう形のもので活躍するということは、その地域全体が活性化してくる一つのものだと思っております。弥富市でも南部地域、そして東部地域も多分そうだと思うんですけども、高齢者がふえ、そして若い人が減ってきてている現状があります。そういう中で、地域の魅力というものがある程度これから重要になってくると思います。若い女性がそういう形で農業に携わって、その地域を盛り上げていただくことは、これから先、その地域が活性化する重要な役目を果たしてくれるものだと思っていますし、農業にとってもこれから魅力ある産業、特に先ほど市長からもお話がありました強い農業者を育

てる、強い農業にするということから見ても、ある程度女性の力も大変重要になってくると思います。これからも先も、どうかこういう形のプロジェクト、そして参加する方があれば、市として窓口としてやっていただけることをお願いしたいと思います。

最後にもう1点なんですけれども、これからお伺いしたいのは、TPPの大筋合意を受けて農業を取り巻く環境というのは本当に厳しくなってきます。これから先、中間管理機構によって農地は集積され、農家の数も多分、農業就業人口も減ってくると思います。その中で、農業をこれから維持していくためにも、これから市の方針として、先ほどからたびたび話を伺っています。これから先も農業を維持していくため、特に弥富市の場合は南部地域、東部地域については農業は重要な産業になっています。どうかこれから先も農業を重要な産業に維持できるように、これから市としても取り組んでいただきたいことをお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 本日はこの程度にとどめ、明日に継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後5時58分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 議員 小坂井 実

同 議員 佐 藤 博

平成27年12月10日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである (18名)

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 伊藤勝巳  | 2番  | 川瀬知之 |
| 3番  | 鈴木みどり | 4番  | 那須英二 |
| 5番  | 三宮十五郎 | 6番  | 早川公二 |
| 7番  | 平野広行  | 8番  | 三浦義光 |
| 9番  | 横井昌明  | 10番 | 堀岡敏喜 |
| 11番 | 炭竈ふく代 | 12番 | 山口敏子 |
| 13番 | 小坂井 実 | 14番 | 佐藤高清 |
| 15番 | 佐藤 博  | 16番 | 武田正樹 |
| 17番 | 伊藤正信  | 18番 | 大原功  |

2. 欠席議員は次のとおりである (なし)

3. 会議録署名議員

|     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|
| 16番 | 武田正樹 | 17番 | 伊藤正信 |
|-----|------|-----|------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (33名)

|              |      |              |      |
|--------------|------|--------------|------|
| 市長           | 服部彰文 | 副市長          | 大木博雄 |
| 教育長          | 下里博昭 | 総務部長         | 伊藤好彦 |
| 民生部長兼福祉事務所長  | 伊藤久幸 | 開発部長         | 竹川彰  |
| 教育部長         | 八木春美 | 総務部次長兼財政課長   | 渡辺秀樹 |
| 総務部次長兼秘書企画課長 | 山口精宏 | 総務部次長兼危機管理課長 | 橋村正則 |
| 民生部次長兼十四山支所長 | 松川保博 | 民生部次長兼児童課長   | 村瀬美樹 |
| 会計管理者兼会計課長   | 山守修  | 監査委員長        | 平野宗治 |
| 総務課長         | 立松則明 | 庁舎建設室長       | 伊藤重行 |
| 税務課長         | 山下正巳 | 収納課長         | 鈴木浩二 |
| 市民課長兼鍋田支所長   | 横山和久 | 保険年金課長       | 佐藤栄一 |
| 環境課長         | 伊藤仁史 | 健康推進課長       | 花井明弘 |
| 福祉課長         | 宇佐美悟 | 介護高齢課長       | 半田安利 |

|                |       |        |        |
|----------------|-------|--------|--------|
| 総合福祉センター<br>所長 | 村瀬修   | 農政課長   | 安井耕史   |
| 商工観光課長         | 羽飼和彦  | 土木課長   | 山田宏淑   |
| 都市計画課長         | 大野勝貴  | 下水道課長  | 小笠原己喜雄 |
| 学校教育課長         | 水谷みどり | 生涯学習課長 | 安井文雄   |
| 図書館長           | 山田淳   |        |        |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 三輪眞士 | 書記 | 浅野克教 |
| 書記     | 伊藤国幸 |    |      |

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、武田正樹議員と伊藤正信議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず山口敏子議員、お願いします。

○12番（山口敏子君） 12番 山口敏子です。

通告に従いまして3点ほど質問させていただきます。

初めに、弥富市に文化芸術活動の拠点としての市民文化会館を。

弥富市で、プロの演劇や、音楽や、伝統芸能などを気軽に触れ合い、交流のできる場所としての市民会館を。

市内の公共施設の中で舞台が備えられている施設は6カ所あります。社教センター公民館ホールと十四山スポーツセンター第2アリーナは可動式の客席が備えられているので、カラオケ大会、講演会など、マイクを使って行われる行事は多く使用されています。しかし、客席を使用しない場合は、社交ダンス、健康体操、バウンドテニス、卓球、スポーツを中心とした多目的ホールとして使用されています。

11月29日、愛知県文化協会連合会40周年記念平成27年度の西尾張部の芸能大会が社教センター公民館ホールで開催されました。会場は西尾張の市町村の持ち回りで行われてきました。ことしは弥富市の当番で、過去2回弥富市で開催してまいりました。1回目は平成元年、ちょうど社教センターが完成した年でした。このころは尾張部でしたから参加市町村も多く、1日がかりの大会でした。2回目は平成18年、このときは西尾張部でした。今回は3回目で、10市町村が参加されました。

市町村の代表の皆さんが本市の公民館ホールで満足のいく演奏・演技をしていただくために、職員の皆さんと文化協会会員全員で、この大会の成功を願って何度も打ち合わせをし、この日に臨みました。出演の皆さん気が持ちはよく演技・演奏をしていただくことが一番の目標でした。そして、笑顔をいっぱい残して、演技・演奏を終え、帰られました。しかし、そ

の中身はどうだつたどうかと心配は山ほどありました。

公民館ホールは、舞台袖と言われる次の出演者が待っている場所は全くありません。そのため苦肉の策で、1階からホールに入るための入り口は全て封鎖し、つい立てで仕切って控えの場所として対応しました。客席には2階から階段状の通路をおりて着席していただく状況でした。もし、この階段で足を踏み外したりすることが起きないよう、注意の看板を立てて気をつけていただくようにし、何事もなかったことではっとした一日でした。

10カ町村の皆さんには、本市の公民館ホールの資料をお渡しして、舞台の大きさ、奥行き、幅などはお知らせしてありますが、数字でわかついていても、やはり現実には狭い舞台だなあと感じられたことだと思います。出演団体の中で一番人数の多い団は総勢41名でした。舞台の横の司会者席から見ても、演技者同士がぶつからないかとはらはらどきどきでした。思い切り演技ができなかつたのではと思えてなりませんでした。出演された団の皆さんには、大きな市民会館やホールがある地区の代表の方ばかりでした。弥富市内の小・中学校の体育館に備えられている舞台のほうが広々として奥行きもあり、学習発表会や文化祭で児童・生徒がゆったりと発表、演技がされている姿をうれしく楽しく見たものです。

平成26年6月議会でも、三宮議員からも、本市も市民会館を考える時期が来ているのではないかと一般質問がされました。本市にも、演劇、音楽などでプロとして活躍し、名古屋、東京など他市で活躍されている方も多く見えます。残念ながら、本市では公演する場としてのホールがありません。公民館ホールは、いろいろな制約もありますが、何といっても一番の難点は、構造的にステージの広さ、奥行き、照明などの不備があります。演技・演奏する人に照明が当たらず、薄暗く、本当に残念な舞台です。プロの方々も、出身地である地元である弥富での演奏会ができないのは一番残念で、市民の皆さんにも名古屋や他市に行かなくてもプロの演劇や音楽に触れていただく機会を奪っているのではないかと思います。

特に子供たちにも、よい演劇、よい音楽に触れ、交流できる場所は絶対に必要だと思います。隣村の公民館ホールのような広く大きな施設は、後々維持管理するのが大変です。客席は500から700あれば十分と思います。客席も可動式でなく固定式にして、段差のない、足腰の弱くなった方でも車椅子席がつくられて、広く市民の皆さんや他市の皆さんにも来ていただけるよう交流ができる市民会館を考える時期が来ているのではないかと思うことがあります。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） おはようございます。

本日最初の山口議員にお答えしたいと思います。

その前に、少しお許しをいただきまして、質問の中にお話がありました11月29日日曜日に総合社会教育センターで開催されました愛知県文化協会連合会西尾張部芸能大会におきまし

ては、会場準備から来客に対するロビーでの接待、抹茶のおもてなしや出演者への御案内など、文化協会を初め関係役員の方々には大変御尽力いただきました。この場をおかりまして深く感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

さて、新たな市民文化会館建設の要望に関しましては、以前より伺っているところであります。そこで社会教育委員会の議題として取り上げていただきました。委員の皆様の率直な意見をお聞きしましたところ、現時点では新庁舎や防災関連などの充実が優先ではないか、その上で財政的なことを考慮してから市民文化会館などを考えていくべきではないかとの回答をいただいたところです。

したがいまして、当面は既存施設の有効活用を図りながら、各施設の利用状況や市の財政状況を勘案し、引き続き社会教育委員会で検討したり市民の皆様の声をお聞きし、どのようにしていくべきか考えてまいりますので、よろしくお願ひします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

山口議員に御答弁申し上げます。

いずれにいたしましても、弥富市の文化芸術活動ということに対しては、これから先も積極的に他市との交流も踏まえてお願いをしていかなければならぬと思っております。そうした中で連携されている文化芸能大会につきましても、私も多く参加をさせていただいているところでございます。先回の11月29日の西尾張芸能大会につきましても終日おりまして、大変皆様には御協力いただくと同時に、舞台裏の問題等については御迷惑をかけているなあと思っておりました。

そこで私も、その公民館ホールの舞台裏の装置ができるかできないかということを一人で模索をしておりました。南側は植木の植え込みがございます。あそこを少し整地して、舞台裏のスペース、空間をつくれないか。あるいは北側には少し空間のある広場がございます。そういうことをを利用して、皆様に少しでも利用勝手のいいような形での公民館ホールにならないかというようなことを模索しておったわけでございます。一度また、そういうことも踏まえて、舞台裏の問題については検証を加えていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、大型プロジェクトがめじろ押しでございます。庁舎問題を初め、そしてJR・名鉄弥富駅の自由通路、橋上駅舎化、そしてまた大変心配をされております防災現状の対応というようなことが喫緊の課題でございますので、こうしたことを優先させていただきたいということをお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 現実には、本当に次から次へとあることは私も重々承知しております。でも、一度こういうことも、次の次の段階でもいいですから考えていただく必要が

あるのではと思って質問させていただきました。

今回の県文連の芸能大会の出演者の社教センターで活動している本市の文化協会の皆さんには、とても元気な高齢者の集団です。文化協会には若い方や小学生も活動していますが、やはり中心は元気な高齢者。春と秋、年2回、練習の成果の発表の場である洋・邦楽部門の発表会もあります。元気で活動の場の中心としての文化芸術、交流のできる場所としての市民文化会館を願ってやみません。

次に、民族芸能活動に助成の拡大を。

市内の各地に残っている伝統芸能について、神楽太鼓や、獅子舞や、その他の保存会で育成している舞などに保護や助成を。

本市には多くの伝統芸能があり、現在も活動している地区があります。11月29日に県文連40周年記念大会のアトラクションとして大会式典前に、神戸地区の神戸神楽太鼓が披露されました。武者絵の陣幕の前に大小の太鼓、小学生から大人までのメンバーが曲打ち太鼓を、ばちをバトンのように回しながら演奏する姿は、式典前の会場を大いに盛り上げていただき、大好評を得ました。

本市には各地区ごとに神楽が伝わって、秋には収穫を祝って神楽太鼓と笛の音が響き渡っていました。しかし、伊勢湾台風で神楽が水没し、破損したり流されたりして行うことができない時期もありましたが、災害復興を果たし、神社も直され神楽の修理もでき、平成には全ての地区の神楽が復活したようでした。海部津島地方では、一番神楽があるのが弥富市で、かつては約40地区で活動していました。しかし、現在では約半分の20地区と伝えられていますが、これも今後はもっと少なくなるのではと心配しております。

神楽以外にも、石取車、舞などを行っている地区もあります。衣装や舞に使う道具、鈴とか扇などがありますが、神楽太鼓は高い音が出るように皮を限度ぎりぎりまで張り、温度・湿度の管理、保存が大変と聞いております。わざも伝承することは大変ですが、道具などを維持することも大変です。市は保存会にどのような助成をされていますか、お伺いします。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 伝承活動に対する助成についてでございますが、民族芸能活動については、各地区の保存会が中心となり、継承をしていただいているところです。

市といたしましては、伝統的な郷土芸能を保存し、後世に伝える青少年有志者の育成事業に対しての活動費補助として無形文化財伝承活動奨励補助事業や、山車・太鼓等の道具類の修繕補助である山車等整備事業補助を行い、保存会に対しまして助成をしております。

保存会への加盟数は現在52団体あります、そのうち44地区に対し補助金を出しております。1地区当たり5万円の助成であります。会としましては運営費補助としまして年間70万円の助成をしております。また、山車等整備事業については、補助対象経費の3分の1を上

限8万円として補助しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） ありがとうございます。少しでもこの補助がありますと、保存会も運営するのに少しあると思います。少しずつでも多くなれば、もっと保存会が立派に継承されると思います。

毎年11月1日に文化芸能大会が社教センター公民館ホールで行われます。出演される地区的皆さんには、神楽太鼓、獅子舞、雅楽、舞などの演目を披露されました。近年は、舞踊や民舞、童歌なども新たにつくられ、参加される地区もあります。この芸能大会に他市の古典芸能も披露され、ことしは安城の三河漫才でした。すばらしい交流の場となりました。

毎年出演される獅子舞についてお伺いします。

現在は、鯰浦地区の中之割と下之割の2地区の獅子舞が披露されました。曲芸のように獅子頭を巧みに操り、組体操とアクロバットを合わせたような演技が繰り広げられます。はらはらどきどきの連続です。若い男性の方が演技されますが、かなりハードで、これを伝えるには、毎日の地味な練習の上に培われた上の演技だと思います。演技する方の横で介添え役の年輩の指導者が。その方々の尽力が大変と思い、拝見しております。

この獅子舞は、海部津島地区ではかなりの地区で舞をされていたようですが、この伝統芸能は、一度休止すると、休止でなく、そのまま終わってしまう。現在はどのくらいの地区で、この獅子舞が残っているでしょうか。お伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 弥富市文化財保存会に加盟している団体は52地区ございます。その活動内容について申し上げます。

有形のものとして、神楽が36地区、石取が12地区、梵天50地区、無形のものとして、獅子舞が5地区、剣舞2地区、舞6地区あります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 獅子舞は5地区とありましたけれども、私たちがいつも見せていただくのは2地区ぐらいしか芸能大会ではお披露がないみたいで、その他の地区も出てくれたらうれしいなあと思います。いつも出てくれるのは、下之割と中之割の地区が多いように近年では思われます。

次に移ります。

来年は市制10周年の記念事業がいろいろと計画されていると思います。各地に伝わって現在残っている神楽の屋台、梵天、石取車などを一堂に集結して総鳴らしということをされはどうでしょうか。市民の皆さんも、自分の居住地区の祭りでの神楽などは見ることはありますが、他の地区的神楽などは見る機会はないと思います。休止していた保存会が復活して、

10周年の記念の総鳴らしの会に集合されたらと思います。これは全市挙げての祭りと思いま  
すが、このような計画はあるでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 神楽などを一堂に会してはということでございますが、来年度、  
市としまして10周年記念事業はさまざまな計画をしているところです。芸能に関しましては、  
例年どおり、引き続き文化芸能大会や十四山地区の文化の集いを開催し、総合計画にも掲げ  
ております「人が輝き文化が薫るやとみ」を推進してまいります。

また、各地域でのお祭りについては、保存会や自治会が中心となって継承をしていただい  
ておりますので、今後も保存会への支援をしてまいります。

神楽など一堂に会することにつきましては、平成18年の合併以前は弥富町で周年記念事業  
として保存会の神楽や石取を一同に集結し、文化芸能大会にあわせ、事業を文化広場で行い  
ました。舞台と神楽、石取の配置などでグラウンドが満々たる状況であったこと、南部地区  
や北部地区からの搬入に各保存会の方々が大変苦慮されました。これらを考慮しますと、一  
堂に会することはかなり困難であると考えております。しかし、芸能大会については10周年  
の冠をつけて開催する計画であります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 一堂で総鳴らしということが、どうもまだ計画というか、残念なこ  
とと思います。一度そういう全市を挙げて総鳴らしということも考えられて、次の機会でも  
あればいいなあと思っております。

西尾張芸能大会のアトラクションとして出演された神戸神楽太鼓についてお話しさせてい  
ただきます。

神楽のわざは、小学生、中学生、そして大人の方へと次々と高度になり、すばらしいこと  
は言うまでもありませんでした。太鼓の後ろに飾られている武者絵の陣幕です。今まで遠  
くから曲打ち太鼓と一緒に見せてもらっていました。今回は、この芸能大会の裏方として  
参加させていただき、太鼓の搬入、陣幕を張ったりする場面にも接することができました。  
昭和29年、神戸地区の個人の方の寄贈による立派な大きな武者絵の幕は、曲打ち太鼓をより  
勇ましく引き立てる役目を持っている幕です。60年前につくられ、秋の祭礼や市の行事の春  
祭りなどで飾られ日光に風雨に吹きさらされてきましたので、この芸能大会で初めて近くで  
見てびっくりいたしました。その幕は、武者絵の一部が色が剥げたり、破れたり、すり切れ  
たりするところがあります。この武者絵の陣幕は、あと何年あの色を保つことができるだろ  
うか心配になりました。あの大きな幕を修理できる職人さんは、新たにつくるにはどれぐら  
いの費用が、あの場所に居合わせた裏方をしていた方々からの声が随分上がりました。演技  
が終わって搬出のときは、その陣幕は次の行事のために急いでいますから急いで片づける。

その光景は、くるくると丸め、市のごみ袋に入れて持ち帰られました。その場で保存会の方に、この陣幕は大切な宝です。取り扱いをもう少し大切に。そして、しまい方をお伝えして、その日を終わりました。このような立派な陣幕も、いつかは消えてしまうんではないかと思って心配しております。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 神戸地区に長年伝わる伝統の太鼓での曲打ちにつきましては、私も就任以来、春祭りから、ぜひ市民の皆様にも御披露していただきたいとやっていたいただいております。また、十四山地区での文化の集いであるとか、あるいは今回のように文化芸能大会で西尾張地区の皆様方にも見ていただいたという形でございます。これからもしっかりと保存をしていかなければならぬと思っております。

そういう形の中で、保存会の皆様の御努力に対して心から敬意と感謝を申し上げるわけでございますけれども、そのまた具体的な内容としての陣幕、そういうものがこれからも必要になってくると思います。この辺のところにつきましては、保存会の皆様方とよくお話し合いをさせていただき、どのように保存をしていくのがいいのか、また検討していくかと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 市長から、陣幕の保存にいいお答えをいただきまして、私も安心しました。これからも神戸地区で、あの陣幕を張って曲打ち太鼓がずっと続くことは願ってやみません。

次に最後の1点、住宅地付近は禁猟区に。

この時期になると、狩猟許可証を持っている方が住宅地に入り、散弾銃を構え、びっくりです。もっとモラルを持ってほしい。

11月21日土曜日の朝、ちょうど11月の連休の初日の朝8時半ごろだったそうです。パンパンパンパンと七、八発の、何の音だろう。住民の方はその音が銃の音とはわからなかつたそうです。そうです、銃の音なんかふだん聞くことはありません。弥富市内で銃の音を聞いた人は本当になかつた。そのために、その家の人は外に出てみると、迷彩服を着た銃を構えている人が、通常、小学生が通学路として使っている道路に立っていたそうです。そこで見た光景は、ああ鉄砲などとわかりびっくりされたようです。場所は鎌島9丁目の100軒ほどある住宅地です。狩猟に来た方は2人組で、1人は住宅の横に、その人の家のすぐ隣に車を駐車し、その中でオレンジのベストを来て中で待つてみえたそうです。オレンジのベストは、猟友会のあかしのベストです。

その家の方は、車の中にいた人に、流れ弾でも来たらどうするんですか。その弾がかたいところに当たってはね返ってきたらどうなんですか。危ないですよね。何度も何度も尋ねた

そうです。そのベストを着た方は車の中で、「大丈夫大丈夫安全です」と軽く言われたそうです。まさかこんな住宅地で発砲することにびっくりするのは、普通の人の考えることではないでしょうか。

11月1日から翌2月15日までの3カ月半は、銃の許可証を持っている方はいつでも撃ってもよいという場所が、篠川から南側の鎌島がそこに当たります。鎌島9丁目という地区は、弥富中学校のすぐ南側で、大藤小学校、大藤保育所の北側に当たります。小学生がそこを通学路に使っている道で起きました。住民の方は警察にすぐ連絡、パトカーは8時50分ごろに到着しました。しかし、そのときには車は移動した後で、警察の方もその人たちに会うことができない。私も警察へ行って確認しましたけど、会うことはできませんでしたという返事でした。

海部事務所の環境保全課に確認いたしますと、許可証とバッジをつけていれば、弥富市の南部地区、栄南、大藤、十四山は、どこでも猟銃を使ってもいい場所です。しかし、服装の規定もなく、オレンジのベストの着用も必要ありません。あのオレンジのベストは、猟友会が、仲間の人同士がお互いに誤射を受けないために、目立つ色のベストがあのオレンジのベストで着用されているようです。テレビの報道で、山間部の農家ではイノシシがたくさん出て、農作物を荒らして困っているため、猟友会の方が駆除のために、このオレンジのベストを着用して狩猟されていることをよく見ます。ベストというのは、自分たちのためのベストで、一般の人たちが、あのベストを来ている人は猟銃を持っている人、そうやってわかるぐらいの私は覚悟を持って来てほしいと思いました。銃というのは危険なもの、自覚を持って鉄砲、猟銃をして、それぐらいの気持ちを持ってほしいと思います。

6年前の平成21年1月にも、同じ鎌島地区で起きました。その年の3月議会に私は一般質問をしました。その当時の区長会、PTA、保育所保護者の会よりも禁猲区にと要望書を出され、猟友会と協議をし、県に申請すると農政課長より答弁がありました。しかし、現在も禁猲区になっていないことを考えますと、できなかつたんだととても残念に思います。現に住んでいる住民には、ここは鉄砲を撃ってもいいということはなかなか知らない、本当にわからない状況なんです。早急に禁猲区にはできないものでしょうか、お伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） おはようございます。

お答えさせていただきます。

市では、農作物に被害を与えます鳥類の駆除のために、現在、海部南部猟友会に駆除の依頼をしております。鳥獣保護及び狩猟に関する法律16条では、人家と田畠が混在する地域内で、周囲半径200メートル以内に人家が約10軒ある場所は、銃による猟を禁止するとなっておりまして、海部南部猟友会におきましても、そのことを徹底していただいております。

議員の御質問の中にございましたように、平成21年3月の議会で、獵友会と協議し、県に申請すると答弁をさせていただいておりますが、当時、獵友会と協議をさせていただいた結果、同意が得られなかつたため申請できず、そのため議員のお住まいの区域は現在も禁獵区にはなっておりません。

しかし、今後につきましては、地域住民の方々の要望も踏まえまして、再度、県と海部南部獵友会とよく協議をさせていただきまして、毎年6月が申請時期になりますが、来年の6月に銃等を使用しました狩猟を禁止します特定獵具の使用禁止区域指定を県の方へ申請できるように進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 現実に、私もこういう銃が、100戸近くある住居がたくさん建っているところで起きたということに関しては、2度もきました。本当にもうこれで終わつたのかなあとと思って。現実に旧弥富地区は禁止地区になっております。篠川から南の地区は、やりたい放題という状況だということは本当に残念でなりません。

海部事務所の職員の方にお尋ねしました。市が強く要請されたら、県としてはできるんですけどねというようなニュアンスの声がありました。地元が強く言えばというような言い方に私は受け取れました。今後、6月のときには強く強く言っていただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 海部南部獵友会の皆様方にも、私どもとしては有害な鳥獣では御協力もいただいている部分があるわけでございます。特に南部におけるカラス等の大量発生、あるいはそれに関するようなさまざまな小さい動物というんですかね小動物、そういったようなものに対してもいろいろと御配慮もいただいているという状況でございます。

今、議員からお話がございました、いわゆる人家に近いところでの問題につきましては、これはまた別の観点だろうと思っております。私もみずからが海部南部獵友会の皆様方とお話をさせていただき、また県とのお話の中で、それぞれの地域における安全ということをしっかりと確保していかなければならぬと思っております。ぜひそういったことについてお話し合いをさせていただき、そういう方向へお願いをしていきたいと思っております。

きょうの中日新聞の朝刊、尾張版を見ていただきますと、鍋田干拓に鶴が舞いおりたというような記事が載っておりました。近年にない、ナベツルという鶴の飛来だそうでございます。そういう豊かなところもあるわけでございますので、我々としてはそういうこともいろいろと考えながら、保護することも必要だろうと思っております。このことについても非常にいいニュースだなあと思っておりまして、心温まったわけでございますけれども、一方、危険なこともたくさんあるわけでございますので、再度ですけれども、海部南部獵友会の皆様方としっかりと協議をしたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 多分、海部南部獵友会の方は、ここでは撃たないと思います。バッジと許可証があれば愛知県、よそからでも来て撃てるという状況です。現実に、カラスとかそういうものが撃たれるんじゃなくて、やっぱりカモを撃ちに見えました。現在、害獣として言わされているイノシシや熊が出て困っている山間部の農家が報道されています。弥富市にはイノシシが出ませんが、ぜひ獵友会の皆さんには、イノシシの出る地域、その山へ行って獵をしていただきたいと思います。

なお、弥富市は、鳥とは深いかかわりを持っています。かつては、弥富は白文鳥と金魚のまちとうたっています。今は金魚と芝桜のまちに変わりました。弥富北部の又八地区は、白文鳥の発祥の地として言われています。栄南地区には弥富野鳥園があり、一方では保護し、その隣では獵銃を撃つことができる。何と不思議なまちでしょうか。何とか弥富市全地域が禁獵区になることを、名実ともに安心・安全なまちになることを願いまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

今期2期8年間、皆さんにお世話になりましたけど、きょうで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 次に鈴木みどり議員、お願いします。

○3番（鈴木みどり君） 3番 鈴木みどり。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

最初に、防火体制についてお伺いしたいと思います。

10月31日の未明に、佐古木で死者2名を出す大きな火災がありました。民間3軒が全焼するというものでした。まずは、この火事に巻き込まれてしまわれた御家族の皆様にお見舞い申し上げます。

私も眠りに入ってすぐのことでしたので、消防車のサイレンも夢うつつで聞いていました。佐古木で火事だから行ってくると消防団員である息子から聞かされて目が覚めましたが、深夜遅くだということもあり、風がなかったものの寒い夜でした。深夜にもかかわらず、市長にも来ていただきました。

消防団も、北部・東部の消防団の出動があり、深夜にもかかわらず鎮火した明け方までたくさんの団員の方が消火活動に取り組んでいました。消防団の団員の皆様、本当に御苦労さまでした。頭の下がる思いでした。

火災現場近くでは、どこも立入禁止になっていました。少し離れた場所から消火活動を見守っていたわけですが、私が目にしたときは白い煙がもうもうと立ち上がってきました。そのとき消火ホースは200メートルほど離れた善田川から引かれていたようで、たまたま稻刈りが終わった田んぼに長く消火ホースがつながっていました。消火ホースが1本20メートル

ぐらいあるとして、途中、中継車というのか消防車が入っても10本近くつなげなくてはいけなかつたと思います。近くに用水があったものの、今の季節は稻刈りも済み、水がありません。初めは消火栓2カ所から水を出したそうですが、1本の同じ水道管からだったため、水圧が下がって水が勢いよく出なかつたとお聞きしました。幸い風がなかつたので、住宅密集地でしたが、近隣の住宅に燃え移ることはありませんでしたが、火元である家の両隣のお宅は、残念ながら犠牲になつてしまひました。近隣の住民の方々は、とても怖い思いと、火が移るのではないかという不安な思いをされたことでしょう。

このような大きな火災はそうあるものではありませんが、またあってはいけないわけですが、しかしこの火事があつたことで、初めて防火体制の見直しも必要ではないかという意見もありました。

そこでお聞きしたいのですが、消火栓はもともと初期消火が目的で市内各所に設置していますが、一度に2つの消火栓は使えないのでしょうか。お願ひします。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） 鈴木議員にお答えをさせていただきます。

最初に、佐古木地内の建物火災の消火活動につきまして少しお話をさせていただきます。

消火栓3カ所を使いまして、海部南部消防組合と弥富市消防団が、これを活用して消火活動を行いました。また、応援協定に基づいて出動いただきました愛西市の応援車両が、善太川の水を取水し、蟹江町の応援車両に送水をしまして消火活動を行いました。合計6本のホースを経由して消火活動を実施させていただいたところでございます。

御質問の消火栓は初期消火が目的で設置してあるがというようなことでございますが、消火栓ボックスのホースなどにつきましては初期消火が目的で設置してございます。消火栓につきましては、初期消火だけでなく、消防に必要な水利施設として利用するためにも設置しておりますところでございます。

また、一度に2つの消火栓を使えないかというようなことでございますが、水道管の設置の形態によって違ってきます。先が行きどまりのような水道管につきましては、1方向しか送水されていないため、水道管に設置された消火栓につきまして、一度に2つの消火栓が使えない場合がございます。このような場合、現場の状況に応じまして水利を確保して消火活動を実施するとしておりますので、よろしくお願ひします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 今、説明をしていただいたんですけれども、今1つ思ったんですが、消火栓は初期消火だけではなく、消防に必要な水利施設としてというのは、どういうことですか。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君）　消火栓につきましては、先ほども消防活動について御説明させていただきましたように、消防団、または消防署におきまして消火栓から水を確保しまして消火活動を行うというようなことで、初期につきましては地元の方、または地元の防災会さんなどが消防署が到着する前に活用していただくというようなことで、そればかりじゃなく、消防署が到着した場合は逆に消火栓の水利を消防署さんが使っていただくというようなことと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（佐藤高清君）　鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君）　今の説明によりますと、一度に2つの消火栓が使えない状況だったということになりますね、そのつながっているときは。わかりました。  
水圧を上げる方法もあるとお聞きしたのですけれども。

○議長（佐藤高清君）　橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君）　今回、3カ所の消火栓を利用して消火活動を行いました。これにつきましては、本管からそれぞれ分岐している消火栓を使ったということで、同じ送水経路の中の2カ所については使えない状況がございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君）　鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君）　結果、たくさんの応援に来ていただき、愛西市のはうにある善田川から水を供給できることができ鎮火に至ったわけですが、本当に広く広がらなくてよかったです。  
なと思っています。

これで私、思ったんですが、弥富市内には防火水槽は幾つぐらいあるのでしょうか。

○議長（佐藤高清君）　橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君）　お答えをさせていただきます。

弥富市内の防火水槽設置箇所数は58カ所ございます。これは弥富市の管理ということです。

○議長（佐藤高清君）　鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君）　私、防火水槽というのは、昔よく聞いた言葉だったんですけども、最近余り耳にしなくて、この火事があったときに、防火水槽というのがあれば、そこからも水がとれたのではないかなどと思ったもんですからちょっとお聞きしたんですが、弥富市では58カ所もあるということをお聞きして、これは防災にも関係している水槽ということですね。また違ってきますかね、防火水槽と災害のあれは。

○議長（佐藤高清君）　橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君）　お答えをさせていただきます。

先ほどの58カ所につきましては、40トンの耐震貯水槽が市内6カ所に設置されております。これは、地震等水利がない場合に活用するという目的もございますが、平常時、火災が起きた場合、40トンのタイプでございますが、そこから給水して消火活動も行えるということで

設置をしているところでございます。

また、防火水槽、先ほど弥富市の管理ですよとお話をさせていただきましたが、その防火水槽の点検等につきましては、海部南部消防署において年1回以上、消火栓とか防火水槽、またはプールなんかも活用できますので、そちらのほうの取水箇所、またはその器具が正常に動くかなどを順次点検していただいておるところでございまして、地元の消防団の方々にもお願いして、随時点検を行っていただいておるところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） ありがとうございました。

弥富市にも、まだまだ消防車が入れないような狭い道に住宅が密集しているところもあります。もしそのようなところで火災が起きた場合、対処できるのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

狭い道路や住宅密集地での消火活動につきましては、海部南部消防署に確認をさせていただきました。その中で、消防車が入れない場所での消火活動につきましては、その火災現場になるべく近い場所に消防車をとめて消火活動を行うとしており、住宅密集地の消火活動におきましては、火災建物を四方から囲むようにホースを延長して火災の拡大を防止しながら火の勢いを制御していくことでございました。

また、水利の状況や風向きによっても違いますが、消防車が入れない場所については、消防車も火災建物を四方から囲むようにとめて消火活動を行うという回答をいただきました。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 鈴木議員に御答弁申し上げます。

佐古木地区での火事におきましては、本当に大変な火事になったなあという形で、とうとい命を2名亡くしてしまったという状況でございます。そのときに地域の皆様方には、真夜中にもかかわらず火災活動に対して大変な御尽力をいただいたことを、この場をかりまして厚く感謝申し上げていきたいと思っております。

消火栓は、あくまでも初期消火というような状況での設備でしかありません。しかしそれも大変大事な消火栓でございます。また、防火水槽等についてもしっかりと管理をしていくということでございますけれども、これは海部南部消防、もしくは16分団ございます消防団ということに対して、消火栓のチェックであるとか、管理であるとか、防火水槽についてのチェック管理表ということが、今、私の現在の中ではしっかりとしたものがないと思っておりますので、チェック管理表を消防団にお願いし、あるいは海部南部消防に、市内全域での消火栓及び防火水槽ということに対するチェック管理表をしっかりと精査していきたいと、

来年4月からスタートできるようにしていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 今、市長から、消防団に対してのとても力強いお言葉をいただきました。

そしてもう一つ、これは追加になってしまったんですが、お伺いしたいことがあります。火災が起きた後の後始末はどのようになるのかなあと思ったんです。もちろん、火元の家の人が見える場合はいいのですが、今回のように住んでみえる方が2名とも亡くなってしまわされた場合はどうなるのかなあと思いまして、聞くところによると、親戚づき合いもほとんどない方で、私も二、三回、火事現場を見に行つたのですが、焼け残ったものがそのままになつていて、フェンスで囲っている状態なんですね。全焼で焼け残るといったら金属類ばかりです。トタンとか、鉄板のものだと、そういうものが多く、強い風でも吹こうものなら、近隣の家や車に傷をつけたり、ましてや子供さんなんかに当たって、それが原因だけがでもしたら大変なことになってしまいます。

とにかく、身内の方がおられるのなら身内の方の判断になるとお聞きしましたが、現在、そのところはどのような状況になっていますか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 議員御承知のとおり、今回、お2人の方が亡くなられまして、そこに住んでいらっしゃる方がいなくなつたということでございます。

今までの経緯でございますけれども、まず火災が10月31日の未明に起こつたと。それで11月1日ですけれども、その段階では家族の方がお2人とも亡くなつておらず、身寄りがわからないというような、これは警察からの発表でございます。それから、11月2日の段階で、本人の確認が必要ということで、DNAの鑑定が必要ということで、時間がかかるということで警察からのお話をいただいております。その後、11月20日になりまして、DNAの鑑定の結果、身元が特定されたということでございます。

それで、11月24日に、身内の方がわかりましたので、連絡させていただきました。そして、こちらのほうへ来庁していただきまして、11月29日に火葬が行われたということになっております。その後、12月7日でございますけれども、相続人と思われる方に連絡させていただいて、自宅の片づけ等についての予定をお尋ねしております。また、こちらのほうに来庁されて、その辺の打ち合わせをするということを伺っております。現在までの経緯としては、そういう形になっております。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 近隣にお住まいの方も、いつまでこの状態が続くのかとても心配さ

れています。個人の所有でもあり、これを行行政がどこまで入り込めるのかという問題点は幾つかあるとは思いますが、もし仮に身内の方との話し合いがなかなかうまくいかない場合、税金を使って個人の所有のものを片づけてしまつていいのかという、いろんな問題点も出てくると思うんです。

これは思うんですけども、できれば費用を一度市が肩がわりして、その土地を片づけて土地が売却できたときに、その金額から市にお金を返してもらうということができれば、できないかも知れないんですけども、そういう方法もちょっと考えていただけたらいいかなと思っています。行政側でも、一日でも早く解決できるよう、相続される身内の方とよく話し合っていただきたいと思います。

弥富市も、高齢化に伴い、高齢者だけの世帯も多くなってきてていると思います。火を使っていることをうつかり忘れてしまったり、ストーブの上に洗濯物を干したり、こたつの中に物を入れたり暖房器具が正しく使われていなかつたりで、どんなケースで火災が起きるかわかりません。今の季節はどうしても火を使うことが多くなります。高齢者だけではありませんが、市民の命、財産を守るためにも、いま一度、防火についてしっかりとした啓発も必要ではないかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 火災現場の後片づけというか、そういった処理の方法につきましてですけれども、今まで民家火災というのは数多く、ある意味ではその例がたくさんあるわけでございます。私どもとしては、そちらの火災の火元の方に、極力御尽力いただきやいけないという中と、そして地域の皆様方の協力、そしてもちろん消防団というような中の協力、そして私たち行政といたしましてもさまざまな形で連携をとらなきやいかんと思っております。それはどこへ処分をするかとか、そういったことについても、行政としても御協力をさせていただかなきやならないと思っております。しかし、それぞれの火災の過去の慣習というものがございますので、全て行政が片づけるというわけにはまいりません。こうした形において、一度よく御親族の方も協議をして、地域の皆様方に少しでも早く安心をしていただけるように、お話をさせていただきたいと思っております。

これから年末にかけて火災シーズンでもございます。地域の皆さんのみならず、弥富市内の皆様方に申し上げるのは、火の管理については十分お気をつけいただきたいということをお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） ゼひよろしくお願ひしたいと思います。

続いての質問に移りたいと思います。

続いて、健康フェスタの運営についてお伺いしたいと思います。

弥富市の秋の最大イベントでもあります健康フェスタ2015が、ことしも盛大に行われました。十四山に会場を移して何回目になるのでしょうかね。また、ことしは大村愛知県知事にもお越しいただきまして、さらに盛り上げることができました。

この健康フェスタは、大きく2つの会場で行われています。1つにはメイン会場である十四山スポーツセンター、そしてもう1つに三ツ又池公園会場があります。

三ツ又池公園では、駅伝大会、魚つり大会などが開催され、駅伝大会では弥富市内の学校の参加があり、大勢の若い人が頑張っています。また、魚つり大会では、魚釣りの桟橋というか足場が200メートルぐらいにわたり愛知県からの補助金ででき上がったこともあり、親子での参加が多かったように思います。釣っているのを見ると、ほとんどが亀でしたよね。

しかしながら、この大会は全て午前中で終了してしまいます。それでも、まだ午前中は、そういう意味では多少にぎわっているようですが、昨年は天候にも恵まれ大好評だった気球体験も、ことしは風が強く、朝から中止になってしまいました。そのせいか、特に午後からの三ツ又池公園会場は人出も少なく、閑散としたものでした。気球は天気に左右されるので、残念ながら人集めの当てにはなりません。

メイン会場であるスポーツセンターでは多くの人が集まり、まさにフェスティバル状態です。たくさんのブースが狭い駐車場にあるから、そう思われるのかもしれません、スポーツセンターではどんなブースがあるのでしょうか。

○議長（佐藤高清君）　伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君）　健康フェスタにつきましては、市民の皆様方みずからが健康について考える一日として開催しております。ことし10月25日に開催いたしました健康フェスタ2015は、十四山スポーツセンター及び三ツ又池公園周辺を会場としながら6回目となります。天候はよかったです、強風による熱気球の中止、議員のおっしゃったとおり、またテントの風対策等で大変御迷惑をおかけいたしました。皆様方の御協力で終了できたことを、厚く感謝申し上げます。

スポーツセンターの会場にあるブースですが、屋内の健康招待ゾーンとして健康チェックコーナー、医師コーナー、歯科コーナー、病院コーナーなど23コーナー、屋外の即売交流ゾーンが、商工会、福寿会、JAなど16コーナー、また十四山支所に献血コーナー等がございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君）　鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君）　市では、スポーツセンター会場と三ツ又池公園会場の人出の格差をどう考えているでしょうか。

○議長（佐藤高清君）　伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君）　三ツ又池公園会場では、ふるさと水郷ゾーンとし

て既設の施設を利用した、今言われました魚つり大会でございますとか駅伝大会の開催、また広い面積を確保しやすいことから熱気球、女性の会ＥＣＯコーナー、きんちゃんバス・パトカーの展示などを開催しております。ただし、言われますように、屋外会場でございます。非常に天候に左右されやすいということがございます。集客数に大きな差があることは、当然こちらのほうも認識しておるところでございます。今後の運営につきましては、検討していく必要があると考えております。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 健康フェスタでございますけれども、三ツ又池会場におきましては、先ほども答弁させていただいたように、自然環境ということに対して中心を置いておるわけでございますが、6回目を重ねてきましたけれども、以前からお客様の数が動員するのが難しいということで、3年ほど前から、この熱気球という企画をお願いしていったわけです。しかし、熱気球も自然との闘いというのがございまして、少し風が強いと、すぐに中止になってしまふということになってしまいます。これはこれとしての企画は残さなきやならないと思いますけれども、新たな企画運営を考えていかないと、三ツ又池会場のほうにお客様に来ていただけない。一つの私案として持っているのは、例えば子供さん大集合と、キッズ大集合という企画は持てないかとか、そういったようなことに対して、子供たちが自然環境ということを学ぶと同時に、その場で遊んでいただけるというようなものを少し考えていいと思っております。熱気球にこれからも頼るわけにまいりませんので、新しい企画、イベントというものを考えながら、三ツ又池会場がにぎわうことを我々としては考えていきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 今、市長から、そのようにお言葉をいただきました。

私は、三ツ又公園会場については、市は余り関心がないのではないかと思っていたんです。メインなので仕方がないですが、メイン会場のことばかりに力を入れていたように思うんです。もちろん、野外会場になるので、どうしても天気次第というところもありますが、来年度は十四山合併との10周年記念事業ともあわせて、また考えていただいてもいいのではないかと思います。

私、次の質問に、市は三ツ又会場についてどのようにしたいと考えていますかと質問しようと思ったんですが、今、市長からそのお考えをお聞きしましたので、これはいいです。

最後に、これは弥生地区に住む市民の希望としてお聞きしておきたいのですが、この健康フェスタは、前は社教センターでやっていたんですけども、もう社教センターのほうには戻ってもらえないのかなというお話がありました。健康まつりに行きたいが、わざわざバスに乗って行くのも、会場まで遠いとおっしゃられるんですね。ことしへ、また講演会が2回

開催されて、ことし初めて2回だったんですが、講演会を2回もやる必要があったのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（佐藤高清君）　伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君）　お尋ねの件でございますけれども、例年は午後に1回の特別講演を開催しておりました。ことしはNHKの御協力、バックアップもありまして、午前にNHK名古屋「ほっとイブニング」の気象予報士の寺尾さんの「気象災害から身を守るために」と、午後から「ズームイン！！朝！」東海地区の元キャスターのきくち教児さんに講演をいただいております。来場者もたくさんあり、どちらも有意義な講演であったと思います。

なお、本年はボランティアで寺尾さんに講演をいただいたものでございますので、来年以降につきましては1回の講演になると思われます。

○議長（佐藤高清君）　鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君）　市の主催する講演会なんかでも、聞きたいという希望の方も多いんですね。市で有名人やなんかを呼んでやる講演会というのは、十四山地区でしか開催されないんです。弥生のほうから、そういう講演を聞きたいなと思っても、なかなか自転車では行けないし、十四山まで遠いということで、桜まつりは社教センター、芝桜まつりは三ツ又池公園であるならば、健康まつりはせめて1年置きに会場を変えてもらえないだろうかという、そのような意見もありましたが、そのような考えはどうでしょうか。

○議長（佐藤高清君）　伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君）　1年置きに会場を変えたらどうかというお話かと思いますが、昨年の12月議会でもお答えさせていただいておりますけれども、合併時、新市の一体化を増すために、春まつりは2日間の開催で総合社会教育センター及び文化広場で、秋の健康まつりにつきましては1日開催で十四山スポーツセンター及び三ツ又池公園周辺の開催ということで、平成21年度より現会場で実施させていただいております。近年はシャトルバスの利用者もふえておりまして、同日開催の金魚日本一大会との往復も自由にできるなど、現会場で定着しておるのが現状でございます。

また、先ほど申されました弥生地区からの足が非常に不便だというお話でございますけれども、バスを使うことに対する抵抗があるのかもわからないんですけれども、総合福祉センターからシャトルバスは走っておりますので、そちらまで来ていただくという手間はございますけれども、そこで乗りかえていただくということでお願いできたらと思っております。バスのほうが便利がいいというようなことで、車でいらっしゃらずにバスでいらっしゃる方もたくさんいらっしゃるようです。そういったことで、弥生学区の方につきましては総合福祉センターのほうからの乗車をお願いできたらと思っております。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） シャトルバスということは、三ツ又池公園と社会福祉センターを直通で結ぶということですか。

○議長（佐藤高清君） 民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 一応2ルートございまして、市役所出発のものと総合福祉センターの出発のものがございます。この便ですと、その次に佐古木駅にとまりまして、それから十四山支所、スポーツセンター、それからまた佐古木に戻って福祉センターに戻るというピストンの形になっております。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 私もバスの利用もいいんじゃないかなと思って時刻表なんかを見たんですが、普通の時刻表で見ると、福祉センターから三ツ又公園というか、あそこまで40分かかるんですね、利用だと。それだともっと早く着くということになりますかね。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 使用時間としましては20分でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 健康フェスティバルの会場を1年置きに旧弥富町と十四山という状況の中で考えていったらどうだということでございますけれども、これは以前、伊藤正信議員からも御質問をいただきまして、そのときにも御答弁させていただいておるわけでございますけれども、先ほど担当部長から話したとおり、健康フェスティバルにつきましては十四山地区を主会場として今後もやっていきたい。ただ、市民の皆様の足につきましては、これからしっかりと考えないかんこともたくさんあろうと思っておりますので、これについては検討を加えてまいります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） いろいろ来年は合併10周年記念事業も予定されています。今後も市民の声を生かした運営を要望しまして、今回の質問を終わりたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は11時25分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時15分 休憩

午前11時25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に小坂井実議員、お願いします。

○13番（小坂井 実君） 小坂井でございます。

通告に従いまして質問をいたします。よろしくお願ひいたします。

最後になるかもわかりませんので、頑張りたいと思います。

まず1番に、防犯カメラの増設についてお伺いをいたします。

ことし8月13日午後11時30分ごろ、大阪高槻市の物流会社駐車場で女性が死亡しているのが発見されたとの報道がありました。後になって一緒にいた男子同級生も殺害されるという凶悪で悲惨な事件になりました。2人ともまだ中学1年生であったことも報道されました。若い2人の冥福をお祈りいたします。

この凶悪非道な事件も、8日後の8月21日午後8時22分、容疑者が逮捕されました。何のかかわりもない被害者と容疑者の点と点を結びつけ事件解決に導いたのは、防犯カメラであろうと思われます。物流会社の駐車場に出入りする遠くからの防犯カメラのシルエットとしか見えない車の車種を特定し、同じ時間帯、コンビニの防犯カメラの映像から同じ車種をピックアップ、また2人が確認された付近で同じ車種が走っていたなどから、事件解決に至ったものであります。

痛ましい事件を申し上げましたが、防犯カメラは犯罪解決の決め手であると同時に、名のとおり防犯、つまり犯罪抑止に大変有効であると思います。しかし、これは数字ではあらわすことはできませんが、万引きから凶悪犯罪まで、どれほどの効果があるのかは、はかり知れません。必ず役立つことは誰もが実感できることだと思います。今の生活に必要なハイテク防犯グッズであると思います。

まず1番、防犯カメラ設置補助対象、実績と今後についてお伺いをいたします。

今年度より予算化されています防犯カメラ設置に対する補助制度の申込件数と設置実績、例えば公民館、公園など、住所は言わないでください。申請数をクリアできたか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） 防犯カメラの設置に関しまして、小坂井議員にお答えをさせていただきます。

防犯カメラの設置補助事業、弥富市防犯施設整備費補助事業につきましては、今年度から新たに始めさせていただいた事業でございます。事業の内容につきましては、5月下旬に区長さんとか区長補助員さんにお知らせをさせていただいております。補助対象につきましては、各行政区において防犯カメラを管理・運用していただく行政区のほうへ、設置費用、これにつきましては防犯カメラ本体、設置工事費、カメラ設置を表示する看板等に対して、設置費用の2分の1で上限50万円を補助させていただくものであります。

また、防犯カメラの設置に際しましては、愛知県の防犯カメラの設置・運用に関するガイドラインの遵守もあわせてお願いをしております。

御質問の申込件数と設置実績でございますが、当初、複数の地区から御相談をいただいておりますが、11月現在で実際に申請していただいている件数は1件でございます。予算的には4件確保しているところでございまして、公園等に設置していくというようなことも聞いてございます。

今後も各地区で御協議をいただきまして、防犯カメラの補助金を有効に活用していただければと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 1件とは私も思っておりませんでしたが、全体の予算はいかほどでしたか。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） 予算的には4件で200万確保してございます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 私ももっと大勢の方の要望があつて、予算的に足りなかつたぐらいじゃないかなと思っておりましたが、どつちにしても1件。防犯カメラの値段というのはかなり高いものと聞いておりますので、2分の1、50万、それぐらいは必要であると思っておりましたが1件ですか。

2番目に質問させていただくんですが、その中で、ことしではなくと前年度に設置された自治会があつたと思います。例えばそういうとこに、1件だけで50万しか予算が使われなかつたというのであれば、今年度以前に設置された自治会があつたはずなんです。そういうところに、もしかしたらそれを回してあげるということはできませんか。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） 前年度に設置された自治会に今回の補助金をと  
いうようなことでございますが、大変申しわけございませんが、新設ということで取り扱い  
をさせていただいておるところでございますので、それはちょっとできないと今考えておる  
ところでございます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 前年度に、そちらから補助があつたらなあということを市へ申し  
出があつたということはお聞きしております。そういうこともあって今年度、そういう補助  
対象というか、そういうのが実施されたように私は思っておりますが、もちろん私もその前  
に、同じように防犯カメラを設置ということで一般質問させていただきました。それもあり  
ますので、それはやっぱり決めは決めですので、そのように市から申されるなら何も言いま  
せんが。

次に2番目の質問として、公共施設、あるいは学校、駅、幹線道路等に防犯カメラの設置が必要な時世、今の現代の世の中ではないかと思っております。自治会による自主的な希望に対する補助金だけでなく、犯罪抑止の観点から、市庁舎玄関及び前の道路が見える角度、保育所、学校の周囲、駅、幹線道路、弥富市が管理する公園など、市みずから防犯カメラの設置が望まれるのですが、またモニターで監視があれば、さらに万全であると思います。市の見解をお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） 防犯カメラを市で設置してはというような御質問だと思います。

防犯カメラは、犯罪の抑止や地域の防犯力の向上が図ることができるとして、商業施設、金融機関、駐車場等において設置が進んでいるところであります。その一方で、自分の姿が知らないうちに撮影され、目的外に利用されることなどに不安を感じている方々がお見えになるということは確かにございます。住民のプライバシーの保護に十分な配慮が必要であるため、愛知県の防犯カメラ設置及び運用に関するガイドラインや弥富市の防犯カメラ設置及び運用に関する要綱に基づきまして、個人情報保護の観点から、記録された画像データは適切に管理しなければならないと考えているところでございます。

市の公共施設においては、施設の管理用のものを含めまして防犯カメラを設置しております状況でございます。防犯カメラを設置しております施設につきましては、社会教育センター、図書館、総合福祉センター、十四山スポーツセンター、小・中学校におきましては11校のうち7校が設置済みでございます。これは、職員室でモニターもできるような設備でございます。保育所は2保育所に設置済みでございます。小・中学校につきましては、今後とも順次計画的に設置を考えているところであります。そのほかに、市駐輪場5カ所、都市公園、日の出公園でございますが、ここに1カ所、一般廃棄物最終処分場に2カ所設置しております。

また、今年度、近鉄弥富駅南口に防犯カメラを設置する予定でありまして、来年度以降も人通りが多い駅前などに順次設置していく予定でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 小坂井議員から、防犯カメラの設置について御質問をいただいております。

今回、補助事業の中で2分の1の補助をさせていただきますよという形で、各自治会にお話をさせていただきました。応募していただいて実際に設置していただくところもあるわけでございますが、応募は考えたけれども、やはりなということでお話を聞いている自治体もあります。これは、市民感情からして、防犯上の問題、安全なまちづくり、あるいは子供たちの安全ということを考える上においては、行政のほうが基本的に設置していくのが義務で

はないかというようなことも問い合わせられているように私は感じているわけでございます。

今年度、全ての弥富市の電灯をLED化にかえます。こういう形の中においては、防犯上の問題もあるわけでございますけれども、まちを明るく、そして安全なまちにしていきたいということの一環でもございます。防犯灯の設置につきましては、費用もかかりますけれども、先ほど小坂井議員からお話をありましたように、行政で設置したらどうだということを、今、お話をいただくわけでございます。向こう3年間で優先順位を決めて30台設置していきたいと思います。1年間10台ずつを3年間、いわゆる危険な場所、安心・安全な場所、あるいは子供たちをしっかりと守っていくことに対して全ての学校等においても設置をしていきたいと思っておりますので、皆さんの御理解と市民の御協力、そして学校当局に対してもしっかりと子供たちの安全を考えていただきたいと思っておりますので、向こう3年間で、そのような形で安全なまちづくりをさらに進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 市長の非常に心強い答弁をいただき、ありがとうございます。

これは、犯罪の捜査ではなくて、犯罪の抑止でありますので、事が起きてからではなく、それを防ぐ、市民を守る、子供たちを守る、そのような大切な政策であると思いますので、ぜひ備えていただきたい。よろしくお願いをいたします。

それでは、次に移ります。

2番目に、防災、また避難所について。防災は水害に対しての質問をしたいと思います。

ことし9月、ダブル台風17号・18号が日本列島を襲いました。17号は、温帯低気圧に衰えながらも18号台風との間に線状降水帯を出現させ北上し、栃木県と茨城県を南北に流れる鬼怒川上流に24時間雨量541ミリの豪雨を降らせました。9月10日午後0時50分、茨城県常総市で1級河川鬼怒川の堤防が決壊し、大きな被害をもたらしました。最初、20メートルの決壊口は、最終的には200メートルになったそうであります。

テレビのライブ中継を見ていた人もかなりあったと思いますが、私も何も手につかず、テレビから離れることができませんでした。流れ出る濁流の勢いと、流されていく根こそぎの大木。自宅で孤立し、ヘリコプターで救助をされる人。電信棒につかまって助けを待つ人。孤立した家屋から全員助け上げ、カメラアングルが変わり、一、二分後の家を映したときは、既に家は流れ、もとの場所になく、崩れて流れていきました。このような光景が、この弥富市で発生することはないのか。もし木曽川が決壊したなら、災害の規模ははかり知れない大災害になること間違いないなと思います。

日光川・木曽川について。

国土交通省によると、鬼怒川堤防の高さは3メートルから4メートル、底辺の幅約30メー

トル、日光川・木曽川の堤防の高さ、幅はどれほどと認識していますか。日光川の高さの上半分は土盛りです。木曽川も1号線上流は上半分は土盛りです。過去に日光川の堤防の上で手が洗えるほど増水したことがあったと聞いております。木曽川も尾張大橋から手が洗えるほど水位が上がったことがあったと聞いております。24時間雨量541ミリともなれば、どちらの話も信憑性があることかと思えてなりません。

国土交通省は、鬼怒川の決壊を、余りにも水量が多く、堤防が耐え切れなかったと言っております。海拔マイナス2メートルの地域もある弥富市においての堤防高は、鬼怒川の3メートルから4メートルに比べると、木曽川堤防は2階建ての家屋の棟よりも高く、日光川は2階の中段の高さであります。この地方は、台風、集中豪雨ばかりではなく、地震による堤防の液状化津波の心配もある地域であります。また、鬼怒川の場合は、明くる日の朝には決壊箇所の水の流れはありませんでした。木曽川の場合は、馬飼頭首工より下流での決壊が起きたなら、太平洋の水位と水平になるまで増水するであろうと思われます。日光川と木曽川の堤防高、底辺の幅がわかれば、お答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 山田土木課長。

○土木課長（山田宏淑君） 日光川・木曽川の堤防の高さ、幅、堤防の底辺の幅についての御質問でございますが、日光川については、河川管理者であります海部建設事務所に確認しましたところ、場所については神戸7丁目、飛島村との行政界付近で、ちょうど宝川と日光川が合流する上流付近でございます。堤防の高さは約5メーター弱、幅、堤防の底辺の幅でございますが約28メーター弱とのことでございました。

また、木曽川につきましては、河川管理者であります木曽川下流河川事務所に確認をしましたところ、場所につきましては小島町、JR鉄橋の上流付近でございますが、堤防の高さは約7メーター、幅は約48メーターとのことでございました。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 鬼怒川の決壊は、住民がまさか切れるとは思わず、決壊は急で、

多くの人が取り残されました。避難勧告を早く出してほしかったという意見がございました。

この弥富市におきましては、日光川も木曽川も増水した場合の、もちろん決壊、また地震による津波、あるいは液状化による決壊ということが考えられるわけでございますが、堤防が高ければ高いほど、たたえられた水の量は、また勢いは増すと思います。それが一たび決壊したならば、この前のテレビで皆さん見ていただいていると思います鬼怒川の決壊以上に、あの濁流の勢いが何倍にも増すと思われます。決壊口の家屋はもちろん、その近くの土はえぐられ大きな池になると、そのような感じが受けられます。地盤が低いと言われております佐古木の竜頭公園、あそこはもともと池がありました。あれは「水用」と言っておりました。あれは善田川の決壊でできた池だったんです。もちろん、私どもには何もそのような記憶は

ございませんが、言い伝えでは善田川の決壊によってできた池、水用であったと言われておりました。真ん中に行きますと、さおは立ちませんでした。あの低い堤防、善田川の堤防が切れただけで、それぐらいの水用ができたと。ましてや木曽川の7メートルもあるような堤防がもし決壊したならば、その濁流は大きな池をつくって、人家から、田んぼから、家屋から、多くの人命を失うような大災害に発展するのではないかと心配されるわけであります。そのためにも、それに備えた避難場所をぜひ弥富市には備えていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

人口比率、また避難所までの距離、時間の偏りについてお伺いをいたします。

当弥富市では、全住民が避難できる一時避難所は何とか確保をされたそうですが、それは人口割る避難所収容人数で計算すればの試算ではないのか、御答弁いただきます。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

弥富市内及び周辺には高台がないため、地震による津波や台風による高潮の来襲が差し迫っている場合に、緊急的・一時的に避難可能な高い建物を津波・高潮緊急時避難場所として、現在44カ所を指定しております。この津波・高潮からの一時避難場所の収容率につきましては、議員おっしゃるとおり、人口と収容人数で計算をしております。今年度整備をいたしました弥生小学校屋上、十四山保育所屋上を合わせまして1人当たり1平方メートルでございますが、弥富市全体では111.3%と、市民全員が避難できる場所を確保しているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） それでは、避難所の空白地域、避難所までの距離、見えていても遠回りが必要なところが、また人口に見合った避難所の規模に満たないところがありはしないか、検討されていますか。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） お答えをします。

議員御指摘のとおり、地区によって避難所までの距離、または収容率に偏りがあるため、それを一刻でも早く解消すべき、引き続き公共施設の屋上の整備を実施することや、市の一つ避難場所の基準を満たす民間施設との協議を進めることにより、高所の避難場所の確保に今後努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 東日本大震災から4年9ヶ月、震災直後の気持ちを忘れず、当地方においては災害に近づいているとの思いで備えていただきたい。

避難所について1つ提案をいたしたいと思います。

当市では、今ある公共施設に外階段と屋上に手すり、飲み水確保の設備等、費用対効果を考えた方法が多くとられてまいりました。これは、避難訓練以外に日ごろは何の活用もされていません。以前から提案しています土盛りの高台避難所について、いま一度お尋ねしたいと思います。

各所に高台造成による避難所がつくられています。近いところでは蟹江町、規模が大きく参考にしたいのは、三重県津市で造成中の施設は、必要面積6ヘクタール、上部3.6ヘクタール、高さ10メートル、収容人員2万人、車2,000台規模で、海拔3メートルの用地に、河川しゅんせつ土と各事業による排出土を活用、土量47万立方メートル、10トンダンプ7万8,000台分、平成28年に1期工事を終わると言われております。その後は公園として整備を行い、市民の憩いの場とするそうであります。国、あるいは県、市での予算は3億と聞いております。

当弥富市も、リニア新幹線の排出残土を活用し、どこか広い用地に、そのような高台をつくっていただくと一番いいんではないかと思います。その中で十四山地区海屋地内、ここは日光川に突き出た半島のような地形で、堤防の高さは、ただいまお聞きしました日光川の堤防でございますが、5メートルあります。これを堤防の高さ以上に埋め立てて高台をつくれば、排水は自然排水ができる、擁壁は堤防を利用できると思われます。津市の規模は十分で、また橋をかけることによって、名古屋市をも巻き込むこともできるわけです。規模は14町歩までは拡大できるような面積があると私は聞いております。御検討いただきますよう、市長の御答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 小坂井議員に御答弁申し上げます。

平成23年3月11日、東日本大震災から4年9ヶ月が経過するわけでございます。この災害において、私たちは多くの教訓を学ぶことができているわけでございます。その中でも一時避難のあり方につきましては、どの自治体も大変重要な項目、いわゆる住民、市民の命を守るということの中において大変重要な避難のあり方というはあるわけでございます。私もこの間、民間の皆様方の御協力もいただきながら避難場所を設置してまいりました。また、公の施設というような状況の中におきましても、南部におきましては避難タワー、あるいは十四山中学校の屋上に避難するための外階段の設置、白鳥小学校、そして白鳥保育所、弥生小学校、あるいは十四山保育所等々の公の施設の中においても一時避難場所を設置してまいりました。来年度は大藤学区の公の施設の中で考えていきたいと思っておるところでございます。

このような形の中で避難の多様化ということが、今、議員からお話があるわけでございますが、以前からお話が出ておりました高速道路への一時的な避難のあり方ということについて

ても、多くの議員から、そしてまた市民の皆様から御意見をいただきました。先日、県と一緒にになって、NEXCO中日本に対して一時的な避難が東名阪高速道路の上にできるようにと正式に要望をいたしました。隣の桑名市が、もう既に2カ所、3カ所として、こののり面を利用した避難階段をつくってみえます。そのような同じような形状で私ども弥富市も考えていきたいと思っております。高速道路を管理されてみえるNEXCO中日本さんに対して、よろしくお願ひしたいと思っておるところでございます。

今、議員の御指摘のリニア新幹線の排出残土等を利用して十四山地区海屋地内に盛り土による一時避難場所の設置をしたらどうだという御質問でございますが、その面積、あるいはその土地を購入するための買収金額、あるいは造成をするための造成費を積算していかなければなりませんけれども、7メーター以上の盛り土にするというような状況におきましては、大変な額を要すると思われます。また、一番心配するのは、私どもの弥富市の地形が、液状化現象が起こりやすいという形で地盤がやわらかいということでございます。これだけの量の盛り土をした場合において、他に影響するものはいかばかりかということを一面考えていかないと、ただ単に盛り土をすることだけではおさまりません。私は以前、海南などの国をつくるときに、あそこに相当な盛り土がされておるわけでございますけれども、他のところの地盤が低く下がったというようなことも聞き及んでおります。そういう、いわば盛り土をつくって避難場所をつくることの効果と同時に、いろんなことを心配していかなきやならないということを一面考えあわせて、これだけの量の面積をするわけでございますので、私ども、そのようなことを科学的に分析するところにお願いしていかなきやならないというようなこともあります。いずれにいたしましても、相当の額を要すると同時に、長期的な計画になるだろうという中で、多用途に活用できる避難場所の整備の一つとしては考えられますけれども、小坂井議員からの御提案として受けとめさせていただきたいと思っております。

現在、愛知県の南海トラフ巨大地震等の大規模災害時に浸水が危惧されるゼロメーター地帯における広域的な避難のあり方ということについて、ヘリコプターが離着陸できる場所を選定していただいております。我々も数カ所、この愛知県の計画に対して御提案を申し上げているところでございます。そのような計画も一面ございますので、そういった計画とあわせながら、その盛り土等における避難場所については考慮していかなきやならないと思っております。いずれにいたしましても、防災・減災上の問題は自助・共助・公助の連携であると思っておりますので、御理解もいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 私の今提案しましたことは、もちろん避難所としても使用ができると。その後のもし災害が起きたときには、仮設住宅を建設し、あるいは普通の場合は公園

として使えると。そのような多目的な用途が果たせられると、そのような施設はどうですか  
という提案でございます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員の質問の途中ですけれども、ここで暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時02分 休憩

午後0時59分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き小坂井実議員、お願ひします。

○13番（小坂井 実君） 昼の休憩に続きまして、3点目の質問から始めたいと思います。

弥富市における地方創生についてお伺いをいたします。

国内の各地域、地方が、それぞれの特徴を生かし、自立的で持続的な社会をつくること、魅力あふれる地方のあり方を築くこと、これが地方創生であると私は考えます。テーマとして取り上げた以上、資料も集めましたが、何というか、つかみどころがなく、難しい言い回しでありまして、私の手には負えないところがございますが、しかし意欲ある自治体に新型交付金1,000億と言われば、考へないわけにもいかないであろうかと思います。

そこで、先日、福島での全国議長会でのパネルディスカッションの資料の中から文章を紹介したいと思います。一部抜粋であります。

残念ながら地方創生は、東日本大震災復興への国民、専門家、マスコミの関心を上書き更新してしまったと。いわば震災復興を忘れるために新しい課題をまいて、それに全国の自治体を狂奔させることで問題解決なき忘却を行う。国が地方創生を全国画一的に課題設定したこと自体、東日本大震災復興という政策課題を忘却するものでしかないと。このような文章が一部ありました。

真の意味での地方活性化という地方創生は、国の号令によって始めるものではないし、そもそも国のイニシアチブに従う地域活性化策は、ほぼ間違いなく失敗する。真の地方創生は、少なくとも必要条件として地域の人々の内発的な思想と行動がなければ成功しない。逆に言えば、心ある自治体では、国の地方創生のかけ声とは全く別に、これまで取り組みをしているし、これからもするだろう。いわば、國の方針を相手にしないのが真の地方創生への道であると。一部やゆしたような文章ではありますが、そこでお伺いをいたします。

新型交付金申請はされましたか、弥富市は。予定ですか。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○総務部次長兼秘書企画課長（山口精宏君） 御質問の新型交付金でございますけれども、平

成28年度地方創生関連概算要求の中で、地方創生の深化のための新型交付金として掲げられております。その概要につきましては、先駆性のある取り組みで、官民協働や地域間連携、地方創生の事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成となっており、また既存制度に合わせて事業を行うのではなく、地方公共団体自身が既存事業の隘路を発見し打開するために行う取り組みや先駆的・優良事例の横展開とされておりまして、例として掲げられておる事業もございますけれども、本市といたしましてはすぐに取り組むことが難しい概要でございます。現在、弥富市人口ビジョン及び弥富市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定中であり、既に積極的に取り組んでおります子育て事業や都市基盤整備、企業誘致など、これらを引き続き取り組んでいくことが地方創生につながるものでもあります。今後、国の予算が可決後、詳細が示されるものとは考えますが、その動向で、交付金につきましては、制度に該当する本市の事業があれば活用してまいりたいと考えております。

また、この新型交付金の扱いについて、全国知事会において、新型交付金の充実要望ということで提言案を出しておきました。新型交付金の使い道について、事業の分野や対象となる経費に制約を設けず自由度を高める必要があると、または5年間を見据えて事業展開ができるように継続的な仕組みを求めておるという全国知事会の要望も出ております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 心ある自治体では、これまで取り組んでいると。人口減少に対する取り組みもしていると。また、中学校までの医療費無料ということで、少しでも子供たちを、また人口をふやすという手だては弥富市は既にしてあると、私も考えております。したがって……。

それは既に心ある自治体はしているということでございますので、その上で予算が出るということならば、また市で考えていただくことは幾らでもあると思いますので、これからのことございますので、市にこれはお任せしたいと思います。そこで、申請をもしされるようでしたら、またお聞かせください。

次に2番目として、その前段階でありましたプレミアム商品券についての検証をしてみたいと思います。

販売当日は、かなり雨が降っていました。その中、大勢の市民の皆様、傘を差して並んでみました。十四山スポーツセンターでは、聞くところによると、早い方は午前5時ごろから並んだと聞きました。あの日は委員会がありまして、10時少し過ぎに私も雨が降っていましたが、駆けつけました。しかし、間に合うであろうと思っておりましたが、淡い期待を持っていたことが非常に残念でなりません。

旧十四山役場も小学校の駐車場も満車で、農道も駐車してあるようであふれておりました。

順番を待つ人の列は、スポーツセンターを出て県道の歩道にまで延びていました。それでも支所の駐車場に入れました。これは、商品券を既に手にして帰られた方がありましたので、これはラッキーだなと思って早速行ったんですが、交通整理の人や並んでいる人から、もう絶対ないと、諦めて帰りなさいと言われまして帰ってまいりましたような次第でございます。どちらにしましても、非常に人気がよかったです。2割のプレミアムがついたということは、非常に市民に喜ばれたことであったと思います。

その中で、並んで買われた方の中でお聞きしました。私の前で終わっちゃったと。前の方が4人ぐらいは仲間で見えて、3人まではありますて、1人があふれてしまわれたと。だから、4人の方が分け合って買ってみえましたしと。その4人の方はよかったですけど、私の前で終わっちゃったんですよということをお聞きいたしました。私が駆けつけた以上に残念だったと思いますけど、これは仕方がない。そういう制度でございます。しかし、ここ二、三日前でしたか、滋賀県のある町長さんと議長さんが不正に手に入れられたと、そういう話もありました。弥富市では絶対あり得ないことだとは思っておりますが、しかしそれほどまでに皆さんのが望んでみえたプレミアム商品券でございました。

これが、政府からのそういう方針が出る前に、たしか弥富市の商工会でプレミアム商品券を出したらどうだというお話を、私、あったような記憶があるんですが、そこで2割のプレミアムつき商品券ということで立ち消えになったわけでございますが、それに思うところによりますと、弥富市の方以外、他の町村の方がかなり買ってみえたと。それは、買ってみえても、もちろん弥富市でしか使えない商品券でございますので、弥富市で買い物をしていただくのは構わないと思いますが、しかし諦めて帰られた方はすごくたくさん見えたんです。この残念だった人に、何か例えば、次は商工会で、2割と言わんでも1割ぐらいのプレミアムつきの商品券を発行するとか、そのような考えはございませんでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 小坂井議員からプレミアム商品券について、再度発売というか発行するような考え方はないかということでございますが、御承知のように、消費税の改正という中から5%から8%になり、消費の落ち込みということがさまざまな形で景気の回復をおくらせているというようなことの中で、プレミアム商品券ということが地方創生の一環としても、即数字として出てくるだろうということの中で実施されたわけでございます。私どもは商工会に、この商品券の販売については委託をさせていただき、いろいろと事前に御協議をさせていただきながら取り組んでまいりましたけれども、9月議会でもお話をさせていただいたわけでございますが、初めての取り組みというような状況もございました。そういうことで、想定外の事態が多々あったわけでございます。この場をかりまして、再度市民の皆様には、その販売に対していろいろと御意見をいただきました。その御意見に対して

心からおわびと、そしてまたこれから仮に実施する場合において、参考にさせていただきた  
いと思っておるところでございます。

市民の皆さんからのクレームは、平日に休んでまで買いに行けない、いわゆる不公平で予  
約販売をするべきだとか、あるいは購入限度額について、10万円で弥富市は設定させていた  
だいたわけですけれども、これが高過ぎるというクレームもございました。そして今、小坂  
井議員からお話がありましたように、雨の中、それも場外に並んだということに対するさま  
ざまなクレームということでございます。本当に御迷惑をかけたなあと思っております。

今後の対応でございますけれども、今回のプレミアム率が20%ということで、このプレミ  
アム率が、この種の販売をする場合において私は定着化してくるというような心配をしてお  
ります。もう10%では通用しないというような状況のことを言いたいわけでございますけれ  
ども、仮に弥富市が再度発行すると、額を2億円販売するとしたならば、20%で4,000万円、  
そして諸経費という形の中では600万から700万の諸経費がかかってくるというような状況の  
中で、4,000万プラス諸経費では莫大な金額になるわけでございます。来年度は市制10周年  
という記念事業等いろいろと計画をさせていただいておりますけれども、そういったよう  
な状況の中での市単独としてのプレミアムの商品券の販売につきましては、やはり慎重に進  
めなければならないと思っております。

とりあえず、市制10周年の状況の中におけるプレミアム商品券の販売は考えておりません。  
そういった形の中で、また市民の皆様の御意見等を聞きながら、どのような状況の中でこの  
種の取り組みをしたらいいかということについては、今後も継続的に考えていきたいと思っ  
ております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 先回のプレミアム商品券は、消費の喚起ということと、消費税値  
上げということもございましたが、また来年の8月には消費税が10%になることもあります。  
まだ消費の落ち込みというのは今後もあると思います。ぜひ市でも、商工会の振興  
のためにも、また弥富市民の消費の喚起ということも考えまして、またいつかそのようなこ  
とがございましたら、市民みんなに行き渡るようによく考えて実施していただきたいことを  
お願いして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に堀岡敏喜議員、お願いします。

○10番（堀岡敏喜君） こんにちは。10番 堀岡敏喜でございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

地方創生に関連しまして、いかに地域との協働につなげていくのかという視点で、以下数  
項目にわたり伺ってまいります。数字がたくさん出てきますけれども、本当ならばパネルか  
なんかあると見やすくてわかりやすくていいんですけども、ございませんので、それを文

面にした関係上、少し前ふりが長くなります。よろしくお願ひいたします。

国立社会保障・人口問題研究所の平成22年度の国勢調査をもとにした調査によりますと、我が国の今後の100年間の人口の動向は、2005年をピークに減少していくと推計をされております。2005年から25年間、ゼロ歳から64歳までの若年人口は、毎年100万人ペースで減少をしていきますが、後期高齢に当たる年代が毎年50万人平均の増加で、人口減少のスピードはまだ比較的緩やかで、2030年当時の総人口は1億1,500万人と予測をされております。しかし、2030年以降は、後期高齢者の増加がとまり、年間100万人の若年人口の減少は続き、2050年にはついに1億人を下回ります。その後、後期高齢者の人口減少が始まり、総人口の減少スピードが加速をされ、今世紀末には日本の人口は5,000万人台になることが予測をされております。

弥富市の2035年までの人口動向を見ましても、例外なく推移をしていくようです。2005年当時、外国の方を含まない弥富市の総人口は4万2,575名で、2035年には3万7,995名と、1割以上の人口減となっております。

本来、ここで通告では市の見解を伺うところですが、もうわかつておりますので、この質問は飛ばして続けたいと思います。

弥富の人口動態を年代別に見ますと、ゼロ歳から64歳までの若年人口は、2005年の3万5,120名から2035年には2万6,590名と約25%の減となり、65歳以上の人口で見ますと、2005年では7,455名から2035年には1万1,404名と約50%以上の増となり、高齢化率も30%を超えるとなっております。

我が国の後期高齢者人口は、1995年には700万人、2010年には1,400万人、2025年には2,100万人と、この30年間に急速にふえていきます。この最大の要因は、1995年から2025年の75年前に当たる1920年、大正10年ごろから1950年、昭和25年ごろの30年間が多産の時代であったことが上げられております。この時代に生まれた子供は、4人から5人の兄弟は珍しくなく、この期間はその前後の期間よりも年間50万人以上多い年間200万人以上の子供たちが生まれております。現代の100万人前後と比べると2倍であります。ただし、終戦の1945年、昭和20年と翌年の2年間は出生数が少なく、150万人レベルまで低下をしますが、1947年、昭和22年から24年の3年間は出生数が激増をし、毎年250万人以上の子供たちが生まれました。今でいうところの2.5倍です。いわゆる団塊世代の方々です。多産時代の平均である年間200万人の出生数と比べましても、団塊の世代は1.25倍の出生数ですので、団塊の世代が75歳を超える2020年、23年、24年には、これまでの1.25倍の後期高齢者が出現することになります。

出生数の谷間である1944年から1946年生まれの方が75歳を迎える4年後の2019年から2021年に比べますと、団塊の世代が75歳を迎える2022年から2024年の高齢者数は1.66倍ふえるこ

とになります。現在、75歳を迎えている世代より25%以上人口が多い団塊の世代の方は現在は66歳から69歳であり、まだ医療・介護をそれほど必要としていないようですが、団塊の世代の医療・介護の需要が急増する2025年から、さまざまな問題が顕在化してくるだろうと危惧をされております。少子・高齢化が進み、税金や保険料を納める現役世代の人口が減る一方、年金や医療・介護など、社会保障に充てる国の費用が毎年1兆円規模でふえております。中でも医療・介護にかかる費用は、人口推計から見てもこれからもふえ続けていきます。

2010年度の年齢階級別医療費と介護費統計から1人当たりの費用を見てみると、65歳未満の若年層の介護費はほとんどなく、医療費が11万4,200円。次に、65歳から74歳の年代になりますと介護費は5万1,500円と、まだそんなに高くはないですが、医療費は39万8,400円と上がってきます。75歳以上となると介護費は39万8,000円となり、医療費も64万6,600円と、ともに高くなっています。

さらに、冒頭に申し上げました年齢階級別人口推移で2010年から2040年の範囲では、ゼロ歳から64歳までは約3,000万人減少をし、75歳以上の方は約800万人増加をすることになります。これを先ほど申し上げた1人当たりの医療・介護にかかる費用を掛け合わせると、将来の医療費と介護費を計算することができます。推計どおりに各年齢階級別に増減があった場合、介護の需要は2030年がピークで49.7%の増、医療は2025年がピークで11.1%の増となることが予測をされております。

地方にとって、このピークは人口構成により異なることが考えられますが、3月議会で市側の答弁から、弥富市は名古屋市とさほど離れておらず、都市圏に位置をすることから、ピークの到来も前述どおりになるかもしれません。

ここで考えなければならないのは、急増をしていく後期高齢の世代の医療と、減少をしていく若年世代の医療の変化への対応だと思います。ゼロ歳からまだ介護の需要の少ない74歳までの医療は急性期医療であり、治癒を目的としており、患者の多くは治療さえ終了すれば自宅に退院をし、ふだんの生活に戻っていかれます。また、一方の75歳以上の後期高齢者の世代の医療は、急性期医療を必要とする場面もございますが、病気は完全に治らなくても地域で生活が続けられるよう、体も環境も整えてくれるような生活支援型医療であり、年齢が進めば進むほど、この傾向は強まることが考えられます。

このような需要バランスの変化に対応することは、医療機関では既に課題に上がっておりますが、基幹病院を要する自治体にとりましても、その動向は構築が急がれる地域包括ケアシステムにも影響をしてまいります。何よりも、その地に住む住民にとりましては、安心して定住ができる地域としての大切な要因であります。

ここで質問ですが、高齢化が進む中、医療・介護の需要の高まりと同時に、そのバランスの変化への対応について、市の認識と対応を伺います。

○議長（佐藤高清君）　伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君）　議員の御指摘のとおり、高齢化が進み、団塊の世代が後期高齢者になる2025年に高齢化のピークとなると予測されております。このため、介護・医療ともに多額な費用がかかるため、現在の制度の維持が難しくなると思われます。

御質問の医療・介護の需要に関するバランスについては、お答えするだけの内容は持ち合わせておりません。ただし、現制度を維持するためには、国においては医療・介護ともに在宅で対応できるよう、地域全体での対応が求められております。

介護につきましては、御承知のとおり地域包括ケアシステムの構築があります。この制度につきましては、進捗状況等も含めまして、後で御質問をいただけるということでございまして、その際に担当課長から答弁させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

医療につきましても、病院の役割分担として、入院に関してでございますけれども、高度急性期の病床としての基幹病院、それから急性期の病床としての中間的病院、回復期、リハビリテーションや地域包括ケア病床としての中間的な病院、療養病床としての慢性期病院、最後にかかりつけ医による在宅医療が地域医療連携を行い、地域全体で一つの病院のような機能を目指しております。在宅でかかりつけ医の役割が重要になると考えております。このため、地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、ケアマネジャー等の多職種の協働を介護と同様に進める必要があると考えております。また、介護・医療とともに、その予防というものが非常に重要なのではないかと思っております。

そのため、健康づくりの基本となり、今年度策定いたします第2次弥富市健康増進計画の案では、健康寿命の延伸のために健康管理として、がん・たばこ対策、生活習慣病対策、歯及び口腔の健康、心の健康を上げて取り組んでおります。さらに、特定健診やがん検診等、病気の早期発見のための施策も進めなければなりません。医療費の適正化に向けた頻回受診対策やジェネリックの使用ですね、こういったものも進める必要があると思っております。こういったあらゆるここを進める中で、今後、現在の制度を維持するためには、そのようなことが必要になるかと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君）　堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君）　今、民生部長が答えていただいたことは本当に大事なことであって、今、弥富市にはケアパスというのがつくられておりまして、どの人が、どういうサービスが、どの段階で受けられるのか、この構築がされているからこそケアパスがあるとは思うんですけども、今、最初に言った一つの問題といいますのが、急性期医療と人口というものと、要は介護・医療を必要とする人口のバランスが狂ってくるというか逆転をしていくわけですね。そこにある海南病院というのは30万人ぐらいの、言葉が出てこないんですけども。

[発言する者あり]

○10番（堀岡敏喜君） 医療圏のね、その範疇で一応、急性期医療が主になっております。統計によりますと、愛知県の特徴としましては、医療資源としては少ないんだそうです。ただ、全県にわたって拠点がすごく効率よく建ってらっしゃって、今の現段階では困るということはないです。病院が多いとか少ないということが、今後、プラスになるかならないかというのはまた別問題として、バランスが崩れてくるということになりますと、病院もやはり経営ですので、急性期医療の病院の需要が少なくなれば、その経営は難しくなっていくわけですよね。そういう転換は病院側が考えることですけれども、それを抱える自治体としては、やはりそういうこともしっかりと言っていくべきじゃないかなあと思います。

続けて質問をさせていただきます。

現在、弥富市では、第6期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を進めていく上で、地域包括ケアシステムをさらに展開していくとしております。政府は、社会保障財源を安定的に確保するため、消費税率引き上げを柱とする社会保障と税の一体改革を進めております。この財源を活用して社会保障制度の維持・強化を進めるということにしておりますが、持続可能な制度とするためには、給付の重点化や効率化も避けて通れない課題であります。

そこで、高齢者自身がセルフケア、先ほど部長もおっしゃいましたが、健康管理に努めるとともに、必要な支援やサービスを選択、利用しながら、要介護状態にならないよう、予防にも取り組める体制を計画的に整備する必要がございます。先ほど部長がおっしゃったんですけども。

地域の医療・介護などの公助・共助の体制整備とともに、自助・互助の体制強化を含めたシステムの構築に向け、市民運動、国民運動として展開していく必要があると考えます。弥富市における地域包括ケアシステムの現在の進捗と課題について伺います。

○議長（佐藤高清君） 半田介護高齢課長。

○介護高齢課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

地域包括ケアシステムの進捗と課題でございますけれども、地域包括ケアシステムにおきましては、自助・互助・共助・公助の組み合わせにより成り立っておりますが、今後の急速な高齢化を考えると、将来の必要なニーズを全て共助・公助で賄うことは困難でございます。自助・互助を含めた地域全体で支え合っていくことが重要でございます。

高齢者本人におきましては、みずから健康づくりに励み、かかりつけ医を持ち、健診を積極的に受けていただくことが大切であります。また、支え手となる介護人材の確保も課題でございます。厚生労働省では、現状のまま推移すると、介護職員の数が2025年にはおよそ30万人が不足すると試算しており、これを補うために今年度、職員の待遇改善となる賃上げの措置を実施したほか、介護未経験者の高齢者や女性に職場体験を実施する予算措置をするな

ど、介護職員の増加施策を図っております。介護職員の処遇につきましては、一市町村で取り組むには難しい面がありますが、市といたしましては、ボランティアを含む介護従事者の拡大に努めたいと考えております。

地域包括ケアシステムの構築に欠かせないのが、医療・介護の連携でございます。本市では今年度、電子連絡帳システムを導入いたしました。「きんちゃん電子@連絡帳」と命名し、今月、12月1日から稼働しております。電子連絡帳は、住みなれたまちで、いつまでも自分らしい生活を続けられるように、病院、薬局、介護保険事業所、地域包括支援センター等が電子連絡帳システムを使って連携し、医療・介護の面から支援する体制を構築するための情報通信技術でございます。この電子連絡帳システムを活用することによって、医療・介護の切れ目のないサービスと早期診断・早期対応、また虐待等の早期発見も可能になると考えております。今月開始したばかりでございますけれども、一人でも多くの患者の登録と、医師、薬局、事業所等において積極的に活用していただけるよう参加を促したいと思っております。

この地域包括ケアシステムでございますけれども、その進捗や達成度を示すのはなかなか難しいものだと思っておりますが、今、申し上げましたように、電子連絡帳システムの導入や生活支援コーディネーターの配置、また介護予防教室だとかサロン等、国が示しております事業等につきましては、おおむね取り組めていると思っております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 今、電子連絡帳システムというのが出てきたんですけど、これは要是在宅の御本人が、タブレットか端末か何かお持ちになるんですか。詳しくちょっと説明していただいていいですか。それで、もう一つ済みません、加入ということをおっしゃいましたけれども、それに対して例えば料金が発生するのか、そのことだけもう少し詳しく説明いただけませんか。

○議長（佐藤高清君） 半田介護高齢課長。

○介護高齢課長（半田安利君） 電子連絡帳システムについてでございますけれども、まず料金はかかりません。御本人さんは、今のところ見ることはできません。まず、かかりつけ医だとか、それからケアマネジャー、もしくは訪問介護士等々が患者さんに御説明していただきまして、患者さんの同意を得て、このシステムに登録することにいたします。登録の同意を得た患者さんにつきまして、市でまずは登録をさせていただいて、その後、基本的にはチームでやることですので、ほかの患者さんの情報は、ほかのチームのお医者さんなりケアマネさんは見ることはできませんので、チームごとの支援になるということでございます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 要は登録制、電子で一元管理をしているということなんですね。別

にその人が端末を持ってボタンを押すとか、そういうものじゃないんですね。わかりました。じゃあ、続けて質問させていただきます。

地域包括ケアシステムとは、言葉をかえれば、今、課長もおっしゃいましたけれども、支え合いと共生社会の実現であり、地域のきずなを再構築することだと思います。同システムにおける、今、課長もおっしゃっていましたけれども、互助、地域での支援拡充のために、市は今後どう具体的に対応していくのか、伺います。

○議長（佐藤高清君） 半田介護高齢課長。

○介護高齢課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

先ほど地域包括ケアシステムについては、自助・互助・共助・公助の組み合わせにより成り立っているとお話しさせていただきましたが、とりわけ意識的に互助の強化を図らなければならないと思っております。本市では今年度から、認知症予防や、ひきこもり予防のための通いの場となるふれあいサロン運営事業を始めました。現在、8団体10カ所で開設し、順調に運営していただいております。今後は、市内全域に拡大するよう、事業の推進に努めたいと思っております。

また、平成25年10月に、日常生活支援のためのささえあいセンターを設立しました。現在、2年が経過しておりますけれども、利用会員が185名、協力会員が138名ということで、協力会員の拡大が課題とはなっておりますが、全体的にはほぼ順調に推移しているところでございます。この事業を28年4月からスタートする総合事業に位置づけしまして、さらに充実していきたいと考えております。

総合事業の中核は、自立支援に資する新しい住民の支え合いの仕組みづくりでございます。この取り組みが地域包括ケアシステムや総合事業の柱となると考えております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） ぜひ、総合事業になるということですので、大事なのは、最初に申し上げた今回の質問のテーマはあくまでも地域との協働、市民との協働にいかにつなげていくか、そういうことが一番の地方創生をなし遂げていくためには大切なことなんじゃないかなと。特に介護の支援という部分では、きのうの炭窯議員の質問でもありましたけれども、認知症サポーターの養成というのがありますけれども、私も議員の活動として開催することもありますし、防災会として開催したこともありますけれども、参加される方というのは、サポーターになろうとしてやるわけじゃないんですよ。もちろんサポーターになろうとも思うんですけど、私たちも必ずなるじゃないですか。僕もあと10年、15年したら高齢者になりますから、ここにおる方も10年、15年したらみんな高齢者でございますので、まず御自身の予防につながるのがサポーター養成講座であったり、さまざまなそういう啓発活動になるんじゃないかなと。総合事業でされるということですので、さっき部長もおっしゃった早期治

療であるとか、そういう医療を押さえていくための一つの今大きな流れがある中で、何をしないかんかというと、そういう動きで世の中動いているよということを、みんなで共有することが一番大事なことなんじゃないでしょうかね。

そのためにも、サポーターをふやすという、ただ単に数をふやす目的ではなくて、こういうことが今問題なんだ、社会的な問題なんだということを啓発していく意味で、共有していく意味で、認知症サポーターという一つのカテゴリーをかりて、そこで何度も話ができるじゃないですか。進めていっていただきたいなと。

僕は必ずやっていますよ、これ。皆さん、やっていますか。作業に困るというんであれば外せばいいんだと思うんですけど、私、1回だけ名古屋駅で声をかけられまして、御高齢の御夫婦やったんですけど、奥様がお手洗いに行きたいということで、御主人を見ていてほしいということで声をかけていただきました。これをしてから声をかけてくださったということでした。その御主人も、別にそんなおかしくはないんですよ。ただ、御主人と話していくと言われたのは、記憶が飛ぶんだよと。いきなり、ふつと自分がどこにおるかわからなくなっちゃうんだよといって、すごく紳士な方だったんで、そういうお話の仕方だったんです。ああそうですかと。普通にしゃべっている間にお手洗いから戻られて、何事もなくありがとうございました。だから、やってないと意味がないわけですよね。意味がないんですよ。だから、もし市の事業として、養成として、こういうことを進めていくんであれば、行政からやるべき。手首にせんでも、たまにネームプレートをぶら下げている方もいらっしゃると思いますけど、何のためにこのプレスレットがあるのかということを行政から発信していかないと、市民には伝わらないんじゃないかなあ、そのように思います。

次の質問も、一旦、地域包括ケアシステムという中からは離れますけれども、市民協働という意味でつなげて、防災というカテゴリーで話をしていきたいと思います。

私は、これまで幾度となく防災を議題に取り上げ、いかに市民の生活文化にまで落とし込めるかという観点で質問をしてまいりました。災害を受けた地域では復興に向け、基盤整備については大震災を教訓に、当然ながら便利さよりも安心・安全が基軸になっております。また、自治コミュニティにおきましても、共助は危機管理だけでなく、日常の生活段階での支え合い、助け合いの重要性を再確認し、構築をされております。このことからも、事前防災への取り組みは、災害に備えるだけでなく、まちづくりの根幹そのものであると思います。逆に言えば、防災への取り組みは、発災時、結果減災につながるのみならず、日常の地域コミュニティの強化、活気ある共助社会の構築につながると言えるのではないでしょうか。

高齢化の問題も、誰もが必ずかかわる問題であります。防災も、弥富市に住まわれる子供から大人まで、誰もが考え取り組まなければならない共通の課題であります。現代はプライ

ベートが重視をされ、人間関係の希薄化が進み、孤立化してしまっている個人や家族が多くなっております。人と人とのコミュニケーションが少なくなってしまうと常識やモラルが形骸化をし、協調性を失い、結果的には主義主張をぶつけ合うだけで結論を出せないまま物別れとなり、ますます希薄化が進んでしまうのではと心配です。

防災は、自分の住む地域ではどんな災害が起こり得るのかということを正しく知り、発災時にまずは自分の命をいかに守るかという自助が基本であります。そして、家族、地域へと共に発展させていくわけですが、このときも1人で考える共助では何の役にも立ちません。対象となる者同士で話し合い、信頼関係を築き、お互いに知識を深めながら体制をつくり、そのつながりを広げていかなければ本当の共助にはなりません。そういうことのきっかけづくりをするのも公助としての大切な役割ではないかと思います。

事前防災の取り組みで最大の敵は、「起こらないだろう」とか、「この程度だろう」とか、また「こうに違いない」など、思い込みと偏見であります。誰もが死にたくないし、自分が死ぬことは想定に入れず、何も起こっていない現実の状況から正常化への偏見を抱くといいます。これを破るためにには、正確な情報と記録と、より実践的な日常的な訓練しかありません。これまで起こった災害を教訓に資料が閲覧できたり、避難訓練の見直しにつながるD I G、HUG、LOADなどの図上訓練ツールの貸し出しなどを含め、防災ライブラリーの設置を提案してきたのは、そのためであります。

共助を構築していく上で必ず課題となるのが、要配慮者への対応です。高齢の方や妊婦、乳幼児、障がいのある方、病床にある方、外国の方、防災への意識が薄い防災弱者も、全て要配慮者であります。

特に障がいのある方への対応はさまざまな状況があることから、実態の把握が進んでいない地域がほとんどであります。目の不自由な方、耳が聞こえない方、肢体に障がいのある方、常に医療機器を携えなければならない方、また精神疾患のある方など、さまざまあります。日常生活においては自立をしておられる方、また自立に向けて頑張っておられる方、御本人の苦労はもとより、支える御家族も大変です。災害被害者ゼロを目指すためには、大切なことは、障がいの有無にかかわらず、お互いを知り、よく理解をし、尊重し合うことだと思います。そのためには、要配慮者への対策を進める中で、さまざまな障がいが具体的に日常生活の中でどう大変なのかを知る必要があります。

折しも今、障がいを理由とした差別を禁止する障害者差別解消法が来年4月から施行されるため、施行に向けた準備が進められております。差別解消法は、国や自治体、民間事業者に障がいのため窓口対応の順番を後回しにされたなどの差別的な取り扱いを禁止します。あわせて、目や手が不自由の人のために代読や代筆をする、意思の疎通が苦手な人に絵カードを活用するといった、個別の状況に応じた配慮を可能な範囲で行うことも求めております。

ここ愛知県では、県職員の対応要領の策定を義務化する内容を盛り込んだ条例案を、この12月定例議会に提出をしております。策定を条例で義務化する措置は、全国の都道府県で初めてであります。差別解消に意欲的に取り組む姿勢が伝わってまいります。弥富市も策定作業を急ぐ必要があるのではないかでしょうか。

これらを含めて、現在、弥富市では、市民に向けてさまざまなカテゴリーに分けられた出前講座を行っておりますが、それは市の各担当部署ごとの関連メニューで分けられております。防災といえば危機管理課になるわけですが、要配慮者への対応で知るべき知識は福祉課、市民課、児童課、健康推進課など複数にまたがってまいります。障がい福祉だけで見ても、さまざまな状況があることから、一くくりには到底できません。出前講座については個別の相談にも応じていただいているようですが、もう少し使い勝手をよくするために、目的別に複数回のコースを組んだり、パッケージメニューなどもぜひ考えていただきたいと思います。

このこともあわせて、日常から住民同士の信頼関係、つながりを築くために、要配慮者対策に対して市の見解を伺います。

○議長（佐藤高清君） 宇佐美福祉課長。

○福祉課長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

災害対策基本法が平成26年6月に一部改正されまして、新たに避難行動要支援者名簿の作成や避難支援者への情報の提供等の規定が設けられました。避難行動要支援者名簿とは、乳幼児、障がいのある方、高齢者、妊婦、外国人などの災害時に迅速かつ適切な防災行動をとることが困難である方をつくる名簿でございます。

昨年度、福祉課におきまして、第4期障がい福祉計画策定するため、避難行動要支援者登録制度につきまして、障害者手帳を持ってみえる方全員にアンケートを実施しました。その結果、障がいの方の約1割ほどの方しか、この制度を御存じなかつたことが判明いたしました。そこで、ことし6月に、障害者手帳をお持ちの方全てに登録制度の御案内と申請書を返信用封筒を同封しまして送付させていただきました。その後、いろいろ問い合わせ等がございましたが、御本人や御家族に情報提供の意思を確認していただいた上で、今日までのところ約650名の方から申請をいただいております。今後も一人でも多くの方に登録をしていただくよう図ってまいりたいと考えております。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） 防災の観点から、要配慮者対策としても、ふだんも発災時を支え合う地域づくりの推進について、お答えをさせていただきます。

災害に対して、災害の被害を最小限に抑えるためには、自助・共助・公助それが災害対応能力を高め連携することが大切でございます。大規模な災害が発生した場合、防災関係機関の協力を得て防災活動を行いますが、いろいろな悪い条件が重なって防災活動が十分で

きないことが予想されます。このような場合に備えて、災害による被害を防止し、軽減するためには、何よりも皆さんがあなたから進んで救出救護、避難誘導を行い、地域全体の安全を守る必要があります。このようなことから、平常時から地域のコミュニティの連携を高めることによって、我が家は我が手で守るという共助が地域社会の防災力を強くすることにつながりますので、ふだんから地域のコミュニティにおける協働の取り組み、支え合う地域づくりが大切であると考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） ですから、そのためには何をするかということをずっと問い合わせなんんですけど、要配慮者への登録を推進していただく。その登録をされて、どういう思いで書いていらっしゃるか。ひょっとして、災害があったときに、これを書いておけば大丈夫なんだと思ってらっしゃるのかもしれない。だけど、実際に行政がそれを使うときは安否確認ですよね。発災時、終わった後ですよ。大事なのは、発災したときに、いかに助けるかということです。これは危機管理課の部類になるんですけども、そういう地域での共助としての防災、組織としての共助の取り組み、組織をつくっていかなければいけないというのは、何もない今しかできないんですよね。このことをずっと、それはもちろん市長を初め行政の方はわかってらっしゃるんだと思うんですけども、いかに地域の方々に、その必要性を伝えていくかということに、私は行政が骨を折らないかん部分だと。

だから、防災インフラとしては、ハードとソフトがあるというのを1年か2年ぐらい前にも一遍提案させていただいたことがありますけど、提案するまでもなく、それは行政自身がわかっていること。そのとき今の民生部長さんが、防犯でしたから、いろいろ御答弁をしていただいたこともありますし、いろいろお話し合いをしたこともあるんですけども、実際にその後、防災組織というものが弥富市の中でもかなり努力があって、組織としてはでき上がってきたけれども、実際に機能するかどうかというのはわからないですね。

実は、隠すわけじゃないんですけど、某防災組織の役員で、今回、アドバイザーの危機管理監の星屋さんにお願いをして、初めて自治会単位でD I Gというやつをやりました。これは、地震があったらどうするか。地震があったときはここはこうなるといったことを図上で訓練するというものなんですけれども、これをやった後にいろいろと意見が出るわけです。たった5人ですよ。たった5人でも、いろんな見方があるわけですよ。一致はしないですよ。答えもなし、正解もないわけですから、実際の想定を地図を見ながらやるだけでも全然違いますよね。避難通路があると思って、今、皆さん、自治会の中で、あそこに避難するためには、この避難通路を通りていこうみたいなことは、多分、防災マップには書いてありますけど、その道が本当に通れるか通られへんかなんてわからないわけですよ。弥富市の中には550の橋梁があると聞いておりますけれども、その中で崩れる可能性があるものもいつ

ぱいありますよ。震度6強ですから、想像もつかない揺れがあって、縦揺れなのか横揺れなのか、また活断層地震なのか、長期振動の揺れなのか、それによって建物が壊れるということもありますし、56年以降やつたら大丈夫という、誰も保証がないわけですね。

そんな中で、いざ発災が起こったときに、しっかりとした訓練なり想定をしてないと、どうしていいかわからない。どうしていいかわからないから、ぽつと浮かぶのが避難所というのが浮かびます。そこにとりあえず命からがら生き残った方は、何せ避難所を目指されます。そういう方がたくさん来られるという想像が目に浮かぶようで、非常に怖いと思います。その道中に事故もあるでしょうし、台風の場合とはまた違うと思いますけれども、いずれにしても、そういう想定というのは、地域地域によって絶対違うんですよ。このことを深く地域の方がまず知っていただく。その上で、何が必要なのかということを公助に求めていくということも大事だと思います。

だから実際に、先ほど土を積んで山をつくるみたいな、また防災避難所みたいなものを通常の公共施設と兼ねてつくるということも、それはもちろんお金と時間さえあればできると思うんですけれども、時間がかかるっちゃうんですよね、お金が仮にあったとしても。災害というのはいつ起こるかわからないわけですから、それに備えるとなると、やはりそれを補うのは知識であって行動でありますから、そこをしっかりと伝えていって地域の中で目指していくだけ、そのことを啓発していくのはもちろん防災リーダーなんですけれども、その環境をつくっていくというのは自治体の役目なんじゃないかなと。ずっとこれは言っていますし、わかってらっしゃると思うんだけども、だからこそ防災組織をつくるのを促進されてきたんだと思いますけど、それが形だけで終わっているところが実は多いんじゃないかな。深く深く考えればつながっていくと思います。

だから、先ほどD I Gをやった防災組織においては、できたら防災会全体で今後広げていきたい。または自治会の組長にまで落としてやると、もっといろんな意見が出てきて、もっと有効な避難に関するものにつながっていくんじゃないかな。何よりも災害があったときに、それで減災につながるということよりも、ふだんのコミュニティが強くなるじゃないですか。そうするとお祭りとかでも盛り上がりで盛り上がっていけるでしょうし、先ほど健康フェスタの話もありましたけど、そういうときなんかに、市長、前も言いましたけど、焼き出しのコンテストを。別に焼き出しをせんでもいいから、防災会同士で、B級グルメとは言いませんけれども、各食100食ぐらいいくつって、どこが早く一番完売したかみたいなね。そんな競争も楽しいんじゃないかな、そのように思います。

いずれにしましても、聞きたいのは、出前講座というのをやっていただいております。これは内容がすごく濃いもので、一個一個見ますと、ホームページでは例えば福祉の分野、介護の分野、先ほど言った障がいの分野であるとか、またまちづくりの分野であるとか、産業

の分野であるとか、歴史の分野であるとか、かなりメニューが豊富です。今年度で結構なんですが、わかりますかね、出前講座の実施回数みたいなのは。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○総務部次長兼秘書企画課長（山口精宏君） 私どもに市民の皆様から出前講座をということで御依頼いただいた件数でございますが、こちらにつきましては平成21年度から始めておりますが、今年度につきましては過去最高の件数が出ておりまして、19件いただいております。特に防災の関係が13件でございます。

あと、私ども出前講座、まちづくり出前講座とは別でございますが、市長の出前講座を3回ほどやらせていただいております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 過去最高で19回が多いのか少ないのかちょっとわからないんですけど、今までなかったことを考えれば、それだけその地域が求めているということですので、それはすばらしいことじゃないかなあと思います。ですから、これからもうちょっと求めやすいように、いろんな団体があるじゃないですか、女性の会とか、子ども会とか、保存の会とか。防災会なんか特に、自治会なんかやるときというのは、割と固まってはおりますけれども、そのときにどうですかみたいなね。セールスとまでは言いませんけれども、行政にある付加価値として、ぜひ勧めていただきたいとは思うんですけど、そういう活動はどうでしょう。受けるんではなくて、積極的に進めていくということですけど。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○総務部次長兼秘書企画課長（山口精宏君） 議員おっしゃるように、どこかの会合とかで市役所の職員がおりましたら、そんなようなことがございますということを宣伝していくということはとてもいいことだと思いますので、実施できるものからやらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 堀岡議員にお答え申し上げます。

先ほどからコミュニティの連携の強化という中で自主防災組織というお話ををしていただいております。前にも数字は何回もお話をさせていただいておりますけれども、弥富市全体で約80%の自治会で、この自主防災組織を立ち上げていただきました。一刻も早く100%という数字を願っているわけでございますが、形だけをつくってはだめだで、ソフトの部分が非常に大事であるということで、ことし、平成27年も従来にも増して自治会の皆様方に、自主防災組織をつくっていただいている方たちに、市民ホールに集まつていただいて、さまざま意見交換をしていただいております。自分たちの自治会だけでは、どのような形で活動したらいいかということに対して疑問を持ってみえる方もありますし、どうしたらいいんだとわからない部分もある中で、いろんな形で連携を組ませていただいておるところでございま

す。そして、さまざまな自治会の自主防災組織において課題もあるわけでございますけれども、私たちがそういったところへ、こういうテーマで一度お話をしてくださいという形のものも提案させていただいております。そして、共有化することにおいてソフトの充実を図っていくということでございます。

来年度、平成28年度も、27年度に増して回数を持っていくことが自主防災組織の力につながっていくだろうと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。できましたら、お願ひでございますけれども、それぞれの自主防災組織の中には、皆様、各議員の方も自治会の顧問という立場でおありになるわけでございますけれども、そういう形で参加していただいて、どう自主防災組織が活動しているんだということに対する実態も御理解をいただきて、弥富市総住民が災害だとか、あるいは減災、そしてまた高齢化社会ということにどう向かっていくかということが私は重要だろうと思っております。ただ、机上論だけではなくて、みんながそれぞれ行動していただくことがより理解を深め、大きな力になっていくと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤高清君）　堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君）　市長おっしゃられるとおりだと思います。本来であれば、議員は民意の代弁者ですから、実際にそういう場に出て、だからこそ役所に対して提案ができるのであって、そういうことなんですよ。いろんな今回の質問に関しての協働につなげていく。そのつなげていくパイプとしては、本来は議会であるという部分を抜いて、今、実は質問をしているという。非常にやりにくいんですけども、本人としてはよく市長わかっておりませんので、また頑張っていきたい、そのように思います。

次の質間に移る前に、できたら出前講座の内容も、今、旬なものってあるじゃないですか。防災というのはいつも旬なのかもしれませんけど、待ちが出るぐらいのね。一つの出前講座を受けてみようと、その自治会の中で。それが別に10人ぐらいのグループからでもやっていただけるとは聞いていますけれども、そういう受けてよかったですというような一つの報告みたいなものも広報に載せられると、また一つの宣伝になるんじゃないかなと思いますので、ぜひお願ひいたします。

続いて質間に移らせていただきます。

地方分権の時代から、さらに地方創生の時代へと進んでいくわけですが、この地方創生がどういうものなのか、主役である地域住民がどのように認識をしているのか、大手の情報会社や新聞社、自治体でも意識調査を行っております。それによりますと、地方創生の言葉の認知度や課題である人口減少問題などの意識は高いものの、どうかかわっていくべきかについては、わからないというのが多いようあります。ただ、多様な世代がともに暮らせる福祉医療の充実と地域に雇用を生み出す新産業の創出は望む声が多く、都市機能の集約と利便

性をうたったコンパクトシティーなどの政策は余り受け入れられていないようあります。今住む土地で仕事がしたい、そのための仕事、雇用の創出を望む声は多いということかもしれません。地方創生は、その地に住む人々が主役であり、この地に住み続ける、住んでよかったですと言えるまちづくりを進めていく政策であります。ここに地域の住民がどうかかわっていくのか、弥富市として住民の意識をどう認識をしているのか、またどのように協働につなげていくのか、伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○総務部次長兼秘書企画課長（山口精宏君） 市民の皆様の地方創生に対する意識につきましては多様であると考えております。それを施策に取り込んでいくことは大変重要なことであると認識しております。

まず、この地方創生に当たりまして、住みやすさや働くこと、結婚・出産・育児などのアンケート調査を実施させていただきました。項目として、住民の結婚・出産・子育てに関する希望や定住・移住に関する希望などでございます。

また、そのアンケートの中で、特に自由意見欄として、弥富市が活性化し、人口に歯どめをかけるには市としてどのような施策を重点的に進めるべきだと思いますかという問い合わせがありました。件数といたしましては、全アンケート数979件のうち545件の意見がございました。多くの意見につきましては、子育て・教育の充実、次いで駅周辺の整備で特に商業施設（大規模も含む）についての要望する意見が多くありました。ほかには、弥富市の住みよさなどの市のPRについて、もっとやったほうがいいんじゃないかという意見も多くございました。

また、学区別に見ますと、南部地区における意見としては、市街地への転居があり、過疎の進行が課題という意見もございました。次いで、子育て・教育の充実となっております。

このように自由意見は特に重要なこと踏まえまして、今後も市民の皆様の意見を伺い、進めてまいります。また、私どもの情報提供も大変重要だと思っております。先ほどからおっしゃっております広報・ホームページ、出前講座でございますけれども、それなどを通じて積極的に市政情報を提供しまして、市民の皆様との協働につながるよう努めて、地方創生の施策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 市は総合戦略を、先ほど他の方の市長の答弁で、2月の末に総合戦略を策定して発表すると、そのような御報告がありました。その市が出る総合戦略が市民の民意と反するものでは全く困るわけですよね。本当に市民がようしやろうと、乗っていこうじゃないのみたいなぐらいの勢いが出るものであることを期待しております。

ここに、先ほどの大手情報通信社のアンケート、今、秘書企画課長が発表していたし、そ

これが一番もとになるのかなあと思いますけれども、一般市民1万人規模でやったものと、企業を中心にやったものというのが、それぞれの大手通信会社が出しているものがありまして、それぞれ共通する部分というのは、やはりその地で住んでいる雇用。人口流出というのは都會とか地方ですとちょっと差があるんですけども、求めるのは子育てのことなんですねけれども、あとは一番多いのは企業としては若者支援と産業の振興ですよね。それに一番興味があるのは銀行さんらしいですけれども、この地方創生をしていくいろんなところの地域では、金融というのが一つの元手になるわけですので、そういったもので、あとはどういう案があるのかというところを企業と、また官民と連携をとって、どういうことが可能なのか。きのうから6次産業であるとかいう話も出ておりますので、これをいかに具体的にして、弥富で住んで、ここで働くというような形をつくれるのか、これが一つのみそといいますか肝じやないかなあ、そのように思います。

子育て施策に関してはさまざま取り組んでいただいておりますので、これをさらに充実させていきながら、弥富で働いて、また弥富の近郊で働くような形、ありますよね。なんか今回の地方創生の交付金に関しては、近隣市町村の連携によってなし得るもの、例えば公共交通であるとか、そういうことも交付金の対象で配点が高いということもお聞きしておりますので、市長のリーダーシップで、弥富は愛知の西玄関でございますので、発展する要素はたくさん持っておりますので、強気で攻めていってくださいて、この辺を、牛耳っていただきたいというわけにはいかんですけれども、そのぐらいの勢いで進めていっていただきたいと思います。

最後の質問に移らせていただきます。

市内の小・中学校、高校におけるキャリア教育の現状、今後について伺ってまいります。

なぜ学ぶのかは、なぜ働くのかにつながり、なぜ働くのかは、なぜ生きるのかの問い合わせ着く。子供たちに、企業や地域で頑張る大人たちと触れ合いを通じて、今、学んでいることの意味を知り、さまざまな人間関係を通じて、人としての信頼関係、身近なもの成り立ち、将来の展望や視野を広げるなど、さまざまな効果が期待ができるキャリア教育。弥富市の現状と今後について伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） キャリア教育の現状と今後についてお答えいたします。

少子・高齢化、産業・経済の構造的変化、雇用形態の多様化・流動化などを背景としまして将来への不透明さが増幅している中で、学校教育の早い段階から自立した社会人・職業人となるための基礎的な教育の充実を図る必要性から、児童・生徒が社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していく力を身につけさせるキャリア教育は大切であると捉えています。

小学校では、生活科や社会科、総合的な学習で体験型学習に取り組んでおります。1・2年生の生活科では、学校の周りや学区内のお店をともに歩いて施設や自然などを学習しております。3・4年生の社会科では、浜乙女、イオンタウン、ピアゴなどの市内の工場、大型店舗等の見学や、海部南部消防署、蟹江警察署などに出かけ、さまざまな体験や学習を行っております。また、地域の方を招いてのサツマイモ栽培、トマト栽培など、農業体験活動や講話も行っていただいております。このような体験や学習から、働く人の姿にも着目させ、働く人たちの生き生きとした姿に接し、働くことへの関心や地元企業の技術に対する関心、地域産業への関心を高めています。

また、中学校では、市内の企業・職場への訪問を中心に職場体験学習を実施することにより、地域の産業や地元企業への興味・関心を高め、いろいろな知識や情報から望ましい職業観についての理解を深め、自分にふさわしい進路選択ができるよう取り組んでおります。

また、市内にあります海翔高校では、地域防災、地域との協働の観点から、環境防災コースの生徒による十四山西部小学校への防災出前授業、津波避難訓練協力が実施されました。また、健康フェスタでの福祉科のハンドケア体験、十四山地区での文化の集いに参加するなど、取り組んでいただいております。

また、黎明高校においても、春まつり、健康フェスタ、青少年健全育成推進大会などに参加するなど、さまざまな活動をしていただいております。

小・中学生、高校生にとって今は、学校での勉強や部活、集団生活を学ぶことが一番大切ではありますが、将来を見据えて、社会人になったときに直面するであろう困難にいかに対応し、乗り越えていくかの知恵や力を身につけることが重要であります。そのためにもキャリア教育の充実は必要不可欠であることから、今後も保護者や地域との連携した取り組みや地域の教育力を生かした取り組みにより、児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育を推進し、地域との協働につなげられるよう取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） いろいろ学校のホームページを見ますと、弥富の小学校、中学校、また海翔高校、黎明高校と、さまざまキャリア教育という場で活動されているというのは私も聞いてもおりますし、見ております。この間のA R I S Sスクールコンタクトも、一つキャリア教育の一環であったと。その前には川崎重工の宇宙科学ですかね、その分野の会社の方といろんな討論会、懇談会みたいなものがあって、半年かけて盛り上げてあの場を迎えたということですので、子供たちにとっては本当にいい刺激にもなったでしょうし、これをロケット、ねじ一つまでが人がつくったものなんだということを子供たちが理解して、人の努力の結晶が油井さんを宇宙に打ち上げて、あの場が実現をしたんだみたいな、一つのロマンみたいなものが子供に伝わると本当にすばらしいかなあと思います。

いろんなところでキャリア教育というものが生かされているということで、これは我々議会としても、民意と行政のパイプ役というんであれば、本来であれば率先してやっていかなければやならないみたいな話を、実はこの間、セミナーで受けてまいりまして、岐阜県の可児市というところがあるんですけども、ここではキャリア教育を岐阜県の県立可児高校が行つてはおるんですけども、それに拍車をかけたのが実は議会であったというような話でした。

どういうことにつなげたのかといいますと、いろんな職場体験はもちろんそうなんですけれども、やはり地方創生というのがベースにあるものですから、地域の課題というものを、これは小学校、中学校はちょっと難しいかと思いますけれども、高校生で、いよいよ進路を選ぶという段階で、地域の課題というものをいろんな多業種と一緒にになって考えていくみたいなことをしてきたそうです。それも1回だけではなく、また議会形式で議員が答えて高校生が質問するみたいな形も、よくありますけど、そんなごっこ的なものじゃなくて、本当に意味があることをやってらっしゃる。その決議されたことを議会が民意として行政に提案していくみたいな一つのサイクルができているというすばらしい取り組みだったんです。

そういうことを繰り返していく中で、参加の生徒さんが感想を述べてらっしゃるんですね。余り深く考えたことのなかった自分の市のことを考え、いろいろな方の話を聞いてしっかりとを考えることができました。地域の一員であることを改めて実感し、地域とのかかわりを大切にしていきたいと。地域の活性化のために学校で取り組んでいることが、意味のあることなのだと感じることができたと。一生懸命勉強して地域に貢献できる人間になり、地元に帰ってきたい。こう言わせないといけないんじゃないかな。

弥富の中にあるものだけで子供たちに、それは体験としてはできますけれども、夢が狭まるようなことじゃキャリア教育の意味をなさないと思いますので、しっかり子供たちが、グローバル時代でもありますので、弥富から国際的な活躍をする方も出てくるだろうと。そういった願いも込めまして、キャリア教育、今後も、また私も注視していきますけれども、市としてしっかり若者を育てていく環境をつくっていただきたい、そのように。時間が来たようですので、これで終了したいと思います。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は2時25分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時15分 休憩

午後2時25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に伊藤勝巳議員、お願いします。

○1番（伊藤勝巳君） 1番 伊藤勝巳。

通告に従い質問をさせていただきます。

1つ目は、平島中3丁目交差点に信号機の設置をということで御質問いたします。

昨年9月の議会において大原議員の質問にもありましたように、日の出小学校の北側の県道平島中3丁目に信号機の設置を要望されましたが、その後の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） お答えします。

議員御指摘の信号機設置の要望箇所は、平島中土地区画整理事業で整備され、将来、主要地方道名古屋十四山線として県道に昇格、市から要望している路線でございます。朝夕の通勤・通学時には、自転車や自動車、歩行者の往来が著しく、交通量が多い路線で、この要望箇所は、ひでの保育所も隣接しているという状況でございます。

この箇所は、昨年度、市内の他の要望箇所も含めまして、押しボタン式歩行者用信号機として蟹江警察署に要望しております。現在、28年度区長申請によります信号機設置や横断歩道設置の要望について取りまとめた中で整理ができましたら、今年度につきましても他の要望箇所とともに引き続き蟹江署に要望していきたいと考えております。また、この要望箇所は、改めて地元自治会とともに蟹江警察署に要望してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） この場所においては、小学生の通学路にも当たっておりますので、その交差点より300メートル東ですね、そこにまだ水路工事が現在されております。これは平成28年の3月完成予定となっておりますので、今後の交通量増加が予想されます。危険をなくすためにも一日も早く要望いたします。信号の設置をよろしくお願ひいたします。

昨年、9月の答弁で市長は、平島中3丁目の信号機の設置を強く望みますと言われました。この県道入り口のところに、国道1号線のところですね、大型車の通行は御遠慮くださいと書いた看板が設置されていますが、現状は大型ダンプ、それからトレーラーが通行しているのをよく見かけます。最近、この平島中交差点の通行される住民の方、夕方に向かって東から西へ向かう前方が見にくいくらい。危険であるので、警察、公安委員会、そして市側の現状を確認し、協議の上、信号機設置を早急に要望いたします。この件につきましては、平島区長より交通安全施設設備工事申請書が、こうして出されております。くれぐれも事故が起きてからでは遅いのです。市長としても、できるだけこれに努力していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 伊藤勝巳議員にお答え申し上げます。

信号機の設置は、交通安全上、極めて有効な手段だろうと思っております。弥富市でもい

いろいろな交差点、あるいは横断歩道のあるところについて信号機の設置を蟹江警察へ要望させていただいております。先ほど所管が話をしましたように、改めて平島中3丁目のところにつきましては、今後、交通量の、議員おっしゃるように増加も見込まれますので、区長さんともども、またお邪魔していきたいと思っております。

また、大型トレーラーの問題につきましては、私どもとしてはNUCT、あるいはトラック協会に対して、この平島中の市街地の中に御遠慮くださいということにつきましては再三申し上げてきております。もう一度、また改めて要望等を、また新年度にも向かっていきますので出していきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） では、市長の御努力をよろしくお願ひいたします。

続きまして、もう1件は教育長の職務内容についてということでお伺いします。

最近、テレビ・新聞等で報道されて問題になっておりますいじめについて、名古屋市河村市長が、生徒宅を訪問し、謝罪をされました。この件について市教育委員会を招集されましていじめ問題について協議されましたが、9月26日に私、弥富市日の出小学校の運動会に出席した席で弥富市教育委員長に調査を依頼しましたところ、弥富市教育委員会としては、今のところいじめを受けた生徒はいないと明言をされました。今までに表に出てないいじめがあり、今年10月の末に先生が生徒に対して暴言を吐いた事実を把握していましたが、教育長にお尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 下里教育長。

○教育長（下里博昭君） お答えをいたします。

議員から指摘を受けまして学校に確認をしましたところ、ある生徒の問題行動に対しまして、先生の指導の中で、生徒がうそをついていたということから、そのことを厳しくとがめたことが暴言と受けとめられたものとわかりました。その後、保護者を交えて話し合いまして、先生の思い、生徒の受けとめ方など双方が理解をした上で、学校側から謝罪をしたと報告を受けております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） 先日、教育長から学校側からの答弁書をいただきましたが、その中で不適切な言葉を発したということで処理されておりますが、それ以上のことは、私としては暴言ととりたいんですが、そんな言葉を吐かれたということは、どんな言葉が吐かれたのかお教えください。

○議長（佐藤高清君） 下里教育長。

○教育長（下里博昭君） この場におきましては、そういった発言は差し控えたいと思います。よろしくお願ひします。

- 議長（佐藤高清君） 伊藤議員。
- 1番（伊藤勝巳君） なぜそれはできないですかということを聞きたいですね。理由を言ってください。
- 議長（佐藤高清君） 教育長。
- 教育長（下里博昭君） 再度申し上げます。個人情報、生徒のプライバシーの関係もございまして、先生の指導の立場の観点からも、この場におきましては差し控えたいと思います。
- 議長（佐藤高清君） 伊藤議員。
- 1番（伊藤勝巳君） この言葉というのは、私の聞き及んでいるところでは、相当なひどいことを言われたということが私の耳に入っています。この件につきましては、もっと私は詳しい文章が出てくるものと思っていました。教育長に対しては私に出すようにということでお願いしておきました。それもいまだにまだ私の手元には届いておりません。これは、依頼者に対しての不適切な対応じゃないですか。何のために僕は、11月26日の一般質問の書面の提出があった後に、1カ月近くもたっていますよ。11月30日の議会の開催日の後に、教育長より議会終了後に話し合いたいという申し出がありましたね。その件につきまして、私は提出書を出すようにということで要望しましたところ、後日、教育長と教育部長が私の家庭を訪問されまして、その書類を私は受け取りました。不適切な言葉ということはどこまでなのか、私には理解できません。
- 議長（佐藤高清君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 中学校の生徒に対するこの事案につきましては、先ほど教育長が話をしたとおりでございます。その内容につきましては、また別の機会で議員の皆様方にもお話をさせていただく機会があろうと思っております。生徒のプライバシー、あるいは教育委員会としての学校という形の中で、さらに精査を進めなきゃならない問題等もあります。現状の中で今報告することが適切かどうか判断に迷うところでもございます。こうした形において、資料を提出するということにつきましては、再度、教育長と議員の間でお話をいただいて、この場におきます私どもの答弁といたしましては、議長にお取り計らいを願いたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。
- 議長（佐藤高清君） 伊藤議員。伊藤議員の質問に対して、下里教育長、また服部市長から答弁があったとおりでありますので、この件につきましては違った形で報告をさせていただくということを、私、あざかりましたので、次の質間に移っていただきたいと。お願ひいたします。
- 伊藤議員。
- 1番（伊藤勝巳君） そういうふうな対応をしていただければ、また後日で市長からの答弁を皆さんに伝えていただきたいと思います。

今までのあったことに関してはここで打ち切りますが、やっぱり対応の悪さ。1カ月近くも放っておいて何の報告もなくこれまで来たことに対して、マスコミ等で問題になっている中で、対応の悪さを、今後どのような指導と対応をされるのか。弥富市教育委員会として、各学校に対して先生の指導とか対応をされるのか、その点をお答えください。

○議長（佐藤高清君） 下里教育長。

○教育長（下里博昭君） 今後、市内の校長会議、もしくは教頭会議等におきまして、機会あるごとに指導してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） 今後、そういう厳しい指導をよろしくお願ひいたします。

私の感ずるところでありますと、先生は強い使命感と責任を持って生徒と接し、不信感を持たれないような生徒指導をしていただくことが先生の使命であると思いますが、このような事実が弥富中学校でもあったということは、教育長として調査を綿密にされたのか、弥富市中学校からの報告はありましたか、お尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員、その質問は、後日、議長としてあずかりましたので。

○1番（伊藤勝巳君） わかりました。議長あずかりにします。

もう1件、白鳥小学校でも5年生に対してのいじめがあったと思われます。このような事実を調査依頼した本人に対して報告義務があると思われますが、教育長並びに教育委員長として解決したことの報告が依頼者に対して行われなかつたことが職務怠慢であるかと思いますが、教育長としての意見を求めます。

○議長（佐藤高清君） 下里教育長。

○教育長（下里博昭君） この件につきましても、個人が特定できてしまうという可能性もございますので詳細はお答えしかねますが、事案の発生時点から、学校はもちろんのこと、教育委員会としても指導主事を中心に児童の立場に立ち誠意をもって対応している最中で、早期解決に向けて努力をしているところでございます。

議員に対して、この調査結果の報告がおくられたことは、まことに申しわけございませんでした。この場をかり、深くおわびを申し上げます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） ただいま報告がありましたように、市長からも先ほど後日報告するということでお約束されましたので、今後、このような案件に対しても、早急に調査し、教育委員会を招集し、協議し、早期解決に向けて一層の努力を要望いたします。

これにて私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に大原功議員、お願いします。

○18番（大原 功君） 庁舎建設についてお伺いいたします。

なぜ建設が早く進まないかということありますので、これにつきましては、私きのう、平島の福寿会の方と遠州浜松、秋葉神社にお参りに行ってまいりました。そのとき、この市役所はなぜできないかという説明を、中でということで会長から言われて説明をさせていただきました。これにつきましては、議長、議会の規則によって、欠席の場合は第2条によつて議長の許可をいただき、そしてその中で欠席をするということに地方自治法の中ありますので、中には議員の方が、この規則を知らないという方があつてはいけないので、自分がミッション、任務がわからずにおつてやられると、市民の方が多く知り過ぎてしまって、議会は何を言っておるんだということになりますので、こういうことのないように。また、委員会規則については18条というのがありますから、これは委員長の許可を受けるということになっておりますので、こういうことも含めて少し勉強しないといけないかなあと思っております。

そして、そのバスの中で約40人ぐらいの方が見えました。ここの中で、大原さん、市役所がなぜ早く進まないのかという話がありましたので、説明をさせていただきました。このときに、なぜ説明ができないかということは、まず一番いかんのは、私が感じたのは、平野議員がホームページを出しておる。それから、佐藤博議員も出している。これは、議会の中で裁判中であるので、市側、あるいは議長が、この問題については控えさせていただきたいという話でありましたので、そういう説明をしながらしてやってまいりました。

そこの中で、早く庁舎をつくらないといかんというのは、多くの方がこの弥富に安心で安全に住みたい、そういうまちをつくるため。平島町なんかは区画整理を2つやって、多くの方が住んでくれました。また、企業についても、弥富の安全、あるいは道路整備も完全ということになれば、固定資産税、いろんなものについても、市長も二、三、都市計画税という話が最近ちょこちょこ出でますね。こういうのがあるので、できたら財政が厳しいから、当然いただくものはいただかないと事業が進まないことも説明をさせていただきました。

そこの中で、愛知県の場合は40兆円という、今の工業生産があります。そこで大村知事が、今、東京に行って、何度か行かれて、その中で何とか地域に補助金をいただきたいということで、ちょっと貧しいというか、ちょっと財政が厳しいところについては、国が今、6,000億円しているわけね。きょう大体決まるんですけども、1兆4,000億というのは、約8,000億というのが上乗せされて、弥富の場合も少し財政が厳しいと思います。今、1人当たり約40万の借金ということありますので、そういうのも含めて、これから市長とともに、また議会も一緒に行って知事にお願いをするなり、こういうことも進めて早くやる。

一番大事なのは原告者。原告者の家族の中には実費を納めてみえる方があります。これから将来の子供さんが安心で安全で弥富を守っていただきたい。こういうことを含めて原告者にも前に言ったことがありますけれども、こういうのを含めて市側としてどのようなこれ

から対策をされるのか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員の御質問に御答弁申し上げます。

新庁舎建設がおくれている、なぜそうおくれておるんだということでございますけれども、御承知のように新庁舎の建設事業におきましては、平成25年10月、名古屋地方裁判所に訴訟が提起されました。それから約2年が経過しているわけでございますが、その内容につきましては、隣地の取得に係る物件移転補償費及び土地購入費の問題に対して、その支出の差し止め請求でございます。この判決をいたぐまでは、物件移転補償費の契約及び土地売買の契約に至るまで、この手続ができないわけでございますので、事実上停滞をしていると御理解いただきたいと思います。

このような状況に対しましては、市民の皆様に対して大変な御迷惑、また御心配をおかけしているところでございます。私ども市といたしましては、今後も引き続き訴訟の早期解決及び新庁舎建設工事の早期発注に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

また、大原議員がおっしゃいました、この12月の国の補正につきましては、総額で3兆3,000億ぐらいの金額になると聞いております。TPPの問題を初め、あるいは災害地の復旧・復興というような状況も含め、大型の補正予算が組まれたわけでございます。こうした形の中で、地域に対してもその臨時交付金的なものが、私どもとしては大いに期待をしていきたい、そしてまちづくり、そういう形の中で利用させていただきたいと思っておるところでございます。

実は都市計画税につきましては、昨日、他の議員からお話をございました、我々としては都市の基盤整備事業を進める上においては、本当に必要なお願いすることではございますけれども、まだまだ大変厳しさというのがこの生活の中にあるということも含め、あるいは市街化の中での高齢化、あるいは市街化面積がふえていないというような状況からして、都市計画税については、いつから導入するということについては決めておりません。しかしながら、これから少子・高齢化時代における社会保障費の増大であるとか、さまざまな形がありますので、基盤整備になかなかお金が回らないということがございます。そういう形の中で、継続的にまた御審議いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原功君） 今、市長が都市計画税については、まだ時期尚早ということの話でありましたので、市街化の方につきましては、大変うれしいお言葉をいただきましたことを、代表してお礼を申し上げます。

先ほど言ったように、合併特例債というお金を使うということで、これも平野議員がホー

ムページを出しておりますけれども、2%で特例債のお金を借りることは、まず普通一般の住宅だと、今、35年フラットというのである。これだと大体1.1%から1.2%ぐらいね。普通の企業が借りるのは、大体0.6%から1%切れるところで借りるわけね。銀行なんかが国から借りる特別借入金というのは大体0.3%ぐらいですね。こういうふうでありますので、2%というと、これを見た人は、何だ市は普通の一般より高いがやと。市はそれだけ信用がないかという話になりますので誤解をね。議会の中でも先ほど言ったように、市側も、議長も、裁判中だから、できるだけ説明は控えたいという話があったわけだね。それをあの16人の方は一生懸命思っておるわけ。我々も聞かれたときに、おい何で大原さん早うできのだと言われたとき、説明ができないわけね、結局。そういうお願いがあった中であったので、私どもも申し合わせ、申し合わせは別に条例でも規則でも何もありません。ただ、お互いに仲よくこうしましょう。例えば一般質問でもそうです。1時間というのは条例でないからね。普通なら何時間やってもいいわけなんですけれども、それはお互いに、私を含めて今回16人ですか、そういう方がお互いに時間的にやりたいと。また、自分の議会活動として市民に知っていただきたいということでおるわけでございますので。

ただ、一番あれは、原告者が各家庭に文章を配つておるのに、なぜ市側はその説明ができないかというね、質問を聞いてくれということで。これが一番問題なの。だけど、私もそれを言いました。今、裁判中だから、もともと裁判所が決めることであって、市側がどうこう決めるわけもできないので、また議会が決めるわけにもいかないので、これについては私どももできるだけ誤解のないように市民にね。

市民が本当にこの金額で、当初予算は53億2,000万ですか。これが、今、市長が言われたように、2年も3年もおくれると、少なくとも6億、7億と金額が必要になってくる。そうなると、60億近くなってくる。こうなったときに、先ほど言ったように財源がなければ、当然、市長も都市計画税はいいよという話でありましたので、国に大村知事が何回か運ばれて、少し財政が厳しい市町村にもお金を下さいということではありますので、市長も大村知事のところには何度か行ってみえますので、私どもも今後、庁舎をつくるためには、やっぱりここに住んでいただきたい。平島の区画整理をやったときは、平成3年から始まって24年ですか、終わりましたけれども、このときにはいろんなところ、平島の挨拶の中でも、平島町は必ず栄町ぐらい発展させると、このぐらいの勢いでやりますということで約束した以上、多くの方が住んでいただきたい。今、平島町は、市長も御存じのように、今は3,000人近くありますね。その中で1万人近く住んでいただいている。こういうふうで、弥富の中でも平島というのが大きく発展しました。

こういうのを含めていかんと、本当に庁舎がここにできるかできないかということが、予算的に。市長は、53億2,000万の予算では恐らくできませんから、大体概算でどのぐらいだった

ら、この2年間の裁判でおくれたために、市民税がこれだけ負担があったと、なるということを証明していただきたいなあと思っております。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） まず、冒頭申し上げますけれども、裁判の成り行きと工事費の負担ということについては全く関係ございません。そういう形で考えていかないと、我々行政を預かるものといったとしても、非常にそれは考え方としては出しにくいと思っております。裁判は裁判として真摯に受けとめ、そして早期解決を願うということで御理解もいただきたいと思います。

当初、この庁舎の建設につきましては、平成25年5月に開催されました庁舎改築等特別委員会におきまして、概算事業費53億1,700万円で議会の皆様方にも説明をさせていただきました。当時から消費税も5%から8%、そして再来年の4月からは8%が10%というような状況でございます。さらに労務単価、あるいは資材の単価ということについても上昇の傾向にございます。こういったことを考えますと、工事を発注する際においては再積算をしていかなきやならないとは思っておりますけれども、私どもの概算事業費といったましては、おおむね20%ぐらいの増額になるのではないかと思っております。

いずれにいたしましても、先ほど大原議員がおっしゃいましたように、合併推進債を利用する年度、そしてまたその元利償還金の交付税の措置、こういったところが今一番いい条件のところではないかと思っておりますので、いずれにいたしましても、その期間内にこの庁舎の建設事業は進めていかなきやならないと思っております。そのような形で御理解いただければと思っております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 今の特例債を使うということも市長は言ってみえるけれども、実際、国に交渉していただいて、一般の住宅が1%前後で借りておるのに、なぜ市はそれだけ信用がなくて2%で借りないかんということを、特に国会へ行ってお願いをしてきなさい。いろんな方がおりますから、行っていただいて、それはちょっとおかしいぞと。やっぱり施策。それから今言ったように、少し財源の厳しい、弥富もちょっと厳しくなっております。こういう中で、国からもこういう交付金をもらひながらすれば、40億や35億ぐらいのものは市長の力でもらってきてもらえばいいと思うので、頑張ってやってきてください。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 庁舎の建設につきましては、その財源を議員おっしゃりますように合併推進債を利用していくと。これは工事費の約90%を起債に充てていくということでございますので、非常に金額としては大きくなります。その合併推進債の利率でございますけれども、大原議員は2%とおっしゃっていただいておりますけれども、それぞれ建築の対象物に

よって実は違っております。おおむね2%以下だろうと思っております。しかし、それなりに分母の大きいものに対する2%の掛け合わせは非常に大きな金額になるということでございます。また御一緒に、県またはそういった形の中で御同行いただきまして、交渉をお願いできればと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） だから、私がさっき言ったように、平野議員がこういう文章を出しから、市民が2%というふうになって、これは2%だと書いてあるんだ。こういうことを書くから、市民の方が2%も出して、なぜ市は借りるんだと。私の住宅は1%しか払ってないよと。また安いところは0.何%しか払ってないわけなんです、実際には。小さな企業が安く金利を借りて、弥富市みたいな大きな4万5,000のところが、なぜ2%という金額を出す。こういうことが誤解を招くから、やっぱり申し合わせというのは、平野議員、よく覚えておかなければいけんよ、あんた。市民を愚弄させるようなことをやっては、庁舎ができることができんくなっちゃう。

だから、これも含めて、とにかく一日も早く庁舎ができるように。中には原告者の人は、市長は話を聞いてくれんといって言われた方があります。あなたがまず市長の話を聞いて、それから聞くということ。これが一つのステップなの。ただ、自分が聞いてくれないから相手のことを聞かないということはだめなんですね。お互いに上の人に聞いて、その聞いた話を、私はこう思っておるとすれば庁舎は早くできると思っておりますので、こういうのを含めて庁舎の件については早くやっていただく。そして、市民の方が安心で安全、そして起業者も弥富に住んでよかった、そして安全な企業をつくれる、また道路整備をやっていただく。いろんなところに信号をつけたり、いろんなことをやっていただく。こういうのを含めて、150号線バイパスも早くやっていただくということで、議長と東京も行ってきました。これも含めて、県のほうへ、市長も議長も行っていただいた。また、議員の方も何回か行っていただいた。こういうふうでありますので、お互いがみんなが助けっこして、とにかく弥富に住んでよかった。金魚のように美しい弥富をつくるということが基本であると思います。こういうのを含めて、よろしくお願ひを申し上げて、次の質問をします。

TPPについてですけれども、農家に生産の食料に対して保険というのは、新聞に書いてあったけど、本当に保険を掛けるというのがあるのかと思うんだけど、安井君がよく知っていると思うけど、安井君どうだ。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） 先ほどの保険ということでございますが、これは農家の減収を補填する収入保険制度のことだと思います。これでございますが、農家の農産物の価格下落に対しまして農家を支援することが目的で現在導入が検討されておるものでございます。

農家の収入保険につきましては、現在、災害や病害虫における農産物の値下がり、減収となった場合は対象とされておりますが、農家の収入が急激に下がった場合、過去数年間の平均収入の8割から9割の程度になるように補填金を出すような制度と見られております。

なお、この保険料の支払いがございますが、農家に加えて国から半分程度負担をする見通しというふうに聞いております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原功君） TPPについては、国民の約5割近い方が、まだ時間をかけてするということが大事じゃないかということも新聞にありました。私もTPPは、どっちかいえば賛成のほうなんですね。工業をやっているものについては、かなり利益が上がります。私のようにガスの販売をしておるところは、バーレルが安くなつて、今、37ドルぐらいになつていますね。こういうふうで、どんどん安くなければ、それだけの分、消費者に対しても値引きができたり、いろんなことができます。できたら、私は思うんだけれども、TPPを、カロリーをなくしたTPPをやってもらうと一番いいんだわね。工業だけ先にもうけてもらって、食料のほうは10年後に、工業だけもうかつたら、今度はこっちをやると、カロリーをやるというふうなことをやると大変いいんだけれども、こういう考え方には、安井君でも市長でもいいんだけれども、そういう考え方できんだろうかな。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 昨今、TPPの大筋合意というような状況で各国との協議がまとまり、これら具体的なそれぞれの分野における契約が始まつていくかなあと思っております。これは全て一括交渉というような状況になっておりますので、工業部門は今から、そして農業部門は10年先ということでは、これはなかなかかなうものではないだろうと思っております。それぞれの対象品目について期間もございます。そうした形の中での、その期間の中でいかに競争力をつけていくかということが必要だらうと思っております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原功君） このTPPについては、女の方も、男の方も、今、国会で頑張ってみえるけれども、実際に農業の経験のない方でないかなあと思うんだね。農業の経験がない方が農業政策がわかるはずはまずないと思う。こういうことがあるので、こういうことも含めて、もっともっと地域が勉強しないとだめになつてしまう。

それから、次にしますけれども、本当に農業所得は上がるだらうかと。それで、中間管理機構というところに農地を委託をどんどん今、私も農業委員におりますから出てきておりますね。こういう中で、1,000平米当たり、約300坪ね、これに対して農家は幾らもらえるんですか、貸したときに。中間管理機構から農家に、お礼というか、借り代ね、幾らもらえるの。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） 地域によりますけれども、現在、弥富におきましては、最高で1万300円、最低で6,000円という1反当たりの料金になっております。

○18番（大原 功君） 1反幾ら。

○農政課長（安井耕史君） 最高が1万300円、鍋田地区でございますが1万300円になります。十四山地区は1反当たり6,000円という金額設定になっております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 安井君に前に聞いたときは、1,000平米当たり、10アール、これについて8,000円ぐらいだといって、たしか農業委員会で私が聞いたときにはあったんだけれども、今、これは上がっていったんですか。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） 価格が地区によって3段階ございまして、8,000円というのは、旧弥富地区の北部地域が8,000円の金額になっております。鍋田地区が1万300円、十四山地区が6,000円という賃借料の価格になっております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、私が前に調べたときは、平成16年、このときには土地改良事業の賦課金に対しては、鍋田土地改良区は1,000平米2,530円、それから水使用料が2,000円、それから排水料が1,800円、それから海部土地改良区に1,666円というふうで7,996円であったんですね。それから、市長が27年、鍋田土地については1,260円に下がったわけね。約1,300円ぐらい下がったわけね。それから、排水についても2,000円、これは同じですけれども、海部用水の分担金が2,400円、ちょっと上がったんですけども5,660円。そうすると片方で8,000円もらっておったら、これに農地の固定資産税が多分1,500円から1,800円ぐらいかかる。そうすると、農家は土地を今の管理機構に出したときには、実際に手元に入るのは1,500円から2,000円しかないわけね。これで農業所得が上がるという証明はどうやってやるんですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 国は農業所得、所得倍増という大きなアドバルーンを打ち上げられました。今の日本の農業環境を見ると極めて厳しい。今、大原議員がおっしゃるとおりですね。例えばT P Pでこれから国際間の競争に入っていくわけでございますけれども、アメリカ、オーストラリアという大国がございます。こちらのほうの農業に対する仕組みというのは、大原議員御承知のとおりでございます。全然、機械化の中においても、日本の農業との格差というのは著しい。それが基本的には価格ということにはね返ってきまして、さらにアメリカからは、きのうもお話ししましたけれども、現在の70万トンからさらに7万トン、そしてオーストラリアからは1万トン日本は米を買うよという約束をしている。そういうような状

況の中において日本の米価が上がるはずがありません。当然、農業従事者に対し、そのしわ寄せはいくわけでございますので大変厳しいだろうと思っております。

きのうも土地改良の賦課金の問題につきましては、いろいろと私の私信をお話しさせていただきましたけれども、今度、二階俊博さんが全土連の会長で、平成28年の全土連、土地改良予算を、ことし27年は3,500億ですけれども、1,000億財政当局と交渉したいという話をされました。それは大変結構なことでございますが、それが全て事業費という形にはならないだろうと思っております。これが今の土地改良における農家の皆さんのがんばりの経常賦課金の軽減につなげていけるような土地改良費であったり、あるいは私たちが事業をしていく上において、県との単独事業がありますけれども、そういう私たち市町村は40%を負担しているんですよ。県の単独の土地改良という形の事業については。これが負担金を下げていただかなかつたら、事業費として弥富は手を挙げるわけにいかんわけですよ。どんどん事業はやってくれやってくれと言われますけれども、必要性のある事業もたくさんありますよ。そういうような状況の中において、負担金を軽減してもらうことと農家の経常賦課金を軽減してもらうために国の予算を使ってもらえないかということを申し上げているんですね。

来週、私は二階さんとお会いすることになっています。そういう話をしっかりとさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。大変日本の農業は厳しい。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 今、市長も言われたと思いますけど、減反で750万トンになったと喜んで新聞は書いておるね。農業をやれやれと言って、減反が少なくなった、50万トンから少なくなつて喜んでいる今のＴＰＰを担当している方だね。これは本当言うと、農業の方が農家を大事にするのか。農家をどっちかいえば食いつぶされちゃうようなね。農家が土地を全部なくすれば税金を安くしてあげるよと。固定資産税を安くするよと。そしたらどうやって生活するのかなあと、農家の方ね。

そういうのも含めて、もっと農家がやれる環境をつくるのは市長なんです。だから、もうそうだったら、弥富だけ食べる米だけつくって、よそに出さないようにすれば、当然、価格も安定するわけだけれども、そんなわけにもいかないから。それから、再来年になると、海津で豊田通商、トヨタの関連会社、これが60キロ当たり6,000円で販売すると新聞に載っていたね。そうすると、キロ100円なんだね。今の米は平均にすると318円なんですね。アメリカから輸入する米は314円なんですね。4円違うわけね。それは関税が778%米にかかっているから、今現在では。アメリカの米が少しだけ、4円ぐらい安くなる、キロ当たり。こういう計算になるの。これが今度、あそこは47ヘクタールかなんかと新聞に載っていた。こういうふうになつてくると、どんどん米がね、キロ100円になっちゃうんですね。そしたら農家

の安定というか、農家の所得倍増というのは、どうやって計算ができるかなあということを宿題にして、答弁せよと言っても難しいわね。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私もかねがね農業行政については国の国策だという話をさせていただいております。国がどのように日本の農業のリーダーシップをとっていくかということについて、はっきりと定まつてくるだろうと思っております。今、中間管理機構事業で農地の集約化が進められております。もう今、弥富市も60%、1,600ヘクタールのうちの60%が集約、担い手が担当していただいている。これが5年後には80%を超えるだろうと思っております。こういう形の中で生産コストを抑えながら農業を強化していくということは非常に一方ではいいと思いますけれども、そのために、利用権設定した担い手、そして地権者、こういったところにいかに農業行政の施策を打っていくかということがまさに必要だろうと思っております。先ほど土地改良事業の話をさせていただきました。3,500億から4,600億になって1,000億ふえるという形のものを、そういう農家の保護のためにも使っていただきたい。あるいは事業費に対する負担金の中で、市町村の負担金を下げていただきたい。そういうこともあわせてやっていただきたい。そして、今度の補正予算で3兆3,000億の中で、3,000億がこの施策の中で補正予算として使われます。そして、28年度予算に対しても大型の予算を農業に組むというふうにおっしゃっています。このようなところをしっかりと注視しながら、我々は農業行政を見ていかなきやならんだろうと思っておりますので、政府の経済的な農業に対する応援というか援助というものをお願いしていかないと、とても所得倍増にはつながっていかないと思っておりますので、しっかりと見ていきたいと思います。

もう1つは、きのうもお話ししましたけれども、食料の自給率が、今、日本は40%。ずっと前から40%なんです。全然変わってない。だから、国内消費ということに対しては、なかなか上がってないということですね。これでは、日本の農家だと、そういったものに対して厳しさが一段と増してくる。そして、海外からは新しい米というか、そういったものを含めていっぱい農業生産物が入ってくる。こういうような状況の中で、国の自給率を、国民そのものがもっと国内消費をしていこうと。今、大原さんがおっしゃるとおりですよ。そういう形の中で意識を変えていただくようなことがないと、日本の農業も守れないんではないかというふうな危惧をしております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） きょう、言ってきたわけですけれども、当時は、1993年、WTO、このときについては8年間で約6兆1,000億という金が農家につぎ込まれたよね。それは農家が温泉施設とか、あるいは集会所をつくったり、農業に対して使わなかつたわけね。今回は今、市長が言われる3兆7,000億円という農家の対策については、市がきちんと、今

の予算の使い道をきちっとしていただきないと同じようなことになってまう。先回は6兆1,000億ですけれども、今度は3兆7,000億にしても、この金を本当に農業のために使う。娯楽に使うんでなくて、農家のために使う。こういうことを含めて、また市長、農水省も一生懸命行っていただいてやつていただくようにお願いをして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は3時30分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時19分 休憩

午後3時29分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に佐藤博議員、お願いします。

○15番（佐藤 博君） 通告に従いまして、最初に平成27年度の市長出前講座の結果についての市長の認識について質問をしたいと思っております。

先ほど大原議員の発言にございましたが、この発言内容の中で一番重要な部分が抜けておるということを私は最初に申し上げたいと思うのであります。10月16日、21日、28日の3日間、3地区に分けて開催されました。問題は、9月18日の議案質問の際に、私は市長出前講座において、訴訟問題にまで至った用地取得交渉の難航した経過も正確に説明すべきであると、こういうように述べておきました。しかし、市長は素直に受け入れられるような状況ではありませんでした。また、私は原告市民の考え方を聞くべき話し合いの機会も提案をしましたが、市長は裁判になっているとの理由から拒否をされました。

基本設計図を市民に配布して、もはや3年過ぎております。しかし、全く進展はしておりません。私は、こうした行政運営の中で一番大事なことは、是は是、非は非をお互いに確認し合いながら、市民の理解と協力を得て、将来に禍根を残さない方法でベストな新しい新庁舎ができるだけ早く建設できるように考えているのであります。そういう観点から、この出前講座に期待をしておったわけであります。

この市長出前講座において、果たして訴訟問題に至った経緯、また建設が3年過ぎてもなかなか進んでいない真実の状況等の説明もされておりませんでした。市長は市民に問題点が理解されたと考えることができるかどうか、市長の見解を尋ねたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員に御答弁申し上げます。

まず、その前段として、少し私からお話をさせていただきたいわけでございますが、佐藤議員から今までの一般質問におきまして、何度も何度も、繰り返し繰り返し、この庁舎問題

についてはお話を伺っているところでございます。控訴に至った問題がどのように説明されたとか、あるいは用地の交渉等において行政側の失態があったとか、あるいは原告側との話し合いをしっかりとすべきであるというような内容も含めてお話をいただきました。また、現在裁判中でございますけれども、佐藤議員は原告側として意見陳述も数回述べてみえます。また、原告の準備書面におきましても、議員からの引用としての意見が多く述べられておるわけでございますが、その裁判の中において私どもは、否認をさせていただくもの、それを了とさせていただくもの、いずれにいたしましてもそのような口頭弁論が進んでいるわけでございます。いずれ裁判の中で私どもが否認させていただいている内容も含めて明らかになってくるわけでございますが、その言葉の中には余りにも誇張された自己主張的な意見があると私自身考えておるところでございます。この後、予備原稿をいただいて議員のいろいろな思いを述べられると思いますが、市民の皆様にも理解をいただきなきやなりませんので、市側の意見もその都度、副市長等から答弁をさせていただきたいと思いますので、あらかじめお願いを申しておきます。

さて、お尋ねの10月に開催をさせていただきました出前講座について申し上げます。端的に申し上げます。この出前講座では、庁舎改築等検討委員会において、庁舎の改築方法として、現庁舎の隣地を取得として建てかえるとした弥富市新庁舎建設基本構想の取りまとめをいただき、議会にも御承認をいただき、現計画はスタートしたという事業の経緯を順次説明させていただきました。その中で訴訟に至った経緯として、平成25年7月に庁舎建設事業関連の補正予算に対し、支出の差しどめを求める監査請求が住民から起こされ、その請求が監査委員によって却下されたことを受け、平成25年10月に隣地の取得にかかる物件移転補償費及び土地購入費の支出をしてはならないとする訴訟が提起され、現在も係争中であることを御報告申し上げました。

また、訴訟の内容として原告は、移転補償費は市の採算額より2,000万円ほど安くなるとの主張をおみえになりますけれども、それに対し市側は、その積算方法及び積算根拠を示し、正当な補償額であるということを主張していると申し上げました。

また、隣地の土地購入については、関係者のお1人に対し、産業会館南側の職員駐車場を代替地として売却することを予定しており、その単価につきましては、現在の公示価格で平米当たり9万1,000円と、今の試算をしている代替地の価格、そして買収地の価格は平米当たり7万1,000円ということになります。そのことに対して減額をして売却させていただきたい、そしていわゆる減額譲渡を前提としていることを説明させていただきました。その減額譲渡に対する市側の考えも説明させていただきました。また、この減額譲渡については、今後、議会の議決をいただいた後に行う予定である旨の説明もいたしました。

このように限られた時間の中で、私どもは誠意をもって説明させていただいておりますの

で、参加していただきました市民の皆様には十分に新庁舎建設に対する今までの経緯ということに対しては御理解をいただいたと思っております。

今回の出前講座だけではなく、今後も市民の皆様に対しては機会あるごとにお話をさせていただきたいと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 今、訴訟に至っておるから、こういうことになったわけですが、なぜ訴訟に至ったかということ、この点が一番問題なんです。私は前からも何回も述べてきましたけれども、この検討委員会において、ここで隣地を買収して、そして建てかえをするということが決まった時点に、市長は何が一番重要な問題かということを認識しておられたかどうかということなんです。どんな事業をやるにしても、公共施設を建てる、あるいは公共の道路等をつくるについても、一番大事なのは用地を確保することなんです。用地をきちんと確保する手立てが十分できておったかということです。

これは、24年の3月に地主は協力すると言われたということであったわけです。私はいつも考えておることは、そういう用地の確保がきちんとできるかどうか。これが公共事業を進めていく上で一番大事な問題であるから念を押したはずであります。地主は協力すると言われた。ということであったから、今の24年の3月7日に建設特別委員会のときに、そしてまた基本設計図の今の予算も全て議決をして、そして24年の11月、基本設計図が完成をしたわけであります。それからが問題なんです。25年の3月になって、1人の地主から大変高い値段の要求があったということから、ここでストップしちゃったわけなんです。このことはきちんと確認をしておく必要があります。

私の経験から考えると、まず市長としての対応を考えるならば、検討委員会にて隣地を買収して新庁舎を建てかえることが決まったなら、この用地取得が最も重要な問題であるという、まずその認識を市長は持つべきであったと思います。そうしたことから、最初に地主に直接市長がお目にかかるて、こういうようなことになったから協力をお願いしたいというようなことで出向いて、そして価格等については鑑定評価をとり、鑑定評価額に基づいて話し合いをしたいと。このように話し合って了解を取りつけておけば、このような高額な要求や混乱には至らなかったということ、ここに一番大きな問題があるんです。

そこで、市長と職員とでは、協力要請の重みの違いを市長は認識すべきであります。市長の要請結果においても最初から用地交渉が難航しておるならば、当然、24年3月議会において庁舎改築等特別委員会も設置されていなかつたでしょうし、また予算等も支出をされなかつただろうと私は思うんです。

大都市の市長とは異なり、3万や5万のまちでは、重要な課題は、まずトップの首長がみずから先頭に立ってこういうような取り組み、直接実行するという姿勢が大事なんです。私

どもがやっていましたときには、みんなそういうことから、最初に首長が出かけて、そして住民の皆さん方の理解を得てやってきたから、例えば区画整理事業、五明地区、あるいは平島地区、区画整理事業でも、あるいは学校用地等でも、道路用地等でも、みんなそういうことからちゃんと協力をいただける体制が整えられたんです。この点の認識が、市長、一番大事んですよ。そのことを私は申し上げておきます。

そういうことから始まることが一番大事なんです。職員がお願ひに行つたというのであれば、これはわかったと。そのかわり高けりやええわさというようなことになるんです。そうした点をまず考えること、これが一番重要な問題であったんです。

例えば大都市の市長は、そんなことまではやられんかもしれんけれども、こんな田舎の3万や5万のまちだったら、やっぱりそれですよ。どこの市町村でも、みんなそういう形で事が運んできたと思う。こういうことをまず私は最初に申し上げておきます。そのことが市長、欠けていたんじゃないですか。そういうことがあれば、もっとスムーズに私は進んだと思っております。このことを一つ私は市長に指摘をしておきたいと思います。

そしてまた、私が以前にも述べたように、きっちと法的責任、道義的責任、説明責任、こういうことを果たすようにされたら、もっとスムーズにできた必須条件であります。

また、私がこの前のときには、原告市民との話し合い、意見交換も提案したんすけれども、裁判になっておるということから、その対応は拒否をされた。拒否をされたはされたでいいんだけども、裁判になぜなったか。こここのところの認識に問題があるんです。だから、裁判になったからこれはだめだと。裁判になってからの話は次の問題なんです。裁判になる前の問題が一番大事だということを私は市長に申し上げておきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

[発言する者あり]

○議長（佐藤高清君） 簡潔にまとめて質問してください。

○15番（佐藤 博君） 簡潔にまとめてといつて、きっちと説明をしなければ答弁のしようもないんだよ。

○議長（佐藤高清君） じゃあ、質問を続けてください。

○15番（佐藤 博君） そういうことから、まずその点を市長がきっちと考えて対応されることが一番早道だと私は思っておるんです。私も、あるいは議員の皆さんも、庁舎建設に反対した人は一人もありませんよ。みんな賛成だったんですよ。賛成してきたんだけども、25年の用地買収でストップになっちゃっている。これがおくれておる原因なんです。この点をはっきりとまずすることが一番大事な問題なんです。

私はきのう、三宮議員が集団的自衛権と憲法等の問題について服部市長に意見を問われたんですが、服部市長は大変立派な見解を述べておられた。民主主義は多数決が基本であるが、

少数意見にも耳を傾けることが重要であるといって、私はそのように心がけて行政運営をやっていると言われた。これは立派なことなんですよ。そしたら、本当にそのような気持ちになつて、この問題も対応をされることが私は大事だと思うんですが、この問題が解決できなければ、いつまでたっても裁判裁判で延びていくだけです。その点について市長はどういう見解を持っておられるか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

用地取得の認識ということにつきましては、私の仕事として極めて重要な仕事であろうということは十分認識をしているつもりでございます。この隣地の用地取得の問題に対しても、最初に御挨拶を申し上げ、そして、途中からではございますけれども、何度かそのお話し合いをさせていただいた。出向いてお話し合いをさせていただいた。鑑定評価等につきましても、現在の鑑定評価はこうですということについても説明をさせていただいた。また、代替地というような話がございましたので、我々としても市内の至るところに対して御提案を申し上げました。しかしながら、今の隣地の地主さんは商売をしてみると、駐車場の経営をしてみえる中において、その駐車場を継続していきたいというお話がありましたので、最終的には産業会館の南側というお話をさせていただいたところでございます。

いずれにいたしましても、用地交渉に対して佐藤議員は、私が関与していないかのように御発言をされますけれども、それは間違いでございます。最初から御挨拶を申し上げ、そして大木副市長ともども何度も足を運ばせていただき、いろんな地主さんの御意見もいただき、議会のほうにも報告をさせていただきながら事を進めてきたということをまずは御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 今、市長の議会に全てを話してということですが、私たちが聞いたのは25年の3月ですよ。一番初めの24年の3月に、私が用地の確保はいいですかということで念を押した。そのときには、職員が協力をすると言われたということで始まっておるんです。ここに今の問題のずれがあるんです。市長が一番初めに行かれたんですか。私はそんなようには聞いていませんよ。市長が話をされたということの話は25年、1年後の話ですよ。この1年の間の問題が一番大事なんです。

私はこの問題については、何回もと言われるから触れたくないんだけれども、この前も議長が、とにかく早くやりたいということで裁判所に嘆願書を出すということであったわけです。私は、早くやりたいなら、新庁舎の建設については、市長は常に当局の対応は正しい、自分のやっておることは正しいと言っておられるのが適正であると確信があれば、用地取得をする準備されたらどうですか。予算もあるんですから。そして、今の県の認可がおりたら、

あるいはまた裁判の結果がおりたら、すぐに用地取得をすればいいんじゃないですか。契約もきっと議会で議決するなりされればいいと思いますよ、早くやりたいなら。そういう方法も一つだろうと。

また、今年度の27年度の予算も、再度、繰越明許されるのかどうか知りませんけれども、あと3カ月で、この予算は終わりになりますよ。予算を流すのか。繰越明許をやられるのか。また繰越明許、繰越明許では、一体全体何をやっておるかと。こういう行政不信にもつながるわけなんです。ですから、本当に急いでやるならば、予算もちゃんと組んでありますし、執行されればいいと、私はそういうように思います。もし不安であるならば、もう一度設計の見直しをして、ここでどうしてもやりたいというんだったら、用地は取得をしなくてもやれるような設計方法を考えることも一つの方法じゃないですか。最もいいのは、市民の一回意向調査をやるべきですよ、ここまで来ておるなら。市民がみんな理解されたといって市長は言うんだから、理解されたなら市民の意向調査もやられたらいいと思いますよ。至るところで、こういう住民の投票をやっておられる。意向を調査されておる。こういうのもありますから、やられて住民の意向、あるいは投票の結果を受けて一回考えられれば一番いいんじゃないですか。どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

最初にお断りを申し上げましたけれども、佐藤さんのいわゆる読み原稿の中でお話をいただくということの内容については、市側の意見も言わせていただきたいということをお話しさせていただきました。御理解をいただいたという中で、市民の意向調査の私の答弁の前に、予算の問題であるとか、あるいは現計画の中での考え方につきまして、大木副市長から答弁をしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） まず、繰越明許をすることなく土地取得の契約議案を提案して議決したらどうだという話でありますけれども、まず愛知県の事業認可がおりない段階で土地取得の契約をするということは、土地の提供者に税の特別控除等の恩典がなくなってしまいます。土地取得の契約は愛知県の事業認可をおりるのを待ってから行うということであります。

また、土地の契約については、議会の議決を付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の適用はないと判断しております。これは面積的要件で5,000平米以上ということになっておりますので、契約についての議会の議決はないと思っております。

また、愛知県の事業認可が届き次第、即建設事業に着手すればいいんじゃないかというお話ではありますけれども、現在、裁判が係争中でありますので、税上の恩典の前提となる愛知県の事業認可、これは被告弥富市の第1審の勝訴を待ってからの事業認可申請の受理とい

うことでのありますので、判決の結果を待つてからとなります。裁判の一日も早い結審をお願いしたいというように思っております。

それから、現在の用地買収をせずに、今の敷地内で新庁舎を建設したらどうだというお話をございましたが、現庁舎敷地は用途地域が第1種住居地域となっておりまして、冬至の午前8時から午後4時までにおいて、敷地から5メートルラインで4時間以上、10メートルラインで2.5時間以上の日影を生じてはならないという建築基準法上の規制がございます。そうしたことから、現在の敷地だけでの新庁舎の建設は、建物の形に大きな制約がかかってしまいますので、十分な機能が発揮できないと思っております。

それと、市民の意向調査をしたらどうだという話でございますけれども、平成24年の11月から12月にかけて、弥富市新庁舎建設基本構想案について意見募集をさせていただいております。多くの市民の皆様から御意見をいただいておりますが、全部で44件の御意見となっております。郊外での建てかえが1件、それから十四山支所を本庁舎にというのが1件、保健センターの移動に疑問があるよというのは2件、反対に保健センターの移動に賛成というのが1件でありました。財政への懸念が2件、基本構想案に対して前向きな意見が37件、保健センターも含めますと38件ということで、86%の方が基本構想には賛成をいただいているという結果がございますので、現在のところ意向調査については特に考えてはおりません。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 今の大木副市長のパブリックコメント、これは市街化調整区域ではできないという前提で、今のここにつくるという、そういうことで検討委員会で決めておる。そういうことからパブリックコメントは、今のここか、あるいは十四山の庁舎か、そういうような形に限定されていっておると思うんですよ。市街化調整区域でも、ある程度きちんとクリアすればできるんだというようなことをパブリックコメントの中に入れておけば、また変わった結果が出てくるんじゃないですか。そういう点はどうなっておるんですか。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 市街化調整区域での建設については、先回の一般質問でもお答えしましたとおり、都市計画法の改正があった以降はできないということになっておりますので、そいつたものをパブリックコメントに載せるということはできないと考えております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） そこですよ問題は。じゃあ、あま市だってやっておるんでしょう。ほかのところでもやっておるんでしょう。ただ、規定なり規則なりに書いてあるとおりの判断しかできなければそのとおりですよ。私はいつも思うんですけども、とにかく弥富は、もっとそういう点の幅のある物の考え方ができる、あるいは人脈があれば何とかいい方法はないかといって、そういうような尋ね方をすれば、基本はこうなんだけれども、こうやった

らどうでしょうかというような、アドバイスも絶対あるんですよ。そういう人脈を使うとか、あるいは知恵を出したり方法を導き出すとか、そういうことができてない。これは序舎ばかりじゃないですよ、いろいろの問題で。そのところを私は非常にいつも残念に思っておるんです。

私は、きょうはほかのことでしっかりとやりたいと思っておったんだから、この点についてはこの程度にとどめておきますが、しかし早くやりたいなら、もっとどうすべきかきちんと真剣に検討すべきですよ。だから、全然原告者との話し合いもしない、こういう立場でやっておるから、弥富市民の中にはかなり不満を持っておる人がありますよ。だから、原告並びに市の行政に不審を抱いておる人たちは、みんな何で市街化調整区域でできんのだと。いろいろな意見が出てきておることも、もっと慎重に配慮すべきだと思います。このぐらいにとどめておきます、きょうは。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほど大木副市長から、市街化調整区域の中でできるという話が佐藤さんの御意見としてあって、それを都市計画法の中でできないという形。これは、市街化調整区域を市街化に編入していくべきですよ。しかし、そういった形の中においては、多くの時間と労力、そしてまた多くの造成、土地購入費を含めたところの財源が必要になってくる中において、これは今、弥富市の財政力の中において、新たに市街化調整区域の中に用地を求めて、合併推進債、あるいは交付税措置という対応の中でできる期間ではとてもないと判断をしているわけでございます。そうした形の中で、平成33年までに序舎としてのあり方をしっかりと組み立てていかなきやならないというのは合併推進債の基本なんですね。そういう状況の中で考えた場合において、やはりそういったことはできないと、現計画の中での基本計画を進めさせていただきたいと思っております。

なおかつ原告との話し合いということでございますけれども、どういった内容で、今、どういう形の中でお話し合いをすればいいですか。具体的におっしゃっていただけませんか。どういうことについて我々が原告側と話をするのか。原告と話をせよ、原告と話をせよとおっしゃるわけでございますけれども、もう13回も口頭弁論が開催されて、原告・被告という状況のものが続いているわけでございます。もしこういったようなことについて、本当にお互いがそういう話し合いの場を持つんならば、もっと最初の段階でそういうお話をしていたきたかったというのが私の率直な意見でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤博君） 市長から今余分に話が出たから、私も言います。初めから、例えば私が25年の6月の議会のときでも、予算のときに、もうちょっと慎重によく検討したらどうだと、議会を延長しても、あるいは臨時議会を開いてでもいいから、それまでにきちっと

調整したらどうだということも言ったけれども、提案してわずかなところで全部強行議決みたいな形でやっていった。ここに問題があるんですよ。そうしておいて、今になってそういうようなことを言われるというのは、非常に私は不愉快な思いをしております。もっと話をする機会があった。あったにもかかわらず、そういうことをしなくて、今、何をするんですかと。今のそういうような状況をきちっと考えたら、もっと市長が謙虚に耳を傾ける機会があつてもいいんじゃないですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） いろんな弥富市の政策的な課題に対して、私は強行議決というような状況で考えたことは一度もございません。議会の皆様の意見をしっかりと聞き、あるいはある意味では民意も尋ねるというような状況でパブリックコメント等を含めて、議決に対する我々としてはさまざまな意見をいただいておるところです。私こそ、この強行採決をした、強行議決をしたということに対しては、いささか佐藤議員に対して不信感を持つところでございます。互いが対峙するというような状況の中においては、なかなか現在の話の中ではいい方向は見出せないと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤博君） この問題で時間をとっておってもいけませんのでやめますが、しかし市長、それは今、あんたの言い分であって、私はもっと慎重に物事を考えることを何回でも言っていますよ。事が運ばない原因は、まず市長の政治姿勢にあったことは事実なんです。これで終わります。

続いて、この前の出前講座のときに、10月16日だったと聞いておりますが、十四山白鳥学区の出前講座では、市制10周年記念事業に総合運動公園、いわゆるサッカー場の話があつたと聞いたんですが、事実でしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） この件につきましては、議会でも全員協議会を含めて数回お話をさせていただいたところでございます。弥富市第1次総合計画にも、後期基本計画の中でも、このスポーツの振興ということに対して記載をさせていただきました。また、市民の多くから、子供たちの夢である公式試合ができるサッカー場ということに対しても、一度検討していただけないかというようなお話もございました。そういうような状況、ただ単にサッカー場だけじゃなくて、もっと多目的に高齢化社会に対応できるような総合的なグラウンドということを要望させていただいておるわけでございます。そして、多目的な施設という状況の中で、隣にテニスコート、あるいは野球場のグラウンド、あるいは三ツ又池公園といふ一体的な総合的な運動公園という構想の話をさせていただいたところでございます。

そして、具体的には、この財源としては、社会资本整備交付金というものを使っていきた

いわけでございますが、今現在私どもは数回、国会、国へ陳情に伺っております。そしてまた、この計画に対する財源をどうしていくんだということで、その交付金が、今、全国でこのような種類の基本的な考え方をお持ちのところが実態として数多くあります。そうした形の中で若干おくれをというようなことは思っておりますけれども、基本的にはしっかりと今、その準備をしているところでございます。3月議会の前にしっかりと議員の皆様方に、あるいは全員協議会等で3月議会の前に御提案申し上げ、協議をしていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 市長の今の話は長いから私は黙って聞いておったんだけど、議会の協議が進んでおらんですよ、これ。しかも、この16日だけであって、あのところでは全然この話はなかったわね。十四山だけこういう話があって、あのところではそんな話は聞いていませんよ。私はちゃんと参加していますけれども。

だから、議会のもつときちっと協議を進めて、そしてある程度議会が了解をして、ぜひやろうというようなときに、直接市民に話をするべきじゃないんでしょうかね。そうしないと、議会で決める前に、こういう出前講座で話をしてしまうと、危険が伴いますよ。そのことだけつけ加えておきます。

それから、10周年記念であるならば、もっとほかのものも考えられることが一つの方法だと思うんです。何がメインか。もっとみんなが、さすが10周年にふさわしいなというようなものを真剣に考えるべきで、ここにありましたこの資料は、余り私は感心したようなものではなかったです。もっと10周年記念にふさわしいものを一遍よく検討してみてください。

続いて、次へ参ります。

2番目としてきょう申し上げますのは、通告をしてありますように、弥富市総合戦略推進会議についてであります。

政府が進めようとしている地方創生は重要な政策であり、各地方自治体は総合戦略推進会議を組織して、それぞれ地域の実情を的確に捉え、そして目的、戦略内容を定めて総合的活性化計画を立てて実行していくこと。みんなこれはやっておるわけです。今回組織された弥富市総合戦略推進会議について、市民にもよくわかるように、今から申し上げることについて答弁をいただきたい。

まず1つ、会議の目的。2番目、具体的戦略内容。どういう方向の戦略を立てているとしているのか。それから、この委員の選任は非常に重要なんです。目的、戦略内容から考えて、委員の選任の基準とか関連選任方法について示していただきたい。この3点の質問をいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） まず最初に、会議の目的についての御質問でございますが、目的につきましては、弥富市総合戦略推進会議設置要綱に基づきまして設置をいたしたところでございます。

目的は、要綱の第1条で、まち・ひと・しごと創生法第10条第1項の規定に基づく弥富市総合戦略——以下「総合戦略」と言わせていただきますが——の策定及び推進に当たり、広く関係者の意見を反映させるため、弥富市総合戦略推進会議——推進会議と言いますが——を置くとしております。この推進会議は、次に掲げる事項について審議をするとしておりまして、人口ビジョン及び総合戦略の策定に関する事項、それから総合戦略の検証に関する事項の2つのはかに、市長が必要と認める事項としております。

推進会議につきましては、委員は15人以内で組織するとしておりまして、住民の代表者、産業界、教育機関、金融機関の各関係者、学識経験者、その他市長が必要と認める者を市長が委嘱するとしております。委員の任期につきまして2年でございまして、補欠の委員の任期は前任者の残任期間としております。なお、委員は再任されることがあります。

次に、具体的な戦略内容についての御質問でございますが、本年度において戦略を作成することとしております。現在、12月7日の第3回の推進会議において戦略の素案をお示しいたしたところでございます。また、パブリックコメントにより市民の皆様にもお諮りする予定でございます。

基本目標といたしましては、1. 安定した雇用を創出する、2. 新しい人の流れをつくる、3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する内容に沿って取り組むべき施策、事業を展開してまいりたいと考えております。

内容につきましては、先ほども申しました4つの項目の中で、基本的目標が先ほどの4つでございますが、基本的な方向といたしましては、先ほど1つ目が安定した雇用を創出するということでございまして、農業や観光業など、雇用機会の確保や創出につながる地域の特性を生かした産業政策に取り組む。それから、都市からの多様な人材の還流や地元の人材の育成、定着などを通じて、地域産業を支える人材の確保を図るというものでございまして、取り組むべき施策につきましては、農水産業の振興、担い手の育成、地元中小企業の振興と企業誘致の推進、就労の拡大などでございます。

基本目標2つ目につきましては、新しい人の流れをつくるということで……。

○15番（佐藤 博君） 部長、発言中申しわけない。文章でもらえんですか。

○総務部長（伊藤好彦君） わかりました。

○15番（佐藤 博君） 議会もこれから地方創生を議論しておるんだから、大事だから、議員に文章でもらうようにしたいと思いますが、どうでしょうか。市長、よろしいですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） この総合戦略につきましては、昨日も申し上げましたけれども、2月の下旬を目途として私ども弥富市としての計画を立てるつもりでございます。当然その前に議員の皆様方に説明を申し上げ、そして共感をいただきたいと思っておりますので、きょう、そういった御意見がございましたので、この議会中に文章として各議員に、今現在の進捗という形の中でお渡し申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） この前、この総合戦略推進会議の委員名簿はいただきました。私は委員名簿を見て、いろいろ感じたことがあるんです。大体、充て職中心です。これは非常に重要な、これから弥富をどういうふうにしていくかという重要な問題なんですから、今までにも私は述べてきたように、この学識経験者というのは非常に重要なんですよ。弥富市内の方、あるいは弥富市外の方もありますけれども、どうも偏った同じような傾向があるわけです。弥富にはすばらしい人もいるんです。それは県の部長まで務めてやつておる人もお見えですし、そういうような弥富の有能な人、行政の経験が深い人、あるいはまた見識の深い人、こういう人をもうちょっと学識経験として選んでいくことも必要だと思うんです。今回、こういうふうに選ばれておるから、今回ここで変えるということは私は申しませんけれども、そういう人をしっかりと把握して、私もそういう人たちからいろいろの知恵をかりておるところがようけあるんです。ですから、そういう人をこれから選ぶようなことを考えられたことを私は指摘しておきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今回の戦略の立案に対しては、産学官教の中で、さまざまな分野から委員としてお願いをしている状況でございます。結果としてお話をさせていただくわけじゃなくて、事前にこういう方はどうだと、議員のほうから私にお話しいただければ、我々としては検討させていただくということでございます。そういった形の中で、結果としてこの名簿はということではなくて、最初にお話をいただけませんでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 市長、それは間違っていますよ。こういうやつをやりますといつてぱっと出てきたのが、この名簿でしょう。前もって、例えばこういう戦略会議をやるから、どういう人を選ぶべきかという何か話でもあればいろいろ出せますよ。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） この名簿の作成については、全員協議会で各議員の前でお示しをさせていただきました。

[発言する者あり]

○市長（服部彰文君） いやそうじやなくて、話として、15名ぐらいで産学官教という形の中で名簿をつくりたい、それが委員ですよと。そういう形で私は事前に言っているから今言っているんですよ。いきなりこの名簿を出したわけじゃございません。御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） そうでなくて、こういうことをやりますと言っただけで、そんな今の例えは皆さん方にと。またそんな今の市長の話がないのに、この人を入れよう、あの人を入れようというようなことを言ったらまた問題が起ります。だから、みんなから例えはいい人があったら推薦してくれとか、そういうような話があれば、幾らでも推薦できるんですよ。そこが市長のやり方の問題なんですよ。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） だから、私が言いたいのは、ここでその名簿を結果として佐藤さんの御意見という形で承るよりも、私たちは全員協議会で産学官教の中で、多くの人たちの人選をしていきたいということをお話しさせていただいておるじゃないですか。そのときに……。しているよね、秘書企画課長。

○15番（佐藤 博君） 聞いた人はありますか。

○市長（服部彰文君） 私は間違いなくそういうことを言っていますよ。

○15番（佐藤 博君） 議員に聞いてください。

○市長（服部彰文君） だから、議員の皆さんにいきなり名簿を渡したんじやなくて、この総合戦略においては、産学官教の中で、その委員の構成をしていきますよというお話はさせていただいております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） そんなことで議論しておったって始まらんから。

[発言する者あり]

○15番（佐藤 博君） 何を言っているんだ、そんなこと言ってないよ。議員みんな聞いてないよ。聞いておった人はあるか。絶対ないですよ。

[発言する者あり]

○15番（佐藤 博君） そんなことは絶対聞いていませんよ。聞いておったら、そんなことは言いません。

[発言する者あり]

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） そこで、私はちょっと申し上げたいんだが、ここで今議会で、いろ

いろいろ地方創生の問題や何かがたくさん出てきました。私が今一番考えておりますのは、質問の中で、特に通告をしておりますのは、人口問題が非常に大事な問題だと。これは今までにも何回も出ています。

そこで、予想される日本の人口推移をしっかりとと考えながら見ていきまして、ちょっと飛ばしますが、最初にまず、弥富において人と働く場をどう結びつけていくか、これが非常に大事な問題であったので、最初にまず働く場、要するに企業立地とか企業誘致から、次のような調査データ、これは概算でいいですけれども、尋ねたいと思います。

まず第1番に、弥富市民の中で弥富市内で就業している人は何人ぐらいか。またパーセンテージでも結構です。それから、弥富市民の中で弥富市外で職を持っておられる方。弥富市外から弥富市内に就業しておられる方。この3点について通告がしておりますので、これについての今の数字を聞かせていただきたい。

○議長（佐藤高清君） 羽飼商工観光課長。

○商工観光課長（羽飼和彦君） 御質問の調査データにつきましては、平成22年国勢調査における就業地・通学地集計結果をもととし、就業に絞りますとデータがありませんので、就業地・通学地の合計にて回答させていただきます。

今回使用したのは、15歳以上人口の常住地または従業地・通学地による就業者・通学者数です。

まず1つ目なんですけれども、弥富市民の中で市内の就業・通学人口は、自宅での従業が2,559名、自宅外で市内での従業・通学が6,584名、合計で9,143名です。

2つ目としまして、弥富市民の中で市外での就業・通学人口は1万4,074名です。

3つ目としまして、弥富市外から市内に就業・通学している人口は1万1,688名です。以上です。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） なぜこういうことを私は申し上げたかというと、弥富の中で住んで弥富で働ける体制というのをしっかりとつくっていくことが大事だと思うんです。今、これを見ておりまして感じましたことは、弥富市民の中で外で、外というのは、弥富市外へ行って就業しておられる方が1万4,074人、大変多いです。それかというと、弥富市外から来られる方も1万1,688名。特にこれは恐らく、西部臨海工業地帯を中心とした人だろうと思うんですね。そうすると、弥富市内の方で弥富の中で働ける体制というのはどうあるべきか。これは前に私が申し上げました。例えば海翔高校だとか、この近隣の学校で、特に西部臨海工業地帯、川崎重工を始めとして、いろいろの企業で働けるような強化体制を持っていったらどうだということを、これは前に申し上げました。一遍そちらのことも考えながら、教育と関連をしながら、このデータは非常に私は大事な問題だと思いますので、よくひとつ考えて

対策を講じていただきたいと、こういうことを要望しておきます。

それから次に、弥富市が目指す人口問題の具体的対策というか、こういうのについて通告がしてあったはずなんですが、何か答弁がいただけたらいただきたいと。

○議長（佐藤高清君）　伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君）　御質問でございますが、先ほど御説明をさせていただいた戦略のところのとおりでございまして、基本目標といたしましては先ほど4つを説明させていただきました。それに沿って取り組むべき施策、事業を展開してまいりたいという考え方でございます。既に取り組んでおります子育て施策、それから子育て世代や若者の呼び込みができるような施策を推進していくことが今後考えられております。

また、駅周辺の整備、地場産業、農業の担い手の育成、企業誘致の推進など、具体策は幅広く行ってまいりますが、先ほどまことに申しわけございませんでした。戦略内容につきましては、21日の最終日にまた御説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君）　佐藤議員。

○15番（佐藤　博君）　そこで1つ私は申し上げたいのは、弥富市においてというか、服部市長の考え方かもしれませんけれども、最もおくれておる政策上の問題は土地の有効活用なんです。これは何回となく私は言ってきておるはずなんです。今は多少、車新田の市街化の問題だとか、あるいは鍋田地区の土地の活用だとか、ちょっと聞いておりますけれども、やっぱり土地の有効活用は一番大事なんです。特に愛西市、津島市等においても、土地を有効に活用して企業誘致に真剣に取り組んでおるんです。なぜかといえば、これからは地方の時代で、地方の行政能力が大きく、そのまちの活性化を生み出していくんです。ですから、弥富市でも、愛西市、津島市等は必死になってやっておられるんじゃないかなあと。この企業誘致に真剣に取り組んでおられるんで。残念ながら弥富市においては、まだ具体的なところまで出てきておりませんが、やっておられるところもあると思いますけれども、特に西部臨海工業地帯があつて税収も順調だなんていうような考え方であぐらをかいておったら、これはやっぱり将来負けてまうから、しっかりと土地の有効活用の総合的なもの、そしてただ計画を立てるだけでなく、具体的に一遍、どういうところをどういうようにやっておるかというのを、ひとつ今の経過を、これも文章でできたらいただきたい。

時間が参りましたので、以上をもって終わりますが、そういうようなしっかりと戦略を考えて、ただ考えるだけでなく実行すると。こういうことを申し上げて、質問を終わります。

○議長（佐藤高清君）　次に早川公二議員、お願いします。

○6番（早川公二君）　6番　早川公二です。

通告に従いまして質問していきます。

まずは、市制10周年記念事業についてであります。

市制10周年記念で記念切手をつくってはどうかということで質問していきたいと思います。

市制10周年記念事業として、さまざまなイベントが計画されておりますが、何年たっても、過去に10周年記念事業が行われたと、いつまでもいい思い出となって残るよう記念切手をつくってはどうか。知多市では、知多市にかかるイベントやキャラクターなどを題材としたオリジナルフレーム切手を2015年8月24日に販売開始をし、現時点での残り数十セットとなっております。春日井市も市制70周年記念として、春日井は3集ということで、2012年に1集目として2,000セット、2013年に2集目として2,000セット、3集目として2014年に、これも2,000セットと3回に分けてつくっています。本市でも記念切手をつくってはどうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 早川議員の御質問にお答えをいたします。

記念切手をつくってはどうかとのことでございますが、市制10周年記念事業といたしましては、いろいろと今、計画をさせていただいているところでございますが、これにつきまして、式典、それからあいち花フェスタ2016、これは仮称でございます。それから金魚サミット2016、それからテレビ等の公開番組、市内見学ツアーなど、多くの市民の皆様に喜んでいただける参加型の記念事業を数多く計画しておるところでございます。

議員提案の記念切手でございますが、今回、記念切手の作製については今のところ考えておりませんので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 考えてないということですので。ただ、記念品をつくって、何年たつても記憶に残るようなものがあればいいかなあと思って質問させていただきました。非常に残念でございます。次に移ります。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 以前に記念シートをつくったんです。その当時は52円切手ということでございますけれども、議員の中では御承知の方も見えると思いますけれども、物すごい高くつくんです。郵便局にも利益を計上しているんですが、まだその在庫はいっぱいあります。正直な話です。だから、そういうことも含めて、記念事業としては考えておりませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 以前つくったのが在庫があるというのもちょっとあれなんですかとも、もう一回話を戻しますけれども、オリジナルフレーム切手というのは、郵便局が、最低1,000シートなんですね、1,000シートつくって、完売する見込みがあるとなれば、市が買い

取らなくても郵便局で販売するという制度なもんですから、僕はそのことを言っていたんで、今回、つくらないということなんで、この件についてはもういいです。

次、三ツ又池でも市制10周年記念として芝桜まつりと健康フェスタ、これは毎年やられている事業なんですが、この芝桜まつりも、年々芝桜の数もふえていて、それに伴い来場者数も年々ふえておりますので、来年度は10周年ということもあり、多くの人でぎわうこと信じております。きれいに整備された三ツ又池公園を多くの方に見てもらう、知ってもらえるわけですが、きちんと整備、管理されているのかと思い見てみると、このままでいいのか、この荒れた現状を見せてよいのかと思うところがあります。それが菖蒲園であります。ショウブはあるのか。どう見ても見当たらないが、来年度に向けて新しく植えるのか。また、菖蒲園の中を通るハツ橋はどうなのか、これはとても歩きたいと思うようなものではあります。木が腐っている箇所が目立ち、補修してあるところもあるが、その補修の仕方が何ともお粗末であります。コンパネを張りつけただけのお粗末な補修、当然段差があるので、つまずくこともあります。このままでよいのか、きちんと補修する計画はあるのか、お伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） お答えします。

議員の言われました菖蒲園でございますけれども、ショウブは現在枯れてしまって、ヨシのほうがすごく生い茂っておるという状況でございます。また、園内を散策するための橋、今のハツ橋といいますけれども、それも損傷部分が多く、修繕が追いつかないという状況でございます。

ショウブにつきましては、議員も御承知かと思いますけれども、管理がとても難しく、毎年、維持管理にも多額の費用がかかると、必要になるということでございます。また、ハツ橋におきましても、抜本的な改修が必要であり、こちらについても費用が多額になるということになります。

市いたしましては、菖蒲園を再生するのではなく、違う形で有効な活用ができないか、来年度、県と調整しながら基本構想を取りまとめていきたいと考えております。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） ショウブは植えないということでいいんですね。別の使い方をすることなんですが、そしたらこの菖蒲園は、これが親水広場と、これは菖蒲園ですよね。この菖蒲園をいっそ埋めてしまって、この親水砂浜広場一体で使用ができるような、そういう使用目的を持って改修してはどうかなあと思います。

3つほど提案しますが、これだけの敷地面積があったら、ゴルフのショートコースが十分できるのではないかということあります。バンカーの練習とか、アプローチの練習ができ

るショートコースをつくってはどうか。2点目、グラウンドゴルフとほぼ同じでありますパークゴルフ、芝生の上でするグラウンドゴルフに似たパークゴルフ場にしてはどうか。3点目、健康遊具を設置してはどうか。お伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 菖蒲園の周りには管理用道路がありまして、多くの市民の方がランニングだとか散策などに御利用している状況でございます。先ほど答弁を申し上げましたけれども、こういった利用状況を勘案しながら、多くの市民の皆様が菖蒲園を違う形で有効に活用できる場所になるよう、議員の御意見も参考とさせていただきながら、来年度、基本構想として取りまとめていきたいと考えております。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 来年度まとめるって、来年度は市制10周年で、実際、芝桜まつりだとか健康フェスタで多くの来場者が来るんですよね。あの現状を見せるというのは、私にとっては非常に恥ずかしいことなんですね。それこそ来年度、あのままの状態だったら、菖蒲園の周り、工事用のAバリを張って改修中とか、そうしておいたほうがよほどいいのかなと思いますので、現状を見せるのは、あんなハツ橋、あんな木の腐ったようなものを見せるというのはちょっと恥ずかしいかなと思いますので、もう一度、市制10周年に向けて何とかできないかということを考えさせていただきますことを強く要望しておきます。

それで、これは通告外なんですが、三ツ又池公園を使った10周年イベントとして、先日、あま市にイルミネーションを見に行ってきました。非常に盛況で、商工会青年部が主体となってやっているんですか、数年前からやっていますけれども、この三ツ又池公園を使って、冬の寒い時期、クリスマス前から正月、元旦明けまで、芝桜がちょうど枯れていますので、芝桜に似せたピンクのイルミネーションとか、そういうこともやったらどうかなということを提案しておきますので、よろしくお願ひいたします。

次は、災害後の瓦れきについてであります。

将来の発生が想定されている南海トラフ地震等の大規模災害における大量の災害廃棄物に対応ができるのかと思い、質問します。

愛知県の市町村別災害廃棄物等発生量推計で、本市においては災害廃棄物53万8,329トン、津波堆積物87万9,080トン。この津波堆積物は、愛知県内で3番目に多いという状況であります。合計141万7,408トンと推計されております。これはトンでの表示ですと余りイメージがしにくいので、立米での試算もしてもらいました。立米での試算では、災害廃棄物52万6,916立米、津波堆積物68万6,780立米、合計121万3,697立米であります。この量は、名古屋ドームが170万立米で、約0.7杯分であります。小学校にある25メータープールで換算しますと、25メーター掛ける15メーター掛ける水深1.2メートルで450立米で2,697杯分、水深1メ

一トルで計算しますと3,236杯分あります。これだけ多くの災害廃棄物が発生すると推計されております。

この廃棄物を仮置くのに必要な敷地面積を単純に計算しますと、5メートル積み上げた場合で24万2,739平米必要あります。プールの面積にしますと647個分ですが、この数値は四方を垂直に積み上げた場合です。実際には廃棄物の四方を垂直に積み上げることは不可能で、敷地も搬入量や積み上げた廃棄物が崩れ落ちること等を考慮しますと敷地いっぱい使うことができませんので、実際には1.2から1.3倍の30万平米ほど必要ではないかと思います。

そこでお尋ねします。

今現在、災害廃棄物の仮置き場を確保してあるのか、そしてまた確保してあるなら何平米ほどの敷地があるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 早川議員に御答弁申し上げます。

これは、ことしの7月2日に県から、災害廃棄物処理計画の策定という形で、先ほど議員のほうもお話がありましたけれども、その発生数量がそれぞれの自治体ごとに発表されたわけでございます。弥富市が、もし災害等があったときにおいては、141万7,000トンほどの廃棄物が発生するよと推計されております。

今、私ども市内には、この仮置き場として利用可能なオープンスペースというか、これは公園であるとか、グラウンドであるとか、そういったようなところがあるわけでございますけれども、約15万平米確保することができると思っております。そうした中では、先ほどの高さだとか量を考えていった場合に、15万平米で大丈夫かということになるわけでございますけれども、ごみはいつまでもそこにあるわけじゃございません。いろいろの形で細分化しながら処理をしていくことが可能であるわけでございますので、約15万平米あれば、ずうっと回していくような状況というのは、1次仮置き場から2次仮置き場というような形の中で産業廃棄物を回していくければ可能ではないかなあと思っておるところでございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） そうなんですよね。事前の打ち合わせで、15万平米ほどということで聞いておったもんですから、現実は15万平米といいますと、垂直に5メーター積み上げた場合で75万立米で、これの大体8割ぐらいしか置けないので、60立米ぐらいしか置けないのではないかかなあと思って、そうすると発生推計量の半分しか置けないということであったもんですから、それを次に質問しようと思ったんですけど、市長に先に答弁されてしましましたので、これはいいとして。

最後に1点、速やかに処理をしていくといつても、どういうふうに迅速に処理をしていくのかということを確認したいんです。災害廃棄物処理業者と事前にそういう協定を結んでお

るのかとか、常総市の場合ですと推計されているごみの量が9万トンで、常総市の場合は敷地面積16万平米を使っての処理になっております。9万トンで16万平米ですよ。うちがだつて、その10倍ぐらいあって15万平米で十分だというのは果たしてどうかなあと疑問に思うところがありますので、市長が先ほど言ったように、ずっと置いておくんじゃないと、迅速に1次から2次へ持っていくんだと言うんですけれども、その裏づけみたいなものがあったら教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

災害に対する協定というのは、いろんな団体と組ませていただいております。1つは建設業協力会、弥富市の公共事業等を請け負っていただいている建設業者の方々と災害協定を結ばせていただいております。この方たちは、大型車両等を含めて、いろんな機械であるとか、そういうものをお持ちでございますので、協力していただけると思います。

もう1つは、この8月27日付で、災害時における廃棄物の処理等に関する協定を愛知県産業廃棄物協会とさせていただいております。これは、4市2町1村の中で、海部地域全体で、この産業廃棄物の協会と、いわゆる有事の際のそれを処理していただくということについての協定を結んでいるところでございます。

そういう方に御協力をいただいて、仮置き場であるとか、2次置き場の中で順次処分をしていかなきゃならんと思っておるところでございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 通告のありました一般質問は全て終了しました。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時48分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 議員 武 田 正 樹

同 議員 伊藤正信

平成27年12月11日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである (18名)

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 伊藤 勝巳  | 2番  | 川瀬 知之 |
| 3番  | 鈴木 みどり | 4番  | 那須 英二 |
| 5番  | 三宮 十五郎 | 6番  | 早川 公二 |
| 7番  | 平野 広行  | 8番  | 三浦 義光 |
| 9番  | 横井 昌明  | 10番 | 堀岡 敏喜 |
| 11番 | 炭竈 ふく代 | 12番 | 山口 敏子 |
| 13番 | 小坂井 実  | 14番 | 佐藤 高清 |
| 15番 | 佐藤 博   | 16番 | 武田 正樹 |
| 17番 | 伊藤 正信  | 18番 | 大原 功  |

2. 欠席議員は次のとおりである (なし)

3. 会議録署名議員

|     |      |    |       |
|-----|------|----|-------|
| 18番 | 大原 功 | 1番 | 伊藤 勝巳 |
|-----|------|----|-------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (33名)

|              |       |              |       |
|--------------|-------|--------------|-------|
| 市長           | 服部 彰文 | 副市長          | 大木 博雄 |
| 教育長          | 下里 博昭 | 総務部長         | 伊藤 好彦 |
| 民生部長兼福祉事務所長  | 伊藤 久幸 | 開発部長         | 竹川 彰  |
| 教育部長         | 八木 春美 | 総務部次長兼財政課長   | 渡辺 秀樹 |
| 総務部次長兼秘書企画課長 | 山口 精宏 | 総務部次長兼危機管理課長 | 橋村 正則 |
| 民生部次長兼十四山支所長 | 松川 保博 | 民生部次長兼児童課長   | 村瀬 美樹 |
| 会計管理者兼会計課長   | 山守 修  | 監査委員長        | 平野 宗治 |
| 総務課長         | 立松 則明 | 庁舎建設室長       | 伊藤 重行 |
| 税務課長         | 山下 正巳 | 収納課長         | 鈴木 浩二 |
| 市民課長兼鍋田支所長   | 横山 和久 | 保険年金課長       | 佐藤 栄一 |
| 環境課長         | 伊藤 仁史 | 健康推進課長       | 花井 明弘 |
| 福祉課長         | 宇佐美 悟 | 介護高齢課長       | 半田 安利 |

|                |       |        |        |
|----------------|-------|--------|--------|
| 総合福祉センター<br>所長 | 村瀬修   | 農政課長   | 安井耕史   |
| 商工観光課長         | 羽飼和彦  | 土木課長   | 山田宏淑   |
| 都市計画課長         | 大野勝貴  | 下水道課長  | 小笠原己喜雄 |
| 学校教育課長         | 水谷みどり | 生涯学習課長 | 安井文雄   |
| 図書館長           | 山田淳   |        |        |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 三輪眞士 | 書記 | 浅野克教 |
| 書記     | 伊藤国幸 |    |      |

6. 議事日程

- |              |                                                              |
|--------------|--------------------------------------------------------------|
| 日程第1         | 会議録署名議員の指名                                                   |
| 日程第2 議案第44号  | 弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について |
| 日程第3 議案第45号  | 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について                     |
| 日程第4 議案第46号  | 弥富市税条例の一部改正について                                              |
| 日程第5 議案第47号  | 弥富市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正について                                 |
| 日程第6 議案第48号  | 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について                                    |
| 日程第7 議案第49号  | 弥富市障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について                                  |
| 日程第8 議案第50号  | 弥富市十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について                               |
| 日程第9 議案第51号  | 弥富市高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について                                  |
| 日程第10 議案第52号 | 弥富市十四山高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について                               |
| 日程第11 議案第53号 | 弥富市デイサービスセンターの指定管理者の指定について                                   |
| 日程第12 議案第54号 | 弥富市南デイサービスセンターの指定管理者の指定について                                  |
| 日程第13 議案第55号 | 弥富市介護保険条例の一部改正について                                           |
| 日程第14 議案第56号 | 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について                                        |
| 日程第15 議案第57号 | 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第4号）                                       |
| 日程第16 議案第58号 | 平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）                                   |

(追加提案)

- |              |                                |
|--------------|--------------------------------|
| 日程第17 議案第59号 | 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第5号）         |
| 日程第18 議案第60号 | 平成27年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、大原功議員と伊藤勝巳議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第2 議案第44号 弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について**

**日程第3 議案第45号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について**

**日程第4 議案第46号 弥富市税条例の一部改正について**

**日程第5 議案第47号 弥富市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正について**

**日程第6 議案第48号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について**

**日程第7 議案第49号 弥富市障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について**

**日程第8 議案第50号 弥富市十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について**

**日程第9 議案第51号 弥富市高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について**

**日程第10 議案第52号 弥富市十四山高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について**

**日程第11 議案第53号 弥富市デイサービスセンターの指定管理者の指定について**

**日程第12 議案第54号 弥富市南デイサービスセンターの指定管理者の指定について**

**日程第13 議案第55号 弥富市介護保険条例の一部改正について**

**日程第14 議案第56号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について**

**日程第15 議案第57号 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第4号）**

**日程第16 議案第58号 平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）**

○議長（佐藤高清君） この際、日程第2、議案第44号から日程第16、議案第58号まで、以上15件を一括議題とします。

本案15件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず佐藤博議員、お願いします。

○15番（佐藤 博君） 通告に従いまして、議案第44号弥富市行政手続における特定の個人

を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、要するにマイナンバー制度であります。これについて質問をしたいと思います。

特にこのマイナンバー制度は、国会で余り十分に審議をされずに決まってきておると、こういう経過があるわけであります。そういうところから、国民にもわかりにくい、また私どもも、不勉強と言われればそれまででありますけれども、大変わかりにくいので、きょうは議会できちっと尋ねておきたいと。市当局もわからないところがたくさんあるだろうと私は思っておるんですけども、一応今のところで確認されておる点だけひとつきちっと尋ねたいと思います。最初に、マイナンバー制度の目的と内容について、よくわかるようにひとつできるだけ詳しく説明をいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君）　伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君）　皆さん、おはようございます。

佐藤議員の御質問にお答えをいたします。

マイナンバー制度につきましての目的・内容についての御質問でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の目的でございますが、税・社会保障・災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人であることを確認するためのものでございます。

この条例を制定することで、法律に定めてある事務以外の事務に、市として個人番号（マイナンバー）を使用することができるようになるためのものでございます。

今回の条例改正の部分でございますが、内容といたしましては、別表第1で、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の事務について個人番号（マイナンバー）を利用できるようにし、別表第2で、特別障害者手当等の事務で愛知県の上乗せ手当の支給要件に係る法定手当の認定情報を府内連携により取得できるようにするためのものでございます。

今後、事務で個人番号（マイナンバー）を利用する場合は、別表第1でその事務を定め、別表第2で府内連携で取得する特定個人情報を定めることになっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君）　佐藤議員。

○15番（佐藤　博君）　一応今の総務部長の説明によれば、これは大した問題ではないかと思う面もありますけれども、今一番みんなが心配されておることは、やっぱりこのマイナンバー制度によってプライバシーの侵害が起こるんじゃないかと、こういうことが盛んに今言われておるわけであります。

実は、私のところも一昨日ようやく届きました。ところが、うちの者の話として、みんなが慌ててこれは書くべきことではないというようなことを言っておられるんだが、どうするんですかといって私に言うから、きょう一遍きちっと聞いて、それから考えようといって、

私はうちには言ってきたわけであります。これは正直な話です。

ということは、これからだんだん難しい問題が出てくると思いますのは、要するにこのマイナンバー制度によって、今言われたようなものだけで終わればいいんですけども、続いて次から次へとこれによつていろいろ個人の、私は戦時中育っていますからあれですが、戦時中には政府によって、あるいはまた地方自治体、あるいは警察当局によって、一人一人の居場所から何をやっておるかということまで全部、1年に2回ぐらいずつ警察当局によつてチェックをされてきた、そういう経過があるわけであります。それに近いんじゃないかということも一部感じますので、特に国会で十分な審議がされていないこともありますので、ここの中でメリット・デメリットというような点でわかつておる範囲において、市長の見解を尋ねたいと、こういうように思います。

○議長（佐藤高清君）　伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君）　まずマイナンバーの今後の流れでございますが、現在、通知カードが配付されております。まだ届いていないところも少々あるようでございますが、これで今後の予定といたしましては、平成28年1月から個人番号カードの交付、これは希望者のみでございますが、開始されます。

それから、平成29年1月から国レベルでの情報連携が開始されるという予定でございます。

それから、平成29年7月から地方公共団体レベルでの情報連携が開始されるということになつております。

あと、平成30年の10月以降でございますが、民間の利用開始となっておりまして、時期、内容、内容というのは銀行口座とか医療の関係でございますが、こちらについては10月以降から始まるということで、細かい内容はまだ決まっていないということでございました。

それから、メリット・デメリットについての御質問でございますが、メリットにつきましては、1つ目は、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行うことができますということでございます。これは、公平・公正な社会の実現ということでございます。

2つ目は、添付書類の削減など、行政手續が簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関が持つている自分の情報を確認したり、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ったりできるということでございます。これは、国民の利便性の向上ということでございます。

3つ目につきましては、行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が削減されます。複数の業務の間で連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されるということでございます。これは、行政の効率化ということでござ

ざいます。

番号制に対する国民の懸念といたしましては、個人情報が外部に漏えいするのではないかといった懸念や個人番号が不正に利用されるのではないかといった懸念、また国家により個人のさまざまな個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合され、一元管理されるのではないかといった懸念がございますが、対応といたしましては、制度面における保護措置やシステム面における保護措置がございます。

制度面でございますが、5つございまして、1つ目は本人確認の措置、それから2番目は、番号法の規定によるものを除き、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成の禁止、3つ目は特定個人情報保護委員会による監視・監督、4番目は罰則の強化、5つ目は情報提供等記録開示システムによる情報提供等記録の確認などがございます。

システム面につきましては4つございまして、個人情報を一元的に管理せず、分散管理を実施いたします。2つ目は、個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施いたします。3つ目は、アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施いたします。4つ目は、通信の暗号化を実施するなどして、個人情報に対する情報の管理について進め、対応しているというところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 今総務部長からいろいろと答弁をいただいたわけですけれども、メモもなかなかできませんので、一遍きちっと両方に分けて、こういうようになりますよということと、それに対してのメリットとデメリットと分けて、ひとつ文書でいただけないだろか、こういうように要望したいと思います。

問題は、今国民の中で、今私が申し上げましたように、慌てて書かないと、こういうムードが非常にあるんですよ、これ。ということは、きっちとしたことが知らされていないと。

特に私が心配をしておりますのは、この裁判というか訴訟が起こってきていますね、これによって。そういうことから、これを拒否した場合どういうような罰則があるのか、これがまず1つ。

それから、これが利用されるというか活用できる、両方ですが、個人のほうの活用もあるでしょうし、あるいは行政、あるいは民間、全てのところの活用に問題はあるんではないか、こういうことが心配されておるわけであります。できれば、こういうようなマイナンバー制度で今の成功しておるような国の一例があったら聞かせていただきたいと思うわけであります。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 先ほど議員が御質問されました、国民からプライバートの侵害を理由に裁判になっているという御質問でございますが、これにつきましては、12月1日にマイナンバー制度の運用は憲法で保障されたプライバシー権などを侵害するとして東京地裁に

提訴されたこと、また東京以外にも仙台、新潟、金沢、大阪の4つの地方裁判所で提訴が行われたということは承知しております。

それから、個人番号を拒否できるのかとか、拒否した場合の罰則はあるのかという御質問でございますが、まず申請時の番号記入拒否の場合でございますが、申請書などに個人番号を記載することが各制度における法的義務であることを御説明させていただきます。記載していただくようお願いはさせていただきますが、それでも拒否をされる場合にはそのまま受理をさせていただきます。

それから、カードの受け取り等拒否する場合でございますが、現時点の回答でございますが、通知カードの受け取り拒否を行うことはできます。その場合、3カ月は市役所にて保管をしなければならないこととなっております。その後、廃棄することになります。必要になった場合は、再交付の扱いになりますので、手数料が必要になります。拒否した場合の罰則はございません。

それから、先進地、成功している国はどうかというお尋ねでございますが、まことに申しわけございません、今のところちょっと確認はしておりません。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 今の答弁の中でちょっと疑問を感じるのは、義務であるということになったら、義務を果たさなかつたら罰則がつくんじゃないかと思うんですが、義務なのか、希望でいくのか、その点ははつきりとしないとちょっといかんと思うんです。

それからもう1つ、これは実は私も余り詳しいことは知りませんけれども、アメリカはこのマイナンバー制度に近いものがあるんです。ところが、アメリカの場合には、はつきりと福祉番号という形、福祉番号制度ということで、福祉に使うということで、要するに医療とか福祉、教育、それから年金とか、こういうようなものに限定をした福祉番号というのがあるそうです。だから、今の問題は余り起こらないと。

特に日本のマイナンバーというのは非常に分野が広いわけです。今答弁の中にもあったように、平成30年10月から、個人の貯金通帳とか預金通帳、全てが税務署に提出せんならんことになるんです。やっぱり自由主義国家というのは、いささかそういうようなものが義務づけられるというのが、これは自由主義国家ではなくて、むしろ社会主義国家のあり方じゃないかなあと、こういうようなことも感じるわけなんです。

そういうことで、確かに地方自治体が今回条例として定めておる分野だけを見ればいいですが、その後次から次へと起こってくるのは、行政だけでなく、銀行だとか、あるいは証券取引所だとか、こういうところが全部マイナンバーを届けるようになっていくんです。もう今、恐らく株を持っておられる方は、配当なんかに全部マイナンバーを届けてくれというやつができるるはずなんです。

そういう点からいくと、大変やっぱり問題が起こってくるんじゃないかなあと、こういうことも考えられるんですけども、今回出された条例の範囲内でおさまればいいけれども、これがそういう発展的に、個人の資産とか預金とか全てに、行政だけでなく、税務署はもちろん、それから銀行とか証券会社とか、こういうところに全て届け出をしていくという、こういうことについてはいささか問題があるんじゃないかなあと、こういうものは想定しておるでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

佐藤議員の御質問にお答えするというか、私の意見になるわけでございますけれども、これは今、国から定められて、我々としてはマイナンバー制度についてしっかりと地方自治の中で啓発をし、住民の皆様に徹底していただきたいという中で、先ほど所管の担当部長が説明させていただいたとおりでございます。

今後、さまざまな分野においてマイナンバー制度が利用されるという平成30年あるいは33年以降ということについて、そういうようなことが心配されるわけでございますが、あくまでも公平・公正な社会の実現であったり、あるいは私どもからすると、国民の皆様の利便性の向上を図っていく、あるいは私ども行政といたしましては効率化を図っていくという形でございます。

今、佐藤議員が御心配の、いわゆる個人情報がさまざまな分野で漏れて、あるいはそれが追及されるというようなことが心配されます。こういうような状況になった場合は、マイナンバー制度はやはり行き着くところ、大変だめになっていくだろうと思っております。そういったような懸念はありますけれども、現状としては、先ほど言ったようなメリットということを追求していきたいと考えていかなきやいかんと思っております。

先日も、愛知県選出の国会議員と私ども市町村の代表者がマイナンバー制度についてお話をさせていただいたこともあります。お名前は申し上げませんけれども、ある都会の市長さんは、これはやはり社会主义国家における一つの制度のあり方ではないかという形で、やはり自由主義社会であるとか、そういったことに対してはなじまないということをおっしゃっておりました。将来的にそういういろんな応用範囲が出てくると、本当に個人が全て裸になってしまふというような心配、こういうような状況の中で、マイナンバー制度そのものが行き詰まってしまうというようなことも懸念をされるということは意見としてありました。

しかし、今は、先ほども言った住民の皆様の利便性と我々の行政の効率化を図っていきたいと考えております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤博君） そこで、市長も大体認識をしておられると思うんだけれども、一旦

こういうの、制度、例えばつくってしまうと、後、取り返しがつかないようになる可能性があるんですよね。だから、そこに私は問題が起るんじゃないだろうかと。

公平・公正な社会といふんだけれども、やっぱり努力をした人は努力が報われる社会が自由主義国家なんです。全て平等の原則というのは、これはやっぱり社会主義的な考え方なんですね。そういうことから、アメリカなんかでは、これも私ちょっと聞いただけのことだからどうなっておるかという細かいことまではわかりませんけれども、アメリカあたりのナンバー制度は福祉ナンバーという名前なんです。だから、教育とか、今言いましたように医療とか限られたもの、こういうものしか使わないことになっておるんですね。私は、さすがやっぱりアメリカの場合には自由主義国家だなあと、こう感じたわけなんです。

そういうことで、一旦決めてしまうと後に取り返しがつかなくなる可能性もあるという、私は心配をしております。これだけは、はっきりと申し上げておきたいと思います。

それと、今そういうような訴訟が起こっていますので、もうちょっと裁判所の判断を待つてから決めていくようにするのも一つの方法でないかなあと思っておるんです。ところが、地方自治体の場合には一応こういう形で今の条例にするよという、これは拒否はできないかもしれんけれども、慎重に考えるべきものはそういうようなことで、裁判で裁判所がどういう判決を下すか、これも見守る必要がある気もいたします。そういう点で、もう少し慎重に取り扱うことも必要ではないかと、私ははっきりと申し上げておきたいと思います。

特に最近は、安倍内閣の政治姿勢というのは非常に私疑問を持つんです。私が一番これから起こり得ることは何であるかというと、マイナンバー制度で個人の資産とか、あるいは預金とか証券とか、こういうようなもの全てあぶり出してしまった結果、やっぱりデノミが行われるんではないかなあと。今、国は、昨年末ですか、やっぱり1,056兆円の国債の発行をしておりますが、この償還、なかなか大変なんですよ。今、全然これを減らす見通しがないんです。ということになると、これをやっぱり償還するには、1つにはデノミを実行して、そして今の物価を上げていく、例えて言えば、1万円のものが100円になるわけです。そして、札がかわれば、デノミは皆さん方経験しておられると思いますが、私らは子供のころに経験しておるわけですが、そうすると、たんす預金とか、いろいろなところのものは全部かえんならんから、これはもうとにかく個人の資産は全部明らかにせざるを得ん。明らかにしないと新札にかえられませんからね。ということになると、1万円のものが100円になったと。あのときはこれ1万円しておったわなあと、100円だから200円ぐらいで買っても、また将来高くなるからいいだろうなんていうようなことで、デノミをやれば物価は必ず上がるんです。これは、過去の先進国と言えども、あるいはまた日本でもそういうことで、デノミをやった後は物価が必ず上がるんです。これをやらなきや今のデノミの意味はないんです。そういうことからいくと、私は恐らくデノミの前兆ではないかなあと、マイナンバー制度とい

うのはデノミの前兆ではないかなあと、こういうことも一つ考えておるわけであります。

そこで、私たちは一応いろいろのことをやっぱりよく考えて議論をした上で決めていくことが必要だと思いますが、地方自治体の今は1つにはこういう条例制定をしなきやならんということだから、これを反対するわけにはいきませんけれども、将来的には非常に危険なものであるという認識のもとに、これから議論をやってもらいたいと思うわけであります。

そういうことから、今、日本の国は大変危険な政治状況でもあると、憲法改正も今度の選挙では恐らく出てくるでしょうし、そしてデノミはそう簡単に前から言いません。選挙で体制が整ったら一気にやらなきや、初めからデノミを出したら、これは国民が警戒してできませんので、デノミは一気にやるんです。これは今までの例であります。

そんなことから、今、大変危険な日本の政治状況があると、こういうことを私は考えておりますので、そういうことも含めて、やっぱり慎重に取り扱いをしていただくことを要望して、私は終わりたいと思います。終わりります。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 済みません。実は、マイナンバー制度で、今私たちの市民課がてんてこ舞いの状態をしておるわけでございます。この場をかりまして、大変通知カードがおくれてしまっているということに対しても心からおわびを申し上げるわけでございますけれども、そしてまた一部の個人の名前において誤配があったということについても大変御迷惑をかけました。

マイナンバー制度がこれから具体的に市民課を中心として、あと税務課でございますけれども、我々職員もしっかりと勉強して、マイナンバー制度がスムーズに運用できるように努力をしていきたいと思っております。また、議員各位におかれましても御理解をいただきながら、御助言もいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○15番（佐藤博君） 市長の答弁があったので。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤博君） やっぱり地方分権の時代なんですね。しかも、今は地方失権です。だから、いかんものはいかんということがもうちょっと言えないかんと思うんです。国がこういうふうで制度をつくれと言ったら、はいというだけでなくて、もっとやっぱりそういう、これはだめですと物も言える、私はそういう点で沖縄の翁長知事は大変立派だと思っておるんです。ああいうような今の地方自治体の首長がどんどん出てこんと、今の政治状況は極めて危険だということを私はつけ加えて終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、三宮十五郎議員、お願いします。

○5番（三宮十五郎君） 私も通告で、議案44号、46号、55号、56号はマイナンバーに関するものでありますので、その取り扱い、特に住民の皆さんにいろいろと御不便を窓口でかける

ようなことがないようにしていただきたいということを中心にしながら、この問題についてお尋ねいたします。

先ほども、マイナンバーの記入を拒否したということで書類の受け付けをしないことはないということが言われましたが、確かに法律で決められておりまますし、それからもう1つは、まだいろんな国や地方自治体の制度の中で、マイナンバーを記入する書式になっておるものとなっていないものが混在していますよね。これについて、パブリックコメント中だとか、いろんなことを理由にして、現在は、例えば健康保険の番号だとマイナンバーとかを選択する仕組みだとか、いろんなことがあるんですが、事業者に対しては国が説明しているんですが、地方自治体に対してはそういう説明も一切していないんですね。そういうことがわからないと、結局何か手続するときにマイナンバーの番号を書いたものかカードを持って歩かなきゃできないということで、そういうことからも紛失したり、いろんな可能性もありますが、しかし既に国税庁なんかも、マイナンバーの記載がないことを理由にした書類の受け付けをしないということはないと。記載は法律で義務づけられているものもあるし、現在は選択性のものもある。本当に複雑な仕組みになっている中で、窓口、本当に大混乱すると思うんですね。

そこへもってきて、私のところにも何件か相談があるんですが、やっぱり高齢期のひとり暮らしだったり、お年寄りだけの人たちだったりだと、ああいう文書を見てもよくわからぬ人って結構おりますよね。そうすると、今の市のいろんな制度の中でも、例えば一定の年齢の高齢者の皆さんのが医療無料制度なんかの無料証を出すときもそうですが、今、少なくとも県以上が決めておる書類のほかに、弥富市はさらにそれにその間の水道料金だと家賃の領収書を沿えるとかということをしておる例があります。

実際の運用の状況を見ますと、職員の皆さんのがきちんと対応がされておるところでは、そういう書類に対して、少なくとも法律上で定められたり、きちんと県以上の様式の中で定められている書類さえそろっておれば、手当やなんかは支給をするとかということもありますが、もう一方で、その要件がそろっていないと窓口で受け付けないというのも現に、県以上の制度で定められた要件の様式さえそろっておれば、一方では手当を出す。ところがもう一方で、市の単独の無料制度、高齢者の人たちに対するひとり暮らし老人の非課税の無料制度なんかを、今言った市の定めた書類、県や国の制度を超えるような家賃の領収書だと、それから水道料金の領収書だと、本当にその人の名義になっておって、ひとり暮らしになっているかどうかを常時確認する必要があるというような言い方をされて、そういうものがそろわなければ受け付けないということを窓口で言われる職員の皆さんもおるというふうに、非常に今の仕組み中でも弥富市の事務の執行というのは職員の人の理解によって、実際に住民との間で差がある状況が私もこここのところ何件か見てきたんですが、まず私が一番最初に

お尋ねをしたいのは、そういうものを十分市民の人たちが理解できない状況のもとでも事務がスムーズにいくというのは、必要な書類はきちんと受け付けることだと思いますし、または必要なサポートをしていただくということだと思いますが、そういうところで非常に今混乱しておる中で、それぞれの窓口も大変な状態だと思うんですが、まず何よりも市民の利益を優先するという立場で対応していただくことができるかということを最初に確認させていただきますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君）　伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君）　お尋ねの件でございますけれども、これは窓口対応のことかと思っております。議員の言われます添付書類等ですね、そういったものはどういう制度におけるどういうものかというのはちょっとわかりかねるところがあるわけですが、今のお話ですと、生活保護の関係の制度のもののお話かなあとは思っております。こういったものにつきましても、課の中で統一した見解の中で対応させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤高清君）　服部市長。

○市長（服部彰文君）　今回、マイナンバー制度が具体的に窓口で対応するということになりますと、私どもとしては、福祉課、税務課、あるいは保険年金課、介護高齢課、こういったところが一番、窓口の中では申請書類等も含めて多いですから、そんなところになるわけですが、住民の皆様が、先ほども言っておりますように、不利益なことにならないように、極力努めていかなければなりません。あるいは、マイナンバー制度そのものについて、番号を御存じない方もお見えになるかもしれません。そういう中で照合させていただいて、番号を記するというようなことについては説明をさせていただきます。きちんと説明をさせていただいて、それでもマイナンバーを書くことについて拒否された場合においては、これはもうやむを得ないと思っております。

しかし、先ほども出ておりますように、いろんな添付書類というようなことが必要になつてきますと、従来どおり有料になってくる部分もあるわけでございますので、番号をきちんと記入していただくことにおいて、私どもとしての行政の効率化というような状況の中で連携がとつていけるというようなこともございますので、ぜひそれにつきましてはよく御相談の上、よく話をさせていただいた上で番号を記入していただいたほうがベターかなあとは思っております。いずれにいたしましても、個人の方が不利益になるようなことは決してないようにしていきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君）　三宮議員。

○5番（三宮十五郎君）　今、民生部長の答弁ですと、統一したということで今の制度についてもやっているというお話なんですが、私が直接経験をしたのは、1つは児童扶養手当、母

子手当の関係ですね。ここも結構厳しいそういうチェックがあるんですが、ただ弥富市が独自に設けたそういう添付ですね、これがない場合でも、実際にしょうちゅう行っていますからね、事実も確認できるし、県以上が定めた様式の証明がそろっておるものについては、児童課は手当を支給しています。書類にはないともらえない場合がありますと書いてありますが、弥富市が独自に定めた上乗せ基準、本人をチェックする、それがなくても手当を出しておる事例があります。

それから、保険課の対応でいいますと、要するに、家賃だとか、しかも1回だけじゃなくて一定期間、半年だとか数カ月の家賃や水道料金や電気料金の領収証を添付することが要件になっていますよね。それがないと、そういう仕組みになっていますからということで、私が相談したら窓口で断られました。

だから、結局なぜ私がそういうことを言うかというと、ちょっと認知症が始まっているひとり暮らしの、幾らそれをお願いしても、私、相談を受けて、そういうものをきちんと残しておいてくださいと言っても、全部捨ててしまうんですね。そうすると、結局持っていくようがないですよね。そういう人たちが、既に市内にもそう珍しい状態じゃないような、今やっぱり高齢化社会の中で発生しておりますので、市の基準に定めた要件を基本的に満たしているという確認ができる状況なら、水道料金や家賃やそういうものの領収証を全部、半年なり数カ月備えるということがなければだめというような窓口の対等というのは、やっぱり私は改めるべきだと思いますから、それは要望しておきます。

ただ、このマイナンバーで、今言わたんですが、実は税務当局だとか市町村は、本人が提出しなくとも、このナンバーを勝手に使うといつてはおかしいですが、できる仕組みになったんですよね。そうでしょう、総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 特殊な例。

○5番（三宮十五郎君） いや、特殊じゃないの。だから、特殊な例じゃなくて、こういうことです。正確に申し上げますと、民間は本人からの番号の提供を受けなければ番号を取得できませんが、自治体や税務当局などの番号利用機関は、本人からの番号提供に関係なく、番号地方公共団体情報システム機構から取得し、管理できる仕組みとなっております。これは事実ですよね。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 御質問にお答えをいたします。

先ほど佐藤議員のところでもお答えをさせていただきました、まず目的・内容についてという御質問のところで、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、この目的でございますが、税、それから社会保障、災害対策の分野について効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報を同一人であることを確認するための

ものでございますので、この税と社会保障と災害対策の分野については法律で決められておりますので、使用ができるということになっておると考えております。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 実は、本来の目的に沿った利用は本人の届け出なしでもできるというの、地方自治体や、それから税務当局、そういう基準になっているんです。したがって、なぜ届け出しなきやいかんかという疑問まで出ておるんです。

そういうことで、自治体や税務当局は、本人の届け出がなくたってできますと。それは、今部長から説明されたように、そういう目的のためにやるんだから、目的にかなつたものについては、民間はできないが、地方自治体はできますと。そしたら届け出る必要ないですね、そういう制度だったら。かえって皆さん忙しい思いをしてやらなきやいかんような。やっぱり本当に矛盾のある制度だということと、それからもう1つは、実際にはこのシステムを運用していく上でいうと、国、地方自治体も含めてですが、大手のコンピューターというか、ＩＴの企業のサポートを受けておりまして、そこからたくさん関係当局にかかるような政治家などに政治献金が行われているということも昨今の新聞で報道されております。

国民に対する統一的な識別をするということをいうと、住民基本台帳制度ができましたよね。これができると非常にメリットあるようなことを言われてされたんですが、ところが実際には海外によく行く人たちについては多少メリットはあるかもしれません、普通の国民の日常生活には住民基本台帳ができたことで本当にメリットだとは言えないような状態だった中で、今度はまた独立した仕組みをつくって、そしてそれにまたさまざまな情報をひもづけしていく。しかも、今の制度は、銀行は任意なんです。だけど、そうしながら、今佐藤議員が質問したように、全部の情報がひもづけされていくということについて、ほとんどの国民がそういうものだという理解はまだしていないですね、はっきり言って。

それともう1つ大切なことは、この問題が、前に総務委員会でも私質問したときに、例えばセキュリティについていようと、暗証番号や、そういうのを使うから大丈夫だというのが総務常任委員会のセキュリティが漏れないという理由だったんですね。だけど、今日のこの仕組みでいいますと、例えば年金問題の漏えい問題が大きな問題になって、国がそういう対策をきちんととることを全国の自治体に指示をして国会で問題になったんですが、それでもそれを守らずに、結局番号づけを行った市町村が全国で2割近くあるというんですね。きちんと決められたことが、国として、あるいは自治体として守られない。

情報の漏えいということでいうと、大きく言って2つある。1つは民間。90%は中小企業ですから、それに見合うようなセキュリティを設けることは至難だということと、もう1つは自治体がそうなんだと。大体自治体そのものがこういう問題について、今日の電子社会の中での情報管理の問題について、ほとんどその一番肝心なことを理解していない自治体が

まだかなり存在しておるというかな、そういう状態が国会でも、政府もこの審議の中で認めている中で、こんな形で本当に皆さん忙しい中でやっていくということについては、今市長もちょっとと言われたんですが、立場上、それは法律に決められたものですからやらざるを得んと思うんですが、しかし本当に今の時代に、あるいは90%の中小企業が本当にできることかどうかということを考えたら、私はやっぱりこの問題については、ここでやるとかやらんとかという答弁を求めたって、それはできない話であります、やっぱり地方自治体として市長会なり知事会なり、そういうところでやっぱり本当に、今の行政の効率化を図るとか、そういうことになるということを錦の御旗にしておりますが、現実にできることかどうかということも含めて、本当にこれは再検討していただくことを考えていただきたい。これは答弁をしてよといつても難しいことですから答弁は求めませんが、そういうことを要望して、この問題には対応していただくことを要請して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方、ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認めます。

本案15件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託をします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第59号 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第5号）

日程第18 議案第60号 平成27年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（佐藤高清君） この際、日程第17、議案第59号、日程第18、議案第60号、以上2件を一括議題とします。

服部市長に、提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 改めまして、おはようございます。

本日提案し、御審議いただきます議案は、予算関係議案2件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第59号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第5号）及び議案第60号平成27年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、当初予算編成時の配属予定職員と実際に配属した職員に支払う給料等の差額を精査するものであります。

議案の詳細につきましては、総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 議案は総務部長に説明を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 御説明いたします。

議案第59号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれ1,944万円を減額し、歳入歳出予算の総額を149億3,940万8,000円とするものであります。

内容といたしましては、当初予算編成時の配属予定職員と実際に配属した職員に支払う給料等の差額を精査等いたしました結果、予算の減額を計上するものでございます。

次に、議案第60号平成27年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ435万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億6,564万1,000円とするものでございます。

内容といたしましては、一般会計と同様でございますが、当初予算編成時の配属予定職員と実際に配属した職員に支払う給料等の差額を精査した結果、予算の減額を計上するものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

○15番（佐藤 博君） 質疑というよりも、こういう補正予算等を提案される場合には、議会運営委員会が開かれておりますので、そういうところで説明をしていただいて、やっていただいたほうがいいんじゃないかなあと。これ議会運営委員会には出ていなかったわね。出ておったかね。私、議会運営委員会では聞いていませんが、その点はどうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 最初の議会運営委員会で、人事院勧告の関係の臨時会があるのではないかという話で、それ待っておったことがありますて、当初の議案では出せなかつたということで、議会運営委員会で、当初の人事の配置予定と実際の配置予定にやっぱりどうしても異動がありますから、その分だけの予算については議案質疑の日に提案させていただけてするんだけど、一般質問の初日に配付させていただいていることで、議会運営委員会ではそのようにお話をさせていただいております。

ですから、重立った内容については、先ほど説明したとおり、職員の異動に伴うものということありますので、それぞまた委員会で御審議いただきたいということあります。ですから、人事院勧告に伴うものについては、またこれは3月になるかなあと思っております。そんな内容でありますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） だから、要するにこの前議会運営委員会があったんだから、そのときにこういうようにということで出すべきが一番スムーズに運ぶことじやないかなあと。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 議会運営委員会で、そのときはまだ数字が詳細は把握できておりませんので、ただこういった内容を中日に提案させていただくということで御了解をいただいておるというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） ですから、議案ができたら議会運営委員会に出していくというのが一応ルールじゃないかなあと。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） そのとおりでありますけど、それであれば、議会運営委員会で私お話ししたときに、議会運営委員会でもう一回聞いてほしいという話でいただければ、私ども説明をさせていただいたと思っております。

最初の議会運営委員会でそのお話をしたときに、それでいいですよという話になりましたから、議案を配付させていただいたと。だから、中身について特に私が説明したことと違つたことはありませんので、議会運営委員会で聞いていただいてもそれは結構であります。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 議会運営委員会を開いてもらっても結構ですという、そんな答弁はちょっと失礼だよ。きちっと、できたら、一応議会運営委員会に見せて、そして今までのルールからいいたらみんなそうでしょう。そういうことで、例えば議会運営委員会が開けなかったら、議会運営委員長と議長等で調整していただいて出していただければいいんだが、普通こういうような、これはもう最終調整ですね、この予算。最終調整の予算は3月の補正予算で大体やるのが一般的でしょう。ところが、今回は12月に補正予算が出ておるでしょう。出ておって、この件だけがまた追加になったわけでしょう。そうじゃないですか。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） だから、最初に補正予算を出したときに、給与関係については間に合わないから別途出させていただくと、そういうふうにお話しさせていただいております。

それで、ただ何でおくれたかという理由は、たまたま人事院勧告に基づく議案が国は通っていないということで、私だけ先に出すわけにいかんわけですよ。ですから、臨時会があるんじゃないいかという前提、これは国ですよ、ということで、議案のいわゆる作成を待つておったわけです。ですから、初日にはお渡しはできなかつたということで、その旨は最初の議会運営委員会でもちゃんとお話をさせていただきました。そういう中で、この給与関係の異動に伴うものについては出しますと。それで、人事院勧告に基づく補正については、もう明らかにことしじゅうにはできないということが国でわかっておりますので、その分を除いた、いわゆる給与の異動に伴う分だけを出させていただくということは、ちゃんと説明をさ

せていただいております。

その中で、再度議運を開きますよという話はなかつたし、わかりましたという了解をいただいていたものですから配付させていただいたということありますので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） ですから、議案ができたら、例えば正・副議長と正・副議運の委員長にでも、こういうふうにできましたというように、それを示して出されるほうが、一応形としてはいいんじゃないかということを私は申し上げておるの。いいですか。こんなことで議論することではないが、議会の運営上の問題、そういうこと。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今、佐藤議員のおっしゃることもよく理解できますので、我々としては、きちっと説明させていただいたということに対する、その最後のところの詰めが少し甘かったかなあと思っておりますので、今後そういうことのないようにさせていただきたいと同時に、議員各位にも御理解をいただきたいと思っております。

今回、国で臨時議会が本来は開催されるところが開催されなかつたものですから、人事院のほうからについてもこの給与等の問題について、どこの一部事務組合でもそうですけれども、それに伴う臨時議会はやっておりません。少し行き違いのところもありますけれども、今後十分気をつけるので、議員の皆様に御理解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） わかればいいことだが、お互にみんな、例えばぱっと出されると、確かに議会運営委員会で話はありましたよ、初めに。ところが、ぱっと出てきたら、ほかの人はみんな知らんわけですよ。あれ、これまた出てきたかなあという。そういうこともあるから、一応そういうようなルールをされたほうが円滑にいくんじゃないかということで、悪いということじゃなくて、円滑にいくためにはそういう方法がありますよということを申し上げたわけです。いいですか。

○議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方、ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

本案は、お手元に配付した議案付託表のとおり、所管の委員会に付託をします。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時01分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 議員 大 原 功

同 議員 伊 藤 勝 巳



平成27年12月21日  
午後2時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである (18名)

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 伊藤勝巳  | 2番  | 川瀬知之 |
| 3番  | 鈴木みどり | 4番  | 那須英二 |
| 5番  | 三宮十五郎 | 6番  | 早川公二 |
| 7番  | 平野広行  | 8番  | 三浦義光 |
| 9番  | 横井昌明  | 10番 | 堀岡敏喜 |
| 11番 | 炭竈ふく代 | 12番 | 山口敏子 |
| 13番 | 小坂井実  | 14番 | 佐藤高清 |
| 15番 | 佐藤博   | 16番 | 武田正樹 |
| 17番 | 伊藤正信  | 18番 | 大原功  |

2. 欠席議員は次のとおりである (なし)

3. 会議録署名議員

|    |      |    |       |
|----|------|----|-------|
| 2番 | 川瀬知之 | 3番 | 鈴木みどり |
|----|------|----|-------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (33名)

|              |      |              |      |
|--------------|------|--------------|------|
| 市長           | 服部彰文 | 副市長          | 大木博雄 |
| 教育長          | 下里博昭 | 総務部長         | 伊藤好彦 |
| 民生部長兼福祉事務所長  | 伊藤久幸 | 開発部長         | 竹川彰  |
| 教育部長         | 八木春美 | 総務部次長兼財政課長   | 渡辺秀樹 |
| 総務部次長兼秘書企画課長 | 山口精宏 | 総務部次長兼危機管理課長 | 橋村正則 |
| 民生部次長兼十四山支所長 | 松川保博 | 民生部次長兼児童課長   | 村瀬美樹 |
| 会計管理者兼会計課長   | 山守修  | 監査委員長        | 平野宗治 |
| 総務課長         | 立松則明 | 庁舎建設室長       | 伊藤重行 |
| 税務課長         | 山下正巳 | 収納課長         | 鈴木浩二 |
| 市民課長兼鍋田支所長   | 横山和久 | 保険年金課長       | 佐藤栄一 |
| 環境課長         | 伊藤仁史 | 健康推進課長       | 花井明弘 |
| 福祉課長         | 宇佐美悟 | 介護高齢課長       | 半田安利 |

|                |       |        |        |
|----------------|-------|--------|--------|
| 総合福祉センター<br>所長 | 村瀬修   | 農政課長   | 安井耕史   |
| 商工観光課長         | 羽飼和彦  | 土木課長   | 山田宏淑   |
| 都市計画課長         | 大野勝貴  | 下水道課長  | 小笠原己喜雄 |
| 学校教育課長         | 水谷みどり | 生涯学習課長 | 安井文雄   |
| 図書館長           | 山田淳   |        |        |

#### 5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 三輪眞士 | 書記 | 浅野克教 |
| 書記     | 伊藤国幸 |    |      |

#### 6. 議事日程

- |              |  |
|--------------|--|
| 日程第1         | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第2 議案第44号  | 弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等<br>に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について |
| 日程第3 議案第45号  | 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条<br>例の一部改正について                     |
| 日程第4 議案第46号  | 弥富市税条例の一部改正について  |
| 日程第5 議案第47号  | 弥富市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正について                                     |
| 日程第6 議案第48号  | 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について  |
| 日程第7 議案第49号  | 弥富市障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について                                      |
| 日程第8 議案第50号  | 弥富市十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について                                   |
| 日程第9 議案第51号  | 弥富市高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について                                      |
| 日程第10 議案第52号 | 弥富市十四山高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について                                   |
| 日程第11 議案第53号 | 弥富市デイサービスセンターの指定管理者の指定について                                       |
| 日程第12 議案第54号 | 弥富市南デイサービスセンターの指定管理者の指定について                                      |
| 日程第13 議案第55号 | 弥富市介護保険条例の一部改正について   |
| 日程第14 議案第56号 | 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について  |
| 日程第15 議案第57号 | 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第4号）   |
| 日程第16 議案第58号 | 平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）                                       |
| 日程第17 議案第59号 | 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第5号）   |
| 日程第18 議案第60号 | 平成27年弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）                                    |
| (追加提案)       |  |
| 日程第19 発議第12号 | 子ども・子育て支援新制度に対する意見書の提出について                                       |
| 日程第20 発議第13号 | 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書                                   |

の提出について

日程第21 発議第14号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める意見書の提出について

日程第22 閉会中の継続審査について

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時04分 開議

○議長（佐藤高清君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、川瀬知之議員と鈴木みどり議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第44号 弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

日程第3 議案第45号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

日程第4 議案第46号 弥富市税条例の一部改正について

日程第5 議案第47号 弥富市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第48号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第7 議案第49号 弥富市障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について

日程第8 議案第50号 弥富市十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について

日程第9 議案第51号 弥富市高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について

日程第10 議案第52号 弥富市十四山高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について

日程第11 議案第53号 弥富市デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第12 議案第54号 弥富市南デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第13 議案第55号 弥富市介護保険条例の一部改正について

日程第14 議案第56号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第15 議案第57号 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第4号）

日程第16 議案第58号 平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第17 議案第59号 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第5号）

日程第18 議案第60号 平成27年弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（佐藤高清君） この際、日程第2、議案第44号から日程第18、議案第60号まで、以上17件を一括議題とします。

本案17件に関し、審査の経過と結果の報告を各委員長より求めます。

なお、横井総務委員長より、体調不良により委員長報告を行うことが困難であるとの申し出があり、これを認めまして、総務委員会の報告は川瀬副委員長に求めます。

では、川瀬総務副委員長、お願ひします。

○総務副委員長（川瀬知之君） 総務委員会に付託されました案件は、議案第44号弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について初め7件です。

本委員会は、去る12月16日に、委員全員と委員外1名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第44号弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について審査いたしました。

委員から、マイナンバー制度に対する国民的合意を求めるよう関係機関に発信することができないかとの質問に、国が法律を定め取り組んでいることでもあり、間違いないよう今後も進めていきますとの答弁がありました。

さらに、市長から、この制度に関しては、国も我々も今後も継続的に説明していくかなければならないと思っていると答弁がありました。

以上の質疑の後、討論に入りました。

討論では、プライバシーの根源にかかわることでもあるこの制度に対し、国民が理解し、納得が得られない国の手法に抗議する意味を込め、反対すると討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案を了承しました。

続いて、議案第45号について審査を行い、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

議案第46号に対する審査では、議案第44号と同様の理由による反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案を了承しました。

続いて、議案第47号弥富市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正について審査を行いました。

委員から、条例改正による事務の変更点はの質問に、これまで年1回、まとめてスクラップ業者に廃棄処分していたものをリサイクルで活用できることになるように変更するものだと答弁がありました。

さらに、ほかの委員から、年間の廃棄自転車数の実績はとの質問には、本年4月からの実績で、回収自転車が184車あり、そのうち返却車数が60車で、現在、124車回収している。過去も同様の実績ですとの答弁がありました。この答弁に対し、この実績を踏まえた上で今回のリサイクルはどのような内容になるのかとの質問に、新品であれば販売も可能と考えるが、さびなどで劣化したものが大半であるため、部品をとり、再生することになるのではないかと考えていますとの答弁がありました。

以上のような質問がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第48号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についての審査を行いました。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

議案第57号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第4号）及び議案第59号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第5号）について審査いたしました。

まず、市側より説明があり、委員から、時間外手当を計上するに当たり、事業計画や新規事業などもあわせて検討しているかとの質問に、市側より、保育所も含め事業計画について各課に事務効率を精査させた上で計上したものと積み上げた結果のものですとの答弁がありました。

以上のような質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果を全員賛成で原案を了承しましたことを御報告し、総務委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、三浦建設経済委員長、お願いします。

○建設経済委員長（三浦義光君） 8番 三浦義光です。

建設経済委員会に付託されました案件は、議案第60号平成27年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）であります。

本委員会は、去る12月14日に、委員全員と委員外3名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第60号平成27年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、最初に市側より説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しましたことを御報告し、委員長報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、山口厚生文教委員長、お願いします。

○厚生文教委員長（山口敏子君） 12番 山口敏子です。

厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第49号弥富市障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について初め10件です。

本委員会は、去る12月15日に、委員全員と委員外3名の出席により、開始時間を1時間繰り上げ開催し、審査を行いましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、議案第49号弥富市障害者生きがいセンターの指定管理者の指定についてから議案第54号弥富市南デイサービスセンターの指定管理者の指定についてまで6件について一括で審査いたしました。

委員より、審査事項の各施設に対する現在の利用状況について質疑があり、市側より各施

設の利用者数の答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第55号弥富市介護保険条例の一部改正について及び議案第56号弥富市国民健康保険税条例の一部改正についての2件を一括審査いたしました。

委員より、マイナンバー制度に関する詐欺事件が発生しているが、本市の対策はとの質問に、市側より、現段階において、市として注意喚起することはしておりませんと答弁がありました。

また、情報が漏えいした場合の責任の所在はとの質問には、市長から、仮定の話になるが、原因究明を第一とし、原因理由で判断していくことになるとの答弁がありました。

さらに、DVに対する措置についての質問には、通知カードは世帯主に同居者分を同封し発送しているが、DV被害者を心配する方はあらかじめ申請されているので、本人に通知カードを発送していますとの答弁がありました。

他の委員からは、最初のマイナンバーカードには手数料は発生しないと聞くが、いつまで無料なのか。また、再発行の手数料はとの質問に、市側より、国からは当分の間は無料と聞いています。この当分の間とする期間について、具体的な期日は示されていません。手数料に関しては、通知カードは500円、個人カード（写真つきのもの）は800円ですとの答弁がありました。また、当市で、今現在で通知カードの受け取りを拒否している実例はあるのかとの質問に、数件拒否の実例がありますとの答弁がありました。さらに他の委員から、通知カード未送達者の把握はできているか。また、未送達者に対する対策はとの質問に、配達中の段階であるが、約700から800通が受け取られていませんとの答弁があり、その対策として、改めて通知カードをとりに来ていただくよう文書を送付し、受け取りの勧奨を行います。さらに市長から、土・日に開庁し、とりに来ていただくような手だても検討していると答弁がありました。

以上の質疑の後、討論に入り、委員から、セキュリティー上危惧する点があること、管理する上においても大変な労力と費用が発生すると反対討論がありました。

一方、他の委員から、危惧する点があることは理解する。漏えいは防がないといけないが、漏えいしたもの悪用することが一番の悪である。マイナンバー制度事業が円滑に進めることを望むと賛成討論がありました。

以上の討論の後、採決の結果、賛成多数で原案を了承しました。

続いて、議案第57号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第4号）、議案第58号平成27年度弥富市介護保険特別予算（第2号）、以上2件を一括審査しました。

最初に市側より説明があり、質疑に入り、委員より、生活保護費が補正計上されているが、現状はとの質問があり、市側より、12月1日現在の値は174世帯で、昨年の同時期では182世

帯数から8世帯の減少、人数は245名で、259名から14名ほど減少している。保護率としては0.56%で、愛西市に比べ高く、その要因は、アパートが多く病院や駅が近くにあるという地理的なものが大きな要因であると分析しています。

なお、県では平均並みであるとの答弁がありました。

また、生活保護者が減少した主な要因はとの質問に、市側より、就労支援員による活動により、16名が職につくことができたことが大きいと分析していますと答弁がありました。

以上のような質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、議案第57号、第58号の2件を全員賛成で原案を了承したことを御報告し、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

三宮議員、お願いします。

○5番（三宮十五郎君） 5番 三宮十五郎です。

私どもはかねがね、このマイナンバー制度については国民の利益にかなうものではないという立場で異論を申し上げてまいりましたが、最近のこの問題をめぐる状況なども御紹介しながら、改めて、ぜひ国民の理解や納得のいくものに改める努力を強く国に求め、そして法律でございますので、そういう非常にこの問題のある制度を実施しなければならない行政当局の皆さんの御苦労については、大変いろんな問題を抱えながら、ただでさえ忙しい仕事の中で一層複雑になってくると思いますので、そういう点の御苦労については、大変皆さんのが苦しむことになるんじゃないかと心配をしておりますが、いずれにいたしましても、ただいま上程されている議案の中で第44号、46号、55号、56号につきましては、当市におけるマイナンバーの諸手続きの上で利用することに関する条例を制定するものでございますが、これは、日本に住民票を持つ人全員に12桁の番号を割り振り、国がさまざまな個人情報を管理するマイナンバーをめぐる混乱は、つい最近の事態を見ても、ますますおさまらない状況になっていることは否めません。

1月の利用開始をうたっておりますが、番号を通知するカードの郵送が大幅におくれたり、カードそのものが印刷されていない地域が発覚したり、国民の不信は募るばかりです。情報漏えいや国による住民監視の強化など、制度の仕組み自体についての懸念も拭えません。

安倍政権は、あくまでも1月からの開始を目指しています。しかし、開始の前提が大きく揺らいでいることも明らかではないでしょうか。マイナンバーは、赤ちゃんからお年寄り、外国人も含め、日本で住民登録をしている約1億2,000万人に番号をつけ、当面は1月から税の申告や社会保障の手続などに利用させようという仕組みでございます。

10月半ば以降、市区町村から番号を知らせる通知カードが簡易書留で約5,600万世帯に向けて郵送されていますが、その出発から混乱の連続です。政府は、11月に配達を完了するとしていたのに対し、12月半ばを過ぎても完了しませんでした。受取人不在で手渡せないケースも続発し、自治体に返送された通知カードは500万通を超え、まだふえることは確実であります。通知カードが大量に送り返されてきた自治体は、対応に頭を悩ませています。

そもそも、1カ月余りで5,600万世帯に簡易書留を届ける計画に無理がありました。日本の郵便の歴史でこれほど大量の簡易書留を短期間で送った経験はありません。印刷や郵便局への搬入のおくれも重なり、混乱に拍車をかけています。そのしわ寄せを受け、過重な負担を強いられる現場の職員がたまたまではあります。

受取人不在が数百万単位で発生することも当初から指摘されておりました。住民票を変えずに特別養護老人ホームで生活する高齢者、家庭内暴力から避難している人などへの手だても本人任せです。認知症などでマイナンバーをしっかり管理できない人への対応の仕方も不明確で、医療、介護、福祉の現場は苦悩を深めています。一人一人の生活状態を考慮せず、大切な管理が必要な番号通知を一律に送りつける政府の乱暴なやり方が問われます。

住民全員への番号通知が終わるめどもない今まで、安倍政権は1月からマイナンバーと顔写真を記載した個人番号カードを1,000万人に交付する計画です。身分証明書以外にはほとんど使い道がなく、むしろ紛失すると個人情報が漏れるリスクが極めて高いカードでもあります。申請は任意で、強制ではありません。そのカードの危険性はほとんど触れず、普及ばかりに力を入れる政府の姿勢は、国民のプライバシーを危うくするものでもございます。

政府は、マイナンバーの民間分野への利用拡大も狙っております。しかし、一つの個人番号を官民共通で広く使っている国は、アメリカなどごく少数であります。アメリカでは、個人情報漏えいなどが大問題になっているのが実態です。そんな危険な道に踏み込んではならないと思いますが、いかがでしょうか。

マイナンバー差しとめ裁判が提訴されるなど、実際に番号を手にしてからも国民の不安は広がるばかりです。1月実施を延期して、制度の危険性を検証、再点検し、廃止へ向け見直すことが必要であると私は考えておりますが、行政当局の皆さんのお苦労に心を痛めながら、国の制度としてもとから改めることを強く求めて、反対討論とさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） ほかに討論の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

議案第44号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号から議案第54号まで以上8件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号から議案第54号まで以上8件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号から議案第60号まで以上4件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号から議案第60号まで以上4件は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

堀岡議員から発議第12号、第13号並びに第14号議案が提出されました。

この際、日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、発議第12号から発議第14号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 発議第12号 子ども・子育て支援新制度に対する意見書の提出について

日程第20 発議第13号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書の提出について

日程第21 発議第14号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める意見書の提出について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第19、発議第12号から日程第21、発議第14号まで以上3件を一括議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者である堀岡議員に提案理由の説明を求めます。

堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 10番 堀岡です。

それでは、発議第12号から発議第14号まで3件の意見書の提出につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、発議第12号子ども・子育て支援新制度に対する意見書につきましては、子供の健やかな成長がひとしく保障されるよう、必要財源の確保や保育の質を確保、向上させるために職員の処遇、配置基準を抜本的に改善することを国に対し要望するものであります。

次に、発議第13号「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書につきましては、超高齢社会を迎える中で、介護現場で働く全ての労働者の処遇改善や、介護施設の人員配置基準を利用者2人に対して介護職員1人以上に引き上げることを国費で費用を賄うことを、国、愛知県に対して要望するものであります。

次に、発議第14号愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める意見書につきましては、医療の高度化、超高齢社会を支えるために、15万人以上の看護職員を確保し、安全・安心の医療と介護が受けられる体制と、勤務環境改善を盛り込む抜本的な計画を策定することを愛知県に対し要望するものであります。

以上、この意見書3件につきましては、それぞれ関係機関に提出することを提案するものであります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論の方ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、これより採決いたします。

発議第12号から発議第14号まで以上3件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案3件は原案のとおり可決されましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22 閉会中の継続審査について

○議長（佐藤高清君） 日程第22、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

ここで服部市長から、年末に当たり発言を求められていますので、許可いたします。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 平成27年12月議会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

11月30日から本日まで提案いたしました議案を御審議いただき、滞りなく可決、承認をいただき、まことにありがとうございました。

本年を振り返りますと、災害に関することが目立ちました。9月の台風18号の影響による北関東東北地域の豪雨災害を初め、最大瞬間風速81メートルを記録した台風21号など、過去に体験したことがない、数十年に1度などと形容される異常気象が相次いでおり、これからも発生てくるものとして、災害に対する対応力の強化がますます重要となっております。

一方、国内経済状況におきましては、アベノミクス成長戦略3本の矢としての成果があらわれ、景気の回復も緩やかに進んできております。さらに、新たに新3本の矢と称して、希望と夢と安心を掲げ、取り組んでいくとしています。この新3本の矢を着実に成果が上がるこことを期待しているものでございます。

来年度は、弥富市の誕生からいよいよ10周年を迎えます。市民の皆様には、これまでの市政運営に御理解と御協力を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

市制施行10周年を記念いたしまして、式典や数々のイベントを開催してまいります。市民の皆様とともにこの10年を振り返り、弥富市になってよかったですと感じていただき、そして次の10年に向け、防災、減災、都市基盤整備などを進め、さらに皆様が安心して安全で暮らしていくまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

さて、在任中、幾多の功績を残されました議員の各位におかれましては、平成28年2月末をもって任期が満了を迎えることになります。市長と議員は、議会という場を通じてさまざまな議論を重ねます。もちろん意見が異なることはありますが、弥富市を元気にしたい、市民の暮らしを少しでも豊かにしたいという気持ちは一緒のはずでございます。さらなる弥富市発展に向けて、引き続き御協力賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

いよいよ厳寒に向かいます折から、皆様には切に御自愛くださいまして、御多幸な新春をお迎えくださいますようお祈り申し上げまして、私の御挨拶といたします。

○議長（佐藤高清君） それでは、私から一言御挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、地方分権が進む中で活発な御意見をいただき、市政推進にこの1年間努めていただきました。また、議会運営に御協力をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

市議会は、来年2月14日の改選で議員定数が16の新たな体制となりますので、今まで以上に議員活動を積極的に展開していくことを求められております。今後とも議員一丸となって市民の皆様の御期待に応えられるように、議会改革を初めとした諸問題に取り組んでいかなければなりませんので、御協力をお願いいたします。

また、ことしもあと少しとなりました。皆様におかれましては、健康で新しい年を迎えていただきますことを御祈念申し上げまして、簡単ではありますが、私の挨拶にかえさせていただきます。

これをもって、平成27年第4回弥富市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時38分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 議員 川瀬 知之

同 議員 鈴木みどり